

5. 財務関係

(2) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調査 (平成24年4月1日 から 平成26年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 住民監査請求の件数 (総括表)

(単位：件)

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	住民監査請求の件数					うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
北海道	H24.4.1～H25.3.31	1						1		
	H25.4.1～H26.3.31	3	1					2		
	計	4	1	0	0	0	0	3	0	0
青森県	H24.4.1～H25.3.31									
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	H24.4.1～H25.3.31	2		2				2		
	H25.4.1～H26.3.31	2		2				2		
	計	4	0	4	0	0	4	0	0	0
宮城県	H24.4.1～H25.3.31	3		3			1	2		
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	3	0	3	0	1	2	0	0	0
秋田県	H24.4.1～H25.3.31	2		1	1			1		
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	2	0	1	1	0	0	1	0	0
山形県	H24.4.1～H25.3.31	2						2		
	H25.4.1～H26.3.31	2		2			2			
	計	4	0	2	0	2	0	2	0	0
福島県	H24.4.1～H25.3.31									
	H25.4.1～H26.3.31	1		1			1			
	計	1	0	1	0	1	0	0	0	0
茨城県	H24.4.1～H25.3.31	2						2		
	H25.4.1～H26.3.31	4	1	3			3			
	計	6	1	3	0	3	0	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数					うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの			
栃木県	H24.4.1～H25.3.31	3					2	1	
	H25.4.1～H26.3.31	3					2	1	
	計	6	0	0	0	0	4	2	0
群馬県	H24.4.1～H25.3.31	1					1		
	H25.4.1～H26.3.31	1		1	1				
	計	2	0	1	1	0	1	0	0
埼玉県	H24.4.1～H25.3.31	2		1			1		
	H25.4.1～H26.3.31	1					1		
	計	3	0	1	0	0	2	0	0
千葉県	H24.4.1～H25.3.31	12	1	11		2	9		
	H25.4.1～H26.3.31	4		2		1	1	2	
	計	16	1	13	0	3	10	2	0
東京都	H24.4.1～H25.3.31	8		7		3	4	1	
	H25.4.1～H26.3.31	7		7			7		
	計	15	0	14	0	3	11	1	0
神奈川県	H24.4.1～H25.3.31	3	1	1			1	1	
	H25.4.1～H26.3.31	7	1	5	1	2	2	1	
	計	10	2	6	1	2	3	2	0
新潟県	H24.4.1～H25.3.31	9	3	2			2	4	
	H25.4.1～H26.3.31	9	2	4		1	3	3	
	計	18	5	6	0	1	5	7	0
富山県	H24.4.1～H25.3.31	2		2		2			
	H25.4.1～H26.3.31	1		1		1			
	計	3	0	3	0	3	0	0	0
石川県	H24.4.1～H25.3.31	2					2		
	H25.4.1～H26.3.31	1					1		
	計	3	0	0	0	0	3	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数						うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
大阪府	H24.4.1～H25.3.31	9		6			6	3		
	H25.4.1～H26.3.31	6		3			3	3		
	計	15	0	9	0	0	9	6	0	
兵庫県	H24.4.1～H25.3.31	8		1	1			7		
	H25.4.1～H26.3.31	10		3		1	2	7		
	計	18	0	4	1	1	2	14	0	
奈良県	H24.4.1～H25.3.31	3		1	1			2		
	H25.4.1～H26.3.31	1						1		
	計	4	0	1	1	0	0	3	0	
和歌山県	H24.4.1～H25.3.31	3		1			1	2		
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	3	0	1	0	0	1	2	0	
鳥取県	H24.4.1～H25.3.31	4		3			3	1		
	H25.4.1～H26.3.31	1							1	
	計	5	0	3	0	0	3	1	1	
島根県	H24.4.1～H25.3.31									
	H25.4.1～H26.3.31	2		2			2			
	計	2	0	2	0	0	2	0	0	
岡山県	H24.4.1～H25.3.31	1							1	
	H25.4.1～H26.3.31	2		1	1			1		
	計	3	0	1	1	0	0	1	1	
広島県	H24.4.1～H25.3.31									
	H25.4.1～H26.3.31	7		5	1	1	3	1	1	
	計	7	0	5	1	1	3	1	1	
山口県	H24.4.1～H25.3.31	1						1		
	H25.4.1～H26.3.31	5		1			1	4		
	計	6	0	1	0	0	1	5	0	

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数						うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
徳島県	H24.4.1～H25.3.31	6	2	1		1		3		
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	6	2	1	0	1	0	3	0	0
香川県	H24.4.1～H25.3.31	5		3		3		2		
	H25.4.1～H26.3.31	11		8			8	3		
	計	16	0	11	0	3	8	5	0	0
愛媛県	H24.4.1～H25.3.31	5		3	1		2	2		
	H25.4.1～H26.3.31	8		8		2	6			
	計	13	0	11	1	2	8	2	0	0
高知県	H24.4.1～H25.3.31	8		6			6	2		
	H25.4.1～H26.3.31	3		3			3			
	計	11	0	9	0	0	9	2	0	0
福岡県	H24.4.1～H25.3.31	8		4	2	2		4		
	H25.4.1～H26.3.31	1		1	1					
	計	9	0	5	3	2	0	4	0	0
佐賀県	H24.4.1～H25.3.31	2		2			2			
	H25.4.1～H26.3.31	3		3			3			
	計	5	0	5	0	0	5	0	0	0
長崎県	H24.4.1～H25.3.31	2	1					1		
	H25.4.1～H26.3.31	1						1		
	計	3	1	0	0	0	0	2	0	0
熊本県	H24.4.1～H25.3.31	2		1			1	1		
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	2	0	1	0	0	1	1	0	0
大分県	H24.4.1～H25.3.31	3		2			2	1		
	H25.4.1～H26.3.31	3		2			2	1		
	計	6	0	4	0	0	4	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数						うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
宮崎県	H24.4.1～H25.3.31	1		1		1				
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	1	0	1	0	1	0	0	0	0
鹿児島県	H24.4.1～H25.3.31	3		2			2	1		
	H25.4.1～H26.3.31	4		2		2		2		
	計	7	0	4	0	2	2	3	0	0
沖縄県	H24.4.1～H25.3.31	2						1	1	
	H25.4.1～H26.3.31									
	計	2	0	0	0	0	0	1	1	0
合計	H24.4.1～H25.3.31	152	10	77	6	19	52	62	3	0
	H25.4.1～H26.3.31	125	5	75	6	17	52	42	4	0
	計	277	15	152	12	36	104	104	7	0

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	① 知事 ② 職員がソフトウェアを違法コピーしたことにより生じた損害について、損害賠償請求権の行使を怠る行為 ③ 不正を行った職員に対する損害賠償請求権の行使	H24. 4. 27	1	請求人に陳述の意思がないため実施しなかった。	① H24. 6. 19 ② 棄却 ③ 職員等に故意又は重大な過失があったとまではいえない	無
北海道	① 知事 ② 学校法人に対する補助金において、不正に算定された経費を基礎に補助金を支出 ③ 補助金の不正支出の是正及び損害賠償請求権の行使	H25. 5. 7	1		① H26. 7. 1 ② 取下げ ③	無
北海道	① 知事 ② 北海道議会の会派及び議員に交付した政務調査費のうち調査委託費、陳情費用及び飲食費等の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等	H25. 5. 16	1	H25. 6. 17 口頭陳述	① H25. 7. 26 ② 棄却、一部却下 ③ 違法又は不当な支出とは認められない	無
北海道	① 知事 ② 北海道議会の会派及び議員に交付した政務調査費のうち調査委託費、広報広聴費及び飲食費の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等	H25. 11. 27	1	H25. 11. 27 口頭陳述	① H26. 2. 7 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない	無
小 計		4件				有 0件 無 4件
岩手県	① 知事 ② がれきの広域処理に関する公金の支出は違法 ③ 当該行為を防止し、当該契約を是正することを求める。	H25. 2. 26	16		① H25. 3. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認められず、かつ、県に損害や損失が発生するおそれがあるとも認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岩手県	① 知事 がれきの広域処理に関してO株式会社に委託した災害がれきの推計量の計測に疑義があり、契約に基づく公金の支出は違法もしくは不当 ② ③ 当該行為を差し止め、当該契約金の返還を求め、かつ実態に基づく推計量に基づき、がれき広域化量を算定することを求める。	H25. 3. 22	8		① H25. 4. 17 ② 却下 ③ 当該契約における違法性又は不当性について、その理由を個別的、具体的に摘示しているものとは認められない。本件業務に関する経費は被災市町村が負担するものであるから、岩手県に損害や損失が発生するものとは認められない。	無
岩手県	① 知事 ② がれきの広域処理に関する公金の支出は違法 当該行為を防止し、当該契約を是正することを求める。 ③ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める。	H25. 4. 25	6		① H25. 5. 29 ② 却下 ③ 財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認められず、かつ、県に損害や損失が発生するおそれがあるとも認められない。	無
岩手県	① 知事 がれきの広域処理に関してO株式会社に委託した災害がれきの推計量の計測に疑義があり、契約に基づく公金の支出は違法もしくは不当 ② ③ 当該行為を差し止め、当該契約金の返還を求め、かつ実態に基づく推計量に基づき、がれき広域化量を算定することを求める。監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める。	H25. 5. 15	2		① H25. 6. 28 ② 却下 ③ 当該契約における違法性又は不当性について、その理由を個別的、具体的に摘示しているものとは認められない。本件業務に関する経費は被災市町村が負担するものであるから、岩手県に損害や損失が発生するものとは認められない。	有
計		4件				有 1件 無 3件
宮城県	① 知事 ② 石巻支援学校の築山撤去及び校庭整備に係る予算措置及び予算執行は違法不当であり無効である。 ③ 築山撤去及び校庭整備事業にかかった費用を宮城県に返還するよう勧告すること。	H24. 9. 6	1		① H24. 10. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為としての違法性・不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されているものとは認められない。	有
宮城県	① 知事 災害等廃棄物処理（東京都搬出、北九州市搬出）業務委託契約は、県が処理量を精査した結果大幅に減少していることから、がれきの広域処理は理由がなく、妥当性、経済的合理性に欠ける。 ② ③ 震災がれきの広域処理に関する契約を即刻解除し、処理を中止すること。	H24. 11. 29	2		① H25. 1. 25 ② 却下 ③ 県に損害や損失を発生させていないから、住民監査請求の要件を満たしていない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
宮城県	① 知事 ② 災害等廃棄物処理に係る北九州市委託契約及び石巻ブロック変更契約は、必要性を欠いたものであり、違法な契約である。 ③ 知事に対し、損害賠償をするなど適切な損害回復の措置をとるよう勧告すること。	H25. 2. 12	1		① H25. 3. 29 ② 却下 ③ 県に損害や損失を発生させていないから、住民監査請求の要件を満たしていない。	無
計	3件					有 1件 無 2件
秋田県	① 本件損害回復に責任を有する職員 ② 違法な契約の締結・履行（過大な委託料の支出） ③ 責任ある職員への損害賠償請求等必要な措置	(H24. 6. 18)	4		① H24. 7. 2 ② 却下（不受理） ③ 1年の期間経過	有
秋田県	① 本件支出に関わった職員 ② 違法な公金の支出（補助金の不適正処理） ③ 補助金の返還	H24. 9. 27	2	請求人の意向により実施せず	① H24. 11. 22 ② 請求棄却 ③ 補助金交付事務に違法性又は不当性はない。	無
計	2件					有 1件 無 1件
山形県	① 知事 ② ダム建設関連の契約停止、公金の返還 ③ 上記契約をしない、支出しないこと及び支出済の公金は返還を求める。	H24. 6. 29	18	期間 24年7月19日及び8月7日 面談	① H24. 8. 27 ② 棄却 ③ 支出に違法性、不当性は認められない。	有
山形県	① 知事 ② 政務調査費の返還 ③ 上記及び監査委員が監査し、その他の違法な支出の返還を求めるよう知事に勧告すること。	H25. 2. 26	2	期間 25年3月8日 面談	① H25. 4. 23 ② 棄却 ③ 支出に違法性、不当性は認められない。	無
山形県	① 知事 ② 河川占用許可 ③ 既占用者と調整することなく不許可としたのは、行政手続法に違反しているため、早急に許可するよう勧告することを求める。	H26. 1. 31	1		① H26. 2. 17 ② 却下 ③ 公(国)有財産の管理のことであり、財務上の財産行為に当たらないため。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山形県	① 知事 ② 公安委員の報酬返還 誤った交通事故証明書の是正を指導しなかったのは、公安委員の ③ 権限不履行であるから、その範囲内において報酬の一部を返還させること。	H26. 3. 18	1		① H26. 3. 27 ② 却下 ③ 請求人の要求に従う形で事故処理報告書を修正しないことは、財務上の行為ではないため。	無
計	4件					有 1件 無 3件
福島県	① 知事 ② 規則等の遅延利息等に関する端数処理規定の違法性 ③ 規則等の遅延利息等に関する端数処理規定の改正	H26. 1. 24	1		① H26. 3. 17 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
計	1件					有 0件 無 1件
茨城県	① 知事 官製談合事案に係る落札業者に対する損害賠償請求について、その対象期間を公取委の課徴金納付命令を受けた3年間としているが、少なくとも不正が行われていたそれ以前の約2.5ヶ年分についても違約金の15%を損害賠償請求すべき ② 損害賠償請求の対象期間を計約5.5年間とし、談合を行い落札・受注した業者25社に、契約額の15%相当額（4億685万円）の返還を求める措置を講じるよう勧告することを求める ③	H24. 4. 9	15	平成24年5月15日 口頭陳述（1人参加）	① H24. 6. 8 ② 棄却 約5.5年間に落札された工事すべてについて、一律に損害賠償請求を求める請求人の主張には理由が無く、県の判断は妥当である ③	有
茨城県	① 知事及び県職員 ② 悪質な官製談合の維持によって、少なくとも総工事額の10%・15億6558万円が、県民の損害として失われた ③ 知事が、②の額を、この間の全ての入札参加業者と談合に関与した県職員に返還請求し、県民の損害を回復するよう求める	H24. 4. 9	1	平成24年5月15日 口頭陳述（1人参加）	① H24. 6. 8 ② 棄却 均落札率から個々の談合工事の談合を認定する根拠の説明も証拠もなく、請求人の主張には理由がない ③	有
茨城県	① 知事 ② 常陸太田市市長は、平成20年度に県から補助金を受給しながら施設を造っていない ③ 知事は、補助金4億3500万円の返還請求をせよ	H25. 5. 28	1		① H25. 7. 5 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	① 知事及び県職員 ② 某クリニックは、医師の診察実績が不足しているなど、医療扶助費の受給要件を満たさない ③ 県が当該クリニックに対してした過去1年間の医療扶助費等全額の返還を求める	H25. 8. 29	1		① H25. 9. 2 ② 取下げ ③	無
茨城県	① 知事 知事が常陸太田市長に支出した補助金には法的根拠が存さず、何を請求されているのか特定できない事実がありながら、1億1473万4千円の公金を違法に支出した ③ 県に1億1473万4千円の損害が生じているため、県知事に対して、必要な措置をとるよう請求する	H25. 9. 27	1		① H25. 11. 21 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない	有
茨城県	① 鹿嶋警察署長及び署員 ② 鹿嶋警察署長に告訴状を提出したところ、受領を拒否し郵送により返付した ③ ②のことは違法行為であるため、郵送に擁した費用420円の返還を請求する	H26. 2. 6	1		① H26. 3. 10 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない	無
計		6件				有 4件 無 2件
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 違法・不当な支出を返還させるために必要な措置	H24. 5. 29	1	請求人が希望せず	① H24. 7. 26 ② 一部認容、一部棄却 ③ 一部理由があると認め必要な措置を勧告（その余は違法・不当な支出は認められない）	有
栃木県	① 知事 ② 財産の管理 ③ 行政財産の無償での使用許可の取消し及び使用料相当額を返還させるために必要な措置	H24. 7. 13	1	H24. 8. 17 口頭陳述	① H24. 9. 10 ② 一部却下、一部棄却 ③ 一部は要件を欠くため却下 一部は違法・不当な管理にあらず棄却	無
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（国庫補助金の返納） ③ 賠償請求	H24. 10. 29	1	請求人が希望せず	① H24. 12. 26 ② 棄却 ③ 返納手続きに違法性・不当性は認められない。	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 違法・不当な支出を返還させるために必要な措置	H25. 5. 29	1	請求人が希望せず	① H25. 7. 25 ② 一部認容、一部棄却 ③ 一部理由があると認め必要な措置を勧告（その余は違法・不当な支出は認められない）	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
栃木県	① 知事 ② 契約の締結 ③ 違法な契約締結の差止め	H25. 9. 11	5	H25. 10. 25 口頭陳述	① H25. 11. 21 ② 棄却 ③ 違法が認められず、契約締結により県に損害が発生することも認められない	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 違法な支出による損害を補填する必要な措置	H25. 10. 25	3	H25. 11. 22 口頭陳述	① H25. 12. 19 ② 棄却 ③ 違法とする理由は認められない	有
計		6件				有 5件 無 1件
群馬県	① 知事 ② 契約の締結・履行 ③ 違法・不当な契約（不当な予定価格、違法な入札）	H24. 11. 16	2	H24. 11. 22、請求人2名が出席し、監査委員の面前で1時間の陳述。	① H24. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法又は不当というべきものはない	無
群馬県	① 知事 ② 財産の管理及び公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 県立公園内の追悼碑の設置許可の取消及び土地の無償貸与は不当	H25. 10. 22	1	H25. 10. 28、請求人1名が出席し、監査委員の面前で1時間の陳述。	① H25. 12. 2 ② 却下 ③ 請求の要件を欠き不適法（非財務会計行為及び期間経過）	無
計		2件				有 0件 無 2件
埼玉県	① 知事 ② 準学校法人への補助金の支出 ③ 補助金の支出に係る損害賠償	H24. 6. 5	1		① H24. 6. 18 ② 却下 ③ 事実上国の権限事項に関する判断を求めるものであり、請求として不適法。	有
埼玉県	① 知事 ② 補助金の支出 ③ 補助金の返還等	H24. 6. 5	2	平成24年7月3日に請求人及び福祉部職員の陳述	① H24. 7. 26 ② 棄却 ③ 明確な裁量権の逸脱があるとは認められず、請求に理由がない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
埼玉県	① 知事 ② 工事の入札方法 ③ 入札方法が法令違反で、談合の疑いがあり、損害額の支払	H25. 9. 25	1	平成25年10月17日に請求人及び県民生活部職員の陳述	① H25. 11. 19 ② 棄却 ③ 明白な法令違反は見当たらず談合行為の存在も確認できないため、請求に理由がない。	無
計	3件					有 1件 無 2件
千葉県	① 監査委員 ② 住民監査請求における違法な判断による県の違法な公金支出の隠蔽 ③ 監査委員による損害賠償	H24. 4. 23	1		① H24. 5. 18 ② 却下 ③ 監査委員の除斥により監査不能	有
千葉県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実（使用許可せずに県政記者室を使用させている） ③ 知事による損害賠償	H24. 5. 22	1		① H24. 6. 6 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
千葉県	① 監査委員 ② 住民監査請求における違法な判断による県の違法な公金支出の隠蔽 ③ 監査委員による損害賠償	H24. 5. 22	1		① H24. 6. 6 ② 却下 ③ 監査委員の除斥により監査不能	有
千葉県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実（使用許可せず、修理代の負担も定めずに県政記者室を使用させている） ③ 知事による損害賠償	H24. 6. 11	1		① H24. 7. 27 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
千葉県	① 知事及び監査委員 ア) 知事の公金支出（違法に国民健康保険保険基盤安定負担金を支出） イ) 監査委員の住民監査請求における違法な判断による県の違法な公金支出への加担 ③ 知事及び監査委員による損害賠償	H24. 6. 13	1		① H24. 7. 27 ② 却下 ③ ア) 違法性又は不当性の具体的摘示がない イ) 財務会計上の行為でない	有
千葉県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実（使用許可せず、修理代の負担も定めずに県政記者室を使用させている） ③ 知事による損害の確認と賠償	H24. 8. 1	1		① H24. 9. 5 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	① 知事及び監査委員 ア) 知事の公金支出（違法に国民健康保険保険基盤安定負担金を支出） ② イ) 監査委員の住民監査請求における違法な判断による県の違法な公金支出の隠蔽 ③ 知事及び監査委員による損害賠償	H24. 8. 1	1		① H24. 9. 5 ② 却下 ③ ア) 違法性又は不当性の具体的摘示がない イ) 監査委員の除斥により監査不能	有
千葉県	① 知事及び監査委員 ア) 知事の公金支出（違法に国民健康保険保険基盤安定負担金を支出） ② イ) 監査委員の住民監査請求における違法な判断による県の違法な公金支出の隠蔽 ③ 知事及び監査委員による損害賠償	H24. 9. 21	1		① H24. 11. 7 ② 却下 ③ ア) 違法性又は不当性の具体的摘示がない イ) 監査委員の除斥により監査不能	有
千葉県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実（使用許可せずに県政記者室を使用させている） ③ 県政記者室を使用料及び手数料条例に明文化しないことが財産の管理を怠る事実であることの確認	H24. 12. 21	1		① H25. 1. 16 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
千葉県	① 知事及び監査委員 ア) 知事の公金支出（違法に国民健康保険保険基盤安定負担金を支出） ② イ) 監査委員の職務懈怠による県の違法な公金支出 ③ 知事等及び監査委員による損害賠償	H24. 12. 21	1		① H25. 1. 16 ② 却下 ③ ア) 違法性又は不当性の具体的摘示がない イ) 監査委員の除斥により監査不能	無
千葉県	① 県職員 ② 県職員に無礼な扱いを受けた ③ 職員の懲戒	H25. 2. 20	1		① H25. 2. 25 ② 取下げ ③	無
千葉県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実（河川区域内の土地を不法占用させている） ③ 不法占用状態の解消措置等	H25. 3. 27	3		① H25. 4. 23 ② 却下 ③ 財務会計上の財産管理行為でない	無
千葉県	① 教育委員会委員長 ② 公金の支出（教育庁の職員による虚偽文書の作成及び送付の経費） ③ 職員の給与及び文書送付経費の返還等	H25. 7. 29	1		① H25. 8. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（学校法人に対する違法な補助金支出） ③ 必要な措置の勧告	H26. 1. 29	2	H26. 2. 21 口頭による陳述	① H26. 3. 27 ② 一部棄却、一部却下 ア) 違法性又は不当性の具体的摘示がない（却下） イ) 当該行為が相当な確実さを持って予測されない ③ （却下） ウ) 補助金の支出に知事の裁量権の逸脱又は濫用はない（棄却）	有
千葉県	① 知事 ② 契約締結（県有財産の売払い先選考手続の違法） ③ 再度売払い先を選考すること	H26. 2. 19	1	H26. 3. 24 口頭による陳述	① H26. 4. 16 ② 棄却 ③ 売払い先を選考手続に違法又は不当な点はない	無
千葉県	① 県の部長 ② 公金の支出（違法な国民健康保険保険基盤安定負担金の支出） ③ 部長による損害賠償	H26. 3. 24	1		① H26. 4. 16 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
計	16件					有 6件 無 10件
東京都	① 知事 ② 違法な公金（補助金）の支出 ③ 補助金の返還請求	H24. 4. 6	2	H24. 5. 10口頭陳述	① H24. 5. 24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
東京都	① 知事 ② 違法な公金（旅費・貸付金）の支出、違法な契約の締結 ③ 公金の返還請求	H24. 6. 18	15		① H24. 7. 12 ② 却下 ③ 財務会計行為に当たらない等	無
東京都	① 知事 ② 違法な契約の履行（貸付料の請求） ③ 適正な契約の履行等	H24. 7. 20	5		① H24. 8. 29 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	有
東京都	① 知事 ② 違法な公金（報酬）の支出 ③ 支出の差止め、公金の返還請求	H24. 11. 19	1		① H24. 12. 19 ② 却下 ③ 財務会計行為に当たらない	無
東京都	① 知事及び副知事 ② 違法な公金（印刷代、旅費等）の支出 ③ 公金の返還請求	H24. 11. 27	28		① H24. 12. 19 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	無
東京都	① 知事 ② 違法な公金（報償、給与、旅費）の支出 ③ 公金の返還請求	H24. 11. 28	1		① H24. 12. 19 ② 却下 ③ 都の住民ではない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 知事 ② 懲戒処分していないことが違法 ③ 懲戒処分を求める	H24. 12. 25	1		① H25. 1. 31 ② 却下 ③ 財務会計行為に当たらない	無
東京都	① 職員 ② 財産の管理を怠る(損害賠償請求をしていない) ③ 損害賠償請求	H25. 2. 12	1		① H25. 3. 22 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	無
東京都	① 知事 ② 違法な公金(補助金)の支出 ③ 支出の差止め、公金の返還請求	H25. 4. 5	1		① H25. 5. 9 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	無
東京都	① 知事 ② 違法な契約の締結(特命随契) ③ 契約の無効、再入札等	H25. 10. 16	1		① H25. 11. 21 ② 却下 ③ 損害が発生していない	無
東京都	① 知事 ② 違法な契約の締結(特命随契) ③ 契約の無効、再入札等	H25. 10. 16	1		① H25. 11. 21 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	無
東京都	① 知事 ② 違法な公金(報酬)の支出 ③ 公金の返還請求	H25. 10. 17	433		① H25. 11. 28 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	有
東京都	① 知事 ② 違法な契約の締結・履行(違法な土地の使用許可) ③ ③工事着工の停止等	H25. 11. 29	1		① H26. 1. 16 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	有
東京都	① 知事 ② 違法な契約の締結(入札条件) ③ 契約の解除	H25. 12. 5	1		① H26. 1. 23 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	無
東京都	① 知事 ② 違法な公金(報酬)の支出 ③ 公金の返還請求	H25. 12. 25	142		① H26. 2. 6 ② 却下 ③ 違法性・不当性を適示していない	有
計		15件				有 4件 無 11件
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出(法令に基づかず設置された懇話会委員報酬に係る支出) ③ 支出済額の返還請求及び現年度予算の執行停止	H24. 8. 9	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H24. 10. 3 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	① 県 ② 目的達成されていない道路補修工事に係る支出 ③ 前回施工会社及び市に対する返還請求	(H25. 2. 21)	1	取下げのため未実施	① H25. 3. 7 ② 取下げ ③ 不明	無
神奈川県	① 県 ② 目的達成されていない道路補修工事に係る支出 ③ 前回施工会社及び市に対する返還請求	(H25. 3. 22)	1	却下のため未実施	① H25. 4. 23 ② 却下 (不受理) ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (顧問以外の弁護士に対する内規を上回る報酬額の支出) ③ 支出当時の知事に対する損害賠償請求	H25. 4. 10	1	H25. 5. 1 口頭陳述	① H25. 6. 7 ② 一部棄却・一部却下 ③ 当該支出に違法・不当性はなく、一部は請求期間途過	有
神奈川県	① 県 ② 財産の管理を怠る事実 (県有地の一部を住宅敷地を含めて建築確認を受けた建築主に対する建築確認の取下げ要請の不作为) ③ 建築主に対する建築確認の取下げ要請	(H25. 8. 2)	1	取下げのため未実施	① H25. 8. 22 ② 取下げ ③ 不明	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 (政務調査費に関する旧住民監査請求に基づく返還額に係る遅延損害金の未請求、訴訟外議員の目的外支出に係る不当利得及び遅延損害金の未請求) ③ 旧住民監査請求に基づく返還額に係る遅延損害金の請求、訴訟外議員の目的外支出に係る不当利得及び遅延損害金の請求	(H25. 8. 16)	1	却下のため未実施	① H25. 9. 13 ② 却下 (不受理) ③ 同一の住民からの同一の怠る事実の再度の請求	有
神奈川県	① 知事 ② 不当な公金の支出 (過大な弁護士報酬の支出) ③ 知事 (前知事を含む) に対する返還請求	(H25. 10. 7)	1	却下のため未実施	① H25. 11. 22 ② 却下 (不受理) ③ 請求期間途過	有
神奈川県	① 県 ② 不正な決算内容や不十分な決算承認手続 ③ 不正な決算内容や不十分な決算承認手続の是正	(H25. 12. 24)	1	却下のため未実施	① H26. 2. 7 ② 却下 (不受理) ③ 当該行為は財務会計行為に該当しない	無
神奈川県	① 県 ② 違法な契約の締結 (特定業者のみに予定金額、設計単価等の情報を与えることによる違法な工事契約の締結) ③ 特定業者のみに予定金額、設計単価等の情報を与えることによる違法な工事契約の締結の是正	(H26. 1. 16)	1	却下のため未実施	① H26. 3. 12 ② 却下 (不受理) ③ 損害発生の実事の具体的な摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	① 知事 ② 不当な公金の支出（苦情申立制度が正常に機能していない公安委員会の委員報酬の不当支出） ③ 当該委員の罷免及び資質を有する者の新たな委員任命	(H26. 2. 12)	1	却下のため未実施	① H26. 3. 28 ② 却下（不受理） ③ 当該行為は財務会計行為に該当しない	無
計	10件					有 3件 無 7件
新潟県	① 知事 ② 印刷製本費の支出 ③ 支出の差止め及び広報経費の必要性を検討し、効率的に予算を運用するよう勧告することを求める。	H24. 4. 10	1	請求人が希望しなかったため不実施	① H24. 6. 8 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はなく、請求人の主張には理由がない。	無
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費（ガソリン代）の支出 ③ 当該議員に対する政務調査費の返還請求	H24. 6. 7	1		① H24. 6. 29 ② 取下げ ③ 本人申出	無
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費（事務所費）の支出 ③ 当該議員に対する政務調査費の返還請求	H24. 6. 7	1		① H24. 6. 29 ② 取下げ ③ 本人申出	無
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費（広報費）の支出 ③ 当該議員に対する政務調査費の返還請求	H24. 6. 7	1		① H24. 6. 29 ② 取下げ ③ 本人申出	無
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費（ガソリン代）の支出 ③ 当該議員に対する政務調査費の返還請求	H24. 7. 11	1	請求人が希望しなかったため不実施	① H24. 9. 19 ② 棄却 ③ 当該支出は使途基準に合致するものと認められるため、請求人の主張には理由がない。	有
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費（事務所費）の支出 ③ 当該議員に対する政務調査費の返還請求	H24. 7. 11	1	請求人が希望しなかったため不実施	① H24. 9. 19 ② 棄却 ③ 収支報告書等の記載に特段の不備等はないため、請求人の主張には理由が無い。	有
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費（広報費）の支出 ③ 当該議員に対する政務調査費の返還請求	H24. 7. 11	1	請求人が希望しなかったため不実施	① H24. 9. 19 ② 棄却（一部却下） ③ 当該支出は使途基準に合致するものと認められるため、請求人の主張には理由がない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
新潟県	① 知事 ② 平成23年度政務調査費の支出（会派分） ③ 当該会派に対する政務調査費の返還請求	(H25. 1. 15)	1		① H25. 2. 19 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為等の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に示していない。	有
新潟県	① 知事 ② 平成20～23年度政務調査費の支出 ③ 知事が議員に返還請求する等必要な措置を求める。	(H25. 2. 22)	1		① H25. 3. 22 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為等の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に示していない。	有
新潟県	① 知事 ② 平成20～23年度政務調査費の支出 ③ 議員に対し返還を求めるなど、損害を填補するための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。	H25. 7. 16	1		① H25. 9. 2 ② 却下 ③ 請求のあった議員は既に県に返還済みであり、請求の対象が無くなった。	無
新潟県	① 知事 ② 県議会常任委員会県外視察に係る費用弁償等の支出 ③ 当該議員に対する返還請求	H25. 7. 22	1		① H25. 7. 25 ② 取下げ ③ 本人申出	無
新潟県	① 知事 ② 県議会常任委員会県外視察に係る費用弁償等の支出 ③ 当該議員に対する返還請求	(H25. 8. 1)	1		① H25. 8. 27 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為等の違法性または不当性について、具体的かつ客観的に示していない。	無
新潟県	① 知事 ② プレジャーボートによる港湾の不法占拠 ③ 使用黙認状態の是正と適正管理を求める。	H25. 11. 27	1		① H26. 1. 24 ② 却下 ③ 港湾管理は公物管理であり、財産の管理に該当しない。	無
新潟県	① 知事 ② 平成24年度政務調査費の支出 ③ 当該会派に対する政務調査費の返還請求	(H26. 2. 7)	1		① H26. 2. 25 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為等の違法性または不当性について、具体的かつ客観的に示していない。	有
新潟県	① 知事 ② 森林組合への補助金の支出 ③ 森林環境整備の目的と異なる森林整備に流用されている補助金の取り消しを求める。	H25. 12. 27	1	H26. 1. 31 口頭陳述	① H26. 2. 14 ② 棄却 ③ 虚偽の事業計画、補助金の流用の事実は確認できず、請求人の主張には理由がない。	無
新潟県	① 知事 ② 平成24年度政務調査費の支出 ③ 当該会派に対する政務調査費の返還請求	H26. 2. 3	1		① H26. 2. 7 ② 取下げ ③ 本人申出	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（中小企業高度化資金貸付金に係る違約金の請求権不行使） ③ 違約金の支払を請求するよう知事に勧告することを求める	H26. 3. 3	1	26. 4. 3 口頭陳述（請求人出頭せず）	① H26. 4. 25 ② 棄却（一部却下） ③ 毎年度変更契約を行い違約金は発生していないため、請求人の主張には理由がない。	無
新潟県	① 知事 ② 平成24年度政務調査費の支出 ③ 知事が議員に返還請求する等必要な措置を求める。	H26. 3. 31	1	請求人が希望しなかったため不実施	① H26. 5. 31 ② 棄却（一部却下） ③ 支払い相手先不明の領収書等は無かったため、請求人の主張には理由がない。	有
計		18件				有 7件 無 11件
富山県	① 知事 ② 災害廃棄物の広域処理が違法かつ不当 ③ 試験焼却に係る公金の支出の差し止め	H24. 12. 6	13		① H25. 1. 18 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
富山県	① 知事 ② 災害廃棄物の広域処理が違法かつ不当 ③ 公金の支出の差し止め、契約の是正	H25. 3. 4 H25. 3. 7	133		① H25. 3. 25 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
富山県	① 知事 ② 災害廃棄物の広域処理が違法かつ不当（契約に際し災害廃棄物の必要量について情報の開示及び精査） ③ 公金の支出の差し止め、契約の是正	H25. 4. 22	122		① H25. 5. 28 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
計		3件				有 0件 無 3件
石川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(政務調査費の違法支出) ③ 知事に対する不当利得返還請求	H25. 2. 6	2	H25. 2. 26 口頭陳述	① H25. 4. 5 ② 棄却 ③ 違法支出とは言えない	有
石川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(政務調査費の違法支出) ③ 知事に対する不当利得返還請求	H25. 3. 29	1	H25. 4. 17 口頭陳述	① H25. 5. 24 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出とは言えない	有
石川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(政務調査費の違法支出) ③ 知事に対する不当利得返還請求	H26. 2. 6	1	H26. 2. 26 口頭陳述	① H26. 4. 4 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出とは言えない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
計	3件					有 3件 無 0件
福井県	① 福井県丹南土木事務所長他 ② 財産の管理を怠る事実(砂防指定地) ③ 買収土地の適正な管理義務の履行確保	H24.9.28	1	H24.10.3 口頭陳述(提示書面を讀上げ)	① H24.11.14 ② 却下 ③ 県の財産ではない。	無
福井県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 2011年県議会政務調査費の一部返還を求める。	H24.11.29	4	H24.12.17 口頭陳述(提示書面を讀上げ)	① H25.1.28 ② 棄却 ③ 請求事項は政務調査費と認められる。(訂正届を除く)	有
福井県	① 知事他 ② 財産の管理を怠る事実(河川の用に供する土地) ③ 買収土地の適正な管理義務の履行確保	H25.4.24	1	H25.5.7 口頭陳述(提示書面を讀上げ)	① H25.6.14 ② 却下 ③ 県の財産ではない。	無
福井県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 2012年県議会政務調査費の一部返還を求める。	H25.12.10	4	H25.12.24 口頭陳述(提示書面を讀上げ)	① H26.2.7 ② 棄却 ③ 請求事項は政務調査費と認められる。(訂正届を除く)	無
計	4件					有 1件 無 3件
山梨県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出(補助金及び貸付金の支出、損失補償契約の締結は違法である) ③ 支出を行わないこと、契約の解除、知事に対する損害賠償請求	H24.12.27	119	無	① H25.1.9 ② 一部棄却・一部却下 ③ 前回請求(23.7.29受理)の監査結果に基づき、請求に係わる事実がないと認められる	無
計	1件					有 0件 無 1件
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法不当に充当された政務調査費の返還	H24.10.10	9	請求人の希望なし	① H24.12.7 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求には理由がない	有
長野県	① 知事 ② 調査費用の返還 ③ 県が市に行った助言勧告に要した費用の返還	H24.10.24	1		① H24.11.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない	無
長野県	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 法人県民税等の遡及賦課徴収	H24.11.5	1	H24.11.20文書	① H24.12.20 ② 棄却 ③ 違法又は不当に怠る事実はなく、請求には理由がない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
長野県	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 公民館の土地建物に対する不動産取得税の賦課徴収	H24. 11. 23	1		① H24. 12. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない	無
長野県	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 不動産取得税の賦課徴収を怠る事実に対する損害額の補填他	H24. 12. 14	1		① H25. 2. 4 ② 却下 ③ 違法又は不当に怠る事実に具体性がなく、要件を具備していない	無
長野県	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 不動産取得税の賦課徴収を怠る事実について個別外部監査要求	H24. . 12. 17	1		① H24. 12. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない及び一事不再議	無
長野県	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 公民館の土地建物に対する不動産取得税の賦課徴収	H25. 3. 13	1		① H25. 4. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない	無
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出及び財産管理を怠る事実 ③ 違法不正な手続きにより支出された補助金の返還	H25. 8. 21	1	H25. 9. 13 (本人都合により実施できず)	① H25. 10. 23 ② 一部認容、一部却下 ③ 相当と認められる金額の返還を求める措置を講ずる	有
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法不当に充当された政務調査費の返還	H25. 9. 17	6	請求人の希望なし	① H25. 11. 12 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求には理由がない	有
計		9件				有 3件 無 6件
岐阜県	① 知事 ② 懲戒免職処分に係る損害賠償金の支出 ③ 知事に対する損害賠償請求	H24. 12. 6	1	H24. 12. 17 口頭陳述	① H25. 1. 2 ② 取下げ ③ 措置請求に関する事実に誤りがあることが判明したため。	無
岐阜県	① 知事 ② 仮執行に係る準備金の資金前渡 (不要な前渡金の支出を請求し、受領、保管したことにより、その前渡金が県に戻入されるまでの間に、歳計現金として有利に運用されていれば得られたはずの収益について県に損害を与えた) ③ 不要な前渡金の支出を行った職員に対する知事の損害賠償請求	H25. 1. 7	1	請求人の希望により実施せず	① H25. 2. 28 ② 棄却 ③ 支出に違法性、不当性は認められない。 現金の亡失又は損傷、故意又は重大な過失による法令違反等の事実が認められず、職員に賠償責任はない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岐阜県	① 知事 ア.違法な懲戒免職処分に係る損害賠償金及び正当な理由のない上告受理の申立てによって生じた遅延損害金の支出 イ.上告受理の申立てに伴う弁護士報酬の着手金、立替金及び人件費など関連経費の支出 ③ 知事に対する損害賠償請求	H25.9.19	1	請求人の希望により実施せず	① H25.11.1 ② 一部却下、一部棄却 ア.違法な支出とは認められない。また、上告受理の申立てに違法性はなく、知事に賠償責任はない。(棄却) ③ イ.請求期間徒過。また、人件費など関連経費の支出については、財務会計行為が特定されていない。(却下)	有
岐阜県	① 知事 損害賠償金支出に係る不納付加算税及び延滞税の支出(源泉徴収することを怠り、県が不納付加算税及び延滞税の納付義務を負い、県に損害を与えた) ③ 職員に対する知事の損害賠償請求	(H26.3.10)	1		① H26.3.31 ② 却下(不受理) ③ 請求期間徒過	有
計	4件					有 3件 無 1件
静岡県	① 知事 ② 違法な補助金の支出(団体、組織としての実体がない) ③ 補助金の返還	H24.10.22	2	H24.11.15 口頭陳述	① H24.12.20 ② 棄却 ③ 不当性は解消されている	有
静岡県	① 知事 ② 保守点検業務委託に係る一般競争入札(入札参加資格の設定が違法) ③ 契約の無効及び適法な手続きによる再度の一般競争入札の実施	H24.11.21	1	H24.12.26 口頭陳述	① H25.1.18 ② 棄却 ③ 違法性はなく契約は有効	有
静岡県	① 債務負担行為の決裁者 ② 土地取得に係る支出(土地評価が不適切) ③ 債務負担行為を行った時点の用地業務従事者の長に相応の措置を求める	H24.12.5	1	H25.1.9 口頭陳述	① H25.2.1 ② 棄却 ③ 違法、不当ではない	無
静岡県	① 知事 ② 違法な契約の締結(契約手続等が違法又は不当) ③ 財務会計行為の事後的是正及び損害の補填	H25.8.12	1	H25.9.17 口頭陳述	① H25.10.10 ② 棄却 ③ 支払いには根拠があり、その支払額をもって損害ということはいできない	無
静岡県	① 知事 ② 保守点検業務委託に係る一般競争入札(入札参加資格の設定が違法) ③ 対象職員への損害賠償請求	H25.12.20	1	H26.1.24 口頭陳述	① H26.2.17 ② 棄却 ③ 違法性はなく契約は有効	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
計	5件					有 3件 無 2件
愛知県	① 知事 ② 公金の支出（災害廃棄物受入れ検討調査費） ③ 支出の差し止め	H24. 4. 24	12		① H24. 5. 14 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
愛知県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求権の行使	H24. 5. 30	4	H24. 6. 25 口頭陳述	① H24. 7. 27 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし、損害の不存在	無
計	2件					有 0件 無 2件
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な政務調査費の支出 ③ 関係人に対する政務調査費の返還を求める請求	H24. 10. 26	1	H24. 12. 5 口頭陳述	① H24. 12. 21 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性又は不当性はない	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な工事請負費の支出 ③ 知事又は契約の相手方に対する損害賠償等の請求	H25. 1. 15	1		① H25. 2. 8 ② 取下げ ③	無
三重県	① 地方税収確保対策連絡協議会等 ② 違法又は不当な個人住民税の賦課徴収処分 ③ 給与支払報告書に関する調査の実施等	H25. 6. 18	1		① H25. 7. 29 ② 却下 ③ 県の財務会計行為ではない	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な調査設計費等の支出 ③ 職員に対する損害金の返納等	H25. 10. 29	1		① H25. 12. 24 ② 却下 ③ 違法性不当性が示されていない	無
計	4件					有 0件 無 4件
滋賀県	① 病棟建設に関して公金支出に係わる滋賀県職員ら ② 違法な公金の支出（医療観察病棟の建設は都市計画法他に違反し、違法・不当である） ③ 公金の返還および差し止め	H24. 5. 23 (H24. 5. 2)	1, 337	H24. 6. 11 口頭陳述	① H24. 7. 9 ② 受理後却下（うち290人については不受理却下） ③ 県に財政上の損害が発生しない（請求人が法定要件を満たしていない）	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
滋賀県	① 病棟建設に関して公金支出に係わる滋賀県職員ら ② 違法な公金の支出（医療観察病棟の建設は都市計画法他に違反し、違法・不当である） ③ 公金の返還および差し止め	H24. 6. 8 (H24. 5. 30)	1, 817	H24. 6. 11 口頭陳述	① H24. 7. 9 ② 受理後却下（うち240人については不受理却下） ③ 県に財政上の損害が発生しない（請求人が法定要件を満たしていない）	有
滋賀県	① 知事 ② 違法な公金の支出（知事が行う党代表としての政党活動に対し、公務に従事していない期間の給与の支払いは違法である） ③ 知事への給与支払いの差し止め	H24. 12. 18	1	H24. 12. 27 口頭陳述	① H25. 1. 24 ② 受理後却下 ③ 知事が国政政党の代表を兼ねることについて違法性がない	無
滋賀県	① 指定管理者の長、関係職員 ② 違法な公金の支出（住宅維持修繕にかかる執行伺は虚偽であり、支出は違法である） ③ 事後是正および損害の補てん	(H25. 6. 26)	1		① H25. 7. 11 ② 却下 ③ 監査対象が県の執行機関でない	無
計	4件					有 2件 無 2件
大阪府	① 北部流域下水道事務所所長 ② 違法・不当に財産の管理を怠る事実（使用料を減免できる場合に該当しないのに免除等） ③ 使用料を徴収、テニスコートの適正管理	H24. 5. 22	1	H24. 6. 29 出頭し口述	① H24. 7. 18 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出及び財産管理を怠る事実は認められない	有
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（災害廃棄物広域処理対策事業） ③ 公金の支出をしないよう求める	H24. 10. 9	233		① H24. 11. 14 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（災害廃棄物広域処理対策事業） ③ 公金の支出をしないよう求める	H24. 11. 5	2		① H24. 11. 30 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無
大阪府	① 知事 ② 都市魅力戦略会議の要綱設置が違法であり、それに伴う公金の支出も違法・不当 ③ 損害賠償請求	H24. 11. 30	7	H25. 1. 10 出頭し口述	① H25. 1. 25 ② 棄却 ③ 実質的な損害の発生が認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	① 知事 ② 高額な処理費用を違法・不当に費し、契約の再々委託により当該契約の締結・履行が違法 ③ 契約の解除及び当該行為（災害廃棄物広域処理対策事業）の差止	H25. 1. 18	1206		① H25. 3. 11 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無
大阪府	① 知事 ② 契約の再々委託により当該契約の締結・履行が違法 ③ 契約の解除及び当該行為（災害廃棄物広域処理対策事業）の差止	H25. 2. 25	3		① H25. 3. 22 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無
大阪府	① 知事 ② 災害廃棄物広域処理対策事業に係る海上輸送・積替え・運搬等業務（単価契約）は税金の無駄遣い ③ 災害廃棄物広域処理対策事業の差止、防潮堤の設置、当該事業に要した費用の返還	H25. 3. 15	3		① H25. 4. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無
大阪府	① 知事 ② 高額な処理費用を違法・不当に費し、契約の再々委託により当該契約の締結・履行が違法 ③ 契約の解除及び当該行為（災害廃棄物広域処理対策事業）の差止	H25. 3. 28	252		① H25. 5. 1 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（詐取横領疑惑、過払い） ③ 過払分の返還	H25. 3. 29	1	H25. 4. 26 出頭し口述	① H25. 5. 17 ② 棄却 ③ 違法又は不当に怠る事実は認められない	有
大阪府	① 大阪府都市整備部部長、大阪府岸和田土木事務所所長 ② 財産の管理を怠る事実（旧河川敷の不法占拠を黙認） ③ 旧河川敷の不法占拠状態の解消	H25. 4. 2	1	H25. 4. 26 出頭し口述	① H25. 5. 17 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る場合には当たらない	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（虚偽の公文書に基づき詐取） ③ 旅費の返還又は損害賠償請求	H25. 5. 27	1		① H25. 6. 28 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無
大阪府	① 知事 ② 高額な処理費用を違法・不当に費し、契約の再々委託により当該契約の締結・履行が違法 ③ 契約の解除及び当該行為（災害廃棄物広域処理対策事業）の差止	H25. 5. 30	82		① H25. 6. 28 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	① 住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課 ② 指定管理者の総合評価一般競争入札実施による府営住宅内の地域コミュニティ・自治会活動への影響 ③ 総合評価一般競争入札による契約への変更の再検討	H25. 6. 26	1		① H25. 7. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性が個別的、具体的に適示されていない、損害に対する主張に当たらない	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金に支出（虚偽の公文書に基づき支給） ③ 旅費の返還、追給の差止	H25. 8. 21	3	H25. 9. 27 出頭し口述	① H25. 10. 11 ② 棄却 ③ 違法又は不当に旅費の返還請求等を怠っている事実・追給の差止め主張に理由がない	有
大阪府	① 知事 ② 安威川ダム建設事業に関する公金の支出、契約の締結、債務その他の義務の負担 ③ 公金を支出させないなどの必要な措置	H25. 11. 25	4	H25. 12. 20 出頭し口述	① H26. 1. 20 ② 棄却 ③ 不合理な点はなく、必要な手続きも行われている	有
計		15件				有 4件 無 11件
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県民交流広場事業に係る補助金の支出） ③ 損害の補填	H24. 4. 3	2	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H24. 6. 1 ② 棄却（一部却下） 補助要件を満たしており、支出は不当ではない（棄却）。 ③ 請求期間徒過（却下）	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（〃兵庫県朝鮮学園に対する補助金の交付） ③ 損害の補填	H24. 7. 23	3	陳述の機会を与えたが、請求人が辞退した。	① H24. 9. 21 ② 棄却 ③ 補助金の交付に裁量権の逸脱又は濫用があったということはできない。	有
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（県立学校教職員に支給した給与等） ③ 損害の補填	H24. 9. 18	2	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H24. 11. 16 ② 棄却（一部却下） 職務専念義務違反が生じるような点はない（棄却）。 ③ 請求期間が徒過し、また、違法又は不当な事実を具体的に摘示していない（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 財産の処分（元県立高校の建物等の譲与） ③ 損害の補填	H24. 10. 2	1	期間：30分間 方法：口述による陳述	① H24. 11. 30 ② 棄却 ③ 大学の設置のための建物等の譲与は、営利目的に当たらない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（県立学校教職員に支給した給与等） ③ 損害の補填	H25. 1. 31	1	期間：30分間 方法：口述による陳述	① H25. 4. 1 ② 棄却（一部却下） ③ 職務専念義務違反は認められない（棄却）。 請求期間徒過（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県民交流広場事業に係る補助金の支出） ③ 損害の補填	H25. 3. 6	1	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H25. 5. 2 ② 棄却（一部却下） 補助要件を満たしており、支出は不当ではない。（棄却）。 ③ 請求期間徒過（却下）。	無
兵庫県	① 知事、教育長、警察本部長 ② 公金の支出（互助会等に係る補助金の支出） ③ 損害の補填	H25. 3. 7	3	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H25. 5. 2 ② 棄却（一部却下） 違法又は不当とする事実等を明らかにしておらず、県に返還義務はない（棄却）。 請求期間徒過（却下）。	有
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（ダム施工計画策定業務に係る支出） ③ 損害の補填	(H25. 3. 8)	1		① H25. 3. 27 ② 却下（不受理） ③ 請求期間徒過	有
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（公立学校教員に支給した旅費等） ③ 損害の補填	H25. 4. 17	1	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H25. 6. 11 ② 棄却（一部却下） 旅費等の支給手続きに違法又は不当とするところはない（棄却）。 請求期間徒過（却下）。	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（公立学校教員に支給した旅費等） ③ 損害の補填	H25. 5. 7	1	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H25. 6. 11 ② 棄却 ③ 旅費等の支給手続きに違法又は不当とするところはない（棄却）。	無
兵庫県	① 知事 ② 自動車税の還付事務 ③ 事務改善の要望	(H25. 5. 7)	1		① H25. 5. 28 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為に当たらない	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（公立学校教員に支給した旅費等） ③ 損害の補填	H25. 5. 20	1	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H25. 7. 19 ② 棄却 ③ 旅費等の支給手続きに違法又は不当とするところはない（棄却）。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県民交流広場事業に係る補助金の支出） ③ 再監査の申し立て	(H25, 5, 27)	1		① H25. 6. 7 ② 却下（不受理） ③ 一事不再理	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（公立学校教員に支給した旅費等） ③ 損害の補填	H25. 6. 3	1	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H25. 7. 19 ② 棄却 ③ 旅費等の支給手続きに違法又は不当とするところはない。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（河川維持修繕工事に係る公金の支出） ③ 損害の補填	(H25. 7. 1)	1		① H25. 8. 16 ② 却下（不受理） ③ 違法性又は不当性が示されていない。	有
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（要綱等で設置した附属機関の委員に対する報償費の支出） ③ 報償費の支出差し止め	H25. 8. 7	1	陳述の機会を設けたところ、陳述書及び新たな証拠の提出があった。	① H25. 10. 4 ② 棄却（一部却下） ③ 地方自治法等で協議会等が附属機関に当たるという判断は示されていない（棄却）。平成26年度以降は、支出が相当の確実さをもって予測できない（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（(株)夢舞台が負担すべき修繕費の支出） ③ 損害の補填	H25. 9. 25	1	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H25. 11. 22 ② 棄却（一部却下） ③ 県に(株)夢舞台の修繕費に係る請求権は発生していない（棄却）。請求期間徒過（却下）。	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（県費負担教職員に対する給与の支給に関する請求） ③ 損害の補填	H26. 3. 27	1	期間：30分間 方法：口述による陳述と新たな証拠の提出	① H26. 5. 26 ② 棄却 ③ 職務専念義務違反が生じるような点はない。	無
計		18件				有 4件 無 14件
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（公共工事の入札談合に関して、関係業者に対する損害賠償請求額が低すぎる。） ③ 関係業者に対する損害賠償請求等	H24. 5. 29	2	無し	① H24. 6. 14 ② 却下 ③ 県が関係業者に対する損害賠償請求額を確定した日から1年以上経過している。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（条例ではなく要綱により設置した各種委員会の委員に対して、報償費を支出した。） ③ 知事に対する損害賠償請求	H25. 1. 22	1	H25. 2. 12 口頭陳述	① H25. 3. 18 ② 棄却 ③ 県に損害が発生したとは認められない。	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務調査費に目的外支出があった。） ③ 関係会派及び議員に対する不当利得返還請求	H25. 3. 22	7	H25. 4. 18 口頭陳述	① H25. 5. 17 ② 棄却 ③ 政務調査費の支出に違法なものは認められない。	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（所得税の源泉徴収不足により不納付加算税等を支出した。） ③ 関係職員に対する損害賠償請求	H25. 10. 22	4	H25. 11. 11 口頭陳述	① H25. 12. 19 ② 棄却 ③ 地方自治法第243条の2の賠償責任は認められない。	無
計	4件					有 3件 無 1件
和歌山県	① 知事 ② 選挙運動用自動車に係る公費負担不正請求 ③ 不正請求金額の返還請求	H24. 4. 17	3	H24. 5. 16 口頭陳述	① H24. 6. 11 ② 棄却 ③ 不正請求分返還済	無
和歌山県	① 知事 ② 監察査察監への退職金不当支出 ③ 監察査察監への退職金返還請求	H24. 11. 19	2		① H24. 12. 18 ② 却下 ③ 違法・不当性が示されていない	無
和歌山県	① 知事 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の取消及び不当利得返還請求	H24. 12. 25	18	H25. 1. 29 口頭陳述	① H25. 2. 20 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性がない	有
計	3件					有 1件 無 2件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
鳥取県	<p>① 職員（中部総合事務所農林局、農林水産部森林・林業総室、県土整備部県土総務課）</p> <p>(1)平成23年度における鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業費補助金について、補助対象外経費である設計費と監理費に対して補助金が交付され、過分の支給となり、不当な公金の支出である。</p> <p>② (2)補助金交付決定事務に係る中部総合事務所の担当職員は職責を果たしておらず、また、監督する立場にある農林水産部の職員が交付決定に係わる事実確認を怠った。</p> <p>(3)県は補助対象事業を請け負った業者の建設業許可について、会社情報を的確に把握しておらず、建設業法上違法を行った可能性がある。</p> <p>県が実施した補助事業（執行状況）の調査のやり直し。補助金の返還。工事請負業者の建設業許可取消し。請求の対象とする職員等の処分。</p> <p>③</p>	H24. 5. 11	3	無	<p>① H24. 5. 24</p> <p>② 却下</p> <p>(1)本件請求について予備調査を行ったところ、補助対象外経費について補助金の支出の対象となっている事実はなく、補助金交付について違法又は不当な財務会計上の行為は認められない。</p> <p>(2)予備調査の結果、当該事業費補助金の交付（変更）申請の審査については、鳥取県補助金等交付規則及び当該補助金交付要綱等の規定に基づき審査が行われており、職員が職責を果たさず事実確認を怠った事実は認められない。</p> <p>(3)建設業許可に関する行為は、住民監査請求の要件である県の財務会計上の行為に該当しない。</p>	無
鳥取県	<p>① 知事</p> <p>平成23年8月2日から平成24年5月15日までの鳥取県民参画基本条例（仮称）検討委員会（以下「検討委員会」という。）の開催に係る委員への報償費、旅費、会場使用料及びお茶代など1,490,967円の支出</p> <p>②</p> <p>検討委員会が違法な会議体であることを認め、首長は違法な支出金を返還すること。</p> <p>③ この違法な会議体の即時停止と、検討委員会での答申を無効にすること。</p>	H24. 7. 10	1	無	<p>① H24. 9. 7</p> <p>② 棄却、一部却下</p> <p>監査の結果、措置請求された「検討委員会が違法な会議体であることを認め、首長は違法な支出金を返還すること。」については、理由がないものと認め棄却する。</p> <p>③ また、併せて措置請求された「違法な会議体の即時停止と、検討委員会での答申を無効にすること。」について、「検討委員会の即時停止」については理由がないものと認め棄却し、「検討委員会での答申を無効にすること」については住民監査請求の要件を欠くため却下する。</p>	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
鳥取県	<p>① 知事及び県議会議員</p> <p>(1) 境港市の固定資産評価の事務は違法なものであり、知事(県税務課指導室職員)は、地方税法第419条に基づく固定資産課税台帳の修正の勧告を怠っている。</p> <p>② (2) 県税務課は、市に是正の勧告をするかしないかの証明を請求人に出すことを怠っている。また、県民課は、税務課が証明を出さないことについて、その事実を請求人に書面で出すことを怠っている。</p> <p>(1) 県が地方税法に基づく勧告を怠っていることについて、地方自治法第100条の規定により調査等及び審査決議を行うことの措置勧告を行うこと。</p> <p>③ (2) 県が境港市に是正の勧告をするかしないかの証明等を請求人に交付することの措置勧告を行うこと。</p>	H24. 9. 21	1	無	<p>① H24. 10. 4</p> <p>② 却下</p> <p>○ 住民監査請求の対象となる行為は、地方自治法第242条第1項に規定する県の財務会計行為に限られ、行政一般の事務処理にまで及ぶものではない。</p> <p>③ ○ 請求人が請求の理由としている行為・事実は、地方自治法242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない。</p>	無
鳥取県	<p>① 知事及び県議会議員</p> <p>鳥取県知事が怠る行為をしている裁判所の判決、被告不適格で却下のため適法な処分書の請求を行政不服審査法49条、58条とで何回も請求しているが鳥取県県民室他県民局の職員数名が適法な処分をしない怠る行為をしている。事実(1)土地計画法違反で審査庁は建設大臣で審査をしてやる、鳥取県の処分は違法だ。事実(2)境港市外江町の42名の墓地は墓地埋葬等に関する法律違反だと米子検察庁、鳥取県公安委員会は行政に撤去して貰えと処分した。事実(3)道路法70条、道路法40条の処分をしない怠る事実。以上のことを裁判所は被告不適格であると判決され被告を的確にした処分書を何回も県民局に知事の処分を求めるが出さない違法な怠る事実である。</p> <p>③ 監査委員会に措置勧告を求める。</p>	H24. 10. 5	1	無	<p>① H24. 10. 24</p> <p>② 却下</p> <p>(1) 住民監査請求の対象となる行為は、地方自治法第242条第1項に規定する県の財務会計行為に限られ、行政一般の事務処理にまで及ぶものではない。また、住民監査請求においては、請求の対象とする県の財務会計行為を他の事項から区別して特定できるように個別的、具体的に適示することを要する。</p> <p>③ (2) 本件請求において、請求人は請求の対象とする県の財務会計行為を個別的、具体的に適示されているとは認められない。</p>	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
鳥取県	① 知事及び県議会議長 平成23年度における鳥取県議会議員全員の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び添付書類を調査したところ、24名の議員の政務調査費の用途として不適正なもの又は適正な用途として疑問なものがある。 鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、以下のための必要な措置をとることを勧告するよう請求する。 ③ (1) 全議員に対して、再度、政務調査費の用途の調査、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な用途による政務調査費を県に対し返還させること。 (2) 全議員に対して、不当な支出を是正させること。	H25. 6. 21	4	法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、H25. 7. 3に公開により陳述を聴取した。	① H24. 5. 24 ② 勧告 ③ 不適切な支出について、既に修正報告がなされたものを除いて、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。	無
計		5件				有 0件 無 5件
島根県	① 知事 ② 嘱託医契約に係る報酬返還請求 ③ 嘱託医契約の無効と報酬の返還を求める	H25. 6. 6	1		① H25. 7. 19 ② 却下 ③ 違法・不当な事実を称する書面が提出されない	無
島根県	① 知事 ② 顧問弁護士委嘱に係る報酬返還請求 ③ 顧問弁護士委嘱契約の無効と報酬の返還を求める	H26. 1. 15	1		① H26. 2. 10 ② 却下 ③ 違法・不当な事実を称する書面が提出されない	無
計		2件				有 0件 無 2件
岡山県	① 知事 ② 議員（54人）の違法な政務調査費支出 ③ 議員に対する返還請求	H24. 4. 18	1（法人）	陳述会開催1回	① H24. 6. 14 ② 勧告 ③ 50,380円の返還	有
岡山県	① 知事 ② 議員（64人）の違法な政務調査費支出 ③ 議員に対する返還請求	H25. 4. 25	1（法人）	陳述会開催1回	① H25. 6. 21 ② 棄却（一部却下） ③ 請求について理由が無い。	有
岡山県	① 知事 ② 議員（20人）の違法な政務調査費支出 ③ 議員に対する返還請求	H25. 10. 7	1（法人）		① H25. 10. 16 ② 却下 ③ 請求期間経過	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
計	3件					有 3件 無 0件
広島県	① 担当課長及び検査職員 ② 委託業務実績報告書が法令違反であるにもかかわらず、履行確認を行い適正として、経費を支出している。 ③ 職員に対して県に賠償するよう決定することを求める。	H25. 4. 2	1	H25. 4. 15 陳述の機会の付与に係る書面通知 H25. 4. 25陳述	① H25. 6. 3 ② 一部棄却、一部却下 ア 棄却理由 法令に基づく検査を経ない公金の支出がなされたとは認められず、職員による履行確認及び委託料の額の確定に係る行為が県に損害を与えたものとは認められない。 ③ イ 却下理由 第1回目の概算払の一部は、地方自治法第242条第2項で定める請求期間の1年を経過してなされたものであり、また、同項ただし書の「正当な理由」を認めることはできない	有
広島県	① 知事 ② 河川区域内の土地の不法占有者に対する占有料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠っている。 ③ 占有料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使	(H25. 5. 14)	1		① H25. 6. 4 ② 却下 (不受理) ③ 同一人から同一内容について、再度の請求をすることはできない。	無
広島県	① 知事 ② 工事により、公害発生が相当高い確率で起こり、賠償責任が生じる。 ③ 高速道路トンネル工事の中止、又は、住民の承諾が得られるまでの工事の中断	(H25. 12. 2)	6		① H25. 12. 19 ② 却下 (不受理) ③ 請求人の主張は、県の財務会計上の行為としての違法性・不当性があることを客観的・具体的に摘示しているものとは認められない。	無
広島県	① 知事 ② 大型土のう袋の撤去の未工事代金及び大型土のう袋の撤去費用の損害賠償請求権の行使を怠っている。 ③ 大型土のう袋の撤去の未工事代金及び大型土のう袋の撤去費用の損害賠償請求。	H26. 1. 30	3	H26. 2. 4 陳述の機会の付与に係る書面通知 H26. 2. 17 陳述	① H26. 3. 24 ② 認容 県は請負業者に対し、未施工部分の額を精査の上返還を求めるとともに、県が大型土のう袋の撤去に要した費用を請求することを勧告。	無
広島県	① 知事 ② 工事により、公害発生が相当高い確率で起こり、賠償責任が生じる。 ③ 高速道路トンネル工事の中止、又は、住民の承諾が得られるまでの工事の休止等	(H26. 2. 18)	6		① H26. 3. 10 ② 却下 (不受理) ③ 同一人から同一内容について、再度の請求をすることはできない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
広島県	① 知事 県は、過去の地籍調査において、里道の消滅等の誤りを犯し、現在に至るまで、地籍の誤り訂正のための、地元市への関与を怠ってきた。 ② 地籍調査の不作為状態の解消	(H26. 3. 5)	1		① H26. 4. 3 ② 却下 (不受理) ③ 里道は、法定外公物として国に帰属し、広島県の所有に属さないため、県の所有する財産に該当しない。	無
広島県	① 工事監督及び会計など決裁関連の職員 県営工事の一部が完了していないにもかかわらず、工事の完了検査の合格をもって費用が支払われるという違法行為がなければ、国に対して補助金を返還する必要はなかった。 ③ 県営工事に係る関係職員に対する損害賠償請求権の行使	(H26. 3. 13)	1		① H26. 4. 3 ② 却下 (不受理) ③ 地方自治法第242条第2項で定める請求期間の1年を経過してなされた請求であり、同項ただし書の「正当な理由」を認めることはできない。	有
計	7件					有 2件 無 5件
山口県	① 知事 ② 違法な委託契約に基づく補助金の支出 ③ 相手方に対する損害賠償請求	H25. 2. 20	1	H25. 3. 8 口頭陳述	① H25. 4. 19 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の管理 (公有水面の違法又は不当な管理による損失) ③ 知事に対する損害賠償請求	H25. 6. 11	52	H25. 6. 27 口頭陳述	① H25. 8. 2 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
山口県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出 (利用価値のない道路の工事) ③ 知事及び相手方に対する損害賠償請求	(H25. 12. 12)	1		① H26. 1. 14 ② 却下 (不受理) ③ 財務会計上の行為について、特定性・具体性を欠いている	無
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 相手方に対する損害賠償請求	H26. 1. 24	1		① H26. 4. 1 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 相手方に対する損害賠償請求	H26. 2. 26	1	H25. 3. 6 口頭陳述	① H26. 4. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 相手方に対する損害賠償請求	H26. 3. 10	1		① H26. 4. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
計		6件				有 3件 無 3件
徳島県	① 知事 ② 契約の締結・履行（県有普通財産の無償貸付契約） ③ 適正使用料の徴収	(H24. 4. 17)	3		① H24. 4. 23 ② 取り下げ ③ 請求人を追加するため。	無
徳島県	① 知事 ② 契約の締結・履行（県有普通財産の無償貸付契約） ③ 適正使用料の徴収	H24. 5. 8	4	H24. 5. 23 口頭陳述	① H24. 6. 18 ② 棄却 ③ 当該契約には違法な事実はなく、請求人の主張には、理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（一級河川管理通路に係る使用料） ③ 損害賠償請求権及び不当利得変換請求権の行使	(H24. 6. 14)	5		① H24. 7. 17 ② 却下（不受理） ③ 使用料の徴収に関し違法な点はなく、損害は発生していない。	有
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（一級河川に係る使用料） ③ 損害賠償請求権及び不当利得変換請求権の行使	(H24. 6. 28)	5		① H24. 7. 18 ② 取り下げ ③ 官民境界未確定の事実が判明したため。	無
徳島県	① 知事及び職員 ② 違法又は不当な公金の支出（郵便料金） ③ 損害の補填	H24. 8. 10	1	H24. 8. 29 口頭陳述	① H24. 9. 11 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求人の主張には、理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 不当利得返還請求権の行使	H24. 12. 21	5	H25. 1. 24 口頭陳述	① H25. 2. 7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求人の主張には、理由がない。	有
計		6件				有 2件 無 4件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（農地・水保全管理支払交付金） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H24. 4. 11	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成24年5月9日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① H24. 5. 29 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められない。	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（農地・水保全管理支払交付金） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H24. 4. 17	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成24年5月9日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① H24. 5. 29 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められない。	無
香川県	① 不当利得者又は歴代知事 ② 財産の管理を怠る事実（ダムの余剰水の管理） ③ ダムの余剰水の遺棄捨水行為を差し止めること、余剰水を不当に利得している者から求償することなどを求める。	H24. 6. 14	1		① H24. 7. 13 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
香川県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（工業用水道事業諸設備の管理） ③ 水道設備の修理の勧告と管理を怠っている職員の処分、損害賠償の請求などの措置を求める。	H24. 8. 7	1		① H24. 9. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
香川県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（水道用水供給事業諸設備の管理） ③ 水道設備の修理の勧告と管理を怠っている職員の処分、損害賠償の請求などの措置を求める。	H24. 8. 7	1		① H24. 9. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 県職員 ② 契約の締結（豊島汚染土壌セメント原料化処理に係る契約） ③ 契約の破棄を求める。	H25. 4. 1	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成25年5月25日に設ける旨の通知文書を送付し、当日出席があったので口頭陳述を実施した。	① H25. 5. 28 ② 棄却 ③ 違法又は不当な契約の締結に該当するものとは認められない。	無
香川県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（県議会議員の政務調査費） ③ 県議会議員の政務調査費支出による損害の補填を求める。	H25. 6. 14	1		① H25. 7. 19 ② 却下 ③ 特定性・具体性を欠いている。	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表に係る磁気情報の作成業務委託料） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H25. 7. 2	1		① H25. 8. 16 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない。	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表に係る磁気情報の作成業務委託料） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H25. 7. 5	1		① H25. 8. 16 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない。	無
香川県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（県議会議員の政務調査費） ③ 県議会議員の政務調査費支出による損害の補填を求める。	H25. 7. 12	1		① H25. 7. 29 ② 却下 ③ 特定性・具体性を欠いている。	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表に係る磁気情報の作成業務委託料） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H25. 8. 1	1		① H25. 8. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない。	無
香川県	① 県職員 ② 違法な公金の支出（源泉所得税に係る延滞税及び不納付加算税） ③ 損害賠償の請求並びに懲戒処分等の措置を求める。	H25. 8. 12	1		① H25. 10. 9 ② 棄却 ③ 違法な公金の支出に該当するものとは認められない。	無
香川県	① 県職員 ② 違法な公金の支出（源泉所得税に係る延滞税及び不納付加算税） ③ 損害賠償の請求並びに懲戒処分等の措置を求める。	H25. 8. 13	1		① H25. 10. 9 ② 棄却 ③ 違法な公金の支出に該当するものとは認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表に係る磁気情報の作成業務委託料） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H25. 8. 19	1		① H25. 9. 5 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない。	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表に係る磁気情報の作成業務委託料） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H25. 12. 20	1		① H26. 2. 13 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない。	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表に係る磁気情報の作成業務委託料） ③ 違法な支出に係る損害の補填を求める。	H25. 12. 27	1		① H26. 2. 13 ② 却下 ③ 違法性・不当性が示されていない。	無
計	16件					有 0件 無 16件
愛媛県	① 知事 ② 登記業務委託料の不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H24. 4. 9	1	H24. 5. 8 口頭陳述	① H24. 6. 4 ② 棄却 ③ 不当な支出とは認められない	無
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H24. 8. 7	4		① H26. 9. 25 ② 却下 ③ 不適法な請求	有
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H24. 10. 2	4		① H24. 11. 28 ② 却下 ③ 不適法な請求	無
愛媛県	① 知事 ② 出張旅費及び通訳代の重複受領 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H24. 10. 30	1	H24. 11. 28 口頭陳述	① H24. 12. 20 ② 棄却 ③ 違法・不当とは認められない	無
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H25. 1. 17	4		① H25. 3. 25 ② 却下 ③ 不適法な請求	有
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H25. 5. 20	4		① H25. 7. 22 ② 却下 ③ 不適法な請求	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛媛県	① 知事 ② 高等学校歴史教科書購入費の違法な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H25. 6. 11	11		① H25. 8. 7 ② 却下 ③ 財務会計行為でない	無
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H25. 6. 13	4		① H25. 8. 7 ② 却下 ③ 不適法な請求	有
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H25. 9. 2	4		① H25. 10. 25 ② 却下 ③ 不適法な請求	無
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H25. 9. 2	4		① H25. 10. 25 ② 却下 ③ 不適法な請求	無
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H26. 1. 14	4		① H26. 3. 18 ② 却下 ③ 不適法な請求	有
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H26. 1. 10	4		① H26. 3. 18 ② 却下 ③ 不適法な請求	有
愛媛県	① 知事 ② 高等学校歴史教科書購入費の違法な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H26. 3. 25	11		① H26. 5. 21 ② 却下 ③ 財務会計行為でない	無
計		13件				有 6件 無 7件
高知県	① 県警本部長 ② 違法な通勤手当等の支出（職員Aは、公用車を通勤等に不正使用） ③ 関係職員に対する過払いとなった県費の返還請求	H25. 1. 17	1	H25. 2. 1 口頭陳述	① H25. 3. 14 ② 棄却 ③ 支出に違法性はない。	無
高知県	① 県警本部長 ② 本部長に対する給与の支給が違法（部下の監督が不十分） ③ 本部長に対する給与の返還請求	H25. 1. 29	1		① H25. 2. 18 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
高知県	① 県警本部長 ② 警視Bに対する給料の支給が違法（違法に警視に昇任） ③ 当該職員に対する昇任前と昇任後の給料の差額の返還請求	H25. 1. 29	1		① H25. 2. 18 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	無
高知県	① 県警本部長 ② 警部Cに対する給料の支給が違法（違法に警部に昇任） ③ 当該職員に対する昇任前と昇任後の給料の差額の返還請求	H25. 1. 29	1		① H25. 2. 18 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	無
高知県	① 県警本部長 ② 警部Dに対する給料の支給が違法（違法に警部に昇任） ③ 当該職員に対する昇任前と昇任後の給料の差額の返還請求	H25. 1. 29	1		① H25. 2. 18 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	無
高知県	① 知事 業者に対する損害賠償請求を怠る事実（公正取引委員会が排除措置命令等を公表してから100日経過しても、損害賠償請求しないのは違法） ② 当該業者に対する損害賠償請求	H25. 2. 18	3		① H25. 2. 28 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	有
高知県	① 県警本部長 ② 違法な退職金の支給（定年退職者を1階級上位に昇任させ、退職金を上乗せ支給） ③ 当該職員に対する上乗せ支給分の返還請求	H25. 3. 11	1		① H25. 3. 28 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	無
高知県	① 知事 ② 違法な補助金の支出（当該補助事業者への支出は暴力団排除条項に反する） ③ 当該補助事業者に対する補助金の支出差止め、返還請求	H25. 3. 25	1	H25. 4. 9口頭陳述	① H25. 5. 15 ② 棄却 ③ 支出が違法とは言えない。	有
高知県	① 知事 ② 業者に対する損害賠償請求を怠る事実（入札において談合があったのは明らか） ③ 当該業者に対する損害賠償請求	H25. 4. 24	3		① H25. 5. 8 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	有
高知県	① 知事 ② 東日本大震災復興特別会計による基金事業のうち、被災地の復旧・復興に直接資する事業以外の事業に係る支出は違法 ③ 支出先の市町村等に対する返還請求及び回収した資金の国への返還等	H25. 9. 4	3		① H25. 9. 17 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
高知県	① 知事 ② 県の南国市に対する新規就農に関する補助金支出は違法（住民Eは、同市から補助金を不正受給） ③ 南国市に対する補助金の返還請求	H26. 1. 10	1		① H26. 1. 31 ② 却下 ③ 違法性の具体的な摘示がない。	無
計	11件					有 4件 無 7件
福岡県	① 知事 ② 県議選運動用ポスター作成費用限度額を超過して県費が支出されている。 ③ 費用返還請求	H24. 4. 2	1	1日間・口頭	① H24. 5. 30 ② 棄却 ③ 本件ポスター作製費用に係る公金の支出は違法不当ではない。	有
福岡県	① 知事 ② 荒廃森林再生事業において、事業実施の要件である森林所有者と市の間の協定が締結されていないため、補助金交付は違法である。 ③ 補助金返還請求	H24. 6. 25	1	1日間・口頭	① H24. 8. 23 ② 棄却 ③ 協定は瑕疵なく締結されており、補助金交付に違法不当はない。	無
福岡県	① 福岡県教育委員会 ② 公立学校施設整備費負担金・学校施設環境改善交付金の支出に際し、適正な手続を経ず工事箇所を変更しようとしており、違法である。 ③ 上記負担金及び交付金の交付差止め	H24. 7. 13	1		① H24. 7. 31 ② 却下 ③ 県費の支出がないため財務会計上の行為に該当しない。	無
福岡県	① 知事 ② 警察署建設のために市の土地を無償で提供させることは違法不当である。 ③ 貸付停止又は有償貸付への変更	H24. 7. 25	1		① H24. 8. 21 ② 却下 ③ 用地の無償貸与については、財務会計上の行為が発生しない。	無
福岡県	① 知事 ② ダム建設により水没する天然記念物「小川内の杉」の保全方法が決定するまでダム建設工事は凍結するべきである。 ③ ダム建設工事予算執行の差止め	H24. 8. 14	2	1日間・口頭	① H24. 10. 15 ② 棄却 ③ 杉の取扱いは財務会計上の行為ではない。仮に取扱いに不当性があってもダム工事本体に係る費用の支出を違法不当ならしめるものではない。	無
福岡県	① 知事 ② 仕組債発行は違法不当な契約であり、その契約に基づき県が金融機関に支払った損害金も不適正な公金の支出である。 ③ 損害金の返還請求と契約の是正	H24. 10. 19	1		① H24. 11. 7 ② 却下 ③ 期間の経過	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	① 知事 ② 架空請求により支払われた可能性がある政務調査費の返還請求 ③ 政務調査費の返還請求	H24. 12. 28	1		① H25. 1. 18 ② 却下 ③ 期間の経過	無
福岡県	① 知事 ② 違法に採択された中学校教師用教科書を購入することは違法な公金の支出である。 ③ 購入費の返還請求	H25. 3. 6	3	1 日間・口頭	① H25. 4. 22 ② 棄却 ③ 教科書購入に違法不当はない。	有
福岡県	① 知事 ② 有明海覆砂事業において、契約違反の安価で粗悪な砂を使用することで請負業者が不当利得を得ている。 ③ 請負代金の返還請求	H25. 4. 18	5		① H25. 4. 30 ② 却下 ③ 期間の経過	有
計	9件					有 3件 無 6件
佐賀県	① 知事 ② 海砂の超過採取に伴う不当利得返還請求額が過少である。 ③ 超過採取した海砂に関し厳正な請求を求める措置請求	H24. 8. 28	1		① H24. 10. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示していない。	無
佐賀県	① 知事 ② メガソーラー用地の売買契約等は吉野ヶ里遺跡の価値を破壊すること等の理由により違法・不当である。 ③ メガソーラー用地の売買契約等の解除ないし差し止め及び停止勧告ないし知事に対する損害賠償請求	H25. 2. 8 H25. 2. 27	286		① H25. 3. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示していない。	有
佐賀県	① 知事 ② メガソーラー用地の売買契約等は吉野ヶ里遺跡の価値を破壊すること等の理由により違法・不当である。 ③ メガソーラー用地の売買契約等の解除ないし差し止め及び停止勧告ないし知事に対する損害賠償請求	H25. 4. 3	393		① H25. 5. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示していない。	有
佐賀県	① 佐賀土木事務所長 その他財務会計行為について責任を有する者 ② 佐賀土木事務所発注の当該補償工事は個人の利益を図るものであり違法・不当である。 ③ 佐賀土木事務所発注の補償工事に係る職員への損害補填措置請求	H25. 4. 10	1		① H25. 5. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示していない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
佐賀県	① 知事 ② メガソーラー用地の売買契約等は吉野ヶ里遺跡の価値を破壊すること等の理由により違法・不当である。 ③ メガソーラー用地の売買契約等の解除ないし差し止め及び停止勧告ないし知事に対する損害賠償請求	H25. 7. 19	411		① H25. 9. 2 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示していない。	有
計	5件					有 3件 無 2件
長崎県	① 知事 ② 不当な契約の締結 ③ 契約の取り消し	H24. 4. 2	1		① H24. 5. 23 ② 棄却 ③ 不当な契約ではない。	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 工事内容の再検討	H24. 4. 4	1		① H24. 4. 26 ② 取り下げ ③ 記載なし	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金の凍結	25. 10. 25	1	H25. 12. 2 関係課職員も立ち合わせて実施	① H25. 12. 20 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出ではない。	無
計	3件					有 0件 無 3件
熊本県	① 熊本県教育長、熊本県教育委員会 ② 副教材の選定・使用と副教材の県費の支出 ③ 副教材としての使用差し止め及び購入費の返還	H24. 4. 27	113	H24. 5. 18 口頭陳述	① H24. 6. 8 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	有
熊本県	① 知事 ② 県議会議員の政務調査費における旅行諸費の支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還	H24. 5. 7	4		① H24. 5. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性、不当性が具体的に摘示されていない	無
計	2件					有 1件 無 1件
大分県	① 知事、会計管理者、職員 ② 違法な契約の締結 ③ 損害賠償の請求、今後の支出の差し止め	(H24. 10. 24)	1		① H24. 11. 12 ② 却下 (不受理) ③ 違法性又は不当性を具体的かつ客観的に示していない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大分県	① 教育委員会 ② 違法に認容した非常勤講師に対する報酬等の支出 ③ 損害賠償の請求	(H24. 11. 28)	1		① H25. 1. 11 ② 却下 (不受理) ③ 違法性又は不当性を具体的かつ客観的に示していない	無
大分県	① 知事、教育委員会、元教育長ほか ② 損害賠償金に係る求償権の不行使 ③ 損害賠償金に係る求償権の行使	H25. 1. 18	2	H25. 2. 5 口頭陳述	① H25. 3. 18 ② 棄却 ③ 求償権の行使を怠る事実の不存在	有
大分県	① 知事 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、知事に対する損害賠償請求	H25. 12. 13	1	H26. 1. 9 口頭陳述	① H26. 2. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
大分県	① 知事、教育委員会、元教育長ほか ② 損害賠償金に係る求償権の不行使 ③ 損害賠償金に係る求償権の行使	(H25. 12. 27)	4		① H26. 1. 17 ② 却下 (不受理) ③ 求償権の行使を怠る事実の不存在、一時不再理	無
大分県	① 県立高校校長 ② P T A会費の違法な徴収 ③ 請求人が支払った特別指導費等の返還	(H26. 2. 7)	1		① H26. 2. 28 ② 却下 (不受理) ③ 地方公共団体の被った損害を補填する為に必要な措置を講ずる請求ではない	無
計		6件				有 2件 無 4件
宮崎県	① 宮崎県知事 ② 違法な支出 (委託契約は法令上の根拠を欠いている) ③ 経費の返還及び支出の差し止め	(H24. 7. 3)	5		① H24. 7. 31 ② 却下 (不受理) ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くもの	無
計		1件				有 0件 無 1件
鹿児島県	① 知事 ② 違法・不当な財産の管理 (使用許可なく無償で庁舎を使用させている) ③ 許可なく使用させている状態の是正及び損害補填	H24. 4. 11	1	H24. 5. 23 口頭陳述	① H24. 6. 7 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実該当しない	無
鹿児島県	① 教育委員会 ② 不当な公金の支出 (民事訴訟で犯罪行為が認定された元校長への退職手当支給は不当) ③ 退職手当の返納	H24. 9. 13	1		① H24. 9. 28 ② 却下 ③ 同一人による同一の行為又は怠る事実を対象とする請求	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
鹿児島県	① 知事及び職員 ② 不当な公金の支出（問題のある法人に対する補助金の支出） ③ 補助金の返還及び関係職員の処分	H24. 9. 7	1	H24. 10. 17 口頭陳述	① H24. 10. 30 ② 却下 ③ 求めた措置が行われ、監査を継続すべき要件が失われた	無
鹿児島県	① 知事及び教育委員会 ② 違法・不当な公金の支出（国際航空路線維持のための派遣研修事業の実施は違法・不当） ③ 事業の中止	H25. 7. 1	24	H25. 7. 18 口頭陳述	① H25. 8. 1 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出に該当しない	無
鹿児島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（理由が不合理な工事請負契約の変更に伴う公社への公金支出） ③ 補助金等支出の中止	H25. 8. 29	10	H25. 10. 2 口頭陳述	① H25. 10. 24 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出に該当しない	有
鹿児島県	① 知事及び公安委員会 ② 違法・不当な公金の支出（公文書開示請求費用納付のための払込用紙は無駄） ③ 収入証紙による支払方法への変更	H25. 10. 8	1		① H25. 10. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
鹿児島県	① 教育委員会 ② 違法・不当な公金の管理（返納命令を出した退職手当の返納の有無を開示しないのは不当） ③ 退職手当の返納の有無の確認	H26. 3. 10	1		① H26. 3. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
計		7件				有 1件 無 6件
沖縄県	① 知事、関係職員及び相手方 ② 違法な公金の支出（違法な工事契約による公金の支出） ③ 知事、関係職員及び相手方に損害賠償を求める。	H24. 9. 26	11	H24. 10. 24 口頭陳述	① H24. 11. 24 ② 一部却下、一部認容 違法な工事請負費の支出は、監査請求期間を徒過しているが、当該支出に係る国庫補助金の返還によって生じた利息は新たに発生した損害と認められ、必要な措置を講ずることを勧告する。 ③	有
沖縄県	① 知事及び相手方 ② 違法な公金の支出（議会の議決のないまま国庫補助金を返還した。） ③ 知事に対する損害賠償、相手方に国庫補助金の返還額の一部負担を求める。	H24. 9. 26	9	H24. 10. 24 口頭陳述	① H24. 11. 24 ② 棄却 ③ 支出決定が違法、不当である主張には理由がない	無
計		2件				有 1件 無 1件

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服がある場合	議会、その他関係機関の執行措置が不服がある場合	監査委員が法定内に行わない場合	議会、その他関係機関の執行措置を講じない場合	長官の関与を要しない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
計	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件			
茨城県	知事に対し、知事個人に違法な行政財産の管理・処分に伴う損害賠償（2,000万円）の請求をすることを求める請求	H22.9.17	○									○	○			H22.12.24 水戸地裁請求却下 H23.7.20 東京高裁破棄差戻し H24.6.28 水戸地裁請求棄却		
茨城県	①知事に対し、関係経理職員に虚偽の支出負担行為に伴う損害賠償又は不当利得（2,061万2,385円）の返還の請求をすることを求める請求 ②知事に対し、知事個人又は当該支出に権限のある職員への請求を怠る事実の違法確認請求	H22.12.24	○									○	○	○		H24.4.20 水戸地裁請求却下		
茨城県	知事に対し、知事個人に違法な補助金の交付に伴う損害（4億6,970万円）の請求をすることを求める請求	H24.6.26	○										○	○		H24.11.15 水戸地裁請求却下 H25.3.6 東京高裁請求棄却		
茨城県	知事に対し、知事個人に違法な談合に伴う損害（4億675万3500円）の請求をすること及び談合に関与した職員に賠償命令（1億3571万4150円）をすることを求める請求	H24.6.28	○										○	○		H25.9.26 水戸地裁請求棄却		
茨城県	知事に対し、知事個人に違法な談合に伴う損害（3億833万400円）の請求をすることを求める請求	H24.7.2	○										○	○		H25.9.26 水戸地裁請求棄却		
茨城県	知事に対し、知事個人に違法に使用した交付金（1億1473万4000円）の返還の請求をすることを求める請求	H25.2.26	○										○	○		H25.9.20 水戸地裁請求却下		
茨城県	知事に対し、知事個人に違法に支出した補助金（1億1473万4000円）の返還の請求をすることを求める請求	H25.12.5	○											○		※H26.6.13 水戸地裁請求却下（確定）		
計	7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	7件	2件	4件	0件	0件	0件			

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査委員の勧告が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、他の関係機関の措置がない場合	長官の執行は違法でない場合	監査委員の勧告が違法でない場合	議会、他の関係機関の執行は必要ない場合	長官の執行は必要ない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下	請求棄却			原告一部勝訴
栃木県	非常勤の行政委員に対する月額報酬を定めた条例は地方自治法に違反し無効であるとして、支出の差止めを求めるもの	H21. 8. 4	○					○											H22. 12. 16宇都宮地裁請求棄却（県側は被告） H23. 10. 12東京高裁控訴棄却（県側は被控訴人） H24. 9. 14最高裁上告棄却、上告受理申立て不受理（県側は被上告人）
栃木県	会派が交付を受けた政務調査費の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めるもの	H24. 9. 10	○																現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	国の補助金返還請求に基づき県が納付した金銭は、法律上返還義務を有しない違法なものであるとして、県から職員（知事）に対し損害賠償を請求するよう求めているもの	H25. 2. 8	○																現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	会派が交付を受けた政務調査費の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めるもの	H25. 9. 2	○																現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	県が契約予定の固有財産（不動産）売買契約について、随意契約方式を採用するのは違法であるとして、当該契約締結の差止めを求めているもの	H25. 12. 25	○					○											現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	会派が交付を受けた政務調査費の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めるもの	H26. 1. 30	○																現在、宇都宮地裁係属中
計		6件	6件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服がある場合	議会、その他機関の執行は措置が不十分な場合	長官の関与がない場合	監査委員の勧告が不服がある場合	議会、その他機関の執行は措置が不十分な場合	長官の関与がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
群馬県	知事に対する違法な公金支出に伴う損害賠償請求又は不当利得返還請求	H24.6.1	○														H25.2.27前橋地裁請求棄却、一部却下 H25.8.9東京高裁控訴棄却 H25.12.19最高裁上告棄却	
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件			
埼玉県	知事の県有財産の管理を怠る事実の違法確認及び知事個人に対する違法契約締結に伴う2億7千万円の損害金の請求	H21.4.24	○							○	○					H24.5.16さいたま地裁請求棄却 H25.5.16東京高裁控訴棄却		
埼玉県	県有財産管理担当課長の財産の管理を怠る事実の違法確認及び同課長個人に対する上記違法行為に伴い生じた損害金の請求	H24.2.23	○							○	○					H25.10.2さいたま地裁請求却下 H26.2.20東京高裁控訴棄却		
埼玉県	準学校法人に対する公金支出の差止め、補助金交付決定の取消し、担当課長が補助金の返還を求めないことの違法確認、知事個人に対する違法な補助金交付に伴う140万円の損害金の請求	H24.7.13	○					○	○	○	○					H25.7.17さいたま地裁請求棄却 H26.1.29東京高裁控訴棄却 H26.3.31現在 最高裁係属中		
計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	1件	3件	3件	1件	1件	0件	0件	0件			
東京都	知事に対する豊洲新市場予定地取得に伴う損害賠償請求事件	H24.5.24	○													東京地裁係属中		
東京都	都立学校用教科書についての教育委員会の見解通知の取消し、教育委員らの報酬返還等請求事件	H26.2.7	○							○						東京地方裁判所係属中		
東京都	工事請負契約締結に係る差止め請求及び損害賠償請求事件	H26.2.15	○							○						東京地方裁判所係属中		
東京都	国直轄事業負担金に係る不当利得返還請求事件	H22.2.22	○													東京高等裁判所 H24.4.26		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結服がある場合	委員の報告が不	議会の執行は措置が	長、他の関係機関の措置がない場合	監査委員の報告が不	委員の報告が不	議会の執行は措置が	長、他の関係機関の措置がない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却		
東京都	補助金交付に係る損害賠償請求事件	H22. 11. 17	○									○		○				最高裁判所第一小法廷 H24. 8. 29
東京都	都税還付加算金に係る損害賠償請求事件	H23. 2. 14	○									○		○				東京地方裁判所 H25. 2. 20
東京都	訴訟代理人への着手金に係る損害賠償請求事件	H23. 6. 9	○									○		○				東京高等裁判所 H24. 7. 11
東京都	固定資産評価員の報酬に係る損害賠償請求事件	H23. 6. 9	○									○		○				東京地方裁判所 H24. 6. 1
東京都	固定資産税等賦課処分取消請求事件	H23. 6. 17	○						○					○				東京高等裁判所 H24. 4. 10
東京都	固定資産税の賦課徴収に係る怠る事実の違法確認	H23. 10. 6	○											○				東京高等裁判所 H24. 12. 5
東京都	固定資産税等に係る怠る事実の違法確認請求事件	H23. 11. 30	○											○				東京高等裁判所 H24. 6. 7
東京都	土地使用料に係る損害賠償請求事件	H24. 9. 27	○									○		○				東京高等裁判所 H25. 12. 11
計	12件		12件	0件	0件	0件	1件	2件	2件	9件	2件	7件	0件	0件	0件			
神奈川県	議会会派に対する政務調査費目的外支出金(約4億1446万円)の不当利得返還請求	H20. 4. 4	○									○		○				横浜地裁H25. 6. 19

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査委員の勧告が不服がある場合	委員の執行は不服がある場合	議会、その他機関の執行は不服がある場合	長の関与がない場合	監査委員の勧告が不服がある場合	委員の執行は必要ない場合	議会、その他機関の執行は必要ない場合	長の関与がない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却			原告一部勝訴
神奈川県	土木事務所長に対する違法契約締結に伴う損害金(約835万)の請求	H23. 9. 12	○									○		○					横浜地裁H25. 4. 17
神奈川県	知事に対する違法な土地売却等の差止めを求める請求	H24. 4. 9	○					○											※横浜地裁H26. 5. 28 現在、東京高裁に係属中
神奈川県	知事等に対する違法支出に伴う損害金(約5億2676万円)の請求	H25. 6. 26	○									○							※横浜地裁H26. 6. 11請求却下
神奈川県	議会会派に対する政務調査費目的外支出金(約547万円)の不当利得返還請求等	H25. 10. 13	○									○							※横浜地裁H26. 4. 8 取下げ
神奈川県	知事等に対する違法支出に伴う損害金(164万円)の請求	H25. 12. 8	○									○							※横浜地裁H26. 4. 23請求却下 横浜高裁H26. 9. 18請求棄却
計	6件		6件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	5件	0件	1件	1件	0件	0件				
新潟県	平成19年度に議員に支払った政務調査費に条例違反の支出があったとして、県に対し議員に返還請求(4,838,970円)することを求めるもの	H21. 4. 24	○									○		○		○			H24. 8. 20新潟地裁一部認容 H25. 6. 4東京高裁棄却
新潟県	平成22年度に議員に対して支払った事務所費等は根拠のないものだととして、県に対し議員に返還請求(5,690,068円)することを求めるもの。	H24. 9. 25	○									○		○					H25. 4. 26新潟地裁棄却
新潟県	平成23年度に自民党会派に支払った政務調査費支出の条例違反があるとして、県に対し同会派に返還請求(10,926,000円)することを求めるもの	H25. 3. 18	○									○		○					H25. 9. 19新潟地裁棄却

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果勧告がある場合	委員の執行は不服がある場合	議会、他の機関による措置がない場合	長がはたしめようとする場合	監査委員が法定期間内に行わない場合	議会、他の機関による措置がない場合	長がはたしめようとする場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
新潟県	平成20年度から平成23年度に議員に支払われた政務調査費に違法不当な支出があったとして、県に対し議員に返還請求(37,056,408円)することを求めるもの	H25.4.19	○								○							現在、新潟地裁係属中
新潟県	平成24年度に自民党県議団に対して支払われた政務調査費に、違法不当な支出があったとして、県に対し同県議団に返還請求(8,532,000円)することを求めるもの	H26.3.20	○										○					H25.10.1新潟地裁棄却
新潟県	平成24年度に県議に支出された政務調査費に、違法不当な支出があったとして、県に対し議員に返還請求(10,724,325円)することを求めるもの。	H26.5.30	○															現在、新潟地裁係属中
計	6件		6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	0件	3件	1件	0件	1件		
石川県	知事に対する違法支出額(2,016,000円)の返還請求	H25.4.16	○															※H26.9.9金沢地裁 請求棄却 現在、名古屋高裁金沢支部係属中
石川県	知事に対する違法支出額(2,115,708円)の返還請求	H25.6.21	○															※H26.10.16金沢地裁一部容認
石川県	知事に対する違法支出額(16,398,546円)の返還請求	H26.4.10	○															※H26.10.16金沢地裁一部容認
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件		
福井県	知事に対し、2011年度県議会政務調査費の一部について、県へ返還するよう求める。	H25.2.27	○															現在、福井地裁係争中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査委員の結果が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、他の関係機関の措置がない場合	長官の関与がない場合	監査委員の執行は法定の場合	委員の執行は法定の場合	議会、他の関係機関の措置がない場合	長官の関与がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下			請求棄却
岐阜県	前知事ほか6名に対する前知事の個人秘書業務の公費負担に関する不当利得返還請求もしくは損害賠償請求	H18.12.21	○							○	○		○					H25.5.22名古屋高裁
岐阜県	知事に対する岐阜県議選の選挙公営費の水増等による過払金返還と損害回復の請求	H20.8.28	○							○	○			○				H25.1.31岐阜地裁
計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	5件	0件	1件	1件	0件	0件			
静岡県	実体のない協議体への補助金支出は違法であるとした公金支出返還請求	H25.1.21	○															※H26.7.18静岡地裁一部認容 現在、東京高裁係属中
静岡県	①契約が違法無効であることの確認。 ②職員に損害賠償を求めることの知事への請求。	H25.2.14	○							○	○							H26.2.14静岡地裁請求棄却 ※H26.7.9東京高裁請求棄却 現在、最高裁係属中
静岡県	知事が職員に対して違法契約締結に伴う損害金を請求することの請求	H26.3.14	○								○							現在、静岡地裁係属中
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	0件			
滋賀県	知事に対する違法な病棟建設にかかる支出済の公金の返還請求および支出の差し止め	H24.8.8	○							○								現在、大津地裁継続中
滋賀県	知事、関係職員に対する違法な業務委託契約の締結に伴う損害金（1176万円）の請求	H22.1.20	○										○					H24.9.18大津地裁 請求一部却下、一部棄却 H25.2.15大阪高裁 棄却（確定）
滋賀県	知事に対する違法な委託契約の締結禁止及び公金支出の差し止め請求	H23.6.28	○							○	○			○				H24.9.20大津地裁請求一部却下・一部棄却（確定）
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服の場合	議会の執行は不服の場合	長の関係機関にない場合	監査委員の勧告期間内に行わなかった場合	議会の執行は必要ない場合	長の関係機関にない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	大阪府政務調査費に係る不当利得等交換請求	H19. 7. 17	○								○			○			H25. 1. 16大阪地裁請求棄却 H25. 8. 29大阪高裁控訴棄却（確定）	
大阪府	大阪府に対する行政財産の使用許可の取消等請求	H21. 4. 30	○					○					○				H22. 1. 28大阪地裁請求棄却 H22. 12. 9大阪高裁控訴棄却 H23. 10. 18最高裁上告受理申立不受理決定（確定）	
大阪府	大阪府北部流域下水道事務所所長に対する施設使用に関する損害賠償等請求	H24. 8. 17	○							○							現在、大阪地裁係属中	
大阪府	知事に対する府費負担教職員の旅費の返還請求	H25. 6. 21	○														H26. 5. 9取下げ	
大阪府	知事に対する府費負担教職員の旅費の差止請求	H25. 11. 13	○					○									現在、大阪地裁係属中	
大阪府	知事に対する安威川ダム建設事業等に係る公金支出差止請求	H26. 2. 17	○					○									現在、大阪地裁係属中	
計	6件		6件	0件	0件	0件	2件	1件	1件	2件	0件	1件	1件	0件	0件			
兵庫県	知事に対し、外郭団体への職員派遣が違法であるとして、平成21年度及び平成22年度の派遣職員の人件費相当額（県が派遣職員に直接支給したもの及び外郭団体に対する派遣職員の人件費を含む補助金・委託料、603,591,272円）につき、知事個人に対する損害賠償請求及び外郭団体に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	H22. 10. 19	○											○	○		H24. 4. 26神戸地裁請求棄却 H24. 12. 6大阪高裁控訴棄却	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等		
			監査委員の結果が場	査査員は不	議の執行は	議、他の機	長の関係員	監査委員が	査査員を	議の執行は	議、他の機	長の関係員	第1項による	同第2項による	同第3項による	同第4項による			請求却下	請求棄却
兵庫県	知事に対し、学校法人に対する補助金支出が違法であるとして、同補助金に係る補助金交付決定の取消しを求めたもの	H24. 4. 27	○								○									※H26. 4. 22 神戸地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
兵庫県	知事に対し、学校法人に対する平成24年度以降の補助金交付の差止め(※後に平成24年度に交付された補助金交付相当額(126,855,000円)の損害賠償請求及び不当利得返還請求に変更)、並びに平成23年度に交付された補助金相当額(137,022,000円)につき、知事個人に対する損害賠償請求及び同法人に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	H24. 10. 6	○							○										※H26. 4. 22 神戸地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
兵庫県	知事に対し、違法な建設工事用材料使用承諾により無意味となったダム施工計画策定業務委託料(108,495,450円)につき、知事個人及び職員に対する損害賠償請求の義務付けを求めたもの	H25. 4. 23	○																	現在、神戸地裁係属中
兵庫県	知事に対し、県が職員互助会、学校厚生会及び警察互助会に支出した補助金において、返還請求を怠った各互助会の剰余金の一部(7,055,353,067円)につき、知事個人及び職員等に対する損害賠償請求並びに各互助会に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	H25. 5. 31	○																	現在、神戸地裁係属中
兵庫県	知事に対し、違法な工事の発注及び支出(295,680円)につき、職員に対する損害賠償請求の義務付けを求めたもの	H25. 9. 24	○																	H26. 2. 18 神戸地裁訴え却下 ※H26. 5. 16 大阪高裁控訴棄却 現在、最高裁係属中
計	6件		6件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	5件	0件	1件	0件	0件	0件				
奈良県	業務委託契約に係る違法な支出により県が損害を被ったとして、知事及び関係職員に対し損害賠償を求めたもの	H24. 5. 25	○												○					H25. 7. 18 奈良地裁

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果又は不服がある場合	議会の執行又は措置が不服がある場合	長官の執行又は措置がない場合	監査委員又は顧問が法定期間内に行わなかった場合	議会、その他機関の執行又は措置をい	長官の執行又は措置をい	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
奈良県	過去の談合事件に関し県が落札者に請求した損害賠償額が不当に低いとして、本来請求すべき額を落札者に請求するよう求めたもの	H24. 7. 13	○								○						大阪高裁係属中	
奈良県	外国出張に係る副知事及び職員並びに議員の旅費等が不正に請求されたとして、知事に対して県が受けた損害を当該副知事及び職員並びに議員に請求することを求めたもの	H24. 7. 31	○									○					H25. 1. 25 大阪高裁	
奈良県	国庫補助事業に係る不適正な経理処理に伴い、ペナルティとして課された加算金は、違法な経理処理がなければ本来発生しない費用であり、知事に対して、当該処理を行った職員らに損害賠償請求をするよう求めたもの	H24. 10. 3	○									○					H25. 9. 6 大阪高裁	
奈良県	要綱により設置された委員会の委員に対して支払った報償費について、この委員会は附属機関に該当し、法律又は条例によらないこの委員会の設置は違法であることから県に損害が生じており、知事に対し、相手方に損害賠償を請求するよう求めたもの	H25. 4. 3	○														最高裁上告中	
奈良県	県議会会派及び県議会議員の政務調査費について、基準に適合しない目的外支出があったとして、知事に対し、相手方に金員を支払うよう請求することを求めたもの	H25. 6. 14	○														奈良地裁係属中	
計		6件	6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	0件	3件	0件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服の場合	委員の勧告が不服の場合	議会の執行措置が不服の場合	長官の職務執行が違法でない場合	長官の職務執行が違法な場合	議会の執行措置が違法な場合	長官の職務執行が違法な場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
和歌山県	契約の取消及び不当利得返還請求	H25. 3. 22	○								○							和歌山地裁係争中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
岡山県	54人の議員に対し政務調査費相当額(129百万円)を請求することを求める。	H24. 7. 12	○								○							岡山地裁係争中
岡山県	56人の議員に対し政務調査費相当額(130百万円)を請求することを求める。	H25. 7. 19	○								○							岡山地裁係争中
岡山県	20人の議員に対し政務調査費相当額(16百万円)を請求することを求める。	H25. 10. 31	○								○							岡山地裁係争中
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件		
山口県	知事に対し職員の人件費等の損害賠償請求及び怠る事実の違法確認を求める	H25. 8. 30	○								○	○						現在、山口地裁係属中
山口県	知事は相手方に対し不当利得した損害金(2,881,043円)の請求を求める	不詳(訴状記載年月日:H26. 6. (空欄)日)	○								○							現在、山口地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
徳島県	知事に対する違法に支出した政務調査費(4億3,256万円)の返還請求	H22. 10. 1	○								○	○						第1審 H23. 12. 26徳島地裁請求却下 第2審 H24. 7. 12高松高裁請求棄却(確定)

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、その他機関の措置がない場合	長が関係機関にない場合	監査委員の勧告を期間内に行わない場合	議会、その他機関の執行は措置を講じない場合	長が関係機関にない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
徳島県	知事に対する違法な随意契約等により生じた損害（4,707万円）の賠償命令請求	H23. 3. 25	○								○	○						H24. 6. 22徳島地裁請求却下（確定）
徳島県	知事に対する県有地所有権移転登記の抹消等の請求を怠ったことに対する違法確認請求	H24. 3. 8	○							○			○					H25. 2. 25徳島地裁請求棄却（確定）
徳島県	知事に対し、河川敷地占用料相当額（2万円）に係る不当利得請求権等の行使等を求める請求	H24. 8. 16	○							○	○		○					H26. 1. 20徳島地裁請求棄却（確定）
徳島県	議員に対し違法に支払われた政務調査費（347万円）について損害賠償を求める請求	H25. 3. 7	○															現在、徳島地裁係属中
計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	4件	1件	3件	0件	0件	0件			
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求	H24. 10. 23																H25. 10. 23松山地裁出訴係属中（一部却下H25. 10. 30）
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（盛運汽船分）	H25. 4. 16																H25. 4. 16松山地裁出訴係属中
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（えひめ南汽船分）	H25. 8. 16																H25. 8. 16松山地裁出訴係属中
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（盛運汽船分）	H25. 8. 19																H25. 8. 19松山地裁出訴※H26. 5. 14地裁却下
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（盛運汽船分）	H25. 8. 19																H25. 4. 14松山地裁出訴係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果が不服がある場合	委員の執行は不服がある場合	議会、その他機関の措置がない場合	長、他の関係機関の措置がない場合	監査委員が法定内に行わない場合	委員の執行は必要ない場合	議会、その他機関の措置がない場合	長、他の関係機関の措置がない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却		
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（えひめ南汽船分）	H26. 4. 14				○					○							H26. 4. 14 松山地裁出訴 ※H26. 8. 8 取下げ
計	6件		0件	0件	0件	6件	0件	0件	0件	6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件		
高知県	教育長等に対し行政委員に対する月額での報酬の支出を差し止めるとともに、知事に対し既支出の報酬について教育長等に返還請求するよう求めるもの （注）当初の訴えは、知事に対し、行政委員に対する月額での報酬の支出を差し止めよう求めるものであったが、審理の過程で上記のように変更された。	H21. 4. 6	○							○				○				H24. 3. 27 高知地裁請求棄却 H25. 3. 18 高松高裁控訴棄却
高知県	知事に対し、県が支出していたH20年度の直轄工事負担金の一部（212,654,544円）について国に主位的に返還請求、予備的に賠償請求するよう求めるとともに、H21年度の直轄工事負担金の一部について担当職員に賠償命令するよう求めるもの （注）当初の訴えは、知事に対し、県が支出した平成20年度の直轄工事負担金一部（212,545,148円）について国に返還請求するよう求めるとともに、平成21年度の直轄工事負担金の一部について支出差止めを求めるものであったが、審理の過程で上記のように変更された。	H21. 12. 25	○											○				H25. 2. 15 高知地裁請求棄却 H25. 8. 30 高松高裁控訴棄却

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果又は不服がある場合	委員の執行又は措置が不服がある場合	議会、他の関係機関の職員による場合	長が関係機関にない場合	監査委員又は執行機関が法定にない場合	議会、他の関係機関の職員による場合	長が関係機関にない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
計	9件		9件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	9件	0件	4件	0件	0件	0件			
福岡県	県議選運動用ポスター作成費用限度額超過の県費不適正支出返還請求	H24. 6. 29	○							○						1 審県勝訴、2 審係属中		
福岡県	県立中学校教師用教科書購入費返還請求	H25. 5. 22	○							○	○					2 審で県勝訴確定		
福岡県	有明海覆砂事業費返還請求	H25. 6. 24	○							○	○					1 審で原告請求却下で確定		
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	1件	0件	0件	0件			
佐賀県	佐賀県が行った吉野ヶ里メガソーラー計画に基づく土地の売買契約、土地造成工事契約は違法であり、代金支払の差止めを求める。また、同計画に基づく土地の賃貸借契約は違法であり、賃貸借契約の解除を求める。さらに、これらの契約に基づき支出した公金の填補を佐賀県知事に佐賀県が請求するよう求める。	H25. 4. 23 ※訴訟提起日以降に、同一内容で住民監査を行った者の一部が、訴訟に追加参加している。	○					○		○						第一審係属中		
計	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件			
熊本県	知事、教育長及び教育委員長に対する副教材使用等に伴う損害金（約12万円）の請求	H24. 7. 6	○							○						H26. 1. 29熊本地裁請求棄却 H26. 2. 12控訴 ※H26. 11. 10福岡高裁で県勝訴		
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件			

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、その他関係機関の措置がない場合	長が関係機関の措置を講ずる場合	監査委員が法定にない場合	議会、その他関係機関の執行は必要ない場合	長が関係機関の措置を講ずる場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
大分県	県が行った学校給食を対象とした放射性物質測定検査事業が違法であるとして、知事に対して、当該検査費用相当額の損害賠償を求めたもの	H24. 12. 12	○								○							H25. 7. 22大分地裁請求棄却 H25. 12. 10控訴棄却 ※H26. 12. 27上告 現在、最高裁係属中
大分県	知事に対して、不正な点数操作のおりを受けて不合格となった元受験生に支払った損害賠償金に対する求償権の行使を違法に怠っていることの確認等を求めたもの	H25. 4. 17	○							○	○							現在、大分地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件			
宮崎県	知事に対する違法契約締結に伴う損害金(1,360,800円)の請求	H24. 3. 21	○								○	○						H24. 10. 15宮崎地裁請求棄却
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件			
鹿児島県	知事に対する公社への公金支出差止請求	H25. 11. 12	○					○										現在、鹿児島地裁係属中
鹿児島県	知事に対する前知事等による公金違法支出損害賠償等請求	H19. 1. 19	○								○	○						H25. 5. 14鹿児島地裁一部請求却下、一部請求棄却 H25. 5. 30判決確定
鹿児島県	知事に対する前知事等による公金違法支出損害賠償等請求	H19. 11. 15	○								○	○						H25. 5. 14鹿児島地裁一部請求却下、一部請求棄却 H25. 5. 30判決確定
鹿児島県	知事に対する警察職員による不当利得返還請求	H24. 1. 7	○								○	○						H24. 11. 6鹿児島地裁一部請求却下、一部請求棄却 H24. 11. 26判決確定
計	4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	3件	0件	3件	0件	0件	0件			

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の 結果又は 勧告がある 場合	議会の執行 又は措置が ない場合	長官の執行 又は措置が ない場合	監査委員の 勧告又は 勧告期間に 行わない 場合	議会の執行 又は措置が ない場合	長官の執行 又は措置が ない場合	第1項第1号 による請求	同第2号 による請求	同第3号 による請求	同第4号 による請求	同第5号 による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
沖縄県	知事、関係職員及び相手方に対する違法な公金支出に伴う損害金(7,177万6,779円及びその利息)の請求	H24.12.20	○								○							現在、那覇地裁係属中
沖縄県	知事、関係職員及び相手方に対する違法な公金支出に伴う損害金(7,177万6,779円及びその利息)の請求	H25.6.26					○				○							現在、那覇地裁係属中
計	2件		1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件		
合計	124件		117件	0件	0件	7件	16件	6件	15件	109件	7件	42件	4件	0件	1件			

② 市町村分
ア 住民監査請求の件数（総括表）

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち 取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
北海道	H24.4.1～H25.3.31	11		7	1	1	5	4		
	H25.4.1～H26.3.31	16		4	1	1	2	12		
	計	27	0	11	2	2	7	16	0	0
青森県	H24.4.1～H25.3.31									
	H25.4.1～H26.3.31	2						2		
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0
岩手県	H24.4.1～H25.3.31	1		1			1			
	H25.4.1～H26.3.31	3		2			2	1		
	計	4	0	3	0	0	3	1	0	0
宮城県	H24.4.1～H25.3.31	4		2	1	1		1	1	
	H25.4.1～H26.3.31	9		3		2	1	6		
	計	13	0	5	1	3	1	7	1	0
秋田県	H24.4.1～H25.3.31	6		4		1	3	1	1	
	H25.4.1～H26.3.31	1						1		
	計	7	0	4	0	1	3	2	1	0
山形県	H24.4.1～H25.3.31	2						2		
	H25.4.1～H26.3.31	8		2		1	1	6		
	計	10	0	2	0	1	1	8	0	0
福島県	H24.4.1～H25.3.31	3		3	1	1	1			
	H25.4.1～H26.3.31	6		3			3	3		
	計	9	0	6	1	1	4	3	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
茨城県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	14		7	3	2	2	7		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	14	1	10	3	3	4	3		
	計	28	1	17	6	5	6	10	0	0
栃木県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	7		1	1			6		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	6		3	1	2		3		
	計	13	0	4	2	2	0	9	0	0
群馬県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	2		2	1	1				
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	9		5	1	1	3	3	1	
	計	11	0	7	2	2	3	3	1	0
埼玉県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	23	1	6		1	5	13	3	
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	20	1	3		3		16		
	計	43	2	9	0	4	5	29	3	0
千葉県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	30	2	19	4	1	14	6	2	1
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	32	1	18	4	2	12	10	3	
	計	62	3	37	8	3	26	16	5	1
東京都	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	49	2	22	7	6	9	22	2	1
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	44	2	15	2	5	8	24	3	
	計	93	4	37	9	11	17	46	5	1
神奈川県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	24		16	3	6	7	7	1	
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	26		14	2	5	7	10	1	1
	計	50	0	30	5	11	14	17	2	1

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち 取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち 期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
新潟県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	10		7	1	2	4	3		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	12		5		1	4	6	1	
	計	22	0	12	1	3	8	9	1	0
富山県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	39		6	2	2	2	33		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	6		2		1	1	4		
	計	45	0	8	2	3	3	37	0	0
石川県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	6		3	2		1	3		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	5		2	2			3		
	計	11	0	5	4	0	1	6	0	0
福井県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	3		1			1	1	1	
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	2						2		
	計	5	0	1	0	0	1	3	1	0
山梨県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	5		5		1	4			
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	16		13		1	12	2	1	
	計	21	0	18	0	2	16	2	1	0
長野県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	28		22		3	19	5	1	
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	28		17	3	1	13	10	1	
	計	56	0	39	3	4	32	15	2	0
岐阜県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	5		1			1	4		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	16		2		2		14		
	計	21	0	3	0	2	1	18	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち 取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち 理由のもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
静岡県	H24.4.1～H25.3.31	9		3	1	1	1	6		
	H25.4.1～H26.3.31	3		1			1	2		
	計	12	0	4	1	1	2	8	0	0
愛知県	H24.4.1～H25.3.31	52	3	25		1	24	17	7	
	H25.4.1～H26.3.31	26		6	1	1	4	19	1	
	計	78	3	31	1	2	28	36	8	0
三重県	H24.4.1～H25.3.31	14		5	1	1	3	8		1
	H25.4.1～H26.3.31	9	1	4	1	2	1	4		
	計	23	1	9	2	3	4	12	0	1
滋賀県	H24.4.1～H25.3.31	4		1		1		3		
	H25.4.1～H26.3.31	9		2	2			3	4	
	計	13	0	3	2	1	0	6	4	0
京都府	H24.4.1～H25.3.31	13		7	1	4	2	6		
	H25.4.1～H26.3.31	16		9	4	1	4	5	2	
	計	29	0	16	5	5	6	11	2	0
大阪府	H24.4.1～H25.3.31	56	2	20	3	1	16	34		
	H25.4.1～H26.3.31	56		13		2	11	40	3	
	計	112	2	33	3	3	27	74	3	0
兵庫県	H24.4.1～H25.3.31	40	2	16	2	1	13	22		
	H25.4.1～H26.3.31	22		8	2		6	10	2	2
	計	62	2	24	4	1	19	32	2	2

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
奈良県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	11		3			3	7		1
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	12		4		2	2	7	1	
	計	23	0	7	0	2	5	14	1	1
和歌山県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	6		2		1	1	3	1	
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	10						9	1	
	計	16	0	2	0	1	1	12	2	0
鳥取県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	8		4		4		4		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	8		6		6		2		
	計	16	0	10	0	10	0	6	0	0
島根県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	1						1		
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	1		1			1			
	計	2	0	1	0	0	1	1	0	0
岡山県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	8		3		1	2	4	1	
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	14	2	5			5	5	2	
	計	22	2	8	0	1	7	9	3	0
広島県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	23		10		3	7	11	2	
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	18		10	1	2	7	8		
	計	41	0	20	1	5	14	19	2	0
山口県	H24. 4. 1 ～ H25. 3. 31	8		5	2	3		2		1
	H25. 4. 1 ～ H26. 3. 31	10		3	1	2		7		
	計	18	0	8	3	5	0	9	0	1

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
徳島県	H24.4.1～H25.3.31	13		3	2		1	8		2
	H25.4.1～H26.3.31	9		2			2	7		
	計	22	0	5	2	0	3	15	0	2
香川県	H24.4.1～H25.3.31	13		5	2	1	2	7	1	
	H25.4.1～H26.3.31	22		5		1	4	16	1	
	計	35	0	10	2	2	6	23	2	0
愛媛県	H24.4.1～H25.3.31	7		1		1		6		
	H25.4.1～H26.3.31	2		1			1	1		
	計	9	0	2	0	1	1	7	0	0
高知県	H24.4.1～H25.3.31	13		9	2	6	1	4		
	H25.4.1～H26.3.31	11		6	3	1	2	4	1	
	計	24	0	15	5	7	3	8	1	0
福岡県	H24.4.1～H25.3.31	18		7		4	3	10	1	
	H25.4.1～H26.3.31	22		6		1	5	16		
	計	40	0	13	0	5	8	26	1	0
佐賀県	H24.4.1～H25.3.31	1		1			1			
	H25.4.1～H26.3.31	9		7		3	4	1		1
	計	10	0	8	0	3	5	1	0	1
長崎県	H24.4.1～H25.3.31	8		3	1		2	4		1
	H25.4.1～H26.3.31	4		2		1	1	2		
	計	12	0	5	1	1	3	6	0	1

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
熊本県	H24.4.1～H25.3.31	9		3	2		1	6		
	H25.4.1～H26.3.31	14		3	1	1	1	10		1
	計	23	0	6	3	1	2	16	0	1
大分県	H24.4.1～H25.3.31									
	H25.4.1～H26.3.31	7		4	1	1	2	3		
	計	7	0	4	1	1	2	3	0	0
宮崎県	H24.4.1～H25.3.31	4		4	4					
	H25.4.1～H26.3.31	6		4	4			2		
	計	10	0	8	8	0	0	2	0	0
鹿児島県	H24.4.1～H25.3.31	3		1			1	2		
	H25.4.1～H26.3.31	1						1		
	計	4	0	1	0	0	1	3	0	0
沖縄県	H24.4.1～H25.3.31	9		6		4	2	2	1	
	H25.4.1～H26.3.31	6		4	3	1		2		
	計	15	0	10	3	5	2	4	1	0
合計	H24.4.1～H25.3.31	623	12	282	50	67	165	295	26	8
	H25.4.1～H26.3.31	608	8	239	43	59	137	327	29	5
	計	1,231	20	521	93	126	302	622	55	13

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
北海道	札幌市	① 札幌市長	25.5.16	1		① 25.7.5	無	
		② 平成23年度における札幌市議会の各会派による政務調査費支出について、そのうち業務委託費・事務所費等の8項目における支出の一部は違法または不当な公金の支出であるため、札幌市長はその返還を関係会派へ求めるなど損害を補てんするための措置等をとることを求めた事例				② 却下		
		③ 損害の補てん				③ 請求期間の徒過		
北海道	札幌市	① 札幌市長	25.11.27	1	1日(口頭)	① 26.1.23	無	
		② 平成24年度における札幌市議会の各会派による政務調査費及び政務活動費支出について、そのうち業務委託費・事務所費等の6項目における支出の一部は違法または不当な公金の支出であるため、札幌市長はその返還を関係会派へ求めるなど損害を補てんするための措置等をとることを求めた事例				② 棄却		
		③ 損害の補てん				③ 違法・不当性なし		
北海道	札幌市	① 札幌市長	26.2.25	1	1日(口頭)	① 26.4.11	無	
		② 札幌市が委託している豊平区東地区道路維持除雪業務において、一部歩道除雪が実施されていないにもかかわらず、違法に委託料が支払われ札幌市に損害が生じているとして、その代金相当額の返還を市長に求めた事例				② 棄却		
		③ 損害の代金相当額の返還				③ 違法・不当性なし		
北海道	札幌市	① 札幌市長	26.3.17	1		① 26.5.16	無	
		② ①円山動物園は、エキノコックス症感染の予防対策を怠り、また飼育動物の逸走防止策を怠っていることにより、財産の適正な管理を不当に怠っているとして、市長に対し、ワウワウテナガザル外放飼場の使用を停止することなどを求め、また、②円山動物園は、不当に終生飼養義務に反した動物等価交換契約を締結して南米原産の動物を寒い時期に移動し、その結果、市の財産である飼育動物を死亡させたとして、今後の損害発生を防止するため、市長に対して終生飼養義務を遵守してこれに反する行為を行わないよう求めるとともに、動物を移動する場合には適切な時期に移動するよう求めた事例				② 却下		
		③ ワウワウテナガザル外放飼場の使用を停止、終生飼養義務を遵守してこれに反する行為を行わないよう求めるとともに、動物を移動する場合には適切な時期に移動すること。				③ 財務会計上の行為にはあたらない。		
北海道	函館市	① 市長	25.5.15	1	H25.5.28(10:00~10:50) 陳述の聴取	① 25.7.11	無	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 市議会の政務調査費に係る返還請求				③ 請求人の請求には理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
北海道	旭川市	① 市長および市職員	25.4.8	1	請求人より必要としない旨の申し出があり、実施せず	① 25.6.27	有	
		② 旭川市博物館の資料に係る財産管理				② 一部却下, 一部棄却		
		③ 博物館の違法な財産管理を是正するための必要な措置を請求				③ 却下: 不適法な請求 棄却: 怠る事実は認められない		
北海道	旭川市	① 市長および市職員	25.10.15	28	25.11.11 口頭陳述	① 25.12.12	有	
		② 永山取水施設に係る財産管理等-A				② 一部不受理(合意不調), 一部棄却		
		③ 取水施設の帰属に係る協定の締結及び施設の管理を怠っていることに伴う損害の補填を求める措置を請求				③ 因果関係の有無を量り得ないため		
北海道	旭川市	① 市長および市職員	25.10.15	27	25.11.11 口頭陳述	① 25.12.12	有	
		② 永山取水施設に係る財産管理等-B				② 一部不受理(合意不調), 一部棄却		
		③ 取水施設等の建設に係る公金の支出及び施設等の管理を怠っていることに伴う損害の補填を求める措置を請求				③ 因果関係の有無を量り得ないため		
北海道	室蘭市	① 市長	(24.4.2)	1		① 24.5.21	無	
		② 違法な公金の支出(船だまりは、建設目的を偽って建設されたので、建設費の支出は違法である)				② 却下(不受理)		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 期間徒過		
北海道	室蘭市	① 市長	24.4.17	1	24.5.7 口頭陳述 (請求人欠席)	① 24.6.7	有	
		② 違法な公金の支出(企業会計が所有する土地を購入するとして公金を支出するのは違法である)				② 棄却		
		③ 市長等に対する損害賠償請求				③ 当該支出に違法性はない		
北海道	室蘭市	① 市長	(24.7.24)	1		① 24.9.13	有	
		② 違法に財産の管理を怠る事実(不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っている)				② 却下(不受理)		
		③ 市長等に対する損害賠償請求				③ その他(法が要求する特定の程度を満たしていない)		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
北海道	室蘭市	① 市長	(24.9.27)	1		① 24.11.15	有	
		② 違法に財産の管理を怠る事実（不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っている）				② 却下（不受理）		
		③ 市長等に対する損害賠償請求				③ その他（法が要求する特定の程度を満たしていない）		
北海道	室蘭市	① 市長	(24.11.27)	1		① 25.1.17	有	
		② 違法に財産の管理を怠る事実（不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っている）				② 却下（不受理）		
		③ 市長に対する損害賠償請求等				③ その他（法が要求する特定の程度を満たしていない）		
北海道	室蘭市	① 市長	(25.3.29)	1		① 25.5.17	無	
		② 違法な契約の締結（3セクの契約は、市の契約に関する規則等に違反しているので、違法である）				② 却下（不受理）		
		③ 市長等に対する損害賠償請求				③ 非財務会計行為		
北海道	室蘭市	① 市長	25.4.30	1	25.6.3 口頭陳述	① 25.6.21	有	
		② 違法に財産の管理を怠る事実（不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っている）				② 棄却		
		③ 市長に対する損害賠償請求等				③ 当該請求権は行使済である		
北海道	室蘭市	① 市長	25.7.8	1	25.8.13 口頭陳述 (請求人欠席)	① 25.8.20	有	
		② 違法な契約の締結（管工事において、理由のない随意契約が行われており、当該契約は違法である）				② 棄却		
		③ 市長に対する損害賠償請求等				③ 当該契約に違法性はない		
北海道	室蘭市	① 市長	(26.1.14)	1		① 26.3.7	有	
		② 違法に財産の管理を怠る事実（3セクとの土地の使用貸借は違法である）				② 却下（不受理）		
		③ 市長に対する損害賠償請求等				③ その他（一事不再理）		
北海道	当別町	① 当別町長	24.7.19	2	1日間及び口頭陳述	① 24.9.14	無	
		② 議会議員に交付した政務調査費				② 棄却		
		③ 政務調査費として不適切な支出ではないか				③ 請求人の主張に理由がない		
北海道	京極町	① 町長	26.2.7	2	26.2.27 口頭陳述	① 26.4.4	無	
		② 補助金の不正受給				② 棄却		
		③ 公園階段改修工事交付金返還に関し返還金の負担割合を適正に措置されることを求める請求				③ 損害は私的流用を目的とした行為等、故意又は重大な過失により生じたものではない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
北海道	松前町	① 松前町立松前病院長	25.9.13	1	25.9.20 口頭陳述	① 25.10.31	有	
		② 病院改築に伴う基本計画案作成費用について、予算措置等の正規な手続きもなく支出した。				② 棄却		
		③ 返還させるなどの措置				③ 違法又は不当と認めることはできないことから、返還を求めるべき事由はない。		
北海道	松前町	① 松前町立松前病院長	25.9.13	1	25.9.20 口頭陳述	① 25.10.31	有	
		② 松前町病院事業修学資金貸付条例に規定する貸付を、現に松前病院に勤務している看護職員に貸付することは、条例の制定趣旨から逸脱している。				② 棄却		
		③ 返還させるなどの措置				③ 違法又は不当と認めることはできないことから、返還を求めるべき事由はない。		
北海道	松前町	① 松前町立松前病院長	25.9.24	1	25.9.20 口頭陳述	① 25.10.31	有	
		② 診療報酬の過剰請求				② 棄却		
		③ 会計処理の是正				③ 違法又は不当と認めることはできないことから、返還を求めるべき事由はない。		
北海道	東川町	① 東川町	25.1.21	7		① 25.2.5	無	
		② 小学校建設に関する不必要な支出				② 却下		
		③ 不必要な支出に対する是正				③ 違法性、不当性とする事実が明確に示されていない		
北海道	東川町	① 町長	25.3.7	6	25.4.2 口頭陳述	① 25.4.18	無	
		② 小学校建設予定地の違法な取得				② 棄却		
		③ 町長に対する損害賠償請求				③ 土地の取得に違法性はない		
北海道	南富良野町	① 町長	(26.1.27)	1		① 26.1.31	無	
		② 違法・不当な公金（補助金）の支出がある。				② 却下（不受理）		
		③ 補助金の返還を求める。				③ 違法・不当な公金支出であることの理由は認められず、住民監査請求の要件を欠いている。		
北海道	羽幌町	① 羽幌町長	(24.10.15)	1		① 24.11.9	無	
		② 違法な契約の締結（土地・建物貸付）				② 却下（不受理）		
		③ 必要な措置				③ 財務会計上の行為、又は怠る事実等について、個別的、具体的に摘示されていない。		
北海道	芽室町	① 町長及び権限をもって関与した職員	25.2.5	1	25.2.18 口頭陳述	① 25.3.27	無	
		② 町から各納税貯蓄組合に支出している報償は違法である。				② 棄却		
		③ 関与した職員に対して返還するよう勧告すること、今後の支出の差し止めを要求。				③ 請求に理由がない		
計		27件					有 13件 無 14件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						① 監査結果通知年月日、② 監査結果、③ 却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
青森県	青森市	① 市長	25. 4. 17	1	25. 5. 1 口頭陳述	① 25. 5. 17	無	
		② 青森市職員労働組合連合会の庁舎使用に際し、使用料を全額免除して行政財産の目的外使用を許可したこと				② 棄却		
		③ 青森市職員労働組合連合会への行政財産の目的外使用許可に当って、使用料を全額免除したことは違法又は不当であることから、使用料を請求し徴収すること、若しくは請求しないのであれば市長が使用料相当額を市に賠償することを求めるもの				③ 使用料を免除したことは妥当であり、理由なく使用料を徴収していないとは認められず、免除により市に損害が発生しているとは認められない		
青森県	青森市	① 市長及び環境部長	25. 10. 15	1	25. 11. 5 口頭陳述	① 25. 11. 28	無	
		② 滞納下水道使用料について、法律条例で義務付けられている督促状の発行をしていない状況を看過し、時効完成を理由として不納欠損処分をしたこと				② 請求棄却（一部却下）		
		③ ・不納欠損処分をした下水道使用料の全額補填を市長及び環境部長に求めるもの ・下水道使用料徴収事務に関する事実上の最高責任者である環境部長の降任を求めるもの				③ ・不納欠損処分の法定要件として督促状の発行を規定している法令等はなく、時効完成による不納欠損処分が違法とはいえない ・したがって、不納欠損処分した全額の補填を市長及び環境部長に求める損害賠償請求権が市に発生するとは認められない ・なお、環境部長の降任に係る請求については、住民監査請求として請求しうる内容とは認められない		
計		2件					無 2件	
岩手県	盛岡市	① 職員	25. 3. 19	1	25. 4. 4 口頭陳述	① 25. 4. 30	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 必要な交通量の調整及び適時適正な除雪の実施				③ 請求事項が住民監査請求の対象とならない		
岩手県	花巻市	① 花巻市長	25. 4. 8	1		① 25. 4. 24	無	
		② 実績に基づかない委託料の支出が公金の不当な支出に該当する等				② 却下		
		③ 花巻市長と国際交流協会理事長の兼任によるチェック機能が働かないため、正常な体制に戻す措置をすること。				③ 違法・不当な財務会計上の行為は認められない。		
岩手県	花巻市	① 花巻市長、秘書政策課主任	25. 11. 14	1		① 25. 11. 28	無	
		② 姉妹都市訪問の際の宿泊にかかる旅費の支給が、条例の規定に反する公金の不当支出に該当する等				② 却下		
		③ 姉妹都市訪問時の旅費の不当な支出による返還を求めること。				③ 公金の不当な支出は当たらず、市への損害又はそのおそれは認められない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
岩手県	一関市	①	一関市長	25.6.3	1 (代理人 4人)	25.6.18 口頭陳述	①	25.7.19	有
		②	違法不当に財産管理を怠る事実				②	棄却	
		③	補助金交付の取消しと適切な損害回復の措置を講じることを勧告するよう求めるもの。				③	市長による違法性若しくは不当な財産管理を怠る事実があったとまでは言えない。	
計		4件							有 1件 無 3件
宮城県	仙台市	①	市長	24.8.9	2		①	24.9.5	無
		②	教科書購入に係る違法・不当な公金の支出				②	却下(不受理)	
		③	具体的な採択基準創設及び教科書採択のやり直しの措置				③	不適法判断(財務会計上の行為の不存在)	
宮城県	仙台市	①	市長	25.2.5	1団体	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	①	25.4.5	有
		②	目的外の政務調査費の違法・不当な支出				②	一部認容	
		③	違法・不当な政務調査費の返還請求措置				③	一部に理由があるとして返還を勧告	
宮城県	仙台市	①	青葉区長	25.3.18	1		①	25.5.8	有
		②	違法・不当な境界確定協議				②	却下(不受理)	
		③	境界の是正措置				③	不適法判断(期間徒過)	
宮城県	仙台市	①	市長	25.11.18	1団体	陳述を必要としない旨の申出があり不実施	①	26.1.16	有
		②	目的外の政務調査費の違法・不当な支出				②	棄却	
		③	違法・不当な政務調査費の返還請求措置				③	請求に理由がない	
宮城県	大崎市	①	市長	25.4.9	1	25.5.17 非公開	①	25.6.4	無
		②	病院建設用地のヒ素関連経費を病院事業会計で負担・支出しているのは不当				②	棄却	
		③	当該行為を防止若しくは是正するために必要な措置を講じること				③	請求に理由がない	
宮城県	大崎市	①	市長及病院事業管理者	25.7.1	1	25.7.31 非公開	①	25.8.29	無
		②	賃貸借に関する契約等の締結がされていない市有地を病院経営に使用していることは条例及び規則に違反				②	棄却	
		③	当該行為を防止若しくは是正するために必要な措置を講じること				③	請求に理由がない	
宮城県	大崎市	①	市長及病院事業管理者	25.7.1	1	25.7.31 非公開	①	25.8.29	無
		②	民法上の契約でない契約締結に伴い生じた財産管理や権利義務及び公金支出は違法若しくは不当				②	棄却	
		③	当該行為を防止若しくは是正するために必要な措置を講じること				③	請求に理由がない	
宮城県	大崎市	①	市長	25.7.29	1		①	25.8.19	無
		②	団体の収支決算書の支出の部が虚偽				②	却下	
		③	団体に対する監査を実施すること				③	財務会計上の行為が存在しない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
宮城県	大崎市	① 市長	25.10.7	1	25.10.30 非公開	① 25.12.4	無	
		② 庁舎管理規則等の趣旨に反する会議室の使用は不当な財産管理及び使用許可				② 棄却		
		③ 損害を補填するため必要な措置を講じること				③ 請求に理由がない		
宮城県	大崎市	① 公園管理担当者	25.11.22	1		① 25.12.10	無	
		② 販売目的の建物等を公園に設置することを許可したことは条例違反				② 却下		
		③ 建物等を撤去し以前の状態に戻すこと				③ 財務会計上の行為が存在しない		
宮城県	大崎市	① 市長	26.2.20	1		① 26.3.6	無	
		② 市の土地を不当に使用している				② 却下		
		③ 土地の返却を求め道路として整備すること				③ 請求の要件を欠いている		
宮城県	村田町	① 町長	24.10.5	6	24.10.12 口頭陳述	① 24.11.30	無	
		② 違法な負担金の支出（負担金支出には規約変更を行い、構成市町議会の議決を経ることを欠く。）				② 棄却		
		③ 規約変更及び構成市町議会の議決を経ること町長に対する損害賠償請求				③ 当該行為に違法性はない		
宮城県	丸森町	① 町長	25.8.12	2	期間：1日 方法：聴取	① 25.10.7	無	
		② 他団体主催事業の参加負担金に、政務調査費用を充当した行為に対する請求。				② 棄却		
		③ 不当な支出を是正し、当該議員に対し交付金を返還させるよう請求する旨の内容。				③ 請求に理由がないものと認められたため		
計		13件					有 3件 無 10件	
秋田県	秋田市	① 市長	(25.3.25)	15		① 25.4.30	無	
		② 違法又は不当な契約の締結が相当の確実さをもって予測される（平成25年度に締結しようとする災害廃棄物処理業務委託契約は違法又は不当な財務会計上の行為である）				② 却下（不受理）		
		③ 震災で発生したがれきの受入れ契約を解約し、受入れをやめること				③ 地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、住民監査請求の対象とならない		
秋田県	横手市	① 市長	(24.10.15)	1		① 24.11.7	無	
		② 不当な契約による受託料の返還について				② 却下（不受理）		
		③ 災害廃棄物処理業務委託契約（横手市処理事業分）の締結について、業務怠慢により不祥事ともとらえられる数値を出し業務委託料を受けることは不当であると主張し、正確な数値の算定による業務委託料の返還を求める。				③ 適正な手続きにより締結された契約であり、横手市に損害が生ずることはない。法第242条第1項に定める要件を満たしていない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
							①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
秋田県	横手市	① 市長	(24.10.29)	1			① 24.11.12	無	
		② 業務受託料の返還について					② 却下(不受理)		
		③ 災害廃棄物処理業務委託契約(横手市処理事業分)に基づく業務委託料の受取りは、違法な手続による違反行為である。補助金の返還を求める。					③ 請求人の主張する行為により市が損害を被ることはない、住民監査請求の対象とはならない。法第242条第1項に定める要件を満たしていない。		
秋田県	鹿角市	① 市長及び市税の賦課徴収に関わる職員	25.9.27	8	・25.10.15 請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、新たな証拠の提出があったほか、請求人の要旨を補足する陳述がなされた。 ・25.10.28 請求人の代理人より陳述書と証拠資料が追加提出された。		① 25.11.18	有	
		② 滞納繰越市税の徴収及び不納欠損					② 棄却		
		③ 損害の賠償及び怠る事実の是正					③ 請求に理由がないため		
秋田県	三種町	① 町長及び関係職員	25.2.4	1			① 25.4.4	無	
		② 債権の徴収義務を違法に怠った行為					② 一部認容		
		③ 町長らに対する損害賠償請求					③ 違法又は不当に公金の徴収を怠る事実は存在したものと認められる。		
秋田県	井川町	① 町職員	(24.8.16)	1			① 24.9.19	無	
		② 猫による被害に対する職員の対応について等					② 却下(不受理)		
		③ 町の行政責任も併せ、職員の責任対処について					③ 法第242条第1項の要件を満たさない		
秋田県	羽後町	① 元職員及び町長	24.6.28	7	24.7.17 口頭陳述		① 24.8.24	無	
		② 公金横領(横領した公金は全額返還している)					② 棄却		
		③ 公金横領を繰り返し行った元職員に対し、この期間に支払った給与等の返還措置請求。					③ 当該請求に理由がない		
計		7件						有 1件 無 6件	
山形県	山形市	① 市長	25.4.30	1	請求人から陳述を必要としない旨の申出があったため実施せず。		① 25.6.12	無	
		② 不適當なウェブサイトを開覧したことにより障害が発生したパソコンの修繕料に対する公金の支出					② 棄却		
		③ 不適切な行為に対する公金の支出は不当であり、パソコン障害の原因を作った職員への賠償請求をしないことに対する措置要求。					③ パソコンの賃貸借契約に則した修繕料の支払いであり、不当な公金の支出ではないこと、また、H25.6.3付山形市長は当該職員に対し期限を定めて賠償を命じており、請求を維持する理由を失っていると判断したため。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
山形県	山形市	① 市長	(25.6.10)	1	受理前却下のため実施せず。	① 25.7.1	無	
		② 再三の要請にもかかわらず市道の適切な管理が行われないことと、市道の一部を占有されていることにより交通等危険な状態が長期間継続していることについて。				② 却下（不受理）		
		③ 市道管理の不徹底と、市道の一部を民間の駐車場等に占有されている箇所の解消要求。				③ 行政上の管理の問題であり、財務会計上の違法・不当な行為や怠る事実といった問題ではないため。		
山形県	山形市	① 市長	25.11.19	1	25.12.13 1時間 公開口頭陳述	① 26.1.14	有	
		② 山形市道において適切な管理が行われておらず、民間に一部を駐車場として不法占有されていることについて。				② 一部却下、一部棄却		
		③ 山形市道において適切な管理が行われておらず、民間に一部を駐車場として不法占有されている。当該不法占有の排除の確認と市有財産を駐車場として使用されていることから、占用料相当額の賠償請求権等の行使の請求。				③ 当該不法占有について、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない等。		
山形県	米沢市	① 市長	25.1.10	3	新たな証拠提出及び陳述	① 25.2.25	有	
		② 施設建設予定地の調査費等の支出（建設予定地の変更により、既にした調査費等の支出が当初期待された効果を失ったもの）				② 棄却		
		③ 損害賠償請求をするよう求めるもの				③ 施設の設置条例を廃止することなく調査費等を支出し、施設建設予定地の調査を行ったことに違法性はない		
山形県	米沢市	① 市長	25.4.4	3	請求人から陳述を必要としない旨の申出があったため、陳述は実施しなかった。	① 25.5.15	有	
		② 土地取引の契約不履行（施設の建設予定地にある建物の店子が立ち退かなかったことが原因で土地を取得できなくなったもの）				② 棄却		
		③ 相手方に損害賠償請求をするよう求めるもの				③ 契約不履行を理由として損害賠償金の請求を求めることはできないし、そもそも契約は存在しない。		
山形県	米沢市	① 市長	25.4.4	3	請求人から陳述を必要としない旨の申出があったため、陳述は実施しなかった。	① 25.5.15	有	
		② 新文化複合施設事業についての支出				② 棄却		
		③ 公金の支出の差止めを求めるもの				③ 法令に基づいた執行であり、公金を支出したことに違法性はない。		
山形県	酒田市	① 市長	25.12.16	1	26.1.14 口頭陳述	① 26.2.10	無	
		② 違法な契約の締結				② 棄却		
		③ 契約金額が適正を欠くため、市民に与えた損失分について市長に補填を求めるもの。				③ 当該契約に違法性はない		
山形県	天童市	① 市長	24.12.13	1	25.1.18 (口頭陳述)	① 25.2.5	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（財産取得事務が適切でなく、取得価格は正常な価格でない。）				② 棄却		
		③ 市長に対する売買契約の保留				③ 当該契約及び事務処理に違法性、不当性はない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
山形県	天童市	① 市長	(25.6.13)	個人1 法人1		① 25.6.25	無	
		② 違法又は不当な財産の処分(財産処分方法が公正、公平を著しく害している。)				② 却下(不受理)		
		③ 市長に対する売買契約の取り消し				③ 地方自治法242条の要件を満たしていない。		
山形県	天童市	① 市長	25.12.4	1	26.1.8 (口頭陳述)	① 26.1.30	有	
		② 違法又は不当な公金の支出(財産取得事務が適切でなく、取得価格は正常な価格でない。)				② 棄却		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 当該事務処理に違法性、不当性はない。また、市長の裁量権の濫用、逸脱があったとは認められない。		
計		10件					有 5件 無 5件	
福島県	福島市	① 市長	24.11.24	1		① 24.12.25	無	
		② 財産(公衆浴場)の管理				② 却下		
		③ 市長に対する損害額発生に伴う公衆浴場の廃止請求				③ 一事不再理による		
福島県	白河市	① 市長	26.2.4	5	26.3.4 陳述なかった。	① 26.3.27	無	
		② 市長交際費の支出の適否				② 一部棄却、一部却下		
		③ 情報開示及び金銭の返還				③ 支出に違法・不当なものは認められないことから棄却。支出の日から1年経過していることから却下。		
福島県	須賀川市	① 市長	25.12.20	8	26.1.21 口頭陳述	① 26.2.13	無	
		② 不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 市補助金分の返納				③ 当該補助金は違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められない。		
福島県	二本松市	① 市長	24.5.25	1	なし	① 24.6.27	無	
		② 市職員措置請求				② 却下		
		③ コミュニティセンターの使用料について、地元施設管理者の名のもと徴収されている。				③ 期間徒過		
福島県	南相馬市	① 市長	25.1.7	1		① 25.1.29	無	
		② 南相馬市東日本大震災等見舞金支給の支給対象世帯について(支給対象外へ支給していた。)				② 却下		
		③ 見舞金の不当支出について同額を弁済すること。				③ 非財務会計行為		
福島県	会津美里町	① 町長	25.5.15	5	25.6.24 口頭陳述	① 25.7.8	無	
		② 公金の不正支出(設置条例が無い施設への公金支出は違法である)				② 棄却		
		③ 公金の返還請求				③ 請求理由はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
福島県	玉川村	① 村長	25. 7. 12	1		① 25. 8. 7	無	
		② 予算執行について				② 却下		
		③ 視察研修先が当初説明と違う				③ 違法・不当な公金の支出とは認められない		
福島県	玉川村	① 村長	25. 9. 27	1		① 25. 10. 28	無	
		② 予算執行について				② 却下		
		③ 祝金支給条例違反				③ 支給自体は違法・不当な公金の支出で村に損害をもたらしていない		
福島県	玉川村	① 村長	25. 12. 20	1		① 26. 1. 29	無	
		② 教育長の宣誓				② 却下		
		③ 宣誓なしで給与を支払っていることは、不当行為、全額返還				③ 不当行為であるが労働に対する対価であり、違法・不当な公金支出と認められない		
計		9件					無 9件	
茨城県	古河市	① 選挙管理委員	(25. 11. 14)	2		① 25. 12. 9	無	
		② 不当・違法な公金の支出				② 却下 (不受理)		
		③ 選挙管理委員への損害賠償請求				③ 要件を満たしていない		
茨城県	石岡市	① 市長	25. 8. 7	41	25. 8. 19 口頭陳述	① 25. 9. 12	無	
		② 違法な契約の締結及び委託料の支出				② 棄却		
		③ 違法支出の弁済				③ 契約及び支出に違法性はない		
茨城県	石岡市	① 市長	25. 8. 7	41	25. 8. 19 口頭陳述	① 25. 9. 12	無	
		② 違法な契約の締結及び委託料の支出				② 棄却		
		③ 違法支出の弁済				③ 契約及び支出に違法性はない		
茨城県	石岡市	① 市長	25. 8. 7	41	25. 8. 19 口頭陳述	① 25. 9. 12	無	
		② 違法な契約の締結及び委託料の支出				② 棄却		
		③ 違法支出の弁済				③ 契約及び支出に違法性はない		
茨城県	龍ヶ崎市	① 市長	(26. 2. 18)	1		① 26. 2. 24	無	
		② 不適切な補助金の支出				② 取下げ		
		③ 損害の賠償と全容公開				③ 補助金が返還されたため		
茨城県	常総市	① 常総市長、常総市副市長、常総市職員及び常総市議会	24. 9. 26 (24. 9. 19)	1	24. 10. 19 口頭陳述	① 24. 11. 14	無	
		② 台風の浸水被害による損害賠償金の負担 (樋管の操作遅れによる)				② 棄却 (一部却下)		
		③ 国、常総市職員、操作員、損害賠償を負担すると決した常総市議会議員のいずれかに対する求償又は前常総市長及び前常総市副市長に対する求償				③ 求償権の不行使は妥当。議員については住民監査の対象外で、却下。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
茨城県	常総市	① 常総市長、常総市職員及び補助金検討委員会	25.3.25 (25.3.19)	1	25.4.24 口頭陳述	① 25.5.16	無	
		② 宗教団体、氏子等に対する子どもの遊び場遊具整備事業費補助金の支出（憲法第89条の政教分離規定に違反する）				② 棄却		
		③ 支出先団体に対する補助金の返還請求				③ 憲法違反ではなく、支出は不適切でない		
茨城県	常陸太田市	① 市長	25.3.28	1		① 25.4.17	有	
		② 違法な財務会計からの支出				② 却下		
		③ 市長に対する着服金の損害賠償請求				③ 請求期間経過		
茨城県	常陸太田市	① 市長	25.5.27	1		① 25.7.10	無	
		② 虚偽記載による補助金の交付				② 却下		
		③ 市長に対する補助金の返還請求				③ 事実を証明する書面提出なし		
茨城県	常陸太田市	① 市長	25.9.26	1		① 25.11.20	無	
		② 違法な財務会計からの支出				② 却下		
		③ 市長に対する着服金の返還請求				③ 請求期間経過及び事実を証明する書面なし		
茨城県	常陸太田市	① 無	25.12.13	1		① 26.2.4	無	
		② 水道料金改正条例の議決は無効である				② 却下		
		③ 水道価格改正の無効確認請求				③ 条例の議決は対象外		
茨城県	常陸太田市	① 市長	25.12.9	1		① 26.2.4	無	
		② 駅周辺整備事業費の差額の公金横領				② 却下		
		③ 市長に対する公金横領の返還請求				③ 請求期間経過		
茨城県	常陸太田市	① 無	26.1.16	1		① 26.3.11	無	
		② 不正な申請による補助金の交付を受けた				② 却下		
		③ 事業計画書の無効確認請求				③ 監査請求の要件不明		
茨城県	常陸太田市	① 市長	26.3.19	1		① 26.5.7	無	
		② ライスセンター事業費の差額の公金横領				② 却下		
		③ 市長に対する着服金の返還請求				③ 請求期間経過		
茨城県	高萩市	① 市長	24.8.7	1	24.8.27 口頭陳述	① 24.10.1	無	
		② 規則違反し行われた職員採用試験は無効				② 棄却		
		③ 市長に採用取消と支払われた給料の返還請求				③ 当該請求に違法性はない。		
茨城県	高萩市	① 市長	25.7.5	1		① 25.7.26	無	
		② 事業内容の明確さのない議決が不当				② 却下		
		③ 当該事業予算の執行停止				③ 要件不備		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
茨城県	取手市	① 市長及び関係職員	24.6.28	1		①	24.8.10	無
		② 政務調査費違法・不当な公金の支出及び議会事務局職員の処分				②	棄却	
		③ 会派の政務調査費報告書は不当であり、違法・不当な報告書を受領した職員の処分を求める請求				③	政務調査費の違法不当な支出はなかったと判断	
茨城県	取手市	① 市長及び関係職員	25.1.17	7		①	25.3.8	有
		② 土地売却				②	棄却	
		③ 違法・不当な土地売却をしたことにおける差額の弁済				③	不当な財務処分に当らず、市に損害が生じているとは認められないと判断	
茨城県	牛久市	① 市長	24.6.8	6		①	24.7.17	無
		② 市が購入した土地の購入価格が不当である。				②	却下	
		③ 損害賠償請求				③	請求期間途過	
茨城県	牛久市	① 市長	24.7.19	2		①	24.8.23	無
		② 市が購入した土地の購入価格が不当である。				②	却下	
		③ 損害賠償請求				③	請求期間途過	
茨城県	ひたちなか市	① 市長	25.1.8	1		①	25.1.17	無
		② 職員の盗撮行為				②	却下	
		③ 盗撮事件を起こした職員の懲戒免職処分と給与の返還請求				③	財務会計上の行為に対する違法・不当の理由がないため	
茨城県	那珂市	① 市議会議員・議会事務局職員	24.12.5	1	24.12.20 口頭陳述	①	25.1.28	無
		② 市議会原子力安全対策特別委員会行政視察に係る公費の支出が不当であるとするもの				②	棄却	
		③ 参加者(①)に対する返還請求				③	不当な支出とは言えず、措置請求には理由がない	
茨城県	那珂市	① 具体的に示されていない	25.7.23	1		①	25.8.20	無
		② 具体的に示されていない				②	却下	
		③ 具体的に示されていない				③	「市が被った損害」及び「損害を補てんするための必要な措置」が示されておらず、検討することができない	
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員	24.7.10	1	24.9.4 口頭陳述	①	24.9.7	無
		② ・補修工事の不当な公金支出 ・住宅からの要請方法に対する違法指摘				②	棄却	
		③ 関係職員に対する損害賠償請求				③	財務会計上の違法若しくは不当な行為にあたらぬ。	
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員	24.8.6	1		①	24.10.4	無
		② 市道整備工事に伴う境界標紛失				②	却下	
		③ 現場検証及び関係職員に対する措置請求				③	請求要件を満たしていない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員	24. 8. 16	1		① 24. 10. 4	無	
		② 懸案事項に対するの違法な回答				② 却下		
		③ 関係職員に対する措置請求				③ 請求要件を満たしていない		
茨城県	小美玉市	① 消防団員	24. 9. 4	1		① 24. 10. 31	無	
		② ・交付された消防分団運営補助金決算についての違法の指摘 ・消防分団後援会費の地域内企業からの協力要望				② 却下		
		③ 消防分団についての適否判断及び措置請求				③ 財務会計上の違法若しくは不当な行為にあたらぬ。		
茨城県	利根町	① 町長及び利根町指定管理者選定委員会	26. 1. 20	5		① 26. 2. 28	無	
		② 契約行為 (公平性, 公正性, 透明性の疑義)				② 却下		
		③ 契約の解除				③ 財務会計の行為でないため		
計		28件					有 2件 無 26件	
栃木県	栃木市	① 市長	24. 12. 20	13	1日/3名 口頭による意見陳述	① 25. 2. 14	無	
		② 違法または不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 特別顧問との意見交換会に、市長交際費から会費を支出することは違法不当であり、弁済を求める。				③ 請求人の主張には理由があり、市長に勧告すべきと考えられたが、すでに市金庫へ返納されており、市の損害を認めることができない		
栃木県	栃木市	① 市長	26. 2. 10	251	1日/1名 口頭による意見陳述	① 26. 3. 28	無	
		② 違法または不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 新庁舎1階商業施設貸出に関する整備費用につき、杜撰な計画に基づいて為された予算執行は不当であり、弁済を求める。				③ 明らかに不当と見られる事実は見当たらない		
栃木県	佐野市	① 市長	25. 9. 24	5	25. 10. 16 口頭陳述	① 25. 11. 7	有	
		② 違法又は不当な契約の締結、履行 (事後審査型条件付一般競争入札)				② 棄却		
		③ 入札または入札結果の無効による契約の解消。再入札または落札者の変更				③ 請求人の主張には理由がない		
栃木県	日光市	① 市長	25. 2. 26	1	-	① 25. 3. 22	無	
		② 違法または不当な財産の取得				② 却下		
		③ 契約破棄または損害の補填				③ 法第242条の期間経過による要件不備		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
栃木県	さくら市	① 市長	25. 6. 7	6		① 25. 6. 25	無	
		② 固定資産税の遡及課税				② 却下		
		③ 市長及び職員に対する損害賠償請求				③ 期間徒過		
栃木県	那須烏山市	① 市長	25. 1. 17	1	25. 2. 13 口頭陳述	① 25. 3. 18	無	
		② 違法な公金の支出				② 棄却		
		③ 公金の返還及び今後の是正措置				③ 当該支出に違法性は無い		
栃木県	那須烏山市	① 市長	25. 12. 2	1	25. 12. 17 口頭陳述	① 26. 1. 31	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実				② 棄却		
		③ 損害金額の返還及び今後の是正措置並びにガイドラインの作成				③ 怠る事実が無い		
栃木県	壬生町	① 町長	24. 12. 20	1	25. 1. 21 意見陳述会の開催	① 25. 2. 14	無	
		② 法及び条例に違反した町有財産の無償貸付				② 棄却		
		③ 適正な土地賃貸料金の請求若しくは損害金の補てん措置を求める。				③ 理由がない		
栃木県	壬生町	① 町長	25. 4. 26	1		① 25. 5. 16	無	
		② 社会福祉協議会の割当て寄附は違法である				② 却下		
		③ H24に集めた寄附の返還を求める				③ 要件を満たしておらず住民監査請求の対象とならない		
栃木県	壬生町	① 町長	25. 11. 14	1		① 25. 11. 29	無	
		② 消防団3-5管内行政協力員が行う協力会費の徴収は割当的寄附等の禁止に抵触している。また、同行為は壬生町寄附金金品等募集条例に違反している。				② 却下		
		③ H24に集めた寄附の返還を求める				③ 要件を満たしておらず住民監査請求の対象とならない		
栃木県	野木町	① 町長・財政管理課長・会計管理者・代表監査委員	24. 8. 10	3	24. 9. 24 口頭陳述	① 24. 10. 2	無	
		② 報酬の不当な支出				② 棄却		
		③ 公金返還及び事務処理の是正				③ 違法又は不当な支出は認められない		
栃木県	野木町	① 町長・副町長・都市整備課長・会計管理者	24. 11. 28	106	25. 1. 16 口頭陳述	① 25. 1. 23	有	
		② 補助金の違法又は不適当な支出				② 棄却		
		③ 是正措置、防止措置				③ 違法又は不当な支出は認められない		
栃木県	野木町	① 町長・総務課長。会計管理者	25. 1. 28	1	25. 3. 22 口頭陳述	① 25. 3. 26	無	
		② 報酬の不適當な支出				② 棄却		
		③ 事務管理の徹底、不適正支払分の返還請求処理				③ 違法又は不当な支出は認められない		
計		13件					有 2件 無 11件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
群馬県	桐生市	① 市長	26.2.10	1		① 26.3.31	無	
		② 自治組織に対する委託料の支出				② 却下		
		③ 職員の損害賠償責任				③ 市に損害を生じないため		
群馬県	伊勢崎市	① 市長	25.10.11	1		① 25.11.8	無	
		② 選定委員会による審議結果は違法若しくは不当であり、また、市長の選定に基づき違法若しくは不当な契約、予算執行がなされることが相当の確実さをもって予測される				② 却下		
		③ 選定委員会における再審議など適正な是正措置を請求				③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を満たしていないため		
群馬県	沼田市	① 市長	26.3.25	1	26.5.14 口頭陳述 (辞退)	① 26.5.23	無	
		② 市長交際費(祝い金)の支出先				② 一部認容		
		③ 支出先の特定、返還請求				③ 支出先特定不能、公金管理の是正を勧告		
群馬県	館林市	① 市長、副市長	25.12.3	1	なし	① 25.12.16	有	
		② 違法な契約の締結				② 却下		
		③ 市長、副市長に対する損害賠償請求				③ 地方自治法第242条第1項の規定に該当しない法人の監査請求		
群馬県	館林市	① 市長	26.3.12	1	なし	① 26.3.31	無	
		② 違法な契約の締結				② 却下		
		③ 土地開発公社解散の差し止め及び市長に対する損害賠償請求				③ 地方自治法第242条第1項の規定に該当しない法人の監査請求		
群馬県	富岡市	① 市長	24.5.17	4		① 24.7.6	無	
		② 不当な公金の支出				② 却下		
		③ 支払金額の一部返還				③ 期間徒過		
群馬県	安中市	① 市長	25.1.9	1		① 25.1.25	無	
		② 損害賠償(損害の回収)				② 請求却下		
		③ 損害賠償等請求訴訟事件の賠償金の回収				③ 不当性はない		
群馬県	安中市	① 市長	26.2.10	1	14日間。陳述及び証拠の提出。	① 26.3.25	無	
		② 損害賠償(損害の回収)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 損害賠償請求				③ 不当性はない		
群馬県	東吾妻町	① 町長	25.6.26	1	25.7.11 口頭陳述(欠席)	① 25.8.22	有	
		② 違法な契約締結・条例の裏づけを欠く				② 棄却		
		③ 自治法に抵触、条例改正				③ 法律、条例に抵触はしない		
群馬県	東吾妻町	① 町長、	25.10.22	1	25.11.7 口頭陳述	① 25.12.20	有	
		② 違法な公金支出・条例の裏づけを欠く				② 棄却		
		③ 地方自治法、地方税法に抵触				③ 自治法、税法に抵触はしない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						① 監査結果通知年月日、② 監査結果、③ 却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
群馬県	千代田町	① 町長	(25. 8. 29)	1		① 25. 10. 31	無	
		② 公金の支出 (助成金の交付)				② 却下 (不受理)		
		③ 助成金の返還				③ 請求期間の1年を経過		
計		11件					有 3件 無 8件	
埼玉県	さいたま市	① 市長	(24. 5. 8)	2		① 24. 6. 6	無	
		② 公金の支出 (補助金交付の確定は不当である)				② 却下		
		③ 交付した支援補助金のうち、損害額の弁償を市長に求める。				③ 補助金が返還済のため		
埼玉県	さいたま市	① 市長	(24. 5. 8)	2		① 24. 6. 6	有	
		② 公金の支出 (補助金交付の確定は不当である)				② 却下		
		③ 交付した支援補助金のうち、損害額の弁償を市長に求める。				③ 違法性・不当性の適示なし		
埼玉県	さいたま市	① 市長	(24. 6. 15)	2		① 24. 7. 12	無	
		② 公金の支出 (補助金交付の確定は不当である)				② 却下		
		③ 交付した支援補助金のうち、損害額の弁償を市長に求める。				③ 違法性・不当性の適示なし		
埼玉県	さいたま市	① 市長	(24. 12. 21)	1		① 25. 1. 17	無	
		② 公金の支出 (補助金を交付する根拠はない)				② 却下		
		③ 自主防災組織運営補助金支給の是正措置を請求する				③ 違法性・不当性の適示なし		
埼玉県	さいたま市	① 市長、教育長、担当職員	25. 5. 14	1	25. 6. 10 口頭陳述	① 25. 7. 1	無	
		② 公金の支出 (政治的な目的のための支出にあたる)				② 棄却		
		③ 不適正な補助金支出の返還、または、請求対象による弁償				③ 請求人の主張に理由はない		
埼玉県	さいたま市	① (不明)	(25. 6. 21)	1		① 25. 7. 1	無	
		② 市長名の文書に不備がある				② 却下		
		③ バイオマス発電所の焼却灰の測定とその分析結果の外部監査の請求				③ 財務行為でない		
埼玉県	さいたま市	① 市長	25. 7. 5	2	25. 7. 29 口頭陳述	① 25. 8. 28	有	
		② 公金の支出 (随意契約ガイドラインに違反した支出)				② 棄却		
		③ 随意契約のガイドラインに違反して行われた修繕工事の弁償を求める				③ 請求人の主張に理由はない		
埼玉県	さいたま市	① (不明)	(25. 7. 24)	1		① 25. 8. 9 收受は25. 8. 13	無	
		② (不明)				② 取り下げ		
		③ さいたま市自治会運営補助金交付要綱の強化等の措置を求める				③ 請求人の都合による		
埼玉県	さいたま市	① 市長	25. 7. 29	2	25. 8. 19 口頭陳述	① 25. 9. 18	有	
		② 公金の支出 (随意契約ガイドラインに違反した支出)				② 棄却		
		③ 随意契約のガイドラインに違反して行われた修繕工事の弁償を求める				③ 請求人の主張に理由はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
埼玉県	さいたま市	① 市長、副市長、担当職員	25.9.30	2	25.10.18 口頭陳述	① 25.11.26	有	
		② 生活保護不正受給世帯に不正に保護費を支給し続けている支給した平成24年10月分の保護費は不正である。				② 棄却		
		③ 不正に支出した保護費を請求対象者による弁償を求める。				③ 請求人の主張に理由はない		
埼玉県	さいたま市	① 市長、水道事業管理者	25.10.30	2	25.11.20 口頭陳述	① 25.12.26	無	
		② 生活保護世帯への水道・下水道料金の減免が不当である。				② 棄却		
		③ 平成24年10月から平成25年9月の減免額の弁償を求める。				③ 請求人の主張に理由はない		
埼玉県	川越市	① 市長、議長	24.8.2	1		① 24.8.30	無	
		② 政策調整事務に係る事業				② 却下		
		③ 違法及び不当に財産の管理を怠る事実に関する差止請求				③ 違法、不当な財務行為に該当しない		
埼玉県	川越市	① 市長	24.8.10	1	請求人の希望により陳述書の提出により対応	① 24.10.1	無	
		② 政務調査費				② 棄却		
		③ 不当な政務調査費の返還請求				③ 不当な支出ではない		
埼玉県	川越市	① 市長	25.10.16	1	請求人の希望により陳述書の提出により対応	① 25.11.27	無	
		② 議員6名のフランスへの海外派遣				② 棄却		
		③ 不当な海外視察旅費支出の差止請求				③ 不当な支出ではない		
埼玉県	熊谷市	① 不明	(25.11.19)	1		① 25.12.19	無	
		② 開発行為にともなう市道廃止の際に市が負担する埋設物移転費用				② 却下(不受理)		
		③ 埋設物移転費用を具体的に教えてもらいたい。				③ 住民監査請求の要件を充たしていない。		
埼玉県	川口市	① 会派(自民党、公明党、共産党)及び議員34名	24.6.21	3	30分程度、請求人による陳述	① 24.8.20	無	
		② 平成22年度又は平成23年度広報発行等に関する政務調査費の違法、不当な支出				② 一部認容		
		③ 市長に対し、違法、不当な公金支出行為による損害について、既支出分の損害を填補するため必要な措置を講ずるよう勧告を求める。				③ 議員8人(元職を含む)に対し、1,207,782円の返還勧告		
埼玉県	川口市	① 共産党、及び議員21名	24.6.21	3	30分程度、請求人による陳述	① 24.8.20	無	
		② 平成22年度又は平成23年度4月分政務調査費より支出した調査旅費または研究研修費に関する視察報告書が提出されていない行為				② 請求棄却		
		③ 市長に対し、不当な公金支出行為による既支出分の損害を填補するため必要な措置を講ずるよう勧告を求める。				③ 違法又は不当な支出であるとは認められない。		
埼玉県	川口市	① 議員2名	24.6.21	3	30分程度、請求人による陳述	① 24.8.20	無	
		② 議員任期満了直前の政務調査費支出による不当利得				② 請求棄却		
		③ 市長に対し、違法支出した支出額を川口市に返還するように求めるなどの必要な措置を求める。				③ 違法又は不当な支出であるとは認められない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
埼玉県	川口市	① 議員7名	24.6.21	3	30分程度、請求人による陳述	① 24.8.20	無	
		② 議員任期満了前後の政務調査費支出による不当利得				② 一部認容		
		③ 市長に対し、違法、不当な公金支出行為による損害について、既支出分の損害を填補するため必要な措置を講ずるよう勧告を求める。				③ 議員3人(元職を含む)に対し、85,622円の返還勧告		
埼玉県	川口市	① 議員7名	24.6.21	3	30分程度、請求人による陳述	① 24.8.20	無	
		② 平成22年度又は平成23年度資料購入費に関する政務調査費の違法、不当な支出				② 請求棄却		
		③ 市長に対し、違法、不当な公金支出行為による損害について、既支出分の損害を填補するため必要な措置を講ずるよう勧告を求める。				③ 違法又は不当な支出であるとは認められない。		
埼玉県	川口市	① 会派(自民党、共産党)及び議員33名	25.3.5	3	なし(請求人の意思による)	① 25.5.7	無	
		② 平成21年度広報発行に関する政務調査費の違法、不当な支出				② 一部認容		
		③ 市長に対し違法、不当に支出した金額を返還するように求めるなど必要な措置をとるように勧告を求める。				③ 議員6人(元職を含む)に対し、628,308円の返還勧告		
埼玉県	川口市	① 会派(自民党)	25.3.5	3	なし(請求人の意思による)	① 25.5.7	無	
		② 平成21年度政務調査費(公聴費)による来客用コーヒー代を全額支出した行為				② 請求棄却		
		③ 市長に対し、返還するように求めるなどの必要な措置をとるように勧告を求める。				③ 監査期間中に83,633円が自主返納され、特に措置する必要はないものとした。		
埼玉県	東松山市	① 市長、地域生活部長及び地域活動支援課長以下関係者	25.7.1	1	25.7.11に陳述機会の付与を通知したが、請求人から申出がなかったため未実施	① 25.8.29	無	
		② 違法又は不当な公金の支出 (団体事務への市職員の従事は職務専念義務に反する及び負担金請求書の宛名が明確性に欠ける)				② 棄却、一部却下		
		③ 団体事務に従事する市職員の人件費及び団体への負担金の支出の防止				③ 当該公金の支出に違法又は不当はない。期間徒過		
埼玉県	狭山市	① 市長	24.5.15	1	24.5.28 口頭陳述等	① 24.6.21	無	
		② 改正条例が違法				② 一部却下、一部棄却		
		③ 公金の差し止め及び支出した公金の返還請求				③ 主張には理由がない		
埼玉県	狭山市	① 市長	24.5.15	1	24.5.28 口頭陳述等	① 24.6.21	無	
		② 議決を怠り訴訟を提起				② 棄却		
		③ 弁護士費用の返還請求				③ 主張には理由がない		
埼玉県	狭山市	① 市長	24.9.19	1	24.10.1 口頭陳述等	① 24.10.26	無	
		② 違法な契約の締結(メーカーを指定した入札)				② 棄却		
		③ 過払い金の返還請求				③ 主張には理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
埼玉県	狭山市	① 市長	(24.10.15)	1		① 24.11.5	無	
		② 職務専念違反				② 取り下げ		
		③ 給与過払い分の返還請求				③		
埼玉県	狭山市	① 市長	25.4.16	1	25.5.1 口頭陳述等	① 25.5.29	無	
		② 公式訪問で一部の日程が観光				② 棄却		
		③ 日当及び支度料の返還請求				③ 主張には理由がない		
埼玉県	狭山市	① 市長	25.5.17	1	25.6.3 口頭陳述等	① 25.7.1	有	
		② 土地開発基金からの貸付は違法				② 一部却下、一部棄却		
		③ 貸付額の全額回収等及び元金以外の費用返還請求				③ 主張には理由がない		
埼玉県	狭山市	① 市長	25.7.2	1	25.7.24 口頭陳述等	① 25.8.13	無	
		② 違法な契約の締結(一者随意契約)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 規則違反契約に係る損失の補填				③ 主張には理由がない		
埼玉県	狭山市	① 市長	25.7.2	1	25.7.29 口頭陳述等	① 25.8.22	無	
		② 違法な契約の締結(メーカーを指定した契約)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 入札取りやめ及び過払い金の返還請求				③ 主張には理由がない		
埼玉県	狭山市	① 市長	25.10.30	1	25.11.25 口頭陳述等	① 25.12.16	無	
		② 高額な弁護士費用の支出				② 一部却下、一部棄却		
		③ 弁護士費用の返還請求				③ 主張には理由がない		
埼玉県	狭山市	① 市長	(25.12.13)	1		① 26.1.9	無	
		② 行政財産の譲渡				② 却下		
		③ 当該財産の返還及び事務手続きの是正請求				③ 要件を具備していない		
埼玉県	鴻巣市	① 市長	26.2.4	1	26.3.10 口頭陳述	① 26.4.1	有	
		② 違法・不当な支出				② 棄却、一部却下		
		③ 市へ返還				③ 期間徒過、違法性はない		
埼玉県	新座市	① 市長	25.2.25	1		① 25.3.5	無	
		② 町内会連合事務への補助金支出				② 却下		
		③ 補助金の返還				③ 住所要件を具備していない		
埼玉県	坂戸市	① 市長、職員	26.1.22	1	26.2.18 請求人及び職員の陳述	① 26.3.18	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(団体への補助金支出)				② 棄却		
		③ 補助金及び関係する職員の給与の返還				③ 支出に違法性がなく、請求内容に理由がない。		
埼玉県	幸手市	① 市長	25.3.25	1	25.4.25 口頭陳述	① 25.5.24	無	
		② 違法な交付金				② 棄却		
		③ 交付金の返還				③ 当該交付金に違法性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
埼玉県	幸手市	① 市長	25. 5. 20	2	25. 6. 13 口頭陳述	① 25. 7. 19	無	
		② 違法な契約の締結				② 棄却		
		③ 契約の解除				③ 当該契約に違法性はない		
埼玉県	幸手市	① 市長	25. 6. 21	1	25. 7. 25 口頭陳述	① 25. 8. 19	無	
		② 違法な契約の締結				② 棄却		
		③ 契約の解除				③ 当該契約に違法性はない		
埼玉県	ふじみ野市	① 職員	24. 11. 27	1	1 日間 公開による意見陳述	① 25. 1. 23	無	
		② 不当な公金の支出				② 棄却及び一部却下		
		③ 支出した公金の返還				③ 棄却：不当性がない		
埼玉県	ときがわ町	① 町長	24. 6. 8	1	24. 6. 20証拠提出及び口頭陳述	① 24. 7. 10	無	
		② 弁護士費用の不当支出				② 棄却		
		③ 町庫への返還				③ 請求に理由がないため		
埼玉県	ときがわ町	① 町長	24. 6. 25	1	24. 7. 3証拠提出及び口頭陳述	① 24. 8. 3	無	
		② 町長交際費の不当支出				② 棄却		
		③ 町庫への返還				③ 請求に理由がないため		
埼玉県	上里町	① 町長	25. 2. 27	2	25. 4. 3 口頭陳述	① 25. 4. 22	有	
		② 違法な財産の管理処分				② 棄却		
		③ 処分の差止請求				③ 違法又は不当な財産処分に当たらない		
計		43件					有 7件 無 36件	
千葉県	千葉市	① 市職員	24. 6. 5	1		① 24. 7. 17	無	
		② 違法又は不当な財産の管理・処分(市立病院勤務医の病院物品の私的使用)				② 却下		
		③ 市立病院における物品管理の徹底				③ 請求期間徒過		
千葉県	千葉市	① 市職員	24. 6. 5	1		① 24. 7. 17	無	
		② 違法又は不当な支出(非常勤職員の勤務実態未確認での賃金の支払い)				② 却下		
		③ 対象非常勤職員の勤務実態・勤務内容の確認				③ 請求期間徒過		
千葉県	千葉市	① 市職員	24. 6. 25	1		① 24. 8. 9	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(虚偽の業務内容表示)による非常勤職員の募集及び契約締結)				② 却下		
		③ 虚偽内容の求人を行わないこと。雇用契約の際の、業務内容説明の実施。				③ 財務会計上の行為でない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
千葉県	千葉市	① 市職員	24.10.17	1	24.11.5 口頭による	① 24.12.14	無	
		② 違法又は不当な支出(非常勤職員の勤務実態未確認での賃金の支払い)				② 棄却		
		③ 非常勤職員へ不当支出である賃金の返金勧告要請				③ 不当な公金の支出であったとは言えない		
千葉県	銚子市	① 市長	24.8.8	3	証拠提出及び陳述の機会付与について 24.8.10通知 陳述実施日 24.8.22	① 24.10.3	無	
		② 市立病院の指定管理者である民間の「医療法人財団銚子市立病院再生機構」に公金を支出することは違法若しくは不当な行為である。				② 棄却(一部却下)		
		③ 違法又は不当な財務会計上の行為の是正				③ 当該行為に違法不当性はない。		
千葉県	船橋市	① 市長	24.11.1	1	24.11.29陳述の予定が、 事実の消滅に伴い、中止	① 24.11.30	無	
		② 違法な公金の支出(政務調査費の支出の違法性)				② 却下		
		③ 目的外支出額の合計額を市へ返還させること				③ 請求の利益を欠く		
千葉県	船橋市	① 市長	25.4.4	1	陳述の機会を与えたが希望なし	① 25.5.8	無	
		② 違法な公金の支出(政務調査費の支出の違法性)				② 却下		
		③ 目的外支出額の合計額を市へ返還させること				③ 1年経過		
千葉県	船橋市	① 市長	25.4.23	1	請求書提出時に意向確認をしたが希望なし	① 25.6.13	無	
		② 違法な公金の支出(政務調査費の支出の違法性)				② 棄却		
		③ 目的外支出額の合計額を市へ返還させること				③ 請求に理由なし		
千葉県	船橋市	① 市長	(25.8.27)	1	無	① 25.9.30	無	
		② 違法な公金の支出(政務調査費の支出の違法性)				② 却下(不受理)		
		③ 目的外支出額の合計額を市へ返還させること				③ 要件を具備していない		
千葉県	館山市	① 市長	24.10.25	10	24.11.19 口頭陳述	① 24.12.21	有	
		② ペットボトル等処理業務委託外1件の契約が違法・不当				② 棄却		
		③ 契約の無効と、損害の返還、賠償請求				③ 請求人の主張に理由がない		
千葉県	館山市	① 市長	25.1.25	5		① 25.1.28	無	
		② ペットボトル収集量と引き渡し量の差異				② 取下げ		
		③ 損害補填のため必要な措置を講ずることを求める				③ 上欄訴訟に関連した判断		
千葉県	館山市	① 市長	25.4.8	3	25.5.2 口頭陳述	① 25.6.6	有	
		② ペットボトル等処理業務委託の契約が違法・不当				② 棄却		
		③ 損害賠償又は不当利得返還請求				③ 請求人の主張に理由がない		
千葉県	松戸市	① 市長	24.11.21	1	24.12.19 口頭陳述	① 25.1.17	無	
		② 市長の不作為及び違法行為により、市は補助金返還相当額の損害を被った				② 棄却		
		③ 補助金返還相当額の賠償を求める				③ 市長に不作為及び違法と認めるべき事実が存しない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
千葉県	野田市	① 市長	24. 11. 26	2	24. 12. 25 請求人意見陳述（請求の要旨の補足説明及び新たな証拠の提出）	① 25. 1. 23	無	
		② 違法又は不当な財産の取得及び管理				② 受理後の却下		
		③ 特例財団法人から徴収した使用料の返還請求				③ 請求要件を欠いて不適合		
千葉県	野田市	① 市長	26. 2. 12	1	26. 3. 27 請求人意見陳述（請求の要旨の補足説明）	① 26. 4. 11	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 請求棄却		
		③ 団体に対する補助金の返還請求				③ 請求人の主張に理由がない		
千葉県	茂原市	① 市長	26. 2. 21	1	26. 3. 19 請求人意見陳述（請求の要旨の補足説明）	① 26. 4. 21	無	
		② 財産の管理を怠る事実（未契約状態にある行政財産の使用）				② 認容		
		③ 土地使用料の回収、適正な契約の締結				③ 適正な契約を早急に締結するとともに、平成24年4月1日からの土地使用料を徴収し、歳入の確保に努められたい。		
千葉県	成田市	① 成田市長	26. 2. 13	1	26. 3. 18 口頭による陳述及び陳述書の提出	① 26. 4. 3	無	
		② 不要な公金の支出				② 棄却		
		③ 不動産の再鑑定を行ったことによる鑑定手数料の支出は不要である。				③ 理由がないため		
千葉県	習志野市	① 市長	25. 7. 25	1	25. 8. 12 口頭陳述	① 25. 9. 18	無	
		② 違法な契約の締結（不正入札、一括下請負）				② 却下		
		③ 解体工事における不正入札及び一括下請けに係わる請求				③ 要件に適合していないため		
千葉県	習志野市	① 市長	(25. 9. 5)	1		① 25. 10. 2	無	
		② 財産の処分（売却中止と勧告）				② 却下（不受理）		
		③ 財産の売却中止と計画変更の勧告を監査委員は市長に勧告することの請求				③ 要件を欠くため		
千葉県	習志野市	① 市長	25. 10. 29	1	25. 11. 21 口頭陳述	① 25. 12. 19	無	
		② 財産の処分（売却価格の決定に問題があり不当である）				② 棄却		
		③ 売却中止を請求				③ 請求に理由がないため		
千葉県	柏市	① 市長	24. 4. 10	5	24. 4. 23 口頭陳述	① 24. 5. 18	有	
		② 違法・不当な支出(第三者が負担すべき費用であったため不当利得請求すべき)				② 合議不調		
		③ 市長が第三者に対し不当利得の返還請求すること				③ ー		
千葉県	柏市	① 市長	24. 5. 15	1	24. 6. 1 口頭陳述	① 24. 6. 29	無	
		② 財産の管理を怠る事実（不法占有に対する法的措置・損害賠償請求の未執行）				② 取下げ		
		③ 不法占有に対する措置の執行				③ 不法占有の解消		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
千葉県	勝浦市	① 市長	25.9.6	1	25.9.27 関係職員の立会いを求め陳述は公開	① 26.11.5	無	
		② 規約に反して建設した区民館披露祝賀会への交際費支出は不当				② 棄却		
		③ 交際費を返還すること				③ 当該支出に違法性、不当性はない		
千葉県	勝浦市	① 市長	25.9.19	1	25.9.30 関係職員の立会いを求め陳述は公開	① 25.11.5	無	
		② 規約に反して建設した区民館建設に対する補助金の支出は不当				② 棄却		
		③ 補助金を返金回収すること				③ 当該支出に違法性、不当性はない		
千葉県	市原市	① 市長	24.6.26	1		① 24.7.27	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 違法性の特定・具体的理由の適示がない。		
千葉県	市原市	① 市長	24.7.3	1		① 24.7.27	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 違法性の特定・具体的理由の適示がない。		
千葉県	市原市	① 市長	24.8.31	1	24.9.26 口頭陳述	① 24.10.26	有	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 一部認容、一部却下、一部棄却		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 私用と判断した1回の公用車使用に係る費用の返還を求める。		
千葉県	市原市	① 市長	25.1.7	1		① 25.1.29	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 市長に対する是正勧告				③ 違法性の特定・具体的理由の適示がない。		
千葉県	市原市	① 市教育委員	25.1.21	1		① 25.2.12	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 市教育委員に対する是正勧告				③ 違法性の特定・具体的理由の適示がない。		
千葉県	市原市	① 市長	25.1.31	1		① 25.2.12	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 市長に対する是正勧告				③ 違法性の特定・具体的理由の適示がない。		
千葉県	市原市	① 市長	25.2.20	1	25.3.21 口頭陳述	① 25.4.17	無	
		② 違法又は不当な財産の取得／公金の賦課若しくは徴収を怠る事実				② 一部却下、一部棄却		
		③ 財産取得の差止又は取得時の損害賠償、及び是正勧告				③ 違法又は不当な財産の取得ではない。		
千葉県	市原市	① 市長	25.7.16	1		① 25.8.27	無	
		② 違法又は不当な財産の取得				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 期間経過		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
千葉県	市原市	① 市長	25. 8. 28	1	25.10. 8 口頭陳述	① 25.10. 25	有	
		② 違法又は不当な財産の取得／公金の賦課若しくは徴収を怠る事実				② 一部却下、一部棄却		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 当該財務会計行為に違法性はない／期間徒過		
千葉県	市原市	① 市長	25. 9. 5	1		① 25. 9. 12	無	
		② 違法又は不当な財産の取得				② 却下		
		③ 公金支出の差止又は市長に対する損害賠償請求				③ 違法性の特定・具体的理由の適示がない。		
千葉県	市原市	① 市長及び市教育委員	25.10. 23	1		① 25.11. 8	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 市長及び市教育委員への是正勧告				③ 財務会計行為には当たらない。		
千葉県	市原市	① 市長	25.10. 28	1		① 25.11. 15	無	
		② 違法又は不当な財産の取得／公金の賦課若しくは徴収を怠る事実				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求及び是正勧告、並びに市監査委員による施設使用差止勧告				③ 同一請求人による同一請求		
千葉県	市原市	① 市長	25.11. 18	1		① 25.12. 24	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 却下		
		③ 市職員への損害賠償請求				③ 同一請求人による同一請求		
千葉県	市原市	① 市長	26. 3. 24	1		① 26. 4. 28	無	
		② 違法又は不当な財産の取得／公金の賦課若しくは徴収を怠る事実				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求及び支出の差止				③ 期間徒過及び違法性の特定・具体的理由の適示がない。		
千葉県	市原市	① 市長	26. 3. 25	1		① 26. 4. 28	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 同一請求人による同一請求		
千葉県	流山市	① 市長	24. 4. 25	1		① 24. 5. 29	無	
		② 違法不当な公金の支出				② 却下		
		③ 工事代金の損害賠償請求				③ 請求期間の経過		
千葉県	八千代市	① 市長	24. 9. 13	2	24.10. 4 口頭陳述	① 24.11. 2	無	
		② 違法又は不当な契約の締結				② 棄却		
		③ 当該工事の中止				③ 当該契約に違法性はない		
千葉県	八千代市	① 市長，担当職員	25. 9. 10	1		① 25. 9. 25	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 却下		
		③ 当該企画展の中止，次年度以降の企画内容の見直し，当該企画展の誤りの謝罪				③ 財務会計上の行為でない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長	(24. 5. 10)	1		① 24. 7. 5	有	
		② 自治会連合協議会等事務委託料に係る不当利得				② 却下 (不受理)		
		③ 自治会連合協議会等事務委託料の返還				③ 監査請求適用外		
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長	(24. 8. 7)	1		① 24. 10. 2	有	
		② 自治連合協議会事務兼務による職務専念義務違反				② 却下 (不受理)		
		③ 公金の損害賠償				③ 監査請求適用外		
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長	(24. 8. 15)	1		① 24. 10. 9	無	
		② 弁護士費用の支出の違法性				② 却下 (不受理)		
		③ 公金の損害賠償				③ 監査請求適用外		
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長	(25. 6. 4)	1		① 25. 7. 30	無	
		② 市民プールの解体と弓道アーチェリー場建設の手続き不備により執行停止				② 却下 (不受理)		
		③ 予算の執行停止				③ 監査請求適用外		
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長	(25. 7. 8)	1		① 25. 9. 3	有	
		② 自治会連合協議会等事務委託料に係る返還請求未行使				② 却下 (不受理)		
		③ 請求未行使による損害賠償				③ 監査請求適用外		
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長	(25. 7. 22)	1		① 25. 9. 13	有	
		② 自治連合協議会事務兼務による職務専念義務違反				② 却下 (不受理)		
		③ 公金の損害賠償				③ 監査請求適用外		
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長	(25. 8. 6)	1		① 25. 9. 30	有	
		② 自治連合協議会事務兼務による職務専念義務違反				② 却下 (不受理)		
		③ 公金の損害賠償				③ 監査請求適用外		
千葉県	君津市	① 市長	(24. 9. 13)	1		① 24. 11. 30	無	
		② 違法な契約の履行 (財務会計処理の遡及処理)				② 却下 (不受理)		
		③ 事実の公表、謝罪及び職員の罷免				③ 請求要件を具備しないため		
千葉県	君津市	① 市長	(24. 12. 21)	1		① 24. 12. 28	無	
		② 違法な契約の履行 (財務会計処理の遡及処理)				② 却下 (不受理)		
		③ 事実の公表、謝罪及び職員の罷免				③ 請求要件を具備しないため		
千葉県	浦安市	① 市長	(24. 5. 16)	1		① 24. 6. 29	有	
		② 請求人の土地の平成24年度固定資産評価額				② 却下 (不受理)		
		③ 固定資産評価額が違法な価格である				③ 同一案件・同一内容		
千葉県	浦安市	① 市長	25. 5. 29	4	25. 6. 18 口頭陳述	① 25. 7. 22	無	
		② 土地賃貸借契約				② 棄却		
		③ 市と民間事業者が締結した土地賃貸借契約は違法・不当である				③ 当該契約に違法又は不当な内容はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
千葉県	四街道市	① 四街道市長	24.7.26	1	機会 24.8.10 方法 口頭及び証拠提出	① 24.9.11	無	
		② 付け保留地の貸付契約				② 却下		
		③ 貸付契約を売買契約に変更する措置の請求				③ 監査請求期間1年の経過		
千葉県	八街市	① 八街市長	24.9.14	1	陳述の機会の希望なし	① 24.9.14	無	
		② 八街市議会議員選挙における選挙ホスター作成費の不当な支出				② 却下		
		③ 不当な支出の回収				③ 当該支出に不当性はない		
千葉県	印西市	① 市長	25.8.20	2		① 25.8.26	無	
		② 違法な公金の支出(補助金の過大交付)				② 取下げ		
		③ 補助金の過大請求分の返還				③ 請求人の都合による		
千葉県	印西市	① 市長	25.8.20	1	25.9.13 口頭陳述	① 25.10.18	無	
		② 違法な公金の支出(補助金の過大交付)				② 認容		
		③ 補助金の過大請求分の返還				③ 補助金の過大請求分の返還		
千葉県	印西市	① 市長	25.8.26	1		① 25.9.4	無	
		② 違法な公金の支出(補助金の過大交付)				② 却下		
		③ 補助金全額の返還				③ 事実証明に矛盾がある		
千葉県	山武市	① 市長	26.3.7	1		① 26.3.17	無	
		② 用地売買契約及び不動産鑑定業務の随契契約・なるとうこども園建設用地を地権者に配慮した破格値で売買契約したこと、また不動産鑑定は通常3社の平均とするところ1社随契で行った契約は違法である。				② 却下		
		③ 契約による損害分の返還を求める請求				③ 請求要件である自治法第242条第2項の請求期間が経過しているため		
千葉県	大網白里市	① 市(市長・副市長)、教育委員会(教育長)	25.11.12	1	25.11.26 口頭及び証拠提出	① 25.12.18	無	
		② 財産の処分(市に寄贈され管理していたマキの木等が違法・不当に伐採処分された)				② 認容		
		③ 伐採処分されたマキの木及びソテツの損害賠償等を求める。				③ 伐採処分したマキの木及びソテツについて同等のものを植栽することを市長、副市長、教育長に求めた。		
千葉県	長生村	① 村長、会計管理者	24.5.2	1	24.5.2 口頭による	① 24.5.29	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(条例に基づかない臨時的任用職員への公金支出は違法)				② 認容		
		③ 臨時的任用職員に対する違法な公金支出の停止				③ 条例改正等の是正措置		
千葉県	御宿町	① 町長	26.2.28	1	26.4.17 口頭弁論	① 26.4.24	無	
		② 自治会に対する防犯灯補助金が違法に支出されているという点				② 棄却		
		③ 補助金交付決定を取り消し、不当利得として返還請求の措置をとること				③ 町長による取消権の不行使がただちに違法・不当であるとまでは言えない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
計		62件						有 11件 無 51件
東京都	千代田区	① 区長	24.12.25	1	25.1.17 口頭陳述	① 25.2.21	有	
		② 政務調査研究費の違法な支出				② 棄却		
		③ 違法な支出の返還請求				③ 請求人の主長には理由がない		
東京都	新宿区	① 区長	24.12.26	1	なし	① 25.1.18	無	
		② 商店会が設置している街灯のスピーカやフラッグが東京都条例等に違反しており、商店街灯助成金の交付は不当な公金の支出である。				② 却下		
		③ 商店街灯助成金を取消し、返還を命じることを求める。				③ 街灯のスピーカやフラッグの設置は道路占有許可という非財務会計行為(先行行為)であり、商店街灯の助成金の交付という財務会計行為には、違法性又は不当性は見出せず、請求の事由はない。		
東京都	新宿区	① 副区長	25.7.1	1	なし	① 25.7.8	無	
		② 劣悪な業者と契約を結び、区民が事故にあっている「高齢者緊急ショートステイ業務委託」契約は、不当。				② 却下		
		③ 不当契約責任の監査を求める。				③ 請求書に当該請求人が自署をしていないことを明言しているうえ、自署でないことの合理的説明をしていない。		
東京都	文京区	① 施設管理部長等	24.11.8	1	24.11.29 口頭陳述	① 24.12.27	無	
		② 労働組合に対する違法・不当な経費援助				② 棄却		
		③ 関係職員に対する損害賠償請求、又は相手方による補填				③ 当該行為に違法性・不当性はない		
東京都	台東区	① 環境清掃部環境課職員及び区長	25.7.8	1	25.8.9 口頭陳述	① 25.9.3	無	
		② 不当な公金の支出及び契約の締結、履行				② 棄却		
		③ 支出金額の弁償及び支払日からの利息損害金相当の返還				③ 当該契約及び公金支出に不当性なし		
東京都	目黒区	① 区長	26.3.20	1	26.3.26 口頭陳述	① 26.5.8	有	
		② 区有施設施設見直し方針案の策定				② 棄却		
		③ 区が取りまとめた区有施設見直し方針案の手法8は、区に多額の損害を与えるものであり、地方自治法の規定にも反する。				③ 現時点では、区有施設の譲渡が具体的に進められている状況ではなく、施設の違法・不当な譲渡がなされると客観的に判断できるものではない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	大田区	① 教育長ほか	24.9.28	1	なし	①	24.10.18	無
		② 教科書編集の趣旨説明会講師に対する謝礼支出				②	却下	
		③ 謝礼の弁償。説明会が不用かつ不当であったことを公示。配布物の回収（理由を明示）				③	違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない。	
東京都	大田区	① 特別出張所長ほか	25.9.11	1	なし	①	25.10.18	無
		② 自治会に対する防犯灯補助金の交付				②	却下	
		③ 補助金とその金利の返還。職員の配置替え				③	違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。	
東京都	大田区	① 特別出張所長ほか	25.9.11	1	なし	①	25.10.18	無
		② 自治会に対する区報配布手数料の支出				②	却下	
		③ 手数料とその金利の返還。職員の配置替え				③	違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。	
東京都	世田谷区	① 区長、副区長、担当部長	24.6.4	1	なし	①	24.6.26	無
		② 違法な補助金交付決定				②	取下げ	
		③ 請求対象職員への損害賠償請求				③	再請求するため	
東京都	世田谷区	① 区長、副区長、担当部長	24.7.9	1	なし	①	24.7.30	無
		② 違法な補助金交付決定				②	却下	
		③ 請求対象職員への損害賠償請求				③	期間超過	
東京都	世田谷区	① 区長、副区長、担当部長	24.7.9	1	なし	①	24.7.30	無
		② 都補助金交付決定取り消しに伴う補助金返還債務発生				②	却下	
		③ 請求対象職員への損害賠償請求				③	期間超過	
東京都	世田谷区	① 区長、前区長、財務担当者	24.7.30	2	24.8.27 口頭陳述	①	24.9.26	有
		② 違法な補助金交付及び東京都補助金返還に伴う損害賠償請求不請求				②	棄却(一部却下)	
		③ 補助金交付の違法確認及び前区長等への損害賠償請求				③	違法性なし	
東京都	世田谷区	① 区長	25.5.15	1	なし	①	25.7.9	無
		② 不当に支出された政務調査費				②	棄却	
		③ 区長に対する返還請求				③	支出に違法又は不当は認められない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	渋谷区	① 区長	24.7.10	1	なし	① 24.9.7	無	
		② 区ニュースにかかる賠償金の支出				② 棄却		
		③ 区が支払った損害賠償金の支出額を、区長は区に返還するよう求める。				③ すでに区長から区に返還されているため、区に損害は無いので、請求は認められない。		
東京都	渋谷区	① 区長	25.4.16	2	なし	① 25.5.28	有	
		② 本町地区小中一貫校建設工事請負契約に関する経費				② 却下		
		③ 本町地区小中一貫校建設工事に関する経費を事故繰越にしたことは違法なので、その工事に関わる経費を区長に返還させるよう求める。				③ 請求人が違法であると主張する事故繰越は、区の執行過程において要件が具備されており、事故繰越そのものは、公金の支出に当たるものではないので住民監査請求の対象とならない。		
東京都	渋谷区	① 区長	25.11.26	2	なし	① 26.1.24	有	
		② 前サービス公社代表取締役に対する責任追及の件				② 棄却		
		③ 行政財産をNPO法人に無償転貸したことにより、区に対しその行政財産使用料を支払ったサービス公社は、同社の株式価格を毀損し、株主である渋谷区は損害を被った。渋谷サービス公社は、NPO法人から行政財産使用料の回収努力を怠っているのだから、区長は前サービス公社代表取締役に対し株主代表訴訟を提起し、損害を公社に返還させることを求める。				③ NPO法人からの支払いが継続されており、NPO法人の存続も危ぶまれるほどのものではないことから回収努力の懈怠があるとは認められない。よって、公社に対し提訴請求ないし前代表取締役に対し責任追及の訴えを提起させ、公社に返還させる義務が区長に生じているとは認められない。		
東京都	中野区	① 区長	24.7.2	5	なし	① 24.8.8	無	
		② 違法な公金の支出				② 却下		
		③ 政務調査に係る経費の返還請求				③ 請求要件を充たしていない		
東京都	中野区	① 区長	25.11.29	1	1日 意見陳述及び質疑応答	① 26.1.24	有	
		② 違法、不当な行政財産使用許可				② 棄却		
		③ 行政財産使用許可の取消等				③ 請求の主張には理由がない		
東京都	杉並区	① 区長	24.4.9	1	なし	① 24.4.27	有	
		② 区が違法な補助金の支出を行った団体に対する返還請求を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 損害の補填を求める等の必要な措置の請求				③ 請求期間徒過		
東京都	杉並区	① 区長	24.5.8	1団体	24.5.15 口頭陳述	① 24.6.22	無	
		② 違法・不当な政務調査費の支出				② 一部認容		
		③ 政務調査費の支出を行った会派・議員に対する返還請求				③ 区長に対し返還に必要な措置を講ずるよう勧告		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	杉並区	① 区長	24.5.7	1	なし	① 24.5.21	有	
		② 区が違法な補助金の支出を行った団体に対する返還請求を怠る事実				② 却下(不受理)		
		③ 損害の補填を求める等の必要な措置の請求				③ 請求期間徒過		
東京都	杉並区	① 区長	24.5.28	1団体	なし (請求人が口頭陳述を辞退)	① 24.6.28	無	
		② 違法・不当な政務調査費の支出				② 一部認容		
		③ 政務調査費の支出を行った会派・議員に対する返還請求				③ 区長に対し返還に必要な措置を講ずるよう勧告		
東京都	杉並区	① 教育委員会	24.9.13	1	24.9.19 口頭陳述	① 24.10.25	無	
		② 違法・不当な指定管理料の支出				② 棄却		
		③ 違法・不当に支出された指定管理料の返還請求				③ 指定管理料の算定・支出に違法・不当性はない		
東京都	杉並区	① 区長	24.10.25	1	24.11.1 口頭陳述	① 24.11.30	無	
		② 違法・不当な契約金額の支出				② 取下げ		
		③ 契約金額と請求人が妥当とする金額との差額の返還請求				③ 事業が新規の段階に展開し、今後の展開を注視するため		
東京都	杉並区	① 区長	25.2.14	1	25.2.22 口頭陳述	① 25.4.3	有	
		② 違法・不当な政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 政務調査費の支出を行った議員に対する返還請求				③ 本件政務調査費の支出に違法・不当性はない		
東京都	杉並区	① 区長	25.5.9	1団体	25.5.17 口頭陳述	① 25.6.24	無	
		② 違法・不当な政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 政務調査費の支出を行った会派・議員に対する返還請求				③ 本件政務調査費の支出に違法・不当性はない		
東京都	杉並区	① 区長	25.5.9	2	25.5.17 口頭陳述	① 25.6.26	無	
		② 違法・不当な政務調査費の支出				② 一部認容		
		③ 政務調査費の支出を行った議員に対する返還請求				③ 区長に対し返還に必要な措置を講ずるよう勧告		
東京都	杉並区	① 区長	26.3.11	1	26.3.20 口頭陳述	① 26.4.30	有	
		② 違法・不当な政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 政務調査費の支出を行った議員に対する返還請求				③ 本件政務調査費の支出に違法・不当性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	豊島区	① 区職員	24.11.28	1	24.12.13に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。	① 25.1.25	無	
		② ○区が特定非営利活動法人富士見台ひろばと契約締結した「区民ひろば富士見台」運営業務委託契約 ○豊島区地域区民ひろば条例に基づき地域住民により設置された任意団体としての運営協議会のNPO法人化 ○「区民ひろば運営協議会自主運営準備支援補助金交付要綱」を制定によるNPO法人化にあたっての各種必要経費の補助				② 請求の一部については却下、その余の請求については棄却		
		③ ○運営業務委託契約は違法な随意契約であり、直ちに、かつ適切に解約すること ○豊島区地域区民ひろば条例には設置を行わなければならないとする規定はないため、運営協議会のNPO法人化を止めること ○補助金の交付は特定の団体に対する過剰な優遇措置であり、公平な行政の原則に反し公金の不正支出に当たるため、区民ひろば運営協議会自主運営準備支援補助金交付要綱を廃止すること				③ 請求の一部に具体的に業務が特定されないことから却下した。その余の請求は、請求理由がないものと認め、棄却した。		
東京都	練馬区	① 区長	24.7.12	2	24.8.7 (口頭陳述)	① 24.9.7	無	
		② 違法な公金の支出				② 棄却		
		③ 支出の差止め、損害賠償請求				③ 当該支出に違法・不当な点は認められない		
東京都	練馬区	① 区長	24.12.10	1	24.12.25 (口頭陳述)	① 25.1.22	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 受理後却下		
		③ 物品の現状回復				③ 要件を欠く不適法な請求		
東京都	練馬区	① 区長、教育長	25.3.8	1	なし	① 25.3.18	無	
		② 違法な公金の支出				② 却下		
		③ 損害賠償請求				③ 要件を欠く不適法な請求		
東京都	練馬区	① 区長	25.3.8	1	なし	① 25.3.18	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 違法な建築物の調査および安全確認				③ 要件を欠く不適法な請求		
東京都	足立区	① 区長および区職員	24.4.24	1	24.5.15 口頭陳述	① 24.5.25	無	
		② 補助金の不当な交付。				② 棄却		
		③ 交付決定を取り消すか補助金を返還させること。				③ 当該支出は違法・不当ではない。		
東京都	足立区	① 区長および区職員	24.7.3	1	なし	① 24.8.24	無	
		② 存在を確認できない防災区民組織へ補助金を支出した。				② 棄却		
		③ 交付決定を取り消すか補助金を返還させること。				③ 当該支出は不当ではない。		
東京都	足立区	① 区長および区職員	24.12.12	1	なし	① 25.1.25	無	
		② 補助金の不当な交付。				② 棄却		
		③ 交付決定を取り消すか補助金を返還させること。				③ 当該支出は不当ではない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	足立区	① 区長および区職員	25.2.5	1	なし	① 25.3.26	無
		② 補助金の額の確定行為が不当である。				② 棄却	
		③ 交付決定を取り消すか補助金を返還させること。				③ 当該補助金の確定は不当ではない。	
東京都	足立区	① 区長および区職員	25.6.27	1	なし	① 25.8.21	無
		② 防犯灯維持管理経費の支出の実態がない自治会を補助対象団体とした。交付基準に該当しない防犯灯補助金が決定された。				② 一部容認・一部棄却	
		③ 交付決定を取り消すか補助金を返還させること。				③ 対象とならない防犯灯の補助金交付決定を取り消し、期日を決めて返還請求すること。	
東京都	足立区	① 区長および区職員	25.11.13	1	なし	① 25.11.25	無
		② 変更届に基づく補助金の返還は、決定を取り消したことによる返還にならない。				② 却下(不受理)	
		③ 本件決定通知による補助金の返還行為は無効とし、取り消すこと。				③ 財務会計上の損害は発生していない。	
東京都	足立区	① 区長および区職員	25.11.13	1	なし	① 25.12.25	無
		② 補助金の不当な交付。				② 棄却	
		③ 交付決定を取り消すか補助金を返還させること。				③ 本件決定は不当とはいえない。	
東京都	足立区	① 区長および区職員	25.12.9	1	なし	① 25.12.25	無
		② 補助金の不当な交付。				② 却下(不受理)	
		③ 交付決定を取り消すか補助金を返還させること。				③ 同一請求人が同一の財務会計行為を対象として再度請求を行った。	
東京都	足立区	① 区長および区職員	26.3.11	1	なし	① 26.4.25	無
		② 補助金の額の確定行為に瑕疵がある。				② 棄却	
		③ 交付決定の取消並びに返還命令を実施すること。				③ 本件助成金の確定は瑕疵ある行為ではない。	
東京都	葛飾区	① 区長、関係職員	25.1.18	1	なし	① 25.2.22	無
		② 事業者の電波による区民の健康被害				② 却下	
		③ 関連法制度等の改正				③ 非財務会計行為	
東京都	葛飾区	① 区長、関係職員	25.9.11	4	25.10.1 口頭陳述	① 25.11.6	無
		② 違法・不当な財産の管理及び公金の支出				② 棄却	
		③ 行政財産目的外使用許可取消し及び補助金返還				③ 当該行為に違法・不当なし	
東京都	葛飾区	① 区長	25.11.26	14	なし	① 25.12.24	無
		② 違法・不当な財産の処分				② 却下	
		③ 一部事務組合に無償譲渡した株券の返還				③ 期間徒過	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
							①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	江戸川区	①	区長	24.7.31	59	24.8.21 口頭陳述及び新たな証拠の提出	①	24.9.26	無
		②	不当な公金の支出(暫定的な緑地整備工事は必要のない支出である。)				②	棄却	
		③	区長に対し工事費用の弁償を求める。				③	主張に妥当性が認められない。	
東京都	江戸川区	①	区長及び教育委員会	25.3.4	1	なし	①	25.3.13	無
		②	教育関連の法の趣旨を怠った不当行為(区立幼稚園廃園の広報は、区が教育委員会に対して行った越権行為であり、教育委員会の当該幼稚園への管理権を侵害した行為である。)				②	却下	
		③	廃園手続きを白紙にもどし、正規の手続きに従い区の財産である区立幼稚園の行方を決定するよう求める。				③	具体的な財務会計上の行為を摘示しているとは認められない。	
東京都	江戸川区	①	区長	26.3.12	8	26.4.9 口頭陳述及び陳述書の提出	①	26.5.7	無
		②	違法または不当な政務調査費の支出(海外視察報告書が他からの丸写しの部分があり、視察の名に値しない。)				②	棄却	
		③	視察旅行で使われた政務調査費の弁償を求めること。				③	視察先と視察内容からみて調査研究としての実質が認められる。	
計		49件							有 10件 無 39件
東京都	八王子市	①	三浦秀康	24.8.3	1		①	24.8.15	無
		②	市長らは、請求人会社に対して契約詐欺を行い、金2,027,117円を請求人から奪った。また、請求人の敷地に無断で水道管を埋設した。				②	却下	
		③	○市長らは、契約で支払った金2,027,117円を支払え。 ○市長らは、請求人に対して水道管敷地使用料を支払え。 ○後藤高志らは慰謝料を支払え。 ○後藤高志らを詐欺罪、侵奪罪で告訴する。				③	本件請求が、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を具備していないものと判断したため。	
東京都	八王子市	①	細谷浩三	25.3.14	1	請求人が監査委員に対して口頭により陳述を行った。	①	25.5.10	無
		②	八王子市老人クラブ連合会会長は、総務部及び活動部が主催する事業等に充当するために、八王子市社会福祉協議会から交付された助成金を全て役員に渡していたため、充実に市補助金が使われた。				②	棄却	
		③	八王子市老人クラブ連合会は、八王子市社会福祉協議会と市に対してそれぞれ金167,000円ずつを支払え。				③	本件補助金に係る交付額確定については、違法又は不当とはいえないことから、本件補助金の返還を求める請求人の主張には理由がないと判断したため。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
東京都	八王子市	① 細谷浩三	八王子市老人クラブ連合会は、事業終了後に市及び東京都老人クラブ連合会に対して決算書や実績報告書を提出しているが、その際に、友愛活動助成金の配分表の提出を行っていないため、当該助成金が単位クラブに支払われているかどうか確認する方法がない。 ○所管課は監査委員からの指導事項を順守していない。 ○市は、八王子市老人クラブ連合会の助成金隠しに手を貸している。 ○東京都老人クラブ連合会の決算書を市に提出するのは違法、所管課の職務違反行為である。	25. 3. 25	1		① 25. 4. 11	無	
		②					② 却下		
		③					③ 本件請求が、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を具備していないものと判断したため。		
東京都	立川市	① 立川市長	市営駐車場指定管理者への追加納付額の変更 追加納付額の計算方法の変更理由がない	25. 12. 16	1	指定した一日 請求人及び関係職員の陳述	① 26. 2. 10	無	
		②					② 却下・棄却		
		③					③ 債権不存在		
東京都	立川市	① 立川市長	市営駐車場指定管理者への追加納付額の変更 追加納付額の計算方法の変更理由がない	25. 12. 19	1	指定した一日 請求人及び関係職員の陳述	① 26. 2. 10	無	
		②					② 棄却		
		③					③ 違法・不当な契約締結ではない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	三鷹市	① 三鷹市選挙管理委員会委員長	24. 4. 27 補正請求書提出日 (24. 5. 21)	1	請求人が希望しなかったため、実施していない。	① 24. 6. 25	有	
		② H23. 4. 24に執行された三鷹市議会議員選挙及び三鷹市長選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用自動車等の公費負担に関すること				② 棄却（一部却下）		
		③ 1 選挙運動用ポスターについて (1) 選挙運動用ポスターの公費負担につき30万円以上の支出を行っている候補者15名分は、不当な支出であり、過払金の返還を求める。 (2) 選挙運動用ポスターの作成業者として候補者本人又は親族等の経営する会社を選定したことは、違法であることから、この契約に基づく公費負担の支出は妥当ではなく、返還を求める。 2 選挙運動用自動車の借入れについて (1) 選挙運動用自動車借入れの公費負担につき8万円以上の支出を行っている14名（限度額換算による8万円以上の支出となった者1名を含む。）分は不当な支出であり、過払金の返還を求める。 (2) 選挙運動用自動車の借入れ契約が、親族等との契約ならば違法であり、道路運送法に違反する契約に基づく支出は妥当ではなく、返還を求める。 (3) 選挙運動用自動車の費用の内訳には、看板等の取付費用等、本来の選挙運動用自動車の経費以外の支出も含まれている可能性が高く、又、業者が全額受け取らず候補者にキックバックされているなどの可能性もあることから、選挙運動用自動車の公費負担は必要以上の支出を行っており、過払金の返還を求める。 3 運転手報酬について 運転手報酬のうち、政党支部に寄附を行っている運転手が1名いる。報酬が最終的に収納されていないなら、違法である。該当する1名分の選挙運動用自動車の運転手報酬の支出は妥当ではなく、返還を求める。				③ 公費負担の会計処理について、書類上の不備等は見当たらない。また、負担限度額の算定基礎となる公費負担条例の基準単価は、公職選挙法に準じており、東京都条例とも内容は同一であり、当該基準を不相当とする根拠は見出し難い。等々により、棄却、一部却下を行った。		
東京都	青梅市	① 市長および本件財務会計責任者	24. 5. 24 および 24. 6. 4	1	24. 6. 18 口頭陳述	① 24. 7. 18	有	
		② 違法・不当な平成22・23年度政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 前議員2名の違法・不当な政務調査費の支出に対して、返還をさせるよう市長および財務会計責任者に求めている。（不当利得の返還請求）				③ 当該政務調査費の支出については、違法または不当な公金の支出に当たるとは認められない。		
東京都	青梅市	① 市長および本件財務会計責任者	25. 2. 18	1	25. 3. 11 口頭陳述	① 25. 4. 12	無	
		② 違法・不当な平成23年度政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 議員4名の違法・不当な政務調査費の支出に対して、返還をさせるよう市長および財務会計責任者に求めている。（不当利得の返還請求）				③ 当該政務調査費の支出については、違法または不当な公金の支出に当たるとは認められない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	青梅市	① 市長および本件財務会計責任者	25. 5. 21	1	25. 6. 18 口頭陳述	① 25. 7. 12	無	
		② 違法・不当な平成23年度政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 議員4名の違法・不当な政務調査費の支出に対して、返還をさせるよう市長および財務会計責任者に求めている。(不当利得の返還請求)				③ 当該政務調査費の支出については、違法または不当な公金の支出に当たるとは認められない。		
東京都	青梅市	① 市長および本件財務会計責任者	25. 5. 29	1	請求人の陳述希望なし	① 25. 7. 18	無	
		② 違法・不当な平成23年度政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 議員4名の違法・不当な政務調査費の支出に対して、返還をさせるよう市長および財務会計責任者に求めている。(不当利得の返還請求)				③ 当該政務調査費の支出については、違法または不当な公金の支出に当たるとは認められない。		
東京都	府中市	① 府中市長	24. 4. 20	1		① 24. 5. 30	無	
		② 不当な公金の支出履行(支出は実績の裏付けを欠く)				② 却下		
		③ 市への不正支出の返還				③ 住民監査請求の要件を満たしていない		
東京都	調布市	① 職員	(26. 1. 7)	1		① 26. 2. 3	無	
		② 不当な支出				② 却下(不受理)		
		③ 市が実施した講演会の内容がタイトルどおりでなかったとして、支出した講師謝礼は不当であるとして、当該講師謝礼の返還を措置請求したもの。				③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。		
東京都	調布市	① 職員	(26. 2. 21)	1		① 26. 3. 31	無	
		② 不当な支出				② 却下(不受理)		
		③				③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。		
東京都	調布市	① 職員	(25. 10. 1)	1		① 25. 11. 1	無	
		② 不当な契約の締結				② 却下(不受理)		
		③ 当該障害者施設は2階建ての建物であり、昇降機を新設することは不可欠でなく、過去に締結した和解条項に反する行為であるため、改修工事契約に係る公金の支出は違法であるとして、工事の中止を措置請求したもの。				③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。		
東京都	調布市	① 職員	25. 11. 11	1	1日 原則、監査委員が直接請求人から当該請求に係る主張や意見などを聴取する。	① 25. 12. 26	無	
		② 不当な契約の締結				② 棄却		
		③ 当該工事の監理業務委託を随意契約で締結する際に、規則に規定されている2人以上からの見積を徴さなかったため、当該契約は違法であるとして、工事の中止を措置請求したもの。				③ 請求人の主張には理由がないものと判断し、不適法として棄却。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果			住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容			
東京都	町田市	① 市長	24.5.18	1	24.6.14 口頭陳述	① 24.7.13	無		
		② 違法・不当な公金の支出（違法な講師等謝礼を支出した。）				② 棄却			
		③ 市長に対する損害の弁償及び違法行為への加担の中止の要求				③ 市に損害は生じていない			
東京都	町田市	① 市長	24.6.21	1	請求人の申し出により実施せず	① 24.8.17	無		
		② 違法・不当に財産管理を怠る（市道が不法に占有されている。）				② 棄却			
		③ 市長に対する当該不法占有部分の解消及び道路幅員の確保の要求				③ 違法・不当に財産管理を怠っているとまでは認められない			
東京都	町田市	① 市長	24.7.9	1	24.8.7 口頭陳述	① 24.9.4	無		
		② 違法・不当な公金の支出（同一施設に係る2度の改修工事には重複があり、二重支出である。）				② 棄却・一部却下			
		③ 市長又は市長と関係団体の2者に対する損害賠償請求				③ 違法・不当な公金の支出とまでは言えない			
東京都	町田市	① 市担当者	24.7.25	1	受理前却下につき実施せず	① 24.8.8	無		
		② 違法・不当な公金の支出（特定の被補償者に対し、算定基準を逸脱した補償費を支出した。）				② 却下			
		③ 市担当者に対する損害賠償請求				③ 期間徒過			
東京都	町田市	① 市長	24.10.10	1	受理前却下につき実施せず	① 24.10.29	無		
		② 事業計画に法的根拠がなく、当該事業に関する補助金を受領することは違法の疑いがある。				② 却下			
		③ 市長に対する当該事業の中止要求				③ 違法・不当な財務会計行為が具体的に示されていない			
東京都	町田市	① 市長	24.12.14	1	受理前却下につき実施せず	① 25.1.17	無		
		② 補助金交付要綱の違法な規定に基づく事業者選定を行った。				② 却下			
		③ 市長に対する事業者選定結果の取消し又は補助金の不支給、及び要綱の改定要求				③ 非財務会計行為			
東京都	町田市	① 市長	24.12.19	1	25.1.16 口頭陳述	① 25.2.15	無		
		② 違法・不当な公金の支出（違法に設置された施設に係る設置解体費用を不当に支出した。）				② 棄却			
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 違法・不当な設置とは言えない			
東京都	町田市	① 市長	25.4.10	1	請求人の申し出により実施せず	① 25.6.7	無		
		② 違法・不当な公金の支出（補助金交付要綱の違法な規定に基づき選定された事業者に補助金を支出した。）				② 棄却			
		③ 市長に対する当該事業者への補助金の不支給の要求				③ 補助金の支出は違法とは言えず、市に損害は生じていない			
東京都	町田市	① 市長	25.9.25	2	25.10.21 口頭陳述	① 25.11.22	無		
		② 違法・不当に財産管理を怠る（市道の一部に個人が所有する畑の一部が越境している。）				② 棄却			
		③ 市長に対する市道の幅員確保及び全面舗装施工要求				③ 違法・不当に財産管理を怠っているとは言えない			

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	町田市	① 市長	25.12.24	1	26.1.22 口頭陳述	① 26.2.21	無	
		② 違法・不当な公金の支出（公園駐車場を有料化したため赤字が生じている。）				② 棄却		
		③ 市長に対する公園駐車場有料化事業廃止要求及び損害賠償請求				③ 公園駐車場有料化事業は違法・不当とは言えず、市に損害が生じているとまでは言えない		
東京都	町田市	① 市担当者	26.1.17	1	26.1.28 口頭陳述	① 26.3.6	無	
		② 違法・不当な公金の支出（公園駐車場の駐車料金を不当に低く設定しているため赤字が生じている。）				② 棄却		
		③ 市担当者に対する料金体系見直しによる黒字化及び黒字部分の公園活性化のための財源化の要求				③ 当該事業の違法性、不当性及び損害発生の有無について、先に公表済みの判断を変更する事情は認められない		
東京都	小金井市	① 市長	24.4.18	1	24.5.16 口頭陳述	① 24.6.14	有	
		② 小金井市職員組合等への行政財産の無償貸与				② 請求棄却		
		③ 組合事務所使用料の請求と貸付の即時中止等を求める				③ 一部使用許可処分及び使用料免除処分に強い違法性はない。		
東京都	小金井市	① 昭和40年から現在までの代々の道路管理課長	24.12.14	4		① 25.1.7	無	
		② 市道の一部について第三者による不法占拠				② 却下		
		③ 道路境界の現況復旧と電柱の土地使用料返還				③ 財務会計上の違法・不当な行為に当たらない。		
東京都	日野市	① 市長	25.4.10	1	25.5.13 新たな証拠の提出及び陳述	① 25.6.4	無	
		② 土地区画整理評価員報酬の支出が違法・不当				② 棄却		
		③ 報酬の返還請求				③ 支出に違法性・不当性はない		
東京都	東村山市	① 市長	25.12.18	1		① 25.12.24	無	
		② 違法な契約の締結（社会通念上著しく不当で高額な金額での業務委託契約）				② 取下げ		
		③ 不当に支出した委託料の返還				③ 無		
東京都	東村山市	① 市長	25.12.18	1		① 25.12.27	無	
		② 違法な公金の支出（不当な審議会開催に伴う委員報酬の支出）				② 取下げ		
		③ 不当に支出した委員報酬の返還				③ 無		
東京都	国立市	① 国立市長	24.7.9	10		① 24.9.4	有	
		② 元市長及び前市長が住基ネットを切断し不接続状態を継続したことに起因して、支出された公金支出				② 合議不調		
		③ 元市長及び前市長に対して連帯して支払うよう請求すること。実効性を担保するため訴訟を含む法的手段を講ずること。				③		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	国立市	① 国立市職員	25. 6. 18	1		① 25. 7. 1	無	
		② 市職員による測量図の改ざん				② 却下 (受理前)		
		③ 組織ぐるみでの隠蔽を重ねようとの意図は問題である。				③ 請求人が住所要件を有していない。		
東京都	国立市	① 国立市長、国立市職員	26. 1. 27	21	1日 地方自治法第242条第7項に基づくもの	① 26. 3. 26	無	
		② 公共用地「あさひふれあい広場」の売却を管理協力団体の会議もせず決定したこと				② 棄却		
		③ 公共施設関連の目的で取得した「あさひふれあい広場」用地を本来の目的を投げ捨て住民説明会も開催せず売却することは不当である。				③ 売却を決定したことが不当であるとした請求人の主張には理由がない。		
東京都	清瀬市	① 東京都清瀬市長	24. 10. 17	1		① 24. 11. 9	無	
		② 災害廃棄物の焼却計画の差し止め				② 却下		
		③ 災害廃棄物に係る国からの補助金受け取り及び焼却計画の差し止め請求				③ 第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていない為		
東京都	東久留米市	① 管財課長、教・総務課長	(24. 5. 31)	1	—	① 24. 6. 18	無	
		② 改修工事によって取得した財物の公有財産台帳及び決算書「財産に関する調書」への未記載(違法と考えられる財務会計行為)				② 却下 (不受理)		
		③ 公有財産台帳の完備及び決算書「財産に関する調書」表示方法の是正				③ 財務会計上の損害を被っているとは認められない		
東京都	東久留米市	① 市長	(24. 10. 30)	3	—	① 24. 11. 28	無	
		② 覚書に基づく都道交差点部の整備及び横断歩道撤去工事費用負担金の支出(覚書の違法・不当性及びこれに基づく支出は市に損害を与える)				② 却下 (不受理)		
		③ 執行停止勧告措置及び支出の差し止め				③ 財務会計上の違法性・不当性は認められない 委託協定により費用については都が負担するため、市が損害を被る可能性は認められない		
東京都	多摩市	① 多摩市長	25. 4. 22	3	25. 5. 29 口頭陳述	① 25. 7. 2	無	
		② 法に違反して成された国庫補助事業				② 棄却		
		③ 補助金を国へ返還する等必要な措置を求める				③ 請求人の主張には理由がない		
東京都	多摩市	① 多摩市長	25. 7. 4	1	—	① 25. 8. 6	無	
		② 違法若しくは不当な財務会計上の行為				② 却下		
		③ 当該行為の是正を求める				③ 非財務会計行為		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
東京都	多摩市	① 多摩市長	26. 3. 10	1	25. 3. 27 口頭陳述	① 26. 5. 1	無	
		② 違法若しくは不当な契約の締結				② 棄却		
		③ 市の損害の回復に必要な措置を求める				③ 当該契約に違法性はなく、市に損害が発生したとは認められない		
東京都	羽村市	① 市長	(25. 12. 13)	1		① 26. 2. 4	無	
		② 財産の管理を怠る事実、公金の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 公有地不法専有及び脱税疑惑の調査要求				③ 財務会計上、羽村市に損害を与える事実は認められない。		
東京都	羽村市	① 市長	25. 12. 19	1		① 26. 2. 4	無	
		② 違法・不当な公金の支出				② 却下		
		③ 支出の返還要求				③ 請求の期限を過ぎているため。		
東京都	日の出町	① 教育長・元文化スポーツ課長	26. 1. 20	1	26. 2. 13 口頭陳述	① 26. 3. 14	無	
		② 不当な利益供与				② 一部容認		
		③ 社会教育関係団体の登録取り消し				③		
東京都	神津島村	① 神津島村長	(24. 10. 5)	1		① 24. 11. 2	有	
		② 建築確認の交付を受けていない地域産物販売提供施設に要した公金の支出・及び今後の公金の支出に対する監査				② 却下（不受理）		
		③ 当該行為の全部又は一部差し止め				③ 住民監査の対象外として		
計		44件					有 5件 無 39件	
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 4. 27)	2		① 24. 5. 21	無	
		② 違法・不当な公金の支出（地下鉄車内での携帯電話使用のための車両改修は不当である。）				② 却下（不受理）		
		③ 費用の弁済				③ 財務会計行為に該当しない		
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 5. 21)	8		① 24. 6. 7	無	
		② 不当に財産の管理を怠る事実（広報活動の一環でない団体に、行政財産を無償貸与している。）				② 却下（不受理）		
		③ 庁舎から退去				③ 財務会計行為に該当しない		
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 5. 31)	1		① 24. 6. 18	無	
		② 違法・不当な公金の支出（生活保護費を不正受給している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 期間途過		
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 6. 26)	1		① 24. 7. 25	無	
		② 違法・不当な公金の支出（生活保護費を不正受給している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
神奈川県	横浜市	① 市長	24. 7. 17	1	24. 8. 10 口頭陳述	① 24. 9. 7	有	
		② 違法な財産の処分（学校跡地を不適正な価格で売却しようとしている。）				② 棄却		
		③ 売却の差止め				③ 売却方法に違法性はない		
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 8. 7)	1		① 24. 8. 27	有	
		② 違法・不当な公金の支出（生活保護費を不正受給している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 9. 26)	1		① 24. 10. 23	無	
		② 不当な公金の支出（開発事業に伴う道路を市に帰属させる費用は不当である。）				② 却下（不受理）		
		③ 道路を帰属させない措置				③ 財務会計行為に該当しない		
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 10. 1)	2		① 24. 10. 23	有	
		② 不当に財産の管理を怠る事実（防災拠点の元会長が助成金を私的流用している。）				② 却下（不受理）		
		③ 損害賠償請求				③ 損害賠償請求権がない		
神奈川県	横浜市	① 市長	24. 11. 26	1	24. 12. 21 口頭陳述	① 25. 1. 22	無	
		② 不当に財産の管理を怠る事実（付属機関を要綱で設置しており、委員報酬は不当利得である。）				② 棄却		
		③ 不当利得を返還させる措置				③ 不当利得に該当しない		
神奈川県	横浜市	① 市長	(24. 12. 17)	1		① 25. 1. 21	無	
		② 違法な公金の支出（防災訓練に根拠もなく奨励金を支出している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	(25. 1. 18)	1		① 25. 2. 25	有	
		② 違法な公金の支出（要綱に該当しない町内会に対し、補助金を支出している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	(25. 2. 12)	1		① 25. 3. 12	有	
		② 違法な公金の支出（防災訓練に根拠もなく奨励金を支出している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	(25. 7. 24)	1		① 25. 8. 29	有	
		② 違法な公金の支出（新市庁舎を特定地区に建設することは、費用の観点から違法である。）				② 却下（不受理）		
		③ 支出の差止め				③ 事実証明書なし		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
神奈川県	横浜市	① 市長	(25.8.6)	1		① 25.9.5	無	
		② 不適切な税務事務（不明瞭な勤務実態であり、賦課徴収が不適切な可能性がある。）				② 却下（不受理）		
		③ 実態調査と改善				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	(25.9.20)	1		① 25.10.2	無	
		② 違法な公金の支出（防災訓練に根拠もなく奨励金を支出している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	26.1.14	1	26.2.12 口頭陳述	① 26.3.13	無	
		② 違法な公金の支出（迂回経路を使い必要額を超える出張旅費を受領している。）				② 棄却		
		③ 返還させる措置				③ 経路が違法とはいえない		
神奈川県	横浜市	① 市長	(26.1.28)	1		① 26.2.27	無	
		② 違法な公金の支出（広報誌配布謝金を水増し請求している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	(26.2.19)	1		① 26.3.12	有	
		② 違法な公金の支出（新市庁舎を特定地区に建設することは、費用の観点から違法である。）				② 却下（不受理）		
		③ 契約の差止め				③ 事実証明書なし		
神奈川県	横浜市	① 市長	(26.3.5)	1		① 26.3.20	無	
		② 違法な公金の支出（広報誌配布謝金を水増し請求している。）				② 却下（不受理）		
		③ 返還させる措置				③ 事実証明書なし		
神奈川県	川崎市	① 市長及び関係職員	25.6.19	8	1日 口頭による陳述会の実施	① 25.8.14	有	
		② 不要なコンテナクレーン増設の工事請負契約は違法である。				② 合議不調		
		③ 支払済み金額の損害賠償及び残額支払の差止め				③ 市長の裁量の範囲内増設する緊急性はない		
神奈川県	川崎市	① 上下水道事業管理者及び関係職員	25.9.3	12	1日 口頭による陳述会の実施	① 25.10.30	無	
		② 災害時に市の水源から広域水道企業団へ緊急導水した費用の大半が未回収である。				② 棄却		
		③ 東京都への分水単価と同一水準での費用回収				③ 財産管理が杜撰、怠慢とまでは言えない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
神奈川県	川崎市	① 契約行為に関わる職員	25.12.20	1		① 26.1.17	無	
		② 特命随契による警備委託契約28件を次年度も同様に執行することは不当である。				② 却下		
		③ 次年度契約の差止めと契約方法の変更				③ 違法不当の具体的主張なし		
神奈川県	横須賀市	① 市長	24.5.15	1	24.5.30 監査委員への口頭陳述	① 24.6.28	無	
		② 違法な支出（委員報酬）				② 棄却		
		③ 市長への賠償請求				③ 請求には理由がない。		
神奈川県	平塚市	① 市長	24.10.22	1	1日 監査委員への陳述	① 24.12.14	無	
		② 不当な財産の管理				② 却下		
		③ 是正措置				③ 非財務会計行為		
神奈川県	平塚市	① 市長	26.2.28	1	1日 監査委員への陳述	① 26.4.16	無	
		② 不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 支出額の返還				③ 請求の主張に理由なし		
神奈川県	鎌倉市	① 市長	(24.4.27)	1	なし	① 24.6.18	無	
		② 観光資源創出等事業に係る委託料支出は不当である。				② 却下（不受理）		
		③ 支出額の全額返還を求める。				③ 市に損害が発生していない。		
神奈川県	鎌倉市	① 市長	(26.2.14)	1	なし	① 26.3.20	無	
		② 戸別ゴミ収集に係る支出及び審議会委員への報酬は地方財政法に反する				② 却下（不受理）		
		③ 戸別モデル収集事業に係る過去1年分の支出額の返還及び報酬の返還を当該委員に要請することを求める。				③ 財務会計上の行為ではない。		
神奈川県	鎌倉市	① 市長	(26.2.14)	1	なし	① 26.3.20	無	
		② 事業仕分けで不要と判定の新春のつどいへの支出は地方財政法に反する				② 却下（不受理）		
		③ 新春のつどい事業への支出額の全額返還を求める。				③ 財務会計上の行為ではない。		
神奈川県	小田原市	① 市長	24.9.3	1	陳述の希望なし	① 24.10.25	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（要綱で設置した委員会の委員及びシンポジウム講師への報酬の支払い等）				② 認容		
		③ 損害賠償請求、契約の解除				③ 適法な状態にするための措置を講じること。		
神奈川県	小田原市	① 市長	25.5.8	1	陳述の希望なし	① 25.7.2	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（負担金等）				② 棄却		
		③ 損害賠償請求				③ 違法性・不当性なし		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
神奈川県	小田原市	① 市長	25. 6. 21	1		① 25. 7. 2	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（選挙運動公費負担）				② 却下		
		③ 損害賠償請求				③ 請求期間徒過		
神奈川県	茅ヶ崎市	① 市長・企画部長	25. 9. 26	1	25. 10. 15 陳述	① 25. 11. 8	無	
		② 不当な公金の支出				② 却下		
		③ 得べかりし補助金・交付金相当額の損害賠償				③ 財務会計上の行為でない		
神奈川県	厚木市	① 市長	25. 6. 28	3	1日（25. 7. 17） 請求人が出席し、請求書の記載事項を補足する新たな事実証明書が提出され、陳述がなされた。	① 25. 8. 2	無	
		② 厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会の報告書には事実誤認がある。また、コンサルタントは発注側の指示に従わずに業務を進め報告書を作成している。				② 却下		
		③ 厚木市ごみ中間処理施設建設候補地再検討委員会の委員報酬及びコンサルタントに対する委託代金の一部返還				③ 住民監査請求の要件を欠き、不適法であるので却下する。		
神奈川県	厚木市	① 市長	25. 8. 17	3	1日（25. 9. 4） 請求人が出席し、陳述がなされた。	① 25. 10. 3	無	
		② 平成24年度に金田地区環境保全委員会に対し交付した交付金は目的外支出が疑われる。				② 棄却		
		③ 目的外に支出した交付金の返還				③ 請求人の主張には理由がないものと判断し、棄却する。		
神奈川県	大和市	① 市長	26. 1. 8	1	26. 2. 13 口頭陳述	① 26. 3. 7	有	
		② 介護給付費の過誤調整（過誤調整額が不適切）				② 棄却		
		③ 当該介護事業者に対する損害賠償請求				③ 損害賠償請求する理由なし		
神奈川県	大和市	① 市長	26. 1. 30	1	本人が辞退したため陳述の機会を与えず。	① 26. 3. 28	有	
		② 適正価格を超過した契約の締結				② 棄却		
		③ 市長・関係職員・相手方に対する損害賠償請求				③ 損害賠償請求する理由なし		
神奈川県	海老名市	① 市長	24. 11. 29	1	24. 12. 28 口頭陳述	① 25. 1. 25	無	
		② 市の財産の違法な貸与（社協に市庁舎の一部を無償で使用させることは違法であり、市に損害を与えた。）				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 本件行為は地方自治法（以下「法」という。）第238条の4第7項に基づくものであり、法第242条第1項所定の財務会計上の行為とはいえないため、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠くものである。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
神奈川県	海老名市	①	市長	25. 1. 15	1	25. 2. 8 口頭陳述	①	25. 3. 12	無
		②	不当な財産の取得（休業した給油所施設の買収は施設所有者への救済措置であり、不当である。）				②	棄却	
		③	契約の解除、市長に対する損害賠償請求				③	請求人が不当な財産の取得事由として述べたことは、いずれも正当と認められないので、本件請求には理由がない。	
神奈川県	海老名市	①	市長	25. 11. 26	1	25. 12. 17 口頭陳述	①	26. 1. 23	有
		②	違法若しくは不当な公金の支出（市長が行った市交際費の支出は違法・不当である。）				②	一部認容、一部棄却	
		③	市長に対する損害賠償請求				③	一部の請求（近隣市の前市長叙勲祝賀会への支出（1万円））については返還に必要な措置を講ずるよう勧告し、その他の請求には理由がないものとする。	
神奈川県	綾瀬市	①	市長、教育委員会、教育委員、職員	24. 7. 20	3		①	24. 8. 10	有
		②	違法な契約の締結				②	却下	
		③	市が被った損害の補填				③	市に損害が発生していない。また一般行政上の行為のため。	
神奈川県	葉山町	①	町長	24. 8. 27	2	24. 9. 14 口頭陳述	①	24. 10. 23	無
		②	下水道枝線築造工事費の返還措置請求				②	棄却	
		③	下水道枝線築造工事が議会議決を要する当初予算、補正予算に計上されていない工事であるため、工事費の返還を求める請求				③	法令に反していない	
神奈川県	葉山町	①	町長	25. 5. 24	1	請求人から希望しない旨の通知あり	①	25. 7. 22	無
		②	地域手当の過剰支給の停止、及び条例改正並びに特別交付税の減額分補填措置請求				②	棄却	
		③	葉山町一般職員に支給される地域手当を不当とし、その支給停止と条例改正を勧告すること及び減額された特別交付税の補填を求める請求				③	地方公務員の給与を定めるにあたり、認められている裁量を逸脱しているとも認められないため、不当であるということとはできない	
神奈川県	葉山町	①	町長	26. 2. 13	1	同上	①	26. 4. 10	無
		②	宅地開発事業申請撤回の勧告措置請求				②	却下	
		③	宅地開発事業が葉山町まちづくり条例に反するため、事業申請の撤回を求める措置請求				③	請求は法第242条第1項の要件を欠き、不適法である	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
神奈川県	葉山町	① 町長	26.2.24	1	同上	① 26.4.23	無	
		② 宅地開発事業における、樹林保護請求				② 却下		
		③ 宅地開発地内の「樹林の保護」とする町まちづくり条例の遵守義務に反することが予測されるため、事業者に対し勧告することを求める請求				③ 請求は法第242条第1項の要件を欠き、不適法である		
神奈川県	葉山町	① 町長	26.3.17	1	同上	① 26.5.14	無	
		② 宅地開発事業における、町有地の取扱いが不当とする措置請求				② 棄却		
		③ 宅地開発事業における事業用地と、隣接する町有地との交換手続きを不当とする措置請求				③ 交換地の交換手続きにおいて、町に損失が生じるとはいえない		
神奈川県	大磯町	① 大磯町長	25.4.30	3	25.6.7 口頭陳述	① 25.6.18	有	
		② 補助金の違法な支出				② 棄却		
		③ 町長に対する返還請求				③ 当該支出に違法性はない。		
神奈川県	湯河原町	① 町長、町議会議員	24.5.15	1	期間：1日(24.5.29) 方法：口頭により	① 24.6.22	無	
		② 違法・不当な庁用車の使用				② 棄却		
		③ 議会終了後に開催された新旧歓送迎会が公務外の場合の庁用車使用が不当利得返還義務があるか否か				③ 本件行事は、公務と認められるため、庁用車の使用は違法又は不当ではない。		
神奈川県	湯河原町	① 町長	24.7.10	1	期間：1日(24.7.23) 方法：口頭により	① 24.8.16	無	
		② 違法又は不当な公金の賦課徴収を怠る事実 違法又は不当な財産の管理を怠る事実				② 棄却		
		③ ・都市公園及び隣接する町道の上を通過する農業用ロープウェイの使用料および占用料を徴収していないことが違法・不当な公金の賦課徴収を怠る事実 ・都市公園及び隣接する町道の上に農業用ロープウェイが設置されているのは、違法・不当な財産の管理を怠る事実 に該当するか否か				③ 違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実は認められない。		
神奈川県	湯河原町	① 指定がない	24.10.2	1		① 24.11.14	無	
		② 違法・不当な公金の支出				② 却下		
		③ 議会茶菓子代の公費支出について、来客分を差し引いて在籍した議員に負担させることを請求				③ 期間途過によるもの、また、要件の不備が補正になじまない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
神奈川県	湯河原町	①	具体的な指定がない	24.12.7	1		①	25.1.18	無
		②	違法・不当な財産の取得				②	却下	
		③	児童公園の用地を買収したが、その際に、上空にロープウェイが存在しているにもかかわらず、その権利（地上権、空中権）を土地価格から差し引かないまま、土地価格を決定して購入しているとして、実際に購入した土地価格と、本来購入すべき土地価格（当該権利を算入した場合の土地価格）との差額を、責任ある公務員に負担させることを請求				③	期間経過による	
計		50件							有 13件 無 37件
新潟県	新潟市	①	市長	24.9.7	1	24.9.27 口頭陳述	①	24.10.18	有
		②	違法な補助金の支出				②	棄却（一部却下）	
		③	補助金の返還請求及び職員の懲戒処分				③	請求には理由がない（一部については法定要件を欠くことから却下）	
新潟県	新潟市	①	市長	25.3.19	1		①	25.3.29	無
		②	社会福祉法人に対する市有地の無償貸与（便宜供与に当たり不当）				②	却下	
		③	不当に交換した土地に附帯した土地使用貸借契約の無効				③	H19.9.5提出の同一請求人からの同一の内容を対象とする請求であると判断	
新潟県	新潟市	①	市長	25.4.11	1	25.4.26 口頭陳述	①	25.5.15	有
		②	違法な公有財産の占有				②	棄却（一部却下）	
		③	違法な公有財産の占有者に対する損害賠償請求及び職員の懲戒処分				③	請求には理由がない（一部については法定要件を欠くことから却下）	
新潟県	新潟市	①	市長	25.8.8	1	陳述の希望無し	①	25.9.24	無
		②	行政視察に係る費用弁償及び報酬、環境建設常任委員会前委員長の報酬の不当支出				②	棄却	
		③	費用弁償及び報酬の返還請求				③	請求には理由がない	
新潟県	新潟市	①	市長	25.8.16	1	25.8.28 口頭陳述	①	25.9.30	有
		②	連節バス購入に係る違法・不当な支出				②	棄却	
		③	支出の防止措置				③	請求には理由がない	
新潟県	長岡市	①	市長	24.7.25	1	24.8.10 口頭陳述	①	24.9.11	有
		②	不当な財産処分				②	棄却	
		③	当該契約の見直し及び損害賠償又は当該契約の破棄				③	当該契約は適正で、不当な財産処分には当たらない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
新潟県	長岡市	① 市長	25. 2. 26	1	陳述の希望無し	① 25. 3. 25	無	
		② 施設利用料金の徴収時期の不公平性、不平等性				② 却下		
		③ 徴収時期の是正				③ 財務会計上の違法又は不当な行為の具体的事実が示されていない。		
新潟県	三条市	① 市長	25. 5. 7	2	25. 5. 14 口頭陳述	① 25. 7. 2	有	
		② 違法な公金の支出				② 却下		
		③ 公金の支出の中止				③ 支出に違法性はない		
新潟県	村上市	① 行政区嘱託員	(26. 3. 3)	1		① 26. 3. 5	無	
		② 不当支出（行政区の会計から払出し着服した）				② 却下（不受理）		
		③ 損害の補てん				③ 財務会計上の行為に当たらない		
新潟県	五泉市	① 市長	26. 3. 31	1		① 26. 4. 17	有	
		② 平成20年4月～平成24年3月の政務調査費の違法・不当支出				② 却下		
		③ 違法・不当な政務調査費の返還等				③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない		
新潟県	上越市	① 市長	25. 2. 26	1		① 25. 4. 12	無	
		② 委託契約の締結（契約方法等が不相当であったため市に損害を与えた）				② 却下		
		③ 決裁権のある職員に対する損害賠償請求				③ 請求期間途過		
新潟県	佐渡市	① 市長	24. 5. 31	1		① 24. 6. 12	無	
		② 守秘義務違反（住民へ損害を与えた）				② 却下		
		③ 不明				③ 財務会計上の行為でない		
新潟県	佐渡市	① 市長	24. 5. 31	1		① 24. 6. 12	無	
		② 市嘱託員による募金の強制徴収				② 却下		
		③ 不明				③ 請求要件を欠き不適法		
新潟県	佐渡市	① 記載無し	24. 6. 6	1		① 24. 6. 12	無	
		② 不要な道路工事				② 却下		
		③ 不明				③ 請求要件を欠き不適法		
新潟県	佐渡市	① 市長	25. 3. 7	1		① 25. 4. 7	無	
		② 許可地縁団体への不当な公金の支出（団体の設立に違法性がある）				② 却下		
		③ 予算執行の停止				③ 請求要件を欠き不適法		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						① 監査結果通知年月日、② 監査結果、③ 却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
新潟県	佐渡市	① 教育長	25.7.10	1	25.8.1 口頭陳述	① 25.9.6	無	
		② 許可を受けない行政財産の目的外使用				② 認容		
		③ 適正な使用料及び加算金の提示				③ 正当な使用料及び加算金の提示		
新潟県	佐渡市	① 市長	26.3.7	1	26.3.27 口頭陳述	① 26.4.28	無	
		② 不正な補助金の支出				② 却下		
		③ 公金の返還				③ 公金が全額返還されているため請求理由が喪失		
新潟県	魚沼市	① 市長	25.2.18	2	25.3.8 口頭陳述	① 25.4.8	無	
		② 違法な通勤手当の支給				② 棄却		
		③ 通勤手当の再算定と過払い分の返還				③ 当該手当の支給に違法性・不当性はない		
新潟県	魚沼市	① 市長	25.10.28	24	25.11.1 口頭陳述	① 25.12.16	有	
		② 過大な費用での土地買収				② 棄却		
		③ 契約金支払いの差止め				③ 当該用地取得に違法性・不当性はない		
新潟県	魚沼市	① 市長	25.10.29	21	25.11.1 口頭陳述	① 25.12.16	無	
		② 高額な不動産鑑定料の支出				② 棄却		
		③ 支出された鑑定料の返還				③ 当該鑑定料に違法性・不当性はない		
新潟県	魚沼市	① 市長	25.12.27	1		① 26.1.24	無	
		② 過大な用地取得				② 却下		
		③ 売主に対する損害賠償請求				③ 当該用地取得に違法性・不当性はない		
新潟県	南魚沼市	① 市長	25.12.26	1	26.1.27 口頭陳述	① 26.2.7	有	
		② 違法な公金の支出（第三セクターへの補助金の交付は違法）				② 棄却		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 当該事案に係る支出に違法性はない		
計		22件					有 8件 無 14件	
富山県	富山市	① 富山市長	25.3.4	95		① 25.3.26	無	
		② 違法な契約の締結				② 却下		
		③ 契約の解除				③ 要件不備のため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
富山県	氷見市	① 市長	24.4.9	1		① 24.4.26	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 却下		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 財務会計上の行為でない		
富山県	氷見市	① 市長	24.4.23	1		① 24.6.21	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および徴収不足の土地賃借料の取り立てと、徴収過剰の土地賃借料の返還				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.5.1	1		① 24.6.28	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(財産区)				② 棄却		
		③ 支出金を返納させるなど必要な措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.5.7	1		① 24.7.4	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(財産区)				② 却下		
		③ 支出金を返納させるなど必要な措置				③ 財務会計上の行為でない		
富山県	氷見市	① 市長	24.5.14	1		① 24.7.12	無	
		② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.6.6	1		① 24.8.3	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.6.11	1		① 24.8.10	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 期間途過 同一案件の請求 損害が発生していない		
富山県	氷見市	① 市長	24.6.18	1		① 24.8.17	無	
		② 違法又は不当な財産の取得(財産区)				② 却下		
		③ 違法又は不当に取得した財産的価値野確認および必要な是正措置				③ 期間途過		
富山県	氷見市	① 市長	24.6.25	1		① 24.8.24	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.6.25	1		① 24.8.24	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無	
富山県	氷見市	① 市長	24.6.27	1		① 24.8.24	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および土地使用料を返納させる				③ 損害が発生していない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.6.29	1		① 24.8.28	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および土地賃貸料野返還など必要な是正措置				③ 財務会計上の行為でない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.7.24	1		① 24.9.21	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由が失われている		
富山県	氷見市	① 市長	24.7.30	1		① 24.9.27	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.8.6	1		① 24.10.4	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.8.10	1		① 24.10.9	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 却下		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 同一案件の請求		
富山県	氷見市	① 市長	24.8.15	1		① 24.10.12	無	
		② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.8.22	1		① 24.10.19	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.9.3	1		① 24.10.30	無	
		② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.9.27	1		① 24.11.26	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.10.18	1		① 24.12.17	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
富山県	氷見市	① 市長	24.10.22	1		① 24.12.21	無	
		② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.10.29	1		① 24.12.28	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 事実を証する証拠がない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.11.2	1		① 24.12.28	無	
		② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 損害が発生していない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.11.12	1		① 25.1.11	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 事実を証する証拠がない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.11.21	1		① 25.1.17	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区) 違法又は不当な公金の支出(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置および支出金を返納させる				③ 財務会計上の行為でない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.11.30	1		① 25.1.29	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 財務会計上の行為でない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.12.3	1		① 25.2.1	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 事実を証する証拠がない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.12.7	1		① 25.2.5	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 財務会計上の行為でない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.12.10	1		① 25.2.8	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 同一案件の請求理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	24.12.12	1		① 25.2.8	無	
		② 違法又は不当な契約の締結(財産区)				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
富山県	氷見市	① 市長	25. 1. 23	1		① 25. 3. 22	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る（財産区）				② 棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	25. 1. 28	1		① 25. 3. 29	無	
		② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る（財産区）				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 同一案件の請求理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	25. 5. 20	1		① 25. 7. 19	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る（財産区）				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 事実を証する証拠がない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	25. 7. 22	1		① 25. 9. 20	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（財産区）				② 受理後却下		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 財務会計上の行為でない		
富山県	氷見市	① 市長	25. 8. 28	1		① 25. 10. 25	無	
		② 違法又は不当に財産（返還請求権）行使の管理を怠る（財産区）				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 事実を証する証拠がない理由がない		
富山県	氷見市	① 市長	25. 11. 5	1		① 25. 12. 27	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（財産区）				② 一部却下、一部棄却		
		③ 事実確認および必要な是正措置				③ 財務会計上の行為でない理由がない		
富山県	滑川市	① 監査委員	24. 7. 26	2		① 24. 8. 1	無	
		② 市有物件（市民大ホール）の耐震診断への支出				② 却下		
		③ 耐震診断結果が改ざんされたことによる支出は目的を果たしたのかどうか				③ 1年経過		
富山県	射水市	① 市長	24. 6. 13	1	24. 7. 23 口頭陳述	① 24. 8. 10	有	
		② 違法、無効な改正条例案の提出、採決				② 棄却		
		③ 改正条例を前提とする一切の債務負担行為の防止				③ 改正条例の提出、採決は違法、不当ではない		
富山県	射水市	① 市長	24. 9. 7	1	24. 10. 4 口頭陳述	① 24. 10. 30	無	
		② 違法な契約の締結、履行（談合入札）				② 棄却		
		③ 契約金額の差額の支払い防止				③ 一般競争入札の契約に違法性はない		
富山県	射水市	① 市長	24. 9. 7	1	24. 10. 4 口頭陳述	① 24. 10. 30	無	
		② 不当な契約の締結及び公金の支出				② 棄却		
		③ 事業費の執行差止め				③ 公金支出は違法、不当ではない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
富山県	射水市	① 市長	24.10.31	1	24.11.22 口頭陳述	① 24.11.27	無	
		② 違法、不当な委員報酬の支払い				② 棄却		
		③ 報酬の支払い防止				③ 報酬の支払いは違法、不当ではない		
富山県	射水市	① 市長	25.7.12	1	25.8.12 口頭陳述	① 25.9.4	無	
		② 違法かつ不適切な公金の支出				② 棄却		
		③ 事業費の執行差止め				③ 事業費の執行は違法、不当ではない		
富山県	射水市	① 市長	26.1.17	1		① 26.2.7	無	
		② 違法な入札及び契約の締結				② 却下		
		③ 入札及び契約の締結防止				③ 請求対象の財務会計行為がなくなった		
計		45件					有 1件 無 44件	
石川県	金沢市	① 金沢市長	24.4.25	1	24.5.11 意見陳述	① 24.5.31	有	
		② 交付した政務調査費の公金支出が目的外であり違法である				② 請求棄却		
		③ 政務調査費のうち違法な公金支出についての返還を求める				③ 返還請求すべき額が認められない		
石川県	金沢市	① 金沢市長	25.4.8	1	25.4.23 意見陳述	① 25.5.15	有	
		② 交付した政務調査費の公金支出が目的外であり違法である				② 請求棄却		
		③ 政務調査費のうち違法な公金支出についての返還を求める				③ 返還請求すべき額が認められない		
石川県	金沢市	① 金沢市長	25.6.25	1	25.7.25 意見陳述 (但し、請求人欠席)	① 25.8.13	無	
		② 道路整備工事について不必要な工事による不当な公金の支出がある				② 請求棄却		
		③ 工事の差止め請求等を求める				③ 違法又は不当な支出が認められない		
石川県	羽咋市	① 羽咋市	24.11.30	1	24.12.21 証拠書類の提出及び 口頭陳述	① 25.1.25	無	
		② 羽咋中学校校舎棟改築工事(冷暖房換気設備)入札の公告について、市HPの入札参加資格者名簿に同工事を落札した業者が入っていないか。				② 却下		
		③ HP上であっても、名簿に記載されていない業者の入札は無効ではないのか。				③ 職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為にあたらぬ。		
石川県	かほく市	① 市長その他職員	24.6.15	2	24.7.11～18 書面提出	① 24.8.10	無	
		② 公金支出行為及び保証人脱退契約の締結行為				② 棄却		
		③ 市は第3セクターに対する債務について、損失補償として公金から支出したことは違法である。				③ 違法とする理由が認められない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
石川県	かほく市	① 市長その他職員	24.6.15	4	24.7.11～18 書面提出	① 24.8.10	無	
		② 公金支出行為及び保証人脱退契約の締結行為				② 棄却		
		③ 市は第3セクターに対する債務について、損失補償として公金から支出したことは違法である。				③ 違法とする理由が認められない。		
石川県	志賀町	① 町長	25.2.7	2	25.2.19 口頭陳述	① 25.2.26	無	
		② 財産の管理を怠っている事実（財産の用途が明確ではない。）				② 却下		
		③ 財産の用途を明らかにするよう求める。				③ 当該行為のあった日から1年を経過している		
石川県	志賀町	① 町長	25.2.14	2	25.2.19 口頭陳述	① 25.2.26	無	
		② 財産の管理を怠っている事実（補助金の支出が適正ではない。）				② 却下		
		③ 補助金の支出根拠を明らかにするよう求める。				③ 当該行為のあった日から1年を経過している		
石川県	志賀町	① 町長	25.12.5	1	26.1.14 口頭陳述	① 26.1.6	無	
		② 不当な公金の支出（交付要件を満たしていない。）				② 棄却		
		③ 補助金の差し止め又は返還請求を行うよう求める。				③ 当該交付決定は妥当である		
石川県	志賀町	① 町長	25.12.9	1		① 26.1.6	無	
		② 不当な公金の支出（交付要件を満たしていない。）				② 却下		
		③ 補助金の返還請求を行うよう求める。				③ 当該行為のあった日から1年を経過している		
石川県	志賀町	① 町長	25.12.9	1		① 26.1.6	無	
		② 不当な公金の支出（交付要件を満たしていない。）				② 却下		
		③ 補助金の返還請求を行うよう求める。				③ 当該行為のあった日から1年を経過している		
計		11件					有 2件 無 9件	
福井県	福井市	① 市長	24.4.27	1	公開で30分間の陳述機会を与えた。	① 24.6.11	無	
		② 固定資産税に関する措置請求				② 棄却		
		③ 鑑定評価額とは異なる課税をして市に損失を与えた事は重大な過失であり必要な措置を講じるよう求める				③ 請求人の主張に理由無し		
福井県	福井市	① 市長	24.11.29	4	公開で30分間の陳述機会を与えた。	① 25.1.28	無	
		② 平成24年度市議会政務調査費に関する請求				② 一部認容、一部棄却		
		③ 政務調査費の一部について福井市への返還を求める措置を講じるよう求める。				③ 請求人の主張には理由がないものと判断し、棄却する。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
福井県	福井市	① 市長	26.1.17	4	公開で30分間の陳述機会を与えた。	① 26.3.17	無	
		② 平成24年度市議会政務調査費に関する請求				② 棄却		
		③ 政務調査費の一部について福井市への返還を求める措置を講じるよう求める。				③ 請求人の主張に理由無し		
福井県	敦賀市	① 敦賀市長	(24.6.4)	1		① 24.6.19	無	
		② 市長の交際費支出が違法不当で敦賀市に損害を与えた。				② 却下(不受理)		
		③ その違法不当は刑法の贈賄罪にあたるため、その支出した代金相当額の返還措置を求める。				③ 刑法の贈賄罪に該当するとして告発状が福井地方検察庁にて受理された事実をよりどころとして請求に及んだものであり、監査委員は刑法に照らしての違法不当性を監査する立場にないため		
福井県	越前市	① 当該地方公共団体の住民	25.10.9	1	25.11.8(1日)陳述について(住民監査請求補充書提出)	① 25.11.29	無	
		② 拡一1水道管敷設工事外1工事に関する一般競争入札の結果、越前市と落札業者との間で締結された契約は、契約の方法につき地方自治法施行令第176条の5、167条の5の2に違反する。				② 棄却		
		③ 一般競争入札につき、法令に違反する参加条件を付さないなど必要な措置を講じるよう勧告する。				③ 地方自治体に何ら財産的損失を生じる恐れのない場合には、住民監査請求や住民訴訟の対象に該当しない。本件住民監査請求は、理由がないと認めるものである。		
計		5件					無 5件	
山梨県	甲府市	① 市長	24.10.22	1		① 24.12.3	無	
		② 顧問弁護士への報酬支払を法務担当課のみで行っていること(特定の課のみによる報酬の支払は適正を欠く)				② 却下(不受理)		
		③ 他部署も応分の負担をするよう求める				③ 第242条の要件を欠くため		
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、職員個人、議会議長個人	24.7.11	1		① 24.9.7	無	
		② 平成23年1月28日付け、平成23年6月28日付けの住民監査請求の再請求				② 却下		
		③ 平成23年1月28日付け、平成23年6月28日付けの住民監査請求の再請求				③ 平成23年1月28日付、平成23年6月28日付住民監査請求の再請求のため。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、職員個人、議会議長個人	24.9.10	1		① 24.11.8	無	
		② 憲法11条（国民の基本的人権）・第17条（公務員の不法行為により損害を受けた時は、法律の定めるところにより公共団体にその賠償を求めることができる）の規定により却下処分は無効 国家賠償法1条1項（公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に損害を与えたときは公共団体がこれを賠償する責に任ずる。）・憲法第17条（公務員の不法行為により損害を損害を受けた時は、法律の定めるところにより公共団体にその損害を求めることができる。）の規定により請求は適法。				② 却下		
		③ 被請求人に対し賠償額27,382,796,470円を請求せよ。				③ 地方自治法第242条第1項に定める要件を欠き不適法であり、住民監査請求の対象とならないため。		
山梨県	北杜市	① 北杜市長・監査委員個人、職員個人、議会議長・議員個人	25.5.9	1		① 25.9.4	無	
		② 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書のうち後期者医療連合納付金471,833,360円が不当な支出。平成12年～16年度高根町簡易水道事業特別会計決算書の歳入1,337,061,926円、平成16年～23年度北杜市簡易水道特別会計決算書の歳入7,922,368,510円が不当な収入。平成21年度～23年度指定管理者制度導入に係る収入金額13,143,460,777円が不当な収入。				② 却下		
		③ 平成21年度～23年度指定管理者制度導入に係る「指定管理施設管理結果一覧」記載と「収支報告書」記載の収入金額13,143,460,777円を支払うよう請求せよ。				③ 地方自治法第242条第1項及び2項に定める要件を欠いているため。		
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、職員個人、議会議長個人	25.7.9	1		① 25.7.9	無	
		② 平成25年7月5日付け監査結果が不服で平成25年7月9日付けで再請求				② 却下		
		③ 平成25年7月5日付け監査結果が不服で平成25年7月9日付けで再請求				③ 法律の根拠に基づかない不適法な請求であるため。		
山梨県	北杜市	① 北杜市長・監査委員個人、職員個人	25.8.15	1		① 25.10.11	無	
		② 北杜市民を二分して条例に基づく、平成23年～25年の水道事業会計の歳入は違法。				② 却下		
		③ 平成23年度水道料金歳入歳出特別会計と平成24年・25年度水道料金歳入歳出特別会計に係る歳入総額を、それぞれ連帯して、支払うよう請求せよ。				③ 地方自治法第242条において監査委員に許容された権限外の措置請求を求めるものであるため。		
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、職員個人、議会議長個人	25.8.27	1		① 25.10.25	無	
		② 平成20年度～23年度の後期高齢者医療保険制度実施において高齢者の医療の確保に関する法律を違法に適用している。				② 却下		
		③ 被請求人に対し1,889,529,283円を請求せよ。				③ 地方自治法第242条1項に定める要件を欠くため。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、職員個人、議会議長個人	25.9.5	1		①	25.11.1	無
		② 平成25年9月4日付け監査結果が不服で平成25年9月5日付けで再請求				②	却下	
		③ 平成25年9月4日付け監査結果が不服で平成25年9月5日付けで再請求				③	法律の根拠に基づかない不適法な請求であるため。	
山梨県	北杜市	① 市長・会計管理者・監査委員個人、議会議長個人	25.10.15	1		①	25.12.10	無
		② 平成16年度打ち切り決算及び平成24年度北杜市一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出差引額に誤りがある。平成21年6月付け北杜市財政健全化計画については、平成24年度予算の調製と決算の調製と比較参照すべき公文書であるが、これを用いない不作為があった。				②	却下	
		③ 平成16年度高根町打ち切り決算誤謬相当額と平成24年度北杜市一般会計歳入歳出差引額の合計81億1838万2679円を請求せよ。				③	同一住民が同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることは許されないとする最高裁判例（昭和62.2.20）、および地方自治法第242条第1項に定める要件を欠いているため。	
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、議会議長・議員、職員個人	25.10.15	1		①	25.12.10	無
		② 平成25年10月11日付けの監査結果が不服で平成25年10月15日付けで再請求				②	却下	
		③ 平成25年10月11日付けの監査結果が不服で平成25年10月15日付けで再請求				③	法律の根拠に基づかない不適法な請求であるため。	
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、議会議長・議員、職員個人	25.10.17	1		①	25.12.10	無
		② 山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画において、保険料の賦課は広域連合、徴収は市町村が行うとなっているが違法である。				②	却下	
		③ 18億8952万9283円を支払うよう請求せよ。				③	当該地方公共団体に対して損害を与えるものとは認められず、地方自治法第242条第1項に定める要件を欠いているため。	
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、議会議長・議員、職員個人	25.10.28	1		①	25.12.26	無
		② 平成25年10月25日付けの監査結果が不服で平成25年10月28日付けで再請求				②	却下	
		③ 平成25年10月25日付けの監査結果が不服で平成25年10月28日付けで再請求				③	法律の根拠に基づかない不適法な請求であるため。	
山梨県	北杜市	① 市長・監査委員個人、議会議長・議員、職員個人	25.11.6	1		①	25.12.27	無
		② 平成25年11月1日付けの監査結果が不服で平成25年11月6日付けで再請求				②	却下	
		③ 平成25年11月1日付けの監査結果が不服で平成25年11月6日付けで再請求				③	法律の根拠に基づかない不適法な請求であるため。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
山梨県	北杜市	①	市長・監査委員個人、議会議長・議員、職員個人	25. 12. 11	1		①	26. 2. 7	無
		②	平成25年12月10日付け監査の結果が不服で平成25年12月11日付けで再請求				②	却下	
		③	平成25年12月10日付け監査の結果が不服で平成25年12月11日付けで再請求				③	法律の根拠に基づかない不適法な請求であるため。	
山梨県	北杜市	①	市長・監査委員個人、議会議長・議員、職員個人	26. 2. 12	1		①	26. 4. 11	無
		②	平成26年2月7日付けの監査結果が不服で平成26年2月12付けで再請求				②	却下	
		③	平成26年2月7日付けの監査結果が不服で平成26年2月12付けで再請求				③	法律の根拠に基づかない不適法な請求であるため。	
山梨県	笛吹市	①	市長	24. 6. 18	1		①	24. 8. 8	無
		②	不要な委託業務の締結（職員でも行える作業の業務委託）				②	却下	
		③	業務の改善命令及び市長に対する損害賠償請求				③	請求要件の欠如	
山梨県	笛吹市	①	市長	26. 2. 28	6	26. 3. 26 証拠の提出及び口頭陳述	①	26. 4. 25	無
		②	違法かつ不当な公金支出（助成金不適格団体への助成金支出）				②	認容	
		③	助成事業採用団体の取消しと市長に対する損害賠償請求				③	市長に対する助成金返還勧告	
山梨県	上野原市	①	市長	25. 9. 18	1	25. 10. 3 1日間 口頭陳述及び書面の提出	①	25. 10. 31	無
		②	違法な土地売買契約				②	棄却	
		③	契約解除。出来ない場合は損害金（2,125,874円）の請求				③	違法・不当性はない	
山梨県	上野原市	①	市長	25. 12. 20	1	26. 1. 8 1日間 口頭陳述及び書面の提出	①	26. 1. 29	無
		②	違法・不当な公金の支出				②	棄却	
		③	公費負担した市長の医師会費の返還と、今後医師会費に関する公金支出の差止				③	請求理由の消滅	
山梨県	甲州市	①	市長	(24. 7. 19)	1		①	24. 9. 7	無
		②	受託事務の管理及び執行				②	却下（不受理）	
		③	甲州市その他の職員に関する措置請求				③	請求人及び請求の内容が住民監査請求の要件を満たしていなかったため	
山梨県	中央市	①	市長	25. 10. 21	1		①	25. 11. 15	無
		②	市道の用途廃止の同意により近隣住民の通行権を侵害し、及び公有財産の譲渡が不当				②	却下	
		③	都市計画法第32条に基づく用途廃止の同意取消し、本件市道の回復措置				③	要件を具備しない	
計		21件							無 21件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長野県	長野市	① 教育委員会体育課	25. 7. 18	2	25. 8. 12 口頭陳述	① 25. 9. 12	無	
		② 不当、違法な財産管理若しくは処分 違法に公金の徴収を怠る行為				② 一部却下、一部棄却、一部認容		
		③ 行政財産の用途廃止 行政財産無償使用許可の取消し 過去1年をさかのぼる光熱費の徴収				③ 裁量の範囲内（却下） 逸脱濫用ではない（棄却） 実費相当額の支払いを許可者に求めること（勧告）		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（町会運営活動費交付金）				② 却下（不受理）		
		③ 町会運営活動費交付金の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（町会運営活動費交付金）				② 却下（不受理）		
		③ 町会運営活動費交付金の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（町会長報償費）				② 却下（不受理）		
		③ 町会長報償費の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（町会長報償費）				② 却下（不受理）		
		③ 町会長報償費の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（町内公民館整備補助金）				② 却下（不受理）		
		③ 町内公民館整備補助金の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（町内公民館整備補助金）				② 却下（不受理）		
		③ 町内公民館整備補助金の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（人権侵害を犯した町会への町会運営活動費交付金）				② 却下（不受理）		
		③ 人権侵害を犯した町会への町会運営活動費交付金の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	(24. 4. 2)	1		① 24. 5. 10	無	
		② 公金の返還請求を怠る事実（人権侵害を犯した町会への町会長報償費）				② 却下（不受理）		
		③ 人権侵害を犯した町会への町会長報償費の返還請求				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	24. 5. 1	1	24. 5. 23 口頭陳述	① 24. 5. 31	有	
		② 固定資産税・都市計画税の賦課徴収を怠る事実				② 棄却		
		③ 固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 賦課及び減免承認に違法性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長野県	松本市	① 市長	24.5.9	1	24.5.23 口頭陳述	① 24.7.10	無	
		② 財産の管理を怠る事実（住民訴訟に係る訴訟費用の請求）				② 棄却		
		③ 原告に対する訴訟費用の請求				③ 違法に債権の管理を怠る事実はない		
長野県	松本市	① 市長	(24.8.15)	1		① 24.8.30	無	
		② 違法に支出された公金の返還請求を怠る事実（町内公民館整備補助金）				② 却下（不受理）		
		③ 町内公民館整備補助金の返還請求				③ 住民訴訟で判決が確定		
長野県	松本市	① 市長	(24.9.7)	1		① 24.11.8	無	
		② 固定資産税・都市計画税の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(24.10.3)	1		① 24.11.8	無	
		② 固定資産税・都市計画税の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(24.10.5)	1		① 24.11.8	無	
		② 固定資産税・都市計画税の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(24.10.24)	1		① 25.1.11	無	
		② 平成24年度固定資産税の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 平成24年度固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(24.10.24)	1		① 25.1.11	無	
		② 違法に支出された公金の返還請求を怠る事実（町内公民館整備補助金）				② 却下（不受理）		
		③ 町内公民館整備補助金の返還請求				③ 住民訴訟で判決が確定		
長野県	松本市	① 市長	(24.12.14)	1		① 25.2.5	無	
		② 平成24年度固定資産税の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 平成24年度固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(25.1.31)	1		① 25.3.29	無	
		② 再請求				② 却下（不受理）		
		③ 監査請求の再監査を求める				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	25.3.12	3	希望しなかった	① 25.4.24	有	
		② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求）				② 却下		
		③ 市長の不法行為に対する損害賠償請求				③ 市長による不法行為はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長野県	松本市	① 市長	(25. 3. 29)	2		① 25. 4. 24	無	
		② 東日本大震災の避難者に係る減免措置				② 却下 (不受理)		
		③ 減免の取消し				③ 市の損害、違法事由が具体的、客観的に摘示されていない		
長野県	松本市	① 市長	(25. 3. 29)	2		① 25. 4. 24	無	
		② 違法な公金の支出 (議会運営委員会議事録作成費用)				② 却下 (不受理)		
		③ 公金の返還				③ 請求の利益を欠く		
長野県	松本市	① 市長	(25. 3. 29)	2		① 25. 4. 24	無	
		② 東日本大震災の避難者に係る減免額の開示				② 却下 (不受理)		
		③ 東日本大震災の避難者に係る減免額及び減免予定額の開示				③ 財務会計行為でない		
長野県	松本市	① 市長	25. 5. 1	1	25. 5. 13 口頭陳述	① 25. 6. 6	有	
		② 平成25年度固定資産税・都市計画税の賦課徴収を怠る事実				② 棄却		
		③ 平成25年度固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 賦課処分に違法性はない		
長野県	松本市	① 市長	25. 5. 1	1	25. 5. 13 口頭陳述	① 25. 6. 6	有	
		② 平成25年度固定資産税・都市計画税の減免承認の取り消しを怠る事実				② 棄却		
		③ 平成25年度固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 賦課に違法性がないことから、減免承認にも違法性は認められない		
長野県	松本市	① 市長	25. 5. 1	1	25. 5. 13 口頭陳述	① 25. 6. 6	無	
		② 学校用地の使用許可処分及び使用料の減免				② 棄却		
		③ 学校用地の使用許可及び使用料の減免取消し				③ 使用許可処分は監査対象ではない。減免承認に違法性・不当性は認められない		
長野県	松本市	① 市長	(25. 5. 14)	1		① 25. 6. 28	有	
		② 平成19～24年度固定資産税・都市計画税の賦課徴収を怠る事実				② 却下 (不受理)		
		③ 平成19～24年度固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(25. 5. 14)	1		① 25. 6. 28	有	
		② 平成22～24年度固定資産税・都市計画税の減免承認の取消しを怠る事実				② 却下 (不受理)		
		③ 平成22～24年度固定資産税・都市計画税の減免取消し及び賦課徴収				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(25. 5. 14)	1		① 25. 6. 28	有	
		② 違法に支出された公金の返還請求を怠る事実 (町内公民館整備補助金)				② 却下 (不受理)		
		③ 町内公民館整備補助金の返還請求				③ 住民訴訟で判決が確定		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長野県	松本市	① 市長	25.8.12	1	25.9.4 口頭陳述	① 25.10.3	有	
		② 違法な公金の支出（市営団地への電気使用量計測メーター設置費用）				② 棄却		
		③ 無駄な支出の返還				③ 支出に違法性・不当性は認められない		
長野県	松本市	① 住宅供給公社	25.8.12	1	25.9.4 口頭陳述	① 25.10.3	有	
		② 違法な公金の支出（市営住宅の照度検査費用等）				② 却下		
		③ 無駄な支出の返還				③ 市の財務会計行為でない		
長野県	松本市	① 市長	25.8.12	1	25.9.4 口頭陳述	① 25.10.3	有	
		② 違法な公金の支出（市営住宅への手摺設置費用）				② 棄却		
		③ 無駄な支出の返還				③ 支出に違法性・不当性は認められない		
長野県	松本市	① 市長	25.8.12	1	25.9.4 口頭陳述	① 25.10.3	有	
		② 違法な公金の支出（市営住宅の照明器具改修費用）				② 棄却		
		③ 無駄な支出の返還				③ 支出に違法性・不当性は認められない		
長野県	松本市	① 市長	(25.9.9)	1		① 25.11.6	無	
		② 学校法人に係る固定資産税の非課税措置				② 却下（不受理）		
		③ 固定資産税の賦課徴収				③ 違法・不当事由が摘示されていない		
長野県	松本市	① 市長	(25.10.8)	1		① 25.12.2	有	
		② 福島第一原発事故による福島県以外からの避難者受入に係る公金の支出及び減免				② 却下（不受理）		
		③ 公金の返還及び減免の取消し				③ 違法・不当事由が摘示されていない		
長野県	松本市	① 市長	(25.10.8)	1		① 25.12.2	無	
		② 公金の支出（平成24年度の議会事務局に係る費用）				② 却下（不受理）		
		③ 監査を求める				③ 違法・不当事由が摘示されていない		
長野県	松本市	① 前市議会議長、前市議会副議長及び前議会運営委員長	(25.10.16)	1		① 25.12.2	無	
		② 違法の公金の支出及び減免				② 却下（不受理）		
		③ 公金の返還及び減免の取消し				③ 議長等は地方公共団体の執行機関又は職員ではない		
長野県	松本市	① 市長	25.12.6	1	25.12.18 口頭陳述	① 26.1.23	有	
		② 違法な電気代の支出				② 却下		
		③ 電気代の返還				③ 期間徒過		
長野県	松本市	① 市長	25.12.6	1	25.12.18 口頭陳述	① 26.1.23	有	
		② 不正入居者に対する家賃の徴収を怠る事実				② 棄却		
		③ 家賃の徴収				③ 家賃の徴収を怠る事実はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長野県	松本市	① 市長	25.12.6	1	25.12.18 口頭陳述	① 26.1.23	有	
		② 違法な公金の支出（市営団地への電気使用量計測メーター設置費用）				② 却下		
		③ 無駄な支出の返還				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 住宅供給公社	25.12.6	1	25.12.18 口頭陳述	① 26.1.23	有	
		② 違法な公金の支出（市営住宅の照度検査費用等）				② 却下		
		③ 無駄な支出の返還				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	25.12.6	1	25.12.18 口頭陳述	① 26.1.23	有	
		② 違法な公金の支出（市営住宅への手摺設置費用）				② 却下		
		③ 無駄な支出の返還				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	25.12.6	1	25.12.18 口頭陳述	① 26.1.23	有	
		② 違法な公金の支出（市営住宅の照明器具改修費用）				② 却下		
		③ 無駄な支出の返還				③ 一事不再理		
長野県	松本市	① 市長	(26.1.20)	1		① 26.3.3	無	
		② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 固定資産税の賦課徴収				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	松本市	① 市長	26.2.17	8	26.3.6 口頭陳述	① 26.4.15	有	
		② 違法な公金の支出（サッカー場建設費用）				② 棄却		
		③ 公金の支出の差止				③ 支出に違法性・不当性は認められない		
長野県	松本市	① 市長	26.2.17	8	26.3.6 口頭陳述	① 26.4.15	有	
		② 違法な公金の支出（株式会社への出資）				② 却下		
		③ 違法な支出の返還				③ 期間徒過		
長野県	松本市	① 市長	(26.3.31)	1		① 26.5.1	無	
		② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実				② 却下（不受理）		
		③ 固定資産税の賦課徴収				③ 形式的要件を具備していない		
長野県	諏訪市	① 市長	24.10.15	1		① 24.11.16	無	
		② 諏訪市で中国大連や欧州姉妹都市への訪問を実施しているが、国際交流を具体化するアクションプランがない中で成果を測りがたく、市民への寄与効果が見えない不当な公金支出である。				② 却下		
		③ 国際交流に関してアクションプランを作成し、公金を効率的に使うという基本を守るべきである。				③ 住民監査請求対象外		
長野県	諏訪市	① 市長	24.10.15	1		① 24.11.16	有	
		② 資源物等の処理契約について、諏訪市の業者選定の方法に疑義がある。				② 却下		
		③ 資源物処理に関し、諏訪市が処理業者と締結した契約の無効を求める。また、請求書の中に提出した疑問について説明してもらいたい。				③ 住民監査請求対象外		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長野県	小諸市	① 市長	25. 11. 15	1	25. 11. 29 口頭陳述	① 25. 12. 24	無	
		② 都市公園法に関する見解と使用料の請求を怠る事実がある。				② 棄却		
		③ 不作為に対し必要な措置を講ずる旨の請求				③ 違法性・不当性はない		
長野県	塩尻市	① 建設事業部長ほか	26. 1. 27	1		① 26. 3. 17	無	
		② 市営住宅使用料に係る債権放棄ほか				② 却下		
		③ 建設事業部長ほかの懲戒処分				③ 期間徒過ほか		
長野県	東御市	① 市長	24. 8. 20	40	24. 9. 26証拠の提出 24. 9. 28追加の証拠の提出	① 24. 10. 19	有	
		② 公金の支出停止				② 棄却		
		③ 市道に対する公金支出の停止				③ 当該事業に違法性はない		
長野県	安曇野市	① 市長	24. 11. 15	645	24. 12. 6 口頭陳述	① 25. 1. 10	有	
		② 不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 不当な公金を支出した場合の返還請求				③ 請求人の主張に理由なし		
長野県	上松町	① 町長	24. 4. 26	1	本人辞退	① 24. 6. 13	無	
		② 不適切な入札方法の実施				② 棄却		
		③ 契約相手方に対する損害賠償請求				③ 請求に正当性がない		
長野県	白馬村	① 村長	24. 12. 14	1	25. 1. 30 請求人による 口頭意見陳述	① 25. 2. 18	無	
		② 下水道受益者負担金未収金に関する事項				② 一部認容		
		③ 時効消滅した額の損害賠償請求権を歴代村長、職員等に対し行使することを求める。				③ 時効消滅した額の1部について損害賠償請求権の行使を勧告		
長野県	白馬村	① 村長	25. 4. 8	1	25. 5. 21 請求人による 口頭陳述	① 25. 6. 7	有	
		② 下水道受益者負担金賦課替えに関する事項				② 棄却		
		③ 賦課替えは無効であり、徴収された分担金の返還と返還に伴う金利、徴収出来なくなった受益者負担金を村長、関係職員に対し責任に応じた損害賠償請求を求める。				③ 請求に係る条例は、直ちに違法であるとはいえ、憲法第94条、地方自治法第4条及び228条の規定に反するとは認められないため請求人の主張には理由がない。		
計		56件					有 24件 無 32件	
岐阜県	岐阜市	① 市長	25. 6. 5	1	25. 6. 13 口頭陳述	① 25. 7. 24	無	
		② 政務調査費に係る不当利得返還請求不行使				② 棄却		
		③ 上記政務調査費の返還				③ 違法、不当な支出であると断定することはできない。		
岐阜県	岐阜市	① 市長	26. 1. 8	1	26. 1. 14 口頭陳述	① 26. 2. 17	無	
		② 市長の掲載した有料広告に係る支出の返還請求				② 棄却		
		③ 支出した広告料の返還				③ 違法、不当な支出であると断定することはできない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
岐阜県	大垣市	① 市長	25. 4. 2	56	25. 4. 26 口頭陳述	① 25. 5. 22	有	
		② 違法な公金の支出（特別車両料金の支出及び未精算行為）				② 棄却		
		③ 特別車両料金相当額の返還を受けること				③ 当該公金支出に違法性はない		
岐阜県	大垣市	① 市長	25. 4. 2	1	25. 4. 26 口頭陳述	① 25. 5. 22	有	
		② 違法な公金の支出（特別車両料金の支出及び未精算行為）				② 棄却		
		③ 特別車両料金相当額の返還を受けること				③ 当該公金支出に違法性はない		
岐阜県	大垣市	① 市長	25. 4. 2	37	25. 4. 26 口頭陳述	① 25. 5. 22	有	
		② 違法な公金の支出（特別車両料金の支出及び未精算行為）				② 棄却		
		③ 特別車両料金相当額の返還を受けること				③ 当該公金支出に違法性はない		
岐阜県	大垣市	① 市長	25. 4. 2	5	25. 4. 26 口頭陳述	① 25. 5. 22	有	
		② 違法な公金の支出（特別車両料金の支出及び未精算行為）				② 棄却		
		③ 特別車両料金相当額の返還を受けること				③ 当該公金支出に違法性はない		
岐阜県	大垣市	① 市長	25. 4. 2	41	25. 4. 26 口頭陳述	① 25. 5. 22	有	
		② 違法な公金の支出（特別車両料金の支出及び未精算行為）				② 棄却		
		③ 特別車両料金相当額の返還を受けること				③ 当該公金支出に違法性はない		
岐阜県	大垣市	① 市長	25. 4. 2	1	25. 4. 26 口頭陳述	① 25. 5. 22	有	
		② 違法な公金の支出（特別車両料金の支出及び未精算行為）				② 棄却		
		③ 特別車両料金相当額の返還を受けること				③ 当該公金支出に違法性はない		
岐阜県	多治見市	① 多治見市長	24. 8. 17	2	24. 9. 19 口頭陳述	① 24. 10. 12	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 土地区画整理事業における、仮設道路関連の設置・撤去・維持管理費、関連補償費等多治見市の損害総額を市へ補填すること				③ 仮設道路関連費用を支出した行為は、違法又は不当なものではない		
岐阜県	多治見市	① 多治見市長	24. 9. 10	2	24. 10. 16 口頭陳述	① 24. 11. 5	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 土地区画整理事業の仮換地指定において違法に市有地を細分化して換地し、安価に売却することで、市に損害が発生しているため、その損害総額を補填すること				③ 不当に安価に売却した事実は認められず、違法又は不当とはいえない		
岐阜県	多治見市	① 多治見市長	24. 9. 10	2	24. 10. 16 口頭陳述	① 24. 11. 5	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 都市計画道路の拡幅予定地の工事費用、道路拡幅予定地部の交差部のすみきり部購入費用の支出の差止め				③ 相当の確実さをもって市に損害が発生するとは認められない		
岐阜県	多治見市	① 多治見市長	25. 4. 19	1	25. 5. 21 口頭陳述 現場確認	① 25. 6. 4	無	
		② 不当な財産の管理				② 却下		
		③ 違法に市道認定された土地の返還				③ 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には該当しない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
岐阜県	多治見市	① 多治見市長	(26. 2. 18)	12		① 26. 2. 18	無	
		② 不当な公金の支出 (先行する行為の違法性)				② 却下 (不受理)		
		③ 支出の差止め				③ 住民監査請求の要件を充足していない。		
岐阜県	多治見市	① 多治見市長	26. 3. 26	15	26. 4. 22 口頭陳述	① 26. 5. 8	有	
		② 違法又は不当な公金の支出 (先行する行為の違法性)				② 棄却		
		③ 支出の差止め				③ 先行行為に重大かつ明白な違法又は不当な事実が認められない		
岐阜県	各務原市	① 市長	(24. 4. 4)	1	無	① 24. 4. 27	無	
		② 不当な契約の締結 (駐車場貸付契約)				② 却下 (不受理)		
		③ 市有財産有償貸付契約書が条例に違反しているため、市長には是正措置をするよう勧告を求める。				③ 市にどのような財産的な損害が発生し、又は発生しようとするか明らかにされていない		
岐阜県	各務原市	① 市長	24. 12. 6	36	24. 12. 18 口頭陳述	① 25. 1. 25	有	
		② 違法若しくは不当な公金の支出 (市長の海外行政視察)				② 棄却		
		③ 市長の英国への海外出張は、公務とはいえず、不要なもので、旅費などを返還するよう求める。				③ 違法若しくは不当な公金の支出はなく請求に理由が無い。		
岐阜県	各務原市	① 市長	25. 12. 2	18	25. 12. 19 口頭陳述	① 26. 1. 29	無	
		② 違法若しくは不当な公金の支出 (弁護士委任契約着手金)				② 棄却		
		③ 市議会の議決を経ずに弁護士委任契約を結び、着手金を支出したのは違法、不当であり、着手金の返還を求める。				③ 違法若しくは不当な公金の支出はなく請求に理由が無い。		
岐阜県	各務原市	① 市長	25. 12. 25	17	無	① 26. 1. 29	無	
		② 違法若しくは不当な公金の支出 (弁護士委任契約着手金)				② 棄却		
		③ 土地収用法の手続きを経ずに弁護士委任契約を結び、着手金を支出したのは違法、不当であり、着手金の返還を求める。				③ 違法若しくは不当な公金の支出はなく請求に理由が無い。		
岐阜県	可児市	① 市長	25. 9. 6	1	25. 10. 9 口頭陳述	① 25. 11. 1	無	
		② 違法若しくは不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 報償費の返還				③ 違法若しくは不当な公金の支出はなく請求に理由がない。		
岐阜県	山県市	① 市長	26. 2. 26	1	無	① 26. 4. 25	有	
		② 公共施設の合併浄化槽を下水道に接続していないことは違法				② 棄却		
		③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求				③ 違法性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		住民訴訟提起の有無
岐阜県	揖斐川町	①	町長、その他関係職員	25.9.25	1	25.10.11 口頭陳述	①	25.11.18	有
		②	町名義の土地に借地料を支払っている等				②	却下及び棄却	
		③	地代の返還等				③	法的要件を欠く案件については却下し、土地賃貸借料の支払については有効であり支払は妥当であるため棄却した。	
計		21件							有 10件 無 11件
静岡県	静岡市	①	市長	24.12.19	1	25.1.9 口頭陳述	①	25.2.8	無
		②	財産管理を怠る事実(市道の境界確定措置等)				②	棄却(一部却下)	
		③	上記事実に係る境界確定措置、不法占有排除措置、不当利得返還請求措置(以上A)及び道路形状変更措置、損害賠償措置、費用償還措置(以上B)				③	請求事項③のAについては棄却(怠る事実なし)同Bについては却下(非財務会計行為)	
静岡県	静岡市	①	市長	25.12.12	1	なし	①	26.1.24	無
		②	財産管理を怠る事実(市道の境界確定措置等)				②	却下	
		③	上記事実に係る境界確定措置、不法占有排除措置				③	一事不再理	
静岡県	浜松市	①	市長	(24.10.26)	1	なし	①	24.11.20	有
		②	平成23年度及び平成24年度に、浜松市シルバー人材センターとの間に委託契約を締結し、中区砂山町・寺島町地内の草刈り等の清掃業務を委託しているが、違法ないし不当である。				②	却下(不受理)	
		③	契約解除、見直し、適正化等必要な措置				③	本件業務委託に係る財務会計上の行為自体の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとはいえない。	
静岡県	沼津市	①	職員	(24.4.24)	1		①	24.5.15	有
		②	不正な入札参加資格申請受付業務				②	却下(不受理)	
		③	平成24年度沼津市空調設備等保守点検業務に係る入札の取消し、損害の賠償、職員の解雇などを求める請求				③	請求要件を欠いているため受理前却下	
静岡県	沼津市	①	職員	24.5.28	1	24.7.3 口頭陳述	①	24.7.27	有
		②	違法な契約の締結(随意契約関連)				②	棄却	
		③	平成24年度沼津市空調設備等保守点検業務に係る入札の取消し、損害の賠償、職員の解雇などを求める請求				③	関連する法律等に違反する事実が認められないこと、財務会計上の行為についても違法性、不当性が認められないため。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
静岡県	沼津市	① 市長及び職員	24.11.16	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① 25.1.11	有	
		② 違法な契約の締結（最低制限価格関連）				② 棄却		
		③ 平成24年度（仮称）門池地区センター・門池公園管理室他空調設備工事の入札及び契約を無効とするとともに、損害の賠償などを求める請求				③ 関連する法律等に違反する事実が認められないこと、財務会計上の行為についても違法性、不当性が認められないため。		
静岡県	沼津市	① 職員	25.12.24	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① 26.2.18	有	
		② 違法な契約の締結（随意契約関連）				② 棄却		
		③ 平成25年度沼津市看護専門学校空調設備保守点検業務委託ほか4件に係る損害の賠償を求める請求				③ 関連する法律等に違反する事実が認められないこと、財務会計上の行為についても違法性、不当性が認められないため。		
静岡県	島田市	① 市長	24.8.27	8	24.9.18 口頭陳述	① 24.10.23	有	
		② 市税の欠損処分（不当な欠損処分が市に損害をもたらした。）				② 棄却		
		③ 監査委員が責任者に市に対し損失を補填させる等、しかるべき是正を行うこと求める。				③ 当該処分に違法・不当はなく、市に損害を与えたとは判断できない。		
静岡県	焼津市	① 市長	(24.8.2)	3		① 24.9.21	有	
		② 不適切な会計処理				② 却下（不受理）		
		③ 土地開発公社における不適切な会計処理				③ 監査対象期間外		
静岡県	藤枝市	① 市長	25.1.9	1	25.2.1 口頭陳述	① 25.2.27	無	
		② 違法な契約の締結（随意契約不適）				② 棄却		
		③ 契約の解除、競争入札の実施				③ 当該契約に違法性はない。		
静岡県	伊豆市	① 市長	25.12.18	2	26.1.10 口頭陳述	① 26.1.29	有	
		② 観光協会に対する指定管理料の交付決定の取消し				② 棄却		
		③ 指定管理料の返還、監督（業務委託料未参入決算書）不届きの是正				③ 監督不行き届き怠る事実は認められない。指定管理料の返還する必要はない。		
静岡県	函南町	① 町長及び担当職員	25.3.11	1	25.4.5 口頭陳述	① 25.5.10	無	
		② 違法な支出（補助金）				② 棄却		
		③ 補助不当額に対する損害補填				③ 当該支出に違法性はない		
計		12件					有 8件 無 4件	
愛知県	名古屋市	① 中学校校長	24.8.31	1		① 24.9.6	有	
		② 学校図書購入及び管理（校長による私物化）				② 却下		
		③ 支出代金の返還並びに校長の処分及び降格				③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	名古屋市	① 市会議員、健康福祉局職員及び同局嘱託員	25. 2. 21	1		① 25. 3. 1	無	
		② 市嘱託員の不正採用及び給与等の支払い				② 却下		
		③ 損害賠償金の支払い				③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない。		
愛知県	名古屋市	① 名古屋市長	25. 3. 4	1		① 25. 3. 22	無	
		② 市嘱託員の不正採用による損害金の請求を怠っていること				② 却下		
		③ 損害金の請求権につき必要な措置をとること				③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない。		
愛知県	名古屋市	① 市会議員、健康福祉局職員及び同局嘱託員	25. 3. 4	1		① 25. 3. 8	無	
		② 市嘱託員の不正採用及び給与等の支払い				② (取下げ)		
		③ 損害賠償金の支払い				③ なし		
愛知県	名古屋市	① 名古屋市長	25. 11. 13	2		① 25. 12. 6	有	
		② 総合評価落札方式の不当な評価基準による入札				② 却下		
		③ 総合評価落札方式の評価基準の変更を減じること				③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない。		
愛知県	名古屋市	① 名古屋市長	26. 2. 13	8	26. 3. 3 口頭陳述及び陳述書	① 26. 4. 14	無	
		② 条例等に反する報告がされた政務調査費及び政務活動費に係る返還請求義務を怠っていること				② 棄却 (一部却下)		
		③ 政務調査費及び政務活動費を返還させるための必要な措置をとること				③ 当該報告は条例等に違反しない。		
愛知県	名古屋市	① 市民経済局等の職員	26. 2. 19	1		① 26. 3. 25	無	
		② 地方自治法、道路法等に反し又は抵触する防犯カメラに係る補助金の交付				② 却下		
		③ 補助金の返還、支出未確定分の支出凍結等				③ 司法に属する事項であり住民監査請求になじまない。		
愛知県	豊橋市	① 市長	24. 10. 5	1	24. 10. 24 口頭陳述	① 24. 11. 29	有	
		② 違法な公金の支出 (総合評価落札方式一般競争入札において、本来落札者となるべき業者が失格となり、本来の落札額を超える支出は違法な支出である)				② 棄却		
		③ 本来落札額となるべき額を超える額の支出の差止め、適正な業者への契約の変更				③ 本件入札及び契約を違法又は不当なものとする事はできない。		
愛知県	岡崎市	① 市長	25. 6. 7	2	25. 7. 5 1日 事務局にて陳述及び質疑 応答	① 25. 8. 5	無	
		② 人事異動による二階級特進は合理的な根拠に基づく昇任ではなく、不当である。				② 請求棄却		
		③ 不当な昇任による給料、退職金の増額分の返還				③ 人事異動の裁量権を逸脱しておらず、不当とすることはできない。		
愛知県	岡崎市	① 市長	26. 1. 27	1	26. 2. 25 1日 事務局にて陳述及び質疑 応答	① 26. 3. 19	無	
		② 業務プロポーザル選定時の審査が実施要領どおりではなく不正に行われた。				② 請求棄却		
		③ 選定時の不正に基づく職員処分及び損金の返還				③ 受託者選定における審査は不当とはいえない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	一宮市	① 市長	24.5.22	1	24.6.1 公開にて請求人による40分間の陳述後、監査委員による質疑を行った。	① 24.7.9	無	
		② 市営住宅の雑排水放流にかかる土地改良区への施設使用料の支出を不当としたもの				② 一部認容、一部却下、一部棄却		
		③ 土地改良区に対する施設使用料の支払停止、返還				③ 平成24年度以降の施設使用料について、納付の必要がなくなるよう土地改良区と協議されたい。		
愛知県	一宮市	① 市長	24.8.24	1	24.9.4 公開にて請求人による40分間の陳述後、監査委員による質疑を行った。	① 24.10.5	無	
		② 土地改良法に基づく管理負担金と市営住宅の雑排水放流にかかる施設使用料は二重の支払であり不当としたもの				② 棄却		
		③ 土地改良区に対する施設使用料の支払停止				③ 使用料の支出が違法または不当とは認められず、請求人の主張には理由がない。		
愛知県	一宮市	① 企画部地域ふれあい課長	25.2.26	2	25.3.5 非公開にて請求人による40分間の陳述後、監査委員による質疑を行った。	① 25.3.27	無	
		② 不適正な請求に基づく補助金の支出により生じた市の損害に対し、請求権の行使を怠っているとするもの				② 棄却		
		③ 補助交付団体に対し、市の損害分の返還をさせること				③ 本市職員に財産（債権）の管理を怠る事実はなく、請求人の主張には理由がない。		
愛知県	一宮市	① 市長	26.3.5	1	26.3.17 公開にて請求人による40分間の陳述後、監査委員による質疑を行った。	① 26.4.14	無	
		② 業務委託に係る契約の締結、履行及び履行の確保が違法又は不当であるとしたもの				② 一部却下/一部棄却		
		③ 業務受託者に対し、委託料を返還させること				③ 関係書類では明確に契約の不履行の事実を確認するには至らず、請求人の主張には理由がない。		
愛知県	瀬戸市	① 市長、副市長、財務関係職員	24.9.21	10		① 24.10.30	無	
		② 違法、不当な市役所新庁舎建築				② 却下		
		③ 新庁舎建築のために行う一切の債務負担行為の防止				③ 地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠く。		
愛知県	瀬戸市	① 交流活力部長、都市整備課長	26.1.14	1	26.2.13 口頭陳述	① 26.2.26	無	
		② 実際の費用に比べ不当に高額な金額での契約				② 棄却、一部却下		
		③ 損害額の弁済請求、契約の見直しの勧告				③ 棄却：本件業務委託契約は不当ではない。 一部却下：当該行為から1年を経過している。		
愛知県	瀬戸市	① 市長	26.3.20	8		① 26.3.28	無	
		② バス路線の恒常的な積み残しの解消に国庫補助金が使用されていない不当又は怠る事実				② 却下		
		③ 大型車両への切り替え及び切り替えまでの間の増便の勧告				③ 地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠く。		
愛知県	春日井市	① 固定資産評価員	24.9.20	1		① 24.9.24	無	
		② 固定資産税の賦課・徴収を怠ったもの				② 取下げ		
		③ 誤評価による損害賠償請求				③ 本人の申し出による。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	春日井市	① 教育総務課長	24. 12. 10	1	25. 1. 15 口頭陳述	① 25. 2. 5	無
		② 不当な契約の締結				② 棄却	
		③ 損害賠償請求				③ 不当な契約の締結であるとは認められない。	
愛知県	春日井市	① 教育総務課長	25. 4. 17	1	25. 5. 9 口頭陳述 (本人の申し出により未実施)	① 25. 5. 28	無
		② 不当な公金の支出				② 棄却	
		③ 損害賠償請求				③ 不当な公金の支出は認められない。	
愛知県	春日井市	① 教育総務課長	25. 9. 13	1	25. 10. 2 口頭陳述 (本人の申し出により未実施)	① 25. 10. 8	無
		② 不当な公金の支出				② 棄却	
		③ 損害賠償請求				③ 不当な公金の支出は認められない。	
愛知県	津島市	① 市長及び関与した職員	25. 11. 28	1	25. 12. 16 口頭陳述	① 26. 1. 22	無
		② 非常勤職員に対する「期末手当」を条例に明記せず「内規」に基づいて支給している。(違法な支出である。)				② 認容・一部棄却	
		③ 市の損害の回復及び今後の支出の差し止め				③ 勧告：常勤嘱託への期末手当については、支給額及び支給方法に係る基本的事項を条例に定める等所要の措置を講じること。 一部棄却：監査対象の期末手当については、損害賠償請求及び不当利得返還請求の理由がない。	
愛知県	豊田市	① 市長	24. 7. 31	1	陳述等の機会を設定したが、欠席の回答があり実施せず。	① 24. 9. 5	無
		② 違法・不当な公金の支出（森林課主幹が豊田市森林組合の職員採用試験に公務として参加したこと）				② 棄却	
		③ 給与の返納				③ 違法性・不当性なし	
愛知県	豊田市	① 市長	25. 1. 16	1	陳述の意思はないとの回答があり、実施せず。	① 25. 3. 8	無
		② 違法・不当な公金の支出（補助金及び指定管理料）、公金の賦課・徴収を怠る事実（事務所使用料、駐車場）、違法・不当な財産管理（駐車場）				② 棄却	
		③ 補助金の返還、事務所及び駐車場の適正管理、指定管理料の支払停止				③ 違法性・不当性なし	
愛知県	西尾市	① 市長	24. 4. 5	2	請求人本人による陳述を非公開で実施(24. 4. 9)	① 24. 5. 18	無
		② 違法又は不当な公金支出（消防団に対する運営交付金が消防団活動以外のものに費消されている。）吉良消防団				② 一部認容・一部棄却	
		③ 市長、消防長、消防団長に対する返還請求				③ 交付金から支出した費用弁償で、重複して支払われたものや疑わしきものは適正に処理されたい。また、条例で定められた費用弁償について支払基準を明確にされたい。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	西尾市	① 市長	24. 4. 5	2	請求人本人による陳述を非公開で実施(24. 4. 9)	① 24. 5. 18	無	
		② 違法又は不当な公金支出(消防団に対する運営交付金が消防団活動以外のものに費消されている。)幡豆消防団				② 一部認容・一部棄却		
		③ 市長、消防長、消防団長に対する返還請求				③ 交付金から支出した費用弁償で、重複して支払われたものや疑わしきものは適正に処理されたい。また、条例で定められた費用弁償について支払基準を明確にされたい。		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	(24. 8. 31)	2	受理前の却下のため実施せず。	① 24. 9. 10	無	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)吉良消防団				② 却下(不受理)		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一案件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	(24. 9. 3)	2	受理前の却下のため実施せず。	① 24. 9. 10	無	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)一色消防団				② 却下(不受理)		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一案件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	(24. 9. 3)	2	受理前の却下のため実施せず。	① 24. 9. 10	無	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)幡豆消防団				② 却下(不受理)		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 11. 30	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(24. 12. 18)	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)一色消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 11. 30	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(24. 12. 18)	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)吉良消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 11. 30	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(24. 12. 18)	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)幡豆消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 12. 4	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)一色消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 12. 4	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)吉良消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 12. 4	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)幡豆消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 12. 14	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(25. 1. 9)	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)一色消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24. 12. 14	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(25. 1. 9)	① 25. 1. 25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)吉良消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	24.12.14	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.1.9)	① 25.1.25	有	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金から支出される費用弁償は、本来の費用弁償の対象となる「出動」にあたるものに限られるところ、出動とは到底いえないものまで対象にしている。)幡豆消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	25.1.11	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25.3.5	無	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金の剰余金を市に返還せず、分団に再配分している。)一色消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 剰余金が存在しない。		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	25.1.11	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25.3.5	無	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金の剰余金を市に返還せず、分団に再配分している。)吉良消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 剰余金が存在しない。		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	25.1.11	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25.3.5	無	
		② 不当な公金支出(消防団運営交付金の剰余金を市に返還せず、分団に再配分している。)幡豆消防団				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 剰余金が存在しない。		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	25.2.4	2	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.2.13)	① 25.3.28	有	
		② 違法な公金支出(出動とは言えない活動を支給対象にした。)一色消防団				② 棄却		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 職務と認め、費用弁償を支払ったことは消防長の裁量権の範囲内		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	25.2.4	2	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.2.13)	① 25.3.28	有	
		② 違法な公金支出(出動とは言えない活動を支給対象にした。)吉良消防団				② 棄却		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 職務と認め、費用弁償を支払ったことは消防長の裁量権の範囲内		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	25.2.4	2	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.2.13)	① 25.3.28	有	
		② 違法な公金支出(出動とは言えない活動を支給対象にした。)吉良消防団				② 棄却		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 職務と認め、費用弁償を支払ったことは消防長の裁量権の範囲内		
愛知県	西尾市	① 市長、消防団長	25.2.8	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25.3.5	無	
		② 違法な公金支出(幡豆消防団に対して、4人分の報酬を過剰に支給した。)				② 却下		
		③ 市長、消防団長に対する返還請求				③ 過剰支給の事実なし		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	西尾市	① 市長	(25.3.5)	1	受理前の却下のため実施せず。	① 25.3.13	無	
		② 西尾市職員措置請求に係る勧告に基づく措置状況に対する請求				② 却下(不受理)		
		③ 市長に対する返還請求				③ 制度を逸脱した請求		
愛知県	西尾市	① 市長	25.3.21	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25.4.30	無	
		② 不当な公金支出(消防団に対し、報酬が支給されている一方で運営交付金が支給されていることは報酬の二重取りである。)				② 一部棄却・一部却下		
		③ 市長に対する返還請求				③ いづれも、条例及び要綱に規定された通り支給されたものであり、違法不当性はない。		
愛知県	西尾市	① 市長	25.3.21	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① 25.4.30	無	
		② 違法な公金支出(活動を全くしていない団員に対し、報酬を支給している。)				② 認容		
		③ 市長に対する返還請求				③ 活動実績が確認できなかった団員の報酬を市へ返還		
愛知県	西尾市	① 市長	25.3.21	2	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.4.5)	① 25.4.30	無	
		② 違法な公金支出(活動を全くしていない団員に対し、報酬を支給している。)				② 一部認容・一部棄却		
		③ 市長に対する返還請求				③ 活動実績が確認できなかった団員の報酬を市へ返還		
愛知県	西尾市	① 市長	25.7.4	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.7.10)	① 25.8.23	無	
		② 違法不当な公金支出(町内会が氏子集団であると言う疑念がもたれ、市の業務を受託出来る要件を具備していないのに町内会事務委託料を支出している。)				② 棄却		
		③ 市長に対する返還請求				③ 町内会に事務を委託することに何ら疑義は認められない。		
愛知県	西尾市	① 市長	25.7.18	2	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.7.25)	① 25.9.9	無	
		② 違法な公金支出(活動を全くしていない団員に対し、報酬を支給している。)				② 棄却		
		③ 市長に対する返還請求				③ 支給した報酬を回収中である。		
愛知県	西尾市	① 市長	25.7.18	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.7.24)	① 25.9.13	無	
		② 違法な公金支出(活動を全くしていない団員に対し、報酬を支給している。)				② 一部棄却・一部却下		
		③ 市長に対する返還請求				③ 支給した報酬を回収中である。		
愛知県	西尾市	① 市長	25.8.14	1	請求人本人による陳述を非公開で実施(25.8.27)	① 25.10.9	無	
		② 違法な公金支出(団員勧誘を根拠に費用弁償を支出している。)				② 棄却		
		③ 市長に対する返還請求				③ 団員勧誘は、消防団存続の観点から重要課題であり、支給の対象である。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	西尾市	① 市長	(25.12.12)	1	受理前の却下のため実施せず。	① 25.12.26	無	
		② 1年間活動を全くしなかった団員へ支給した報酬の回収が未回収である。				② 却下(不受理)		
		③ 市長に対する返還請求				③ 同一事件のため		
愛知県	蒲郡市	① 市長	24.9.1	2	陳述の機会 24.10.23 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① 24.11.15	有	
		② 市が契約の申込み又は締結をしたことが随意契約に該当せず、地方自治法234条第2項に反している。				② 棄却・一部却下		
		③ 市長に対し、契約の申込み又はその締結を取り消す請求				③ 請求人の主張には理由がなく、措置の必要は認められない。		
愛知県	蒲郡市	① 市長	24.8.7	1		① 24.9.3	無	
		② 市が契約締結しようとしていることが随意契約に該当せず、地方自治法234条第2項に反している。				② 却下		
		③ 市長に対し、契約する会社選定のやり直しその他の是正措置を求める請求				③ 市長に対し、同一住民が先に監査請求したことを重ねて行うことは許されていないため		
愛知県	蒲郡市	① 市長	25.9.20	1		① 25.10.22	無	
		② 地方自治法第242条に定める請求要件に満たしていないため				② 却下		
		③ 市長に対し、税金が違法、不当に使用されているという請求				③ 当該行為日から1年経過後であること、正当な理由があるということできないため不適法である。		
愛知県	犬山市	① 市長	24.4.10	204	1日 口頭意見陳述及び証拠の提出	① 24.6.1	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 請求却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 違法・不当性なし		
愛知県	犬山市	① 市長	24.10.9	223	1日 口頭意見陳述及び証拠の提出	① 24.11.30	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 請求却下		
		③ 支出の差し止め請求				③ 違法・不当性なし		
愛知県	稲沢市	① 市長、建設部長、用地管理課長	26.1.15	1	H26.2.20に請求人からの請求内容を補足するための陳述の機会を与えた。	① 26.3.4	有	
		② 財産管理を怠る事実				② 請求棄却		
		③ 是正請求				③ 財産管理を怠る事実はない。		
愛知県	稲沢市	① 総務部長	26.2.26	1	H26.2.26に請求人からの請求内容を補足するための陳述の機会を与えた。	① 26.3.27	有	
		② 市税の徴収を怠る事実				② 請求棄却		
		③ 是正請求				③ 税の徴収を怠る事実はない。		
愛知県	稲沢市	① 市長	26.3.5	1	H26.3.26に請求人からの請求内容を補足するための陳述の機会を与えた。	① 26.5.1	有	
		② 議員報酬等の返還請求				② 請求棄却		
		③ 返還請求				③ 違法、不当に支出した事実はない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	大府市	① 大府市長、関係課職員5名	(25. 4. 15)	1人		① 25. 5. 7	有	
		② 財産の管理を怠る事実(市の法定外公共用地の減少)				② 却下(不受理)		
		③ 法定外公共用地の占有者に対し必要な措置を講ずることを求める。				③ 財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実が確認できない。		
愛知県	岩倉市	① 市長	24. 8. 31	1	24. 9. 21 口頭陳述	① 24. 10. 26	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 行為を事前に防止するために必要な措置				③ 当該行為に違法・不当性はない。		
愛知県	岩倉市	① 市長	24. 11. 30	1	24. 12. 18 口頭陳述	① 25. 1. 25	無	
		② 違法な公金の支出				② 棄却・一部却下		
		③ 違法な公金の支出の返還と違法設置委員会の解散				③ ・委員会に支払われた謝礼と正規の報酬に差はなく、市の損害は生じていない。 ・委員会の解散は住民監査請求の対象外		
愛知県	豊明市	① 市長	24. 10. 12	4	24. 11. 5 口頭陳述	① 24. 12. 6	無	
		② 違法な政務調査費(旅費)の支出(申請と異なる経路により不正な請求である。)				② 認容		
		③ 不当利得部分の返還を勧告するよう求める請求				③ 虚偽申請判明により返還を勧告		
愛知県	豊明市	① 市長	25. 2. 18	3	25. 3. 6 口頭陳述	① 25. 4. 16	無	
		② 違法な政務調査費(旅費)の支出(申請と異なる経路により不正な請求である。)				② 棄却		
		③ 不当利得部分の返還を勧告するよう求める請求				③ 不正請求の事実は認められない		
愛知県	豊明市	① 市長	25. 5. 21	2	25. 6. 14 口頭陳述	① 25. 7. 17	無	
		② 経費の支出が損害(議決取消し裁定により特別委員会が存在しない。)				② 棄却		
		③ 市長が議員全員に対し損害賠償請求するよう求める請求				③ 経費支出に損害は認められない		
愛知県	弥富市	① 市長	25. 7. 26	3	(期日) 25. 8. 23 (方法) 口頭陳述	① 25. 9. 13	有	
		② 違法・不当な公金の支出差止め勧告請求				② 却下		
		③ 新庁舎建設事業関連の土地購入費と物件移転補償金の支出を行ってはならない旨の勧告請求				③ 請求要件を満たさないため却下		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
愛知県	みよし市	①	市長	24. 8. 6	1	請求人の陳述：24. 9. 19 方法：監査委員が請求人から直接請求に関する話を聞く。	①	24. 10. 3	無
		②	不燃物埋立処分場適正化工事等の実施について、不法投棄は職員の指示によるものであり、損害を公金で補てんするのは不当。処分場を管理する立場にある職員が問題の発覚を隠蔽し必要な調査を行う義務を怠っているものであり、必要な費用を負担するのが社会通念上当然である。				②	一部却下 棄却	
		③	不燃物埋立処分場適正化工事の請負契約及びそれに付随する業務への公金支出の差し止めと支払済額の市への返還請求				③	市に損害がもたらされたとは認められないため棄却。支出から監査請求時まで1年以上を経過している事業は、正当な理由が明らかにされていないため一部却下	
愛知県	みよし市	①	市長	24. 10. 3	1	請求人の陳述：24. 10. 4 方法：監査委員が請求人から直接請求に関する話を聞く。	①	24. 11. 30	無
		②	工事及び委託業務について、変更契約後の金額が当初契約金額を大幅に上回った案件が多くあるが、工事及び委託業務は設計書に基づき入札が執行されたものであり、契約締結後においては正当な理由がない限り変更すべきではない。				②	却下	
		③	変更契約後の金額が当初契約金額を大幅に上回った工事及び委託業務の変更により不正行為があった場合は、市が被った損害回復のために必要な措置を講じるとともに、契約変更を審査・決定する正規の機関を設置するよう市に勧告するよう求める。				③	違法又は不当とする理由及び根拠について示されていないため	
愛知県	みよし市	①	市長	24. 12. 25	1	請求人の陳述：25. 1. 23 方法：監査委員が請求人から直接請求に関する話を聞く	①	25. 2. 22	無
		②	当初契約金額を大幅に上回る請負金額を支払っている工事について、工事の変更設計、変更契約は設計変更事務取扱要領を逸脱しており、違法、不当な支出であり、市に損害を与えている。				②	棄却	
		③	市が被った損害回復に必要な措置と契約変更を審査決定する正規の機関の設置等を市に勧告するよう求める。				③	本請求には理由がなく、市に損害は生じていない。	
愛知県	みよし市	①	市長	25. 3. 18	1		①	25. 2. 21	無
		②	みよし市不燃物埋立処分場適正化工事は、法的な必要性、実施しなければならない根拠等がない。必要性のないこの工事に関する費用の支出は、市民に対する多額の損害である。				②	取下げ	
		③	適正化工事とそれに付随する業務への公金支出の返還。工事決定に関わり反対しなかった者への処分				③	同一内容の住民監査請求は同一請求人から提起できないため	
愛知県	みよし市	①	市長	25. 3. 21	1	請求人の陳述：25. 4. 17 方法：監査委員が請求人から直接請求に関する話を聞く	①	25. 5. 13	無
		②	みよし市不燃物埋立処分場適正化工事は、法的な必要性、実施しなければならない根拠等がない。必要性のないこの工事に関する費用の支出は、市民に対する多額の損害である。				②	棄却 一部却下	
		③	適正化工事とそれに付随する業務を実施した職員への損害賠償請求と工事決定に関わりこれに反対しなかった者への処分を勧告するよう求める。				③	住民の福祉増進に必要な事業であると認められるため棄却。支出から監査請求時まで1年以上を経過している事業は、正当な理由が明らかにされていないため一部却下	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛知県	阿久比町	① 町長	24.12.27	1	25.1.25 口頭陳述	① 25.2.20	無	
		② 不当な公金の支出（過大な工事請求による町への損害）				② 一部容認		
		③ 町長及び職員に対する損害賠償請求				③ 町長に対し、怠る事務の改善を勧告		
愛知県	阿久比町	① 町長	25.8.28	1	25.9.25 口頭陳述	① 25.10.25	有	
		② 不当な公金の支出（過大な工事請求による町への損害）				② 棄却		
		③ 町長及び職員に対する損害賠償請求				③ 町に損害は発生していない		
愛知県	阿久比町	① 町長	25.8.30	1	25.9.25 口頭陳述	① 25.10.25	無	
		② 不当な公金の支出（過大な工事請求による町への損害）				② 棄却		
		③ 町長及び職員に対する損害賠償請求				③ 町に損害は発生していない		
愛知県	阿久比町	① 町長	25.9.30	1	25.10.25 口頭陳述	① 25.11.25	有	
		② 不当な公金の支出（過大な工事請求による町への損害）				② 棄却		
		③ 町長及び職員に対する損害賠償請求				③ 町に損害は発生していない		
計		78件					有 25件 無 53件	
三重県	四日市市	① 市長	24.5.22	1	24.6.22 口頭陳述	① 24.7.19	有	
		② 不法行為による契約に基づく支出				② 一部棄却・一部却下		
		③ 相手方に対する損害賠償請求				③ 不法行為とする事実は認められず支出は適法である		
三重県	四日市市	① 市長	24.9.27	1	24.10.26 口頭陳述	① 24.11.26	有	
		② 予算措置に基づいて執行しようとするのが違法、不当な公金の支出				② 合議不調		
		③ 予算執行の差止め				③		
三重県	四日市市	① 市長	25.10.28	1	25.11.7 口頭陳述	① 25.12.25	有	
		② 違法若しくは不当に財産（債権）の管理及び公金の賦課、徴収を怠る事実にあたる				② 一部棄却・一部却下		
		③ 相手方に対する請求				③ 怠る事実はなく市に損害を与えた事実もない		
三重県	伊勢市	① 市長	25.9.4	1	25.9.17 口頭陳述	① 25.10.18	無	
		② 不当な政務調査費の支出				② 棄却		
		③ 不当に支払われた政務調査費の返還				③ 請求人の主張は理由がないものと認め、棄却		
三重県	松阪市	① 職員	24.5.9	1	24.6.6 口頭陳述	① 24.7.3	無	
		② 世帯単位で発行可能な租税公課に関する証明書を個人単位で発行し、発行枚数に応じて手数料を請求することは違法・不当である。				② 棄却		
		③ 租税公課に関する証明書発行手数料に係る過払い分の返還請求				③ 租税公課に関する証明書を個人単位で発行すること、発行枚数に応じた手数料を請求することは適法である。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
三重県	桑名市	① 市長	25. 8. 15	1	25. 9. 2 口頭陳述	① 25. 9. 30	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 市所有の水路の一部が構造物により不法占拠されている。市はその管理を怠っており、撤去する措置を求める。				③ 法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たさない		
三重県	鈴鹿市	① 市長	(25. 6. 24)	1	なし	① 25. 8. 7	無	
		② 土地の所有者が市道を不法占拠しており、行政が公有財産の管理を怠っている。				② 却下(不受理)		
		③ 市道管理行政部門に対しての処分と、所有権の復元返還請求等を求める。				③ 不法占拠の実態もなく、市が損害をこうむっている事実も存在しない。		
三重県	名張市	① 市長	24. 10. 30	1	24. 11. 7 口頭陳述	① 24. 12. 20	無	
		② 違法な契約の締結、予算に基づかない違法な支出行為、不当な優待券の配布行為				② 棄却		
		③ 優待券の配布停止と回収、支出済の公金の賠償				③ 当該行為に違法性はない		
三重県	名張市	① 市議会議員	(24. 11. 11)	1	なし	① 24. 11. 30	無	
		② 過剰支出している政務調査費の返還を怠っている				② 却下(不受理)		
		③ 過剰支出分の弁済と収支報告書の公表				③ 請求対象者が請求の対象にあたらぬ		
三重県	名張市	① 市長	24. 12. 20	1	なし	① 25. 1. 30	無	
		② 政務調査費収支報告書の改ざん、不正経理処理による過剰支出				② 一部却下、一部棄却		
		③ 会派別政務調査費収支報告書の公表、過剰支出額の弁済				③ 期間途過・当該支出、報告書の公表に違法性(過剰支出の事実)はない		
三重県	名張市	① 市議会議員	(24. 12. 24)	1	なし	① 25. 1. 29	無	
		② 議会交際費が政治的倫理基準に反する				② 却下(不受理)		
		③ 公金の使途の是正措置と公表				③ 財務会計上の行為でない・期間途過		
三重県	名張市	① 市長、市議会議員、監査委員	25. 7. 25	1	なし	① 25. 9. 5	無	
		② 政務活動費の過剰支出の返還請求を怠っている、収支報告書の改ざん				② 一部却下、一部棄却		
		③ 過剰支出の返還、議会事務局職員の懲戒処分、監査委員の勧告の要求				③ 期間途過・過剰支出の事実はなく請求に理由がない		
三重県	名張市	① 市長、市議会議員	(25. 12. 1)	1	なし	① 25. 12. 26	無	
		② 政務活動費の過剰支出の返還請求を怠っている、収支報告書の改ざん				② 却下(不受理)		
		③ 過剰支出の返還、議会事務局職員の懲戒処分、政務活動費の手引きの作成				③ 期間途過・過剰支出の事実はなく請求に理由がない		
三重県	亀山市	① 亀山市の機関としているが、指定なし	(24. 5. 31)	1	なし	① 24. 7. 30	無	
		② 特定できない				② 却下(不受理)		
		③ 井尻地区居住地の一筆地の「官」「公」「民」境界を確定する等				③ 請求要件を欠いており、受理に至らず却下		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
三重県	亀山市	① 亀山市長、環境産業部長、農政室長	(25. 8. 19)	1	なし	① 25. 9. 13	無	
		② 17営農組合へ支払った中山間地域等直接支払交付金は、違法な公金出である。				② 監査請求の取り下げ		
		③ 営農組合に、違法交付金の返還を求める等				③ 適法な監査請求が誤って審議された場合を見据えて等		
三重県	志摩市	① 市長	(24. 4. 27)	1	なし	① 24. 6. 4	無	
		② 違法・不当な公金の賦課・徴収、財産権の侵害				② 却下（不受理）		
		③ 徴収金の一部返還、差押えの解除、税の分納				③ 住民監査請求の対象外		
三重県	志摩市	① 市長	25. 2. 7	1	25. 2. 25 口頭陳述	① 25. 3. 29	無	
		② 違法・不当な契約の締結（随意契約とその相手方の選定方法の妥当性を問う。）				② 棄却		
		③ 契約の解除と再入札によるお公正な事業の執行				③ 当該契約に違法性はない		
三重県	志摩市	① 市長	(25. 12. 26)	1	なし	① 26. 1. 31	無	
		② 違法・不当な国土調査成果の抹消登記				② 却下（不受理）		
		③ 国土調査における正当な事務処理				③ 住民監査請求の対象外		
三重県	伊賀市	① 伊賀市長及び伊賀関係職員	24. 9. 24	1	24. 10. 3 口頭陳述	① 24. 11. 19	無	
		② 公金の違法又は不当な支出				② 棄却		
		③ 支出額の返還				③ 公金の違法又は不当な支出はない		
三重県	伊賀市	① 前伊賀市長	24. 12. 3	1	なし	① 24. 12. 21	無	
		② 公用車の目的外使用による費用の不当な支出				② 却下		
		③ 運行に係る経費の返還と予定されている支出の中止				③ 財産的損害が生じておらず住民監査請求の対象とできない		
三重県	明和町	① 町長	26. 1. 6	1	26. 2. 7 口頭陳述	① 26. 3. 4	無	
		② 財産取得契約は予算の裏づけを欠く				② 棄却		
		③ 町長に対する損害賠償請求				③ 当該措置に違法性はない		
三重県	紀北町	① 町長	24. 5. 11	1	24. 5. 28 口頭陳述	① 24. 6. 15	有	
		② 支出負担行為、支出命令、支出、請負契約のすべてで、地震や津波による破壊、浸水のおそれがあり、法第2条第14項の最小の経費で最大の効果を挙げる財政原則に反する				② 棄却		
		③ 町長に対する支出負担行為、支出命令、支出、請負契約のすべての差止め				③ 財政原則に違反は認められず、財務会計行為のすべての差止めについても認められない。よって、本請求は理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
三重県	紀北町	① 町長	24. 6. 15	1	24. 7. 19 口頭陳述	① 24. 8. 9	無	
		② 支出負担行為、支出命令、支出、請負契約のすべてで、津波による、倒壊、浸水のおそれがあり、法第2条第14項の最小の経費で最大の効果を挙げる財政原則に反する				② 棄却		
		③ 町長に対する支出負担行為、支出命令、支出、請負契約のすべての差止め				③ 財政原則に違反は認められず、財務会計行為のすべての差し止めについても認められない。よって、本請求は理由がない		
計		23件					有 4件 無 19件	
滋賀県	大津市	① 市長、公営企業管理者	25. 9. 25	1	25. 10. 15 口頭陳述	① 25. 11. 19	無	
		② 宿舍の提供において便益を得た				② 一部棄却、一部認容		
		③ 宿舍の提供に係る利益の返還及び住宅賃貸借契約に定める賃料等の今後における差し止め請求				③ 職員宿舍として民間住宅を借り上げ、貸与している事に違法性はないが、消毒手数料については使用者が負担する事が妥当		
滋賀県	大津市	① 関係職員	26. 1. 28	1	26. 2. 7 口頭陳述	① 26. 3. 27	無	
		② 委託料支出				② 却下		
		③ 森林法申請図面作成委託の支出が不当であったとする返還請求				③ 法第242条第2項適用		
滋賀県	大津市	① 関係職員	26. 2. 14	1	26. 2. 21 口頭陳述	① 26. 3. 27	無	
		② 道路占用料の徴収を怠った				② 却下		
		③ 道路占用料の免除に関し、違法に徴収を怠ったとする返還請求				③ 法第242条第2項適用		
滋賀県	彦根市	① 教育部次長、文化振興室長	25. 11. 26	1	25. 12. 6 口頭陳述	① 26. 1. 20	無	
		② 旅行命令及び支出命令は違法である				② 棄却		
		③ 違法な旅行命令による損害を補填する措置				③ 該当旅行命令に違法はない		
滋賀県	彦根市	① 市長	25. 12. 27	5	26. 1. 29 口頭陳述	① 26. 2. 24	無	
		② 違法、不当な財産管理、不当な支出				② 認容、一部却下		
		③ 書籍として発刊すること、不当な支出の損害賠償請求権の行使				③ 必要な調整を行った上で書籍として刊行するよう勧告		
滋賀県	近江八幡市	① 市長	24. 10. 29	1	24. 11. 6 口頭陳述	① 24. 12. 12	無	
		② と場跡地土壌搬出について、原因者を特定せずに工事費を支出したことに関する妥当性				② 棄却		
		③ 工事請負業者に対する返還を求める				③ 財産の管理を怠る事実はない		
滋賀県	近江八幡市	① 市長	25. 1. 4	1	無	① 25. 1. 17	無	
		② 職務専念義務違反				② 却下		
		③ 服務規律違反による処分を求める				③ 監査要件を満たしていない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
滋賀県	草津市	① 市長	25.9.13	1	1日、関係職員の立会無し公開にて実施(傍聴有り)	① 25.11.11	無	
		② 違法不当な支出(委託契約の目的外支出)				② 認容		
		③ 委託料の一部の返還を求める				③ 不当な支出の返還を求める		
滋賀県	草津市	① 市長	25.10.31	1	1日、関係職員の立会無し公開にて実施(傍聴有り)	① 25.12.27	無	
		② 違法不当な支出(委託契約の未清算)				② 認容		
		③ 委託料の一部の返還を求める				③ 不当な支出の返還を求める		
滋賀県	栗東市	① 市長	24.12.5	5	1日、証拠の提出及び請求人のうち4人からの陳述聴取	① 25.1.25	有	
		② 違法な金銭の貸付け				② 棄却		
		③ 貸付けを行った当時の市長及び相続人に対する損害賠償請求				③ 金銭の貸付けにより市に損害を与えたとは認められない		
滋賀県	甲賀市	① 甲賀市長	25.10.22	1	25.11.18 請求人から陳述を聴取	① 25.12.24	有	
		② 市自治振興会等規則による区活動交付金の支出行為 24年度分:自治振興会支出取消と自治会区活動交付金の返還、25年度分:自治会への区活動交付金交付と不正交付差し止め措置				② 棄却		
		③ 24年度分:自治振興会支出取消と自治会区活動交付金の返還による是正措置請求 25年度分:自治会への区活動交付金交付と不正交付差し止め措置による勧告要求				③ 24・25年度分の市自治振興会規則による区活動交付金は、趣旨目的に則った執行がされ、財務会計上の違法性や公金不当支出の事実は認められず、市への損害を与えたものと解されない。同会の区活動交付金支出は、規則に反し違法・不当とは言えず、当該行為の措置も怠っておらず、請求人の主張は理由なきものと判断する		
滋賀県	湖南市	① 市長	26.2.4	1	26.2.28 口頭陳述	① 26.3.28	無	
		② 違法な旅費の支出(私費で支払われるべき旅費)				② 棄却		
		③ 旅費の返還				③ 請求時点では既に返還されており、請求の利益は喪失している		
滋賀県	東近江市	① 市長及び元市職員(当時の担当職員)	24.6.8	2	24.6.27 口頭陳述	① 24.7.24	無	
		② 公金の違法な支出				② 棄却		
		③ 補償金支出に伴う市への損失に対する担当職員に求償することを求めること及び市長の監督責任についても損害賠償請求をするなどの措置を求めること				③ 監査対象事項に違法性、不当性は認められない		
計		13件					有 2件 無 11件	
京都府	京都市	① 市長	24.5.17	797	請求人の陳述の聴取:1日	① 24.7.13	有	
		② 違法不当な財産の処分(京都会馆第一ホールの全面建替えを行う行為は、地方財政法第8条等に違反する。)				② 棄却		
		③ 上記ホールの解体行為の防止等				③ 建替えに係る市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用は認められない等		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
京都府	京都市	① 住宅供給公社並びに市長及び職員	24.8.6	4	なし	① 24.8.29	無	
		② 上記公社による修繕委託契約締結に係る不適正な業務執行及び市の当該業務に対する監督権の不行使				② 却下		
		③ 上記委託契約の履行を点検・監督すべき市長以下の管理者に対する損害賠償請求等				③ 市長等による財務会計行為非該当により却下		
京都府	京都市	① 市長	24.8.13	1	なし	① 24.9.13	無	
		② 違法不当な公金の支出（赤字の交通局に対して補助金を支出することは、不当である。）				② 却下		
		③ 市営地下鉄の民営化				③ 事実証明書の提出の欠如により却下		
京都府	京都市	① 市長及び職員	25.1.21	6	請求人の陳述の聴取：1日	① 25.3.22	有	
		② 違法不当な公金の支出(市営保育所移管先選定等委員会の委員に対する報償費の支出は違法不当である。)				② 棄却		
		③ 上記支出に関わった市長その他の職員に対する返還請求等				③ 市に損害は生じていない等		
京都府	京都市	① 市長及び職員	25.3.4	4	なし	① 25.4.12	無	
		② 違法不当な公金の支出（住宅供給公社の不適正な業務執行について監督する責任を果たさず、漫然と委託料を支出した。）				② 却下		
		③ 市長以下の管理者に対する損害賠償請求等				③ 請求期間徒過により却下		
京都府	京都市	① 市長	25.3.8	1	請求人の陳述の聴取：1日	① 25.5.7	有	
		② 違法不当な財産の管理及び公金の支出（労働組合に庁舎を貸していること及び市庁舎周辺ビルの借上げ経費を支出していることは違法不当である。）				② 棄却、一部却下		
		③ 上記組合を直ちに退去させること等				③ ビル借上げについて、違法不当事由の不摘示により却下。 庁舎貸付に係る市長の使用許可について、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。		
京都府	京都市	① 職員	25.3.27	1	なし	① 25.4.30	無	
		② 個人情報の開示請求に関し、請求人の求めに応じる調査を行っていないことは不当である。				② 却下		
		③ 対象課の会計執行の適正化				③ 市長等による財務会計行為非該当により却下		
京都府	京都市	① 市長及び職員	25.3.27	1	なし	① 25.4.30	無	
		② 市長等が人権を守る公的義務を怠っており、不当である。				② 却下		
		③ 市長等が法律上適正な職務執行をすること				③ 市長等による財務会計行為非該当により却下		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
京都府	京都市	① 市長	25. 3. 29	3	請求人の陳述の聴取：1日	① 25. 5. 28	無	
		② 違法不当に財産の管理を怠る事実（平成23年度分の政務調査費のうち目的外使用額の返還請求を怠っている。）				② 棄却，一部却下		
		③ 議員に対する返還請求				③ 人件費及び事務所費に係る主張について，違法不当事由の根拠の不摘示により却下 会議研修費に係る主張について，使途基準に照らし目的外使用に当たるとは認められない。		
京都府	京都市	① 市長及び職員	25. 5. 13	3	なし	① 25. 6. 21	無	
		② 違法不当な公金の支出（住宅供給公社の不適正な業務執行について監督する責任を果たさず，漫然と委託料を支出した。）				② 却下		
		③ 市長以下の管理者に対する損害賠償請求等				③ 請求期間徒過により却下		
京都府	京都市	① 局長	25. 9. 3	1	なし	① 25. 10. 3	無	
		② 不当な契約の締結（回収したペットボトルの売払い先の選定業務を容器包装リサイクル協会に委託していることは不当である。）				② 却下		
		③ 上記売払い先の選定を市独自の競争入札にて実施すること				③ 事実証明書の提出の欠如等により却下		
京都府	京都市	① 公営企業管理者	25. 9. 27	1	なし	① 25. 10. 31	無	
		② 違法不当に財産の管理を怠る事実（市営地下鉄等の無賃乗車について，交通局が運賃及び割増運賃を徴収しなかった。）				② 却下		
		③ 無賃乗車の運賃等を徴収すること等				③ 市が請求権を有しているとする根拠の不摘示により却下		
京都府	京都市	① 市長及び職員	25. 10. 23	1	なし	① 25. 11. 26	無	
		② 違法な公金の支出（特定優良賃貸住宅に対する利子補給は，違法である。）				② 却下		
		③ 市長等が市に生じた損害金の補填をすること等。				③ 請求期間徒過により却下		
京都府	京都市	① 市長及び教育委員会	25. 11. 29	4	請求人の陳述の聴取：1日	① 26. 1. 28	有	
		② 違法不当な公金の支出等（運動施設の管理運営を条例の根拠なく特定の団体に委託し，同団体に補助金を交付していることは，違法不当である。）				② 棄却，一部却下		
		③ 運動施設の適正な管理運営，補助金の制度の廃止又は差止め等				③ 運動施設の管理運営に係る請求について財務会計行為非該当により，また，補助金の交付に係る請求の一部について請求期間徒過により却下。補助金の交付に係る請求について，公益上の必要性に関する判断に裁量の逸脱又は濫用は認められない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
京都府	京都市	① 市長及び職員	25.12.17	3	なし	① 26.1.23	有	
		② 違法不当な公金の支出（住宅供給公社の不適正な業務執行について監督する責任を果たさず、漫然と委託料を支出した。）				② 却下		
		③ 市長以下の管理者に対する損害賠償請求等				③ 請求期間徒過により却下		
京都府	京都市	① 市長及び職員	26.1.7	1	なし	① 26.2.13	有	
		② 違法な公金の支出（特定優良賃貸住宅に対する家賃の減額に係る補助金等の支出は、違法である。）				② 却下		
		③ 市長等が市に生じた損害金の補填をすること等				③ 違法不当事由の根拠の不摘示により却下		
京都府	京都市	① 教育委員会	26.1.9	1	請求人の陳述の聴取：1日	① 26.3.10	無	
		② 違法不当に財産の管理を怠る事実及び違法不当な契約の締結（元中学校校舎の賃貸料の減免は、違法不当である等）				② 一部認容		
		③ 標準賃貸料の家賃の徴収等				③ 賃貸料の減免に係る判断について裁量権の逸脱又は濫用は認められないが、貸付けに係る光熱水費について徴収をできておらず、当該相当額について請求すること。		
京都府	京都市	① 公益財団法人	26.1.15	1	なし	① 26.2.21	無	
		② 図書館主催のイベント等に係る経費の支出は、違法不当である。				② 却下		
		③ 上記イベント等に係る経費分の返還請求				③ 市長等による財務会計行為非該当により却下。		
京都府	京都市	① 職員	26.3.19	3	請求人の陳述の聴取：1日	① 26.5.19	無	
		② 違法な公金の支出（クリーンセンター職員が、実際の終業時刻より前に退勤しているにもかかわらず、給料を減額せず支給したのは違法である。）				② 棄却、一部却下		
		③ 違法な支出決定を行った職員に対する返還請求等				③ 請求の一部について請求期間徒過により却下。市に損害が発生したと認定することはできない等。		
京都府	宇治市	① 市長	H25.7.30	8	25.9.11 口頭陳述の機会及び証拠書類の提出（25.8.30～25.9.11）	① H25.9.24	無	
		② 電子入札における契約締結が違法又は不当であったとした請求				② 一部棄却、一部却下		
		③ 電子入札における契約締結の中止、損害賠償等の措置、暫定的停止の勧告				③ 契約の締結に違法性、不当性が認められなかったため。		
京都府	宇治市	① 市長	H26.2.7	1人	なし	① H26.3.6	無	
		② 土地境界確定による市有地（財産）の減少				② 却下		
		③ 土地境界の是正等の措置				③ 請求期間を徒過しているため。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
京都府	八幡市	① 市長	24.7.5	29		①	24.8.30	無
		② 医療法人が行う河川管理用通路橋(市管理物件)の架け替え工事は、同法人の建設予定の老健施設への専用通路橋として占有するおそれがある。				②	却下	
		③ 工事の差し止め、隣接する民有地との境界明示。				③	当該道路は道路交通法の道路としてこれまでから一般の通行の用に供されており、今後も同様に一般の通行に供されることから医療法人が占有・支配する違法、不当性の判断を行うまでもない。また、市が損害をこうむることはなく対象が財務会計行為にあたらないと認められ、住民監査請求の対象とはならない。	
京都府	京田辺市	① 市長	24.11.22	1	証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、事前に欠席する旨の連絡があり、陳述聴取は行わなかった。	①	25.1.21	無
		② 市政協力員報酬が、自治会員数でなく、全世帯数を根拠に算出されていることが違法又は不当				②	一部却下その余棄却	
		③ 非自治会世帯(広報が配られない世帯)数分の金額を返還				③	市政協力員算出根拠に違法又は不当性はない。	
京都府	京丹後市	① 市長	24.12.21	1	なし	①	25.2.1	無
		② 指定管理者が基本協定書に違反しているため是正を求める				②	却下	
		③ 指定管理施設の適正な管理を求めるもの				③	監査請求の要件を満たしていない。	
京都府	京丹後市	① 市長、総務部長	25.8.1	1	なし	①	25.9.10	無
		② 台風により被災した施設の共済金の請求をしなかったこと(財産の管理を怠る事実)				②	却下	
		③ 損失の補てんを請求				③	監査請求の要件を満たしていない。	
京都府	木津川市	① 市長	24.10.9	1	24.11.2 口頭陳述	①	24.12.3	無
		② 職員の度重なる事務処理誤り(税外科金の納付通知書等の誤記載)				②	棄却	
		③ 職員の事務処理能力向上による事務処理誤りの根絶と不祥事発生時の対応方策の確立				③	事務処理誤りに伴う是正措置経費については、その誤った行為を是正するため市として当然行う行為と認められるため、その行為に対する支出は財務会計上の違法又は不当な行為とは言えないため、請求に理由がないものとして棄却。	
京都府	精華町	① 町長	25.7.24	1	請求人に陳述の機会を与えたが、陳述を希望せず。	①	25.9.20	無
		② 不当又は違法な公金の支出				②	棄却	
		③ 町長に対する返還の措置請求。				③	具体的な損害が生じていない。	
京都府	精華町	① 町長	25.7.24	1	請求人に陳述の機会を与えたが、陳述を希望せず。	①	25.9.20	無
		② 不当又は違法な公金の支出				②	棄却	
		③ 町長に対する返還の措置請求。				③	支出行為に違法性又は不当性はない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
京都府	与謝野町	① 町長・副町長	25.10.10	1		① 25.12.6	無	
		② 徴収事務を怠り公金を不当に失効させた。				② 認容		
		③ 町長・副町長に対する損害賠償請求				③ 町長・副町長に対する一部損害賠償措置		
計		29件					有 6件 無 23件	
大阪府	大阪市	① 市長	24.4.6	1		① 24.5.7	無	
		② 契約の締結(昭和50年6月10日に締結された土地使用貸借契約において市有地を無償で貸すこととなっている)				② 却下		
		③ 不当利得返還請求				③ 期間経過		
大阪府	大阪市	① 市長	24.4.10	4	24.5.7 (口頭陳述)	① 24.5.29	無	
		② 公金の支出(精算)、財産(債権)管理を怠る事実(調査研究費の支出が使途基準に反していることが明らかであるにもかかわらず、支出(精算)を認めている。また、債権管理を怠っている。)				② 棄却		
		③ 返還請求権あるいは不当利得返還請求権を行使するなどの必要な措置				③ 違法な公金支出(精算確定)はない。		
大阪府	大阪市	① 市長	24.5.7	4		① 24.5.29	無	
		② 公金の支出(精算)(資料購入費、事務費の支出が使途基準に反していることが明らかであるにもかかわらず、支出(精算)を認めている。)				② 却下		
		③ 返還請求権あるいは不当利得返還請求権を行使するなどの必要な措置				③ 期間経過		
大阪府	大阪市	① 市長	24.5.23	1		① 24.6.19	無	
		② 公金の支出、財産(債権)の管理を怠る事実(業務に無関係な違法な出張命令により、違法に公金が支出されたままになっており、職務専念義務違反にも関わらず給料相当額の返還を求めている。)				② 却下		
		③ 当該職員に係る給料の返還				③ 損害相当額補填済み		
大阪府	大阪市	① 市長	24.5.25	4	24.6.19 (口頭陳述)	① 24.7.23	無	
		② 公金の支出(精算確定)、財産(債権)の管理を怠る事実(事務所費の支出が使途基準に反していることが明らかであるにもかかわらず、支出(精算)を認めている。また、債権管理を怠っている。)				② 棄却		
		③ 返還請求権あるいは不当利得返還請求権を行使するなどの必要な措置				③ 違法な政務調査費の支出(明らかに不正な事務所費への充当)の存在は認められず、違法な財産(債権)の管理を怠る事実があったとは言えない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
大阪府	大阪市	①	市長	24.6.5	194		①	24.7.23	無
		②	公金の支出（職員アンケート調査に要した費用）				②	却下	
		③	職員アンケートに要した費用を返還させるなど、必要な措置を講ずること				③	アンケート調査する回答を強制され、個人としての権利を侵害されたことを本質的な問題としているとみるのが自然であり、財務会計上の行為に固有の違法性を問題とするものではない。また、具体的な請求対象の特定がなされていない。	
大阪府	大阪市	①	市長	24.6.19	5		①	24.8.2	無
		②	財産（債権）の管理を怠る事実（職務免除申請なしに、公務外の業務に従事しているにもかかわらず、従事した時間相当額の給料の返還を求めている。）				②	却下	
		③	過去10年間、当該業務に従事した給料相当額の返還				③	本市に損害・損失が生じているということはできず、違法な財産（債権）の管理を怠る事実があったとは言えない。	
大阪府	大阪市	①	市長	24.10.12	237		①	24.11.14	有
		②	公金の支出（アンケート調査等のために支出された特別顧問、特別参与の報酬等）				②	却下	
		③	特別顧問、特別参与に支払われた公金を返還させるなどの措置を求める。				③	財務会計上の行為に固有の違法性について、何ら具体的に触れられておらず、その前提となる、附属機関に該当する具体的理由についても何ら吟味されていない。	
大阪府	大阪市	①	市長	24.12.3	5		①	25.1.17	有
		②	公金の支出（市長が市の任務に従事しなかった期間に相当する給与等）				②	却下	
		③	違法不当に支出した市長の給与等の返還及び今後の同様の支出の差し止め				③	違法不当性の摘示がない	
大阪府	大阪市	①	市長	24.12.18	2		①	25.2.13	無
		②	契約の締結（もと大阪北小学校跡地の一部に係る使用貸借契約）				②	却下	
		③	契約の締結を行わないことにより、本市の損害発生を阻止するための必要な措置を講ずること				③	財務会計上の行為のみの違法性を問題にすることで解決できるものとは考え難く、住民監査請求になじまない	
大阪府	大阪市	①	市長	24.12.20	6		①	25.1.23	無
		②	公金の支出（要綱に反しているにもかかわらず、適切なチェックを行わず補助金を支出している。）				②	却下	
		③	違法不当に支出した補助金について、その全額を返還させるなど、必要な措置を講ずること				③	期間経過	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	大阪市	① 市長	24. 12. 26	4	25. 1. 31 (口頭陳述)	① 25. 2. 20	無	
		② 公金の支出（特別顧問及び特別参与に対する謝礼の支出）				② 棄却		
		③ 損害賠償請求及び特別顧問等に対する不当利得返還請求などの措置を行うこと。				③ 公金の支出に違法性はない		
大阪府	大阪市	① 市長	25. 1. 18	401		① 25. 3. 11	無	
		② 契約の締結（公金の支出）（焼却残滓処分業務委託契約、北港処分地廃棄物埋立処分業務委託契約変更）				② 却下		
		③ 契約の解除				③ 損害発生の可能性について具体的に摘示しているとは言えない		
大阪府	大阪市	① 市長	25. 1. 24	6		① 25. 3. 19	無	
		② 公金の支出（地域手当の違法な支出）				② 却下		
		③ 地域手当の違法支出分の返還				③ 違法不当性の摘示がない		
大阪府	大阪市	① 市長	25. 2. 7	3		① 25. 3. 19	無	
		② 契約の締結（公金の支出）（焼却残滓処分業務委託契約、北港処分地廃棄物埋立処分業務委託契約変更）				② 却下		
		③ 契約の解除				③ 契約に違法性はない		
大阪府	大阪市	① 市長	25. 2. 13	79		① 25. 4. 5	有	
		② 公金の支出（特別秘書に対する給与、手当、賞与の支給）				② 却下		
		③ 特別秘書に対する給与、手当、賞与の返還				③ 個別具体的に財務会計上の行為の固有の違法性について言及されていない		
大阪府	大阪市	① 市長	25. 2. 25	1		① 25. 4. 23	無	
		② 財産（債権）の管理を怠る事実（鶴見区民センターにおける施設使用料の徴収における正しい使用料と実際の使用料の差額に係る債権の管理）				② 棄却		
		③ 損害賠償請求権の行使				③ 施設使用料の算定に違法性は認められず、違法な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない		
大阪府	大阪市	① 市長	25. 3. 28	104		① 25. 5. 1	無	
		② 契約の締結（焼却残滓処分業務委託契約、北港処分地廃棄物埋立処分業務委託契約変更、廃棄物処理業務委託契約）				② 却下		
		③ 契約の解除				③ 契約に違法性はなく、損害発生の可能性について具体的に摘示しているとは言えない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						① 監査結果通知年月日、② 監査結果、③ 却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	大阪市	① 市長	25. 4. 17	7	25. 5. 9 (口頭陳述)	①	25. 6. 14	無
		② 公金の支出（精算確定）、財産（債権）管理を怠る事実（法規や政務調査費の手引きの用途基準に反していることが明らかであるにもかかわらず、支出（精算確定）を認めている。また、債権管理を怠っている。）				②	棄却	
		③ 市の損害回復及び議員の不当利得についての返還をはじめ必要な措置				③	明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えず、違法な公金支出があったとは言えない。	
大阪府	大阪市	① 市長	25. 5. 27	6		①	25. 7. 18	無
		② 公金の支出（市長の出張費用およびキャンセル料の支出）				②	却下	
		③ 市長の出張に関する一切の費用の支出の差止				③	出張の取り消しによる請求理由の消滅。 個別具体的な財務会計上の行為に固有の違法性を問題とするものとは言えない。	
大阪府	大阪市	① 市長	25. 6. 4、5	1		①	25. 7. 18	無
		② 公金の支出（市長の出張費用およびキャンセル料の支出）				②	却下	
		③ 市長の出張に関する一切の費用の支出の差止				③	出張の取り消しによる請求理由の消滅。 個別具体的な財務会計上の行為に固有の違法性を問題とするものとは言えない。	
大阪府	大阪市	① 市長	25. 6. 4	2		①	25. 7. 18	無
		② 公金の支出（市長の出張費用およびキャンセル料の支出）				②	却下	
		③ 市長の出張に関する一切の費用の支出の差止				③	出張の取り消しによる請求理由の消滅。 個別具体的な財務会計上の行為に固有の違法性を問題とするものとは言えない。	
大阪府	大阪市	① 市長	25. 6. 5	1		①	25. 7. 18	無
		② 公金の支出（市長の出張費用およびキャンセル料の支出）				②	却下	
		③ 市長の出張に関する一切の費用の支出の差止				③	出張の取り消しによる請求理由の消滅。 個別具体的な財務会計上の行為に固有の違法性を問題とするものとは言えない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大阪市	① 市長	25.5.30	41		① 25.7.18	無
		② 契約の締結（焼却残渣処分業務委託契約、北港処分地廃棄物埋立処分業務委託契約変更、廃棄物処理業務委託契約）				② 却下	
		③ 契約の解除				③ 契約に違法性はなく、財務会計上の行為に固有の違法性を主張するものではない。また、損害発生の可能性について具体的に摘示しているとは言えない。	
大阪府	大阪市	① 市長	25.10.11	1	25.11.6 (口頭陳述)	① 25.12.9	無
		② 財産の処分（減免決定）（「朝鮮総連関連20施設」を対象とする平成24年の固定資産税及び都市計画税の減免措置）				② 認容	
		③ 固定資産税及び都市計画税の減免措置の（差止め若しくは）取り消し				③ 市長は、本件施設に係る減免措置を取り消し、2か月以内に所要の措置を講じること	
大阪府	大阪市	① 市長	25.10.22	6	25.11.25 (口頭陳述)	① 25.12.16	有
		② 財産（債権）管理を怠る事実（市長の違法不当な言動による不法行為を発生原因とするキャンセル料相当額の損害に係る債権管理）				② 棄却	
		③ 市に、市長個人に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求すること				③ 市長の本市に対する不法行為の成立は認められない	
大阪府	大阪市	① 市長	25.11.12	1		① 25.12.24	無
		② 財産の管理（大阪市立図書館及び地域図書館における図書及びCD類の不適正な管理）				② 却下	
		③ 大阪市の被った損害を補填するために必要な措置 原因者に紛失したものの弁済を求め、不明とされたものを直ちに再購入して元に戻す又その内容の公表				③ 個別具体的な財務会計上の行為の違法性に言及されていない。また、事実証明書が違法不当な財産管理の事実を証するものとはなっていない	
大阪府	大阪市	① 市長	25.11.28	9	25.12.16 (口頭陳述)	① 26.1.24	無
		② 公金の支出（精算）、財産（債権）管理を怠る事実（不正な会計処理がされているにもかかわらず、地域振興交付金、地域振興会活動補助金の違法な支出されている）				② 棄却（一部却下）	
		③ 交付金・補助金及び当該期間の利子を加えた損害を返還等必要な措置				③ 不正な会計処理は見当たらず、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実はない。（一部期間途過）	
大阪府	大阪市	① 市長	26.1.28	1	26.3.7 (口頭陳述)	① 26.3.25	有
		② 公金の支出（あいりん日雇労働者等自立支援事業の業務委託契約にある今宮シェルターのリース料及び萩ノ茶屋シェルターのリース料相当額の支出）				② 棄却	
		③ リース契約の解除。次年度以降のリース料の支払い停止。平成25年度にリース料名目で支出された公金の返還。				③ 委託先であるNPO法人が負担する両シェルターのリース料をNPO法人に支払う委託料に含めて支出していることは、違法な公金の支出に当たるとは言えない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	大阪市	① 市長	26.3.7	543		① 26.4.15	無	
		② 公金の支出（市長辞職に伴う市長選挙に支出される選挙のための公金の支出）				② 却下		
		③ 公金の支出の差し止めと既支出分の返還				③ 財務会計上の行為の違法不当性を主張するものではない		
大阪府	大阪市	① 市長	26.3.24	73		① 26.4.15	無	
		② 公金の支出（市長辞職に伴う市長選挙に支出される選挙のための公金の支出）				② 却下		
		③ 公金の支出の差し止めと既支出分の返還				③ 財務会計上の行為の違法不当性を主張するものではない		
大阪府	堺市	① 市長	26.3.27 (26.3.18)	7	26.4.17 口頭陳述	① 26.5.15	有	
		② 循環型社会形成推進交付金等の受領及び事業への支出				② 棄却		
		③ 交付金等の国への返納と市長への同額の損害賠償				③ 交付金等の受領、事業支出に違法性はない		
大阪府	堺市	① 市長	25.5.7 (25.4.26)	1	25.6.4 口頭陳述	① 25.6.25	無	
		② 違法に支出された政務調査書の返還を怠っている				② 一部棄却、一部認容		
		③ 遅延損害金をつけて返還を求める				③ 遅延損害金は支払われておらず、請求すべき		
大阪府	岸和田市	① 教育長	24.4.19	8		① 24.5.7	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る				② 取り下げ		
		③ 中学校体育施設開放事業運営事務委託費の返還				③ 補正のうえ再請求		
大阪府	岸和田市	① 教育長	24.4.19	8		① 24.5.7	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る				② 取り下げ		
		③ 中学校学校支援本部事業委託費の返還				③ 補正のうえ再請求		
大阪府	岸和田市	① 教育長	24.5.7	8	24.5.7 陳述会	① 24.7.6	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る				② 棄却		
		③ 中学校体育施設開放事業運営事務委託費の返還				③ 理由がない		
大阪府	岸和田市	① 教育長	24.5.7	8	24.5.7 陳述会	① 24.7.6	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る				② 棄却		
		③ 中学校学校支援本部事業委託費の返還				③ 理由がない		
大阪府	岸和田市	① 市長	25.9.26	5	25.10.21 陳述会	① 25.11.15	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る				② 却下		
		③ 都市公園区域から除外する行為				③ 財務会計行為でない		
大阪府	豊中市	① 市長	24.4.23	1	24.5.18 口頭陳述	① 24.6.14	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（里道敷の不法占拠の黙認）				② 棄却		
		③ 里道敷の境界確定及び妨害物の排除				③ 取得時効の成立しない現段階では違法・不当とまではいえない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	豊中市	① 教育長、市職員2名	25.9.2	1	25.10.4 口頭陳述	① 25.10.31	無	
		② 違法な公金の支出（要綱で設置された附属機関の委員に対して支払われた報償費の支出）				② 棄却		
		③ 教育長他2名への損害賠償請求				③ 職責は果たしており、損害は発生していない。		
大阪府	豊中市	① 市長	(25.10.30)	1		① 25.11.25	無	
		② 違法な公金の支出（給水規程への規定がないこと及び上下水道局への違法な公金の支出）				② 却下（不受理）		
		③ 市長への損害賠償請求及び条例への規定				③ 条例への規定を求めることは非財務会計行為である。また、市の一機関である上下水道局に対する今回の支出では市に損害は発生していない。		
大阪府	池田市	① 市長・教育委員会	24.12.3	8	24.12.21 口頭陳述	① 25.1.25	有	
		② 契約は、真に必要な支出を法と審議の下、具体的な手続きを得て行うべきであり本契約は、性急である。				② 棄却		
		③ 業務委託料相当額の賠償請求				③ 本件契約は、違法・不当なものではない。		
大阪府	池田市	① 市長・池田市管理公社、理事長及び他関係職員	25.7.26	216		① 25.8.9	有	
		② 市は、公社に補助金事業や指定管理事業を委託しているが、契約上の法令処理や会計処理などが不適法・不適正である。				② 却下		
		③ 市への損害金と同様に考えての損害賠償請求				③ 法第242条第1項の要件を満たさない不適法な請求である。		
大阪府	吹田市	① 市長	24.6.21	1		① 24.8.10	無	
		② 違法な公金の支出（補助金の交付団体に未支出分の経費を収支報告書に記載させ補助金を支出したことは違法。）				② 受理後却下		
		③ 当該団体に対する未支出金相当額の補助金の返還請求				③ 監査請求受理後に補助金が市に返還された。		
大阪府	吹田市	① 市長、こども部長、保育課長	24.10.26	1		① 24.11.14	無	
		② 違法な公金の支出（懇談会設置を含む保育施策の合理性、効率性に疑義があり懇談会開催に関わる支出は不当。）				② 却下		
		③ 懇談会開催に関わる支出の返還				③ 財務会計上における違法若しくは不当な事由が個別的、具体的に摘示しておらず、行政のあり方及び懇談会の進め方に対する是非を問うものである。		
大阪府	吹田市	① 市長	24.10.31	3	24.11.26 約15分 口頭による陳述 (3名)	① 24.12.26	無	
		② 違法な公金の支出（条例の根拠なく附属機関を設置し、報酬を支出したことは違法。）				② 棄却		
		③ 報酬を支出したことに対する損害賠償若しくは委員に対する報酬の返還請求				③ 附属機関に該当するとはいえず、報酬の支出に違法性は認められない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	吹田市	① 市長	24.11.29	1	24.12.26 約20分 口頭による陳述 (1名)	① 25.1.23	有	
		② 違法な公金の支出（固定資産評価審査委員会委員の月額報酬は違法。）				② 棄却		
		③ 固定資産評価審査委員会委員報酬の月額制から日額制への変更、及び委員が出勤しなかった月に支払われた報酬の返還請求				③ 当該報酬の支出に違法性は認められない。		
大阪府	吹田市	① 市長	25.5.15	537	25.6.21 約1時間 口頭及び書面による陳述（4名）	① 25.7.10	有	
		② 違法な契約の締結（違法不当な単独随意契約は無効。また契約の妥当性の調査委託等に係る支出は違法な単独随意契約により発生した二次的損害。）				② 一部却下・一部棄却		
		③ 市長、元副市長及び総務部長、環境部長等の契約に関与した職員並びに契約の相手方に対する損害賠償請求。（※二次的損害に関しては、契約の相手方は損害賠償の請求先から除外）				③ ※違法不当な契約について：却下（1年の監査請求期間を徒過。） ※二次的損害について：棄却（支出に違法性は認められない。）		
大阪府	高槻市	① 市長	24.4.24	2	24.5.21 口頭陳述	① 24.6.4	無	
		② 違法な公金の支出				② 棄却		
		③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求				③ 本件に係る予算は議会で議決されており、議会で予算の承認を得られていないという主張は成り立たない。よって、違法又は不当な公金の支出に当たらない。		
大阪府	高槻市	① 市長	24.5.1	1	24.5.21 口頭陳述	① 24.6.13	無	
		② 違法な公金の支出				② 棄却		
		③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求				③ 人員配置や人的体制については市長の裁量事項であり、その判断の前提に重大な事実錯誤又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかでない限り違法と言えないと解される。該当職員の採用の選考基準について違法とはいえないため、当該措置の必要は認められない。		
大阪府	高槻市	① 市長	24.6.15	1	24.7.12 口頭陳述	① 24.8.10	有	
		② 違法な公金の支出				② 棄却		
		③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求				③ 福祉事務所で既に保護費の返還に向け適切な対応をしていると認められることから、請求人の主張には理由がない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
大阪府	高槻市	①	自動車運送事業管理者	24. 6. 22	1	24. 7. 12 口頭陳述	①	24. 8. 15	有
		②	違法又は不当な財産の取得、管理、処分				②	棄却	
		③	自動車運送事業管理者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求				③	損害額の確定ができないこと、また過失責任は問えないことが明らかになったことから損害賠償の責任があることを勧告できない。また、交通部が既に売上不明金につき返還のための行為を行っているため。	
大阪府	高槻市	①	市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者	24. 9. 18	1	24. 10. 25 口頭陳述	①	24. 11. 28	有
		②	違法な公金の支出				②	棄却	
		③	関係者に対する不当利得返還請求、市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者に対する損害賠償請求、今後開催される予定の附属機関に対する公金の支出の差止を勧告すること。				③	附属機関に該当しないと判断した機関等（私法上の委任契約によるもの、協議機関、意見聴取等の機関、内部機関）に係る本件公金支出については、適法に成立した予算に基づき執行されたもので、もとより支出の違法不当性はない。また、本件附属機関は監査時に既に廃止されていることから、今後の支出はないと判断され、差止めする必要はない。	
大阪府	高槻市	①	関係職員	24. 9. 20	1	24. 10. 3 口頭陳述	①	24. 11. 15	無
		②	違法な公金の支出				②	棄却	
		③	市長及び関係職員に対する損害賠償請求				③	関係職員の過失は自治法や国家賠償法とのバランスにより重大な過失とはいえない。また、課長に重大な過失があったとはいえず自治法に基づく損害賠償責任を負うものとはいえない。市長は特段指揮監督上の義務に違反しているものとは認められない。	
大阪府	高槻市	①	市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者	25. 3. 19	3	25. 4. 10 口頭陳述	①	25. 5. 14	有
		②	違法な公金の支出				②	棄却	
		③	市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求				③	給与条例は旧給与法に準じて支給しており、合理性が認められることから違法又は不当とはいえない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
		①	②				①	②	
大阪府	高槻市	①	市長	(25. 3. 29)	1		①	25. 4. 17	無
		②	違法又は不当な契約の締結、履行				②	却下 (不受理)	
		③	契約の締結及び違法な公金の支出の差止め				③	事実証明書の内容は、本件契約において、初診料相当額が過剰に支出されていると疎明されたものとは認められず、本件請求は不適法である。	
大阪府	高槻市	①	市長	25. 5. 17	2	25. 6. 14 口頭陳述	①	25. 7. 12	有
		②	違法な公金の支出				②	棄却	
		③	市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求				③	本件補助金は既に市に返還されていることから、当該措置の必要は認められない。また、補助金の交付申請が現時点でないことから差止めの措置の必要も認められない。	
大阪府	高槻市	①	市長	25. 7. 17	1	25. 8. 1 口頭陳述	①	25. 9. 12	有
		②	違法な公金の支出				②	棄却	
		③	市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求				③	補助金にかかる部分は請求人は同一ではないが、既に行われた補助金返還に係る住民監査請求と同趣旨である。また、当該自治会が利用した部分について当時の会長に当該利用に係る市負担額相当額につき返還を求めたことは相当であり、その金額が市に返還されたことから市の損害が発生したとはいえない。	
大阪府	高槻市	①	市長	25. 12. 13	2	26. 1. 7 口頭陳述	①	26. 2. 7	有
		②	違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実				②	棄却	
		③	市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損賠賠償請求、使用許可の差止めの勧告				③	本件使用許可は、公益上の目的に当たると判断したことにつき、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。本件一般開放は、市の政策判断に属する問題であり、判断につき特段の合理性を欠いているとは認められず裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。	

都道府県名	市町村名	請求事項		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容					①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	高槻市	①	市長	26. 3. 13	3	26. 4. 3 口頭陳述	①	26. 5. 9	有
		②	違法又は不当な契約の締結、履行				②	棄却	
		③	市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求、補償契約に基づく支出の差止め				③	本件物件移転等補償は、国庫補助要綱に基づき損失補償基準要綱に準じてその算定等を行い、これに基づき市は本件補償契約を締結したもので、違法性又は不当性はなく、当該措置の必要は認められない。	
大阪府	守口市	①	市長及び選挙管理委員会事務局長	24. 12. 10	1	H25. 1. 9 口頭陳述	①	25. 2. 6	無
		②	違法な報償費の支出（条例等の裏づけを欠く。）				②	棄却	
		③	・市長及び選挙管理委員会事務局長に対する損害賠償請求 ・次回の選挙における報償費の支出の差し止め				③	当該支出に違法性はない	
大阪府	茨木市	①	市長	24. 7. 18	7	24. 8. 8 口頭陳述	①	24. 9. 6	無
		②	市有地の管理共益費の支払は違法である				②	棄却	
		③	管理共益費支出による損害の補填と差し止めを求める。				③	当該支払に違法性はなく、差し止める理由もない	
大阪府	茨木市	①	市長	24. 8. 29	1	24. 9. 25 口頭陳述	①	24. 10. 22	無
		②	要綱設置の附属機関の委員に対する報償金支出は違法である。				②	棄却	
		③	要綱の廃止及び報償金の返還を求める。				③	当該支払に違法性はなく、要綱廃止も認められない	
大阪府	茨木市	①	市長	25. 7. 2	1	25. 7. 17 口頭陳述	①	25. 8. 23	無
		②	水路占用料の徴収を怠っている。				②	棄却	
		③	水路不法占用による損害賠償請求又は不当利得返還請求を求める				③	水路不法占用状態の改善により、違法、不当に財産の管理を怠っているとまではいえない。	
大阪府	茨木市	①	市長	26. 1. 30	5	26. 2. 26 口頭陳述	①	26. 3. 27	有
		②	政務調査費の交付に関する条例、規則、内規は違法である。				②	一部認容、一部棄却	
		③	会派・議員に対して損害の補填を請求するよう求める。				③	条例等は、違法とはいえない。一部、使途基準に適合しないものについては、返還を求める。	
大阪府	茨木市	①	市長	26. 3. 27	5	26. 4. 25 口頭陳述の場を設けたが欠席	①	26. 5. 13	有
		②	政務調査費の交付に関する条例、規則、内規は違法である。				②	棄却	
		③	会派・議員に対して損害の補填を請求するよう求める。				③	条例等は、違法とはいえない。	
大阪府	八尾市	①	市長	25. 7. 3	4	25. 7. 10 口頭陳述	①	25. 8. 26	有
		②	下水道工事における工事中断に対する費用を、全て市が負担することとしたことが、違法・不当な公金支出に当る。				②	棄却	
		③	道路管理者及び当該工事受託業者への責任追及				③	請求内容は、違法若しくは不当な公金の支出に当たらない。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果			住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容			
大阪府	富田林市	① 富田林市長	24. 5. 10	3	口頭陳述	① 24. 6. 29	有		
		② 公金の支出				② 棄却			
		③ 不当に差別的かつ不利益な取り扱いを行うもの				③ 理由がない			
大阪府	富田林市	① 富田林市長	25. 2. 1	1	希望されず	① 25. 3. 26	無		
		② 公金の支出、契約の締結・履行				② 棄却			
		③ 不正な契約に伴う不当な公金の支出				③ 理由がない			
大阪府	富田林市	① 行政当局	25. 2. 26	1	口頭陳述	① 25. 4. 26	無		
		② 財産の管理を怠る事実				② 棄却			
		③ 行政財産使用許可に違反している				③ 理由がない			
大阪府	寝屋川市	① 寝屋川市長	24. 8. 1	1	24. 8. 27 監査委員対面式	① 24. 9. 27	有		
		② 公有財産の管理を怠る事実、地積測量図と現況測量図との相違、私有地との境界の見直し				② 請求棄却			
		③ 公正な地積測量図等に基づき、再明示の措置を行うこと。地積測量図通りの土地の形状に戻すこと。				③ 請求人の主張に理由がない			
大阪府	寝屋川市	① 寝屋川市長	24. 10. 24	1	24. 11. 6 監査委員対面式	① 24. 12. 17	無		
		② 業者に対する損害賠償請求の必要性				② 請求棄却			
		③ 契約書に記載通りの損害賠償を請求すること。				③ 請求人の主張に理由がない			
大阪府	寝屋川市	① 寝屋川市長	25. 2. 1	7	25. 2. 20 監査委員対面式	① 25. 3. 29	無		
		② 違法な委員会への支出				② 請求棄却			
		③ 委員会が法に規定する附属機関に該当するか。支出の違法性及び損害の有無。委員の辞任等。				③ 市に損害が生じていない			
大阪府	寝屋川市	① 寝屋川市長	(25. 3. 5)	1	なし (不受理のため)	① 25. 3. 18	無		
		② 市立図書館の業務委託の不当な契約について				② 却下 (不受理)			
		③ 契約締結の取り止め。委託仕様書の見直し。				③ 不当とする具体的な理由等がない			
大阪府	河内長野市	① 河内長野市長	25. 2. 13	1	25. 3. 1 口頭陳述	① 25. 3. 29	無		
		② 訴訟代理人の委任契約及び指定代理人の服務規律違反				② 棄却			
		③ 契約の解除及び精算並びに指定代理人の懲戒を求める				③ 指定代理人については財務会計上の行為ではない。また、契約不履行の事実が認められないため、違法・不当な支出とは認められない。			
大阪府	松原市	① 松原市長	26. 1. 9	1	本人が辞退	① 26. 3. 7	無		
		② 松原市議会議員の平成24年度分政務調査費				② 棄却			
		③ 会派及び議員に対し不適正な支出金を返還するよう市長に求めるもの				③ 請求には理由がないと判断			
大阪府	大東市	① 市長	25. 7. 16	1	25. 7. 31 口頭陳述	① 25. 8. 9	無		
		② 学校法人Aに対する補助金の支出は、違法・不当な公金支出				② 棄却			
		③ 以降の公金支出の差し止めを求める				③ 違法性・不当性がない			

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	和泉市	① 市長	25.5.22	1		① 25.6.19	無	
		② 投票立会人への投票箱送致に対する謝礼の提供				② 棄却		
		③ 違法・不当な公金の支出の差止め				③ 当該請求には理由が無い		
大阪府	和泉市	① 市長	25.8.27	1	25.9.10 口頭陳述	① 25.10.3	有	
		② 投票管理者への違法な手当の支出				② 棄却		
		③ 当該支出(損害額)の返還				③ 当該請求には理由が無い		
大阪府	和泉市	① 市長	26.2.26	2	26.3.17 口頭陳述	① 26.4.25	無	
		② 市立病院人材確保支援金の支出				② 棄却		
		③ 違法・不当な公金の支出の差止め				③ 当該請求には理由が無い		
大阪府	和泉市	① 市長	26.3.17	1	26.4.3 口頭陳述	① 26.5.7	有	
		② 医療法人への違法な支援金の支出				② 棄却		
		③ 違法・不当な公金の支出の差止め				③ 当該請求には理由が無い		
大阪府	箕面市	① 箕面市民	24.12.10	5	約1時間の陳述時間を設け、監査請求の理由等、具体的に請求人から陳述がなされた。	① 25.2.7	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 平成24年8月市長選挙、市議会議員選挙にかかる不当な公金支出返還請求				③ 違法、不当な公金の支出でない。		
大阪府	箕面市	① 箕面市民	25.9.26	12	約1時間の陳述時間を設け、監査請求の理由等、具体的に請求人から陳述がなされた。	① 25.11.21	無	
		② 違法、不当な公金の支出				② 棄却		
		③ あかつき福祉会の指定管理料の不当利得を返還請求する。				③ 違法、不当な公金の支出でない。		
大阪府	箕面市	① 箕面市民	(26.3.10)	4		① 26.3.31	無	
		② 違法、不当な公金の支出				② 却下(不受理)		
		③ 桜井駅前土地区画整理事業に係る公金不当支出返還請求				③ 財務会計上の違法性、不当性の具体性がない。		
大阪府	柏原市	① 市長	26.1.24	1	26.2.17 口頭陳述	① 26.3.24	有	
		② 違法な契約の締結(随意契約には理由がない)				② 一部却下、一部棄却		
		③ 市長、関係職員及び相手方に対する損害賠償請求				③ 当該契約に違法性はない		
大阪府	羽曳野市	① 市長	25.8.2	1	25.8.28 口頭陳述	① 25.9.26	無	
		② 不当な公金(市長交際費)の支出				② 棄却		
		③ 公金(市長交際費)の返還				③ 公金の支出が不当でない認められる。		
大阪府	門真市	① 市長	25.11.18	1	25.12.17 口頭による意見陳述	① 26.1.14	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 返還請求、支払い差止めすることを求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		
大阪府	門真市	① 市長	26.2.13	1	26.3.26 口頭による意見陳述	① 26.4.10	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 損害賠償の請求を求める				③ 請求の理由がないため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果			住民訴訟提起の有無
						①	②	③	
大阪府	高石市	① 市長	24.5.2	1	24.5.28 口頭陳述	①	24.6.27	無	
		② 償還金等の不当な支出				②	棄却		
		③ 支出された償還金等の返還				③	当該支出に違法性はない		
大阪府	高石市	① 市長、部長、課長、事業者選考委員	24.10.5	65	24.10.22 口頭陳述	①	24.12.3	有	
		② 違法に設置された選考委員会に対する支出				②	棄却		
		③ 違法に支出された公金の返還等				③	市に損害は生じていない		
大阪府	高石市	① 市長、部長、課長、事業者選考委員	24.10.18	204	24.11.5 口頭陳述	①	24.12.3	無	
		② 違法に設置された選考委員会に対する支出				②	棄却		
		③ 違法に支出された公金の返還等				③	市に損害は生じていない		
大阪府	高石市	① 市長、部長、課長、事業者選考委員	24.10.18	79	24.11.5 口頭陳述	①	24.12.13	無	
		② 違法に設置された選考委員会に対する支出				②	棄却		
		③ 違法に支出された公金の返還等				③	市に損害は生じていない		
大阪府	高石市	① 市長、市議会議長	25.4.8	1		①	25.5.14	無	
		② 管外行政調査に関わる不当な支出				②	却下		
		③ 不当な支出の返還				③	事実証明書類の提出なし		
大阪府	高石市	① 市長、部長、課長、事業者選考委員	25.11.22	74		①	26.1.15	無	
		② 市の委嘱を受けていない委員に対する支出等				②	棄却		
		③ 違法に支出された公金の返還等				③	市に損害は生じていない		
大阪府	東大阪市	① 市長	24.9.5	1		①	24.9.24	無	
		② 使用料の請求				②	却下		
		③ 市営住宅土地使用料の請求を求める件				③	財務会計行為だが、違法性、不当性が個別、具体的に適示されていない		
大阪府	東大阪市	① 市長	25.10.22	1	25.11.11 証拠の提出及び口頭陳述	①	25.12.25	無	
		② 補助金の返還				②	棄却		
		③ 東大阪市外国人学校補助金の返還等を求める件				③	請求人の主張に理由がない		
大阪府	交野市	① 市長	25.12.26	1	26.1.16 口頭陳述	①	26.2.13	有	
		② 違法不当な補助金の支出（補助対象団体の恣意的な選定）				②	棄却		
		③ 補助金の返還及び今後の未然防止措置				③	当該補助金の支出は違法不当なものではない		
大阪府	島本町	① 島本町長	25.8.9	1	25.9.18 陳述及び証拠提出の機会を設けた	①	25.10.8	無	
		② 下水道処理区域内の土砂置き場の借地について国と協議をせず、下水道組合に対し、負担金を払い続けることの不当性				②	棄却		
		③ 島本町長による過大負担金46万円の補てん				③	下水道処理区域の見直しは、土地所有者との協議が要件ではない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大阪府	能勢町	① 町長	24.10.12	2	24.10.26 口頭陳述	① 24.12.4	有	
		② 下水道工事の予算執行				② 棄却		
		③ 入札談合による下水道工事の予算執行差し止め				③ 違法性及び不当性が認められないため		
大阪府	能勢町	① 町長	24.10.12	2	24.10.26 口頭陳述	① 24.12.4	有	
		② 元府民牧場既存施設解体工事の予算執行				② 棄却		
		③ 元府民牧場既存施設解体工事の予算執行差し止め				③ 違法性及び不当性が認められないため		
大阪府	能勢町	① 町長	(24.11.26)	2		① 24.12.11	有	
		② 元府民牧場既存施設解体工事				② 却下(不受理)		
		③ 元府民牧場既存施設解体工事の損害賠償				③ 一事不再理		
計		112件					有 45件 無 67件	
兵庫県	神戸市	① 市長	24.4.16	1		① 24.5.10	無	
		② 不当に財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 公金の返還請求				③ 請求期間従過		
兵庫県	神戸市	① 市長	24.7.23	3		① 24.9.20	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 補助金支出の差止め、補助金交付決定の取消、市長への損害賠償金の請求				③ 請求人の主張に理由がない		
兵庫県	神戸市	① 教育長	24.8.15	1	24.9.12 口頭陳述	① 24.10.11	無	
		② 違法・不当に財産の管理を怠る事実				② 棄却		
		③ 公園施設管理許可の取消、固定資産税・都市計画税の遡及徴収				③ 請求人の主張に理由がない		
兵庫県	神戸市	① 市長	24.8.22	1	24.9.27 口頭陳述	① 24.10.18	無	
		② 違法に財産の管理を怠る事実				② 棄却		
		③ 契約の履行				③ 請求人の主張に理由がない		
兵庫県	神戸市	① 市長	24.8.29	31	24.9.27 口頭陳述	① 24.10.25	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 契約締結の撤回、公金の返還請求、補助金支出の差止め				③ 請求人の主張に理由がない		
兵庫県	神戸市	① 市長	25.6.24	1		① 25.7.4	無	
		② 不当に財産の管理を怠る事実				② 却下		
		③ 財産処分取消				③ 請求期間従過		
兵庫県	神戸市	① 市長	25.7.5	1		① 25.7.18	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 却下		
		③ 公金の返還請求				③ 対象となる行為が特定されていない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
兵庫県	姫路市	① 市長	24. 7. 18	1		①	24. 7. 20	無
		② 消防局職員が目的外使用した公用車の経費の支出				②	取下げ	
		③ 返還請求				③		
兵庫県	姫路市	① 市長	24. 7. 19	1	24. 8. 7 口頭陳述	①	24. 9. 14	無
		② 姫路市自治基本条例検討懇話会の開催経費の支払				②	一部却下、一部棄却	
		③ 経費の返還、懇話会の解散				③	財務会計行為だが、違法、不当とは認められない	
兵庫県	姫路市	① 市長	24. 7. 23	1		①	24. 7. 30	無
		② 消防局職員が目的外使用した公用車の経費の支出				②	取下げ	
		③ 返還請求				③		
兵庫県	姫路市	① 市長	(24. 7. 30)	1		①	24. 8. 7	無
		② 市が貸出した台風水害防止用土のうの費用				②	却下 (不受理)	
		③ 返還請求				③	要件不適	
兵庫県	姫路市	① 市長	(24. 10. 23)	1		①	24. 11. 5	無
		② 政務調査費の返還				②	却下 (不受理)	
		③ 返還請求				③	要件不適	
兵庫県	姫路市	① 市長	(24. 11. 6)	1		①	24. 11. 12	無
		② 政務調査費の返還に係る法定利息				②	却下 (不受理)	
		③ 返還請求				③	要件不適	
兵庫県	姫路市	① 市長	(24. 11. 12)	1		①	24. 11. 19	無
		② 政務調査費の返還に係る住民監査請求の再監査				②	却下 (不受理)	
		③ 返還請求				③	要件不適	
兵庫県	姫路市	① 市長	24. 11. 30	1	24. 12. 17 口頭陳述	①	25. 1. 25	有
		② 政務調査費の返還に係る法定利息の不足				②	棄却	
		③ 不足額の返還				③	財務会計行為だが、違法、不当とは認められない	
兵庫県	姫路市	① 市長	(24. 12. 3)	1		①	24. 12. 13	無
		② 副市長の公用車の使用				②	却下 (不受理)	
		③ 返還請求				③	要件不適	
兵庫県	姫路市	① 市長	25. 2. 18	1		①	25. 4. 18	無
		② 除草業務委託契約 (不当な公金の支出)				②	棄却	
		③ 損害の請求、損害防止措置の要求				③	財務会計行為だが、違法、不当とは認められない	
兵庫県	姫路市	① 市長	(25. 2. 22)	1	25. 3. 12 口頭陳述	①	25. 4. 18	無
		② 住民訴訟に要した弁護士費用の返還				②	棄却	
		③ 弁護士費用の返還				③	財務会計行為だが、違法、不当とは認められない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
兵庫県	姫路市	① 市長	25.6.6	1		① 25.8.2	無	
		② 水尾川工事に伴う残地の不正な処分による公金の損失				② 一部却下、一部棄却		
		③ 損害額の返還、条例改正等の措置				③ 財務会計行為だが、違法、不当とは認められない		
兵庫県	姫路市	① 市長	(25.6.28)	1		① 25.7.5	無	
		② 旧家島町による信託契約				② 却下（不受理）		
		③ 返還請求				③ 要件不適		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(24.4.16)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 24.4.26	有	
		② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除				② 却下		
		③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求				③ 違法理由の不摘示、事実証明なし		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(24.4.16)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 24.4.26	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 却下		
		③ 市長に損害賠償請求				③ 違法理由の不摘示、事実証明なし		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(24.8.15)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 24.8.27	有	
		② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除				② 却下		
		③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求				③ 違法理由の不摘示、事実証明なし		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(25.2.12)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 25.2.21	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 却下		
		③ 市長に損害賠償請求				③ 違法理由の不摘示、事実証明なし		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(25.2.25)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 25.3.19	無	
		② 違法、不当な使用貸借契約				② 却下		
		③ 使用者の決算書の提出				③ 措置の不摘示		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(25.4.17)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 25.4.22	有	
		② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除				② 却下		
		③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求				③ 違法理由の不摘示、事実証明なし		
兵庫県	尼崎市	① 市長、こども青少年局長、保育計画担当課長	25.4.19	5	25.5.8陳述の機会を設けるものの直前に行わない旨の連絡あり	① 25.5.30	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 合議不調		
		③ 条例に違反し設置した委員会の開催に係る一切の経費				③		
兵庫県	尼崎市	① 市長、こども青少年局長、保育計画担当課長	25.4.19	3	25.5.8陳述の機会を設けるものの直前に行わない旨の連絡あり	① 25.5.30	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 合議不調		
		③ 条例に違反し設置した委員会の開催に係る一切の経費				③		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(25.5.2)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 25.5.23	有	
		② 違法、不当な公金の支出				② 却下		
		③ 市長に損害賠償請求				③ 違法理由の不摘示、事実証明なし		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
兵庫県	尼崎市	① 市長	(25.8.14)	1	請求書提出時に陳述を行わない旨の申出があった。	① 25.8.27	有	
		② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除				② 却下		
		③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求				③ 違法理由の不摘示、事実証明なし		
兵庫県	明石市	① 市長	25.3.11	1		① 25.3.25	無	
		② 不当に公金の賦課徴収を怠っている。				② 却下(不受理)		
		③ 怠る事実によって被った損害を補填する措置を求めるもの。				③ 公金の賦課徴収を怠る事実に該当しないため。		
兵庫県	明石市	① 市長	25.3.26	1	25.4.16 口頭陳述	① 25.5.8	無	
		② 不当な職員の人件費並びに計算システムの購入費及び維持費の支出				② 棄却		
		③ 不当な職員の人件費並びに計算システムの購入費及び維持費の支出を補填する措置を求めるもの。				③ 支出は不当とは認められない。		
兵庫県	明石市	① 総務部長、総務部職員室長、 新・旧総務部法務課長	25.5.16	1	25.6.25 口頭陳述	① 25.7.5	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 支出のうち違法又は不当な部分につき4名に連帯して返還を求めるもの。				③ 支出について、裁量の範囲を逸脱しているとまでは言えない。		
兵庫県	西宮市	① 市長	24.9.3	10	24.9.20 請求人2名が来庁し陳述	① 24.10.31	有	
		② 違法な法定外公共物の売買・開発許可				② 却下及び棄却		
		③ 法定外公共物の返還請求と開発許可を行わないこと				③ 財務行為に当たらない及び違法ではない		
兵庫県	西宮市	① 市長	24.9.3	1	24.9.20及び9.28 請求人が来庁し陳述	① 24.10.31	有	
		② 違法な法定外公共物の売買				② 却下及び棄却		
		③ 法定外公共物の返還請求				③ 財務行為に当たらない及び違法ではない		
兵庫県	西宮市	① 市長	25.3.28	5	25.4.25 請求人4名が来庁し陳述	① 25.5.24	無	
		② 違法な公費の支出				② 却下及び棄却		
		③ 相手方への公費返還請求				③ 違法な支出は認められない等		
兵庫県	西宮市	① 市長	26.3.26	3	26.4.17 請求人3名が来庁し陳述	① 26.5.23	無	
		② 違法な公費の支出				② 却下及び棄却		
		③ 相手方への公費返還請求				③ 違法な支出は認められない等		
兵庫県	赤穂市	① 市長	25.12.24	1	26.1.9 口頭陳述	① 26.2.13	無	
		② 第三セクターの違法・不当な工事施工を基礎にした金融機関への損失補償金の支払				② 一部棄却、一部却下		
		③ 事業者への返還請求及び金融機関への弁済				③ 補償金の支出は適法であり、それ以外の事項は財務会計行為外あるいは請求期間を徒過している		
兵庫県	宝塚市	① 市長	(25.3.15)	1		① 25.3.29	無	
		② 病院事業会計に対する不当な会計処理を行った。				② 却下(不受理)		
		③ 経緯、責任所在等の説明を市長に対し勧告するよう求める。				③ 不当な会計処理はない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
兵庫県	三木市	① 市長	25. 8. 13	1	25. 9. 19 口頭陳述	① 25. 10. 10	無	
		② 助成金返還金の未収金回収について				② 棄却（一部却下）		
		③ 遅延損害金を加算した返済を求める若しくは、強制執行を行う				③ 違法・不当性なし		
兵庫県	三木市	① 市長	(25. 12. 3)	3		① 25. 12. 10	無	
		② 長年放置されていた里道水路の補修工事への公金の支出について				② 却下（不受理）		
		③ 公金支出の差止めと返還				③ 支出が行われていない。		
兵庫県	高砂市	① 市長	25. 5. 21	3		① 25. 7. 19	有	
		② 高額な弁護士委任契約とそれによる着手金、報酬金の支払				② 棄却		
		③ 市の損害回復を求める措置請求				③ 違法、不当な行為は認められない。		
兵庫県	高砂市	① 市長	25. 11. 12	2		① 26. 1. 9	無	
		② 土地開発公社所有の収益事業用地、特定土地に対する固定資産税・都市計画税の減免				② 認容		
		③ 市に減免額相当の損害が生じていることの損害回復を求める。				③ H21年度からH25年度までの当該土地に係る固都税の減免処分を取消し、H26年6月1日までに所要の措置を講ずること。		
兵庫県	三田市	① 歴代市長、歴代関係職員	24. 5. 15	1	受理前却下のため機会なし	① 24. 5. 31	無	
		② 違法・不当な公金の支出(公金の無駄遣いがある。)				② 却下		
		③ 歴代市長、歴代関係職員による補填				③ 請求期間を徒過している。		
兵庫県	三田市	① 市長	24. 9. 18	1	24. 10. 9 陳述実施	① 24. 11. 13	有	
		② 違法・不当な補助金確定通知(補助金確定額に不適當な支出が含まれている。)				② 却下		
		③ 相手方に対する返還請求				③ 非財務会計行為である。		
兵庫県	三田市	① 市長	25. 10. 10	1	25. 11. 25 陳述実施	① 25. 12. 9	有	
		② 財産の管理を怠る事実(補助金確定額に不適當な支出が含まれているにもかかわらず返還請求を怠っている。)				② 一部認容		
		③ 相手方に対する返還請求				③ 適當な支出であると確認できないものがあることから、補助金交付規則に定める調査等を実施すること。		
兵庫県	三田市	① 市長	25. 10. 22	1	25. 11. 25 陳述実施	① 25. 12. 19	有	
		② 財産の管理を怠る事実(補助金確定額に不適當な支出が含まれているにもかかわらず返還請求を怠っている。)				② 棄却		
		③ 相手方に対する返還請求				③ 不適當な支出はない。		
兵庫県	三田市	① 市長	26. 3. 20	3	受理前却下のため機会なし	① 26. 4. 30	無	
		② 違法・不当な公金の支出(関係団体が負担すべき経費を市が負担している。)				② 却下		
		③ しかるべき対応				③ 期間を徒過している。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
兵庫県	加西市	① 市長	24. 8. 20	1	24. 9. 6 口頭陳述	① 24. 10. 17	無	
		② 違法・不当な契約の締結				② 棄却		
		③ 契約した額の返還請求、今後の支出の差し止め				③ 違法・不当な契約、支出はない		
兵庫県	加西市	① 市長	26. 2. 6	1	26. 2. 13 口頭陳述	① 26. 3. 24	無	
		② 違法・不当に公金の徴収を怠る事実				② 棄却		
		③ 正しい占用料の徴収				③ 違法・不当な事実はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 7. 12	1	1日 来庁による口頭での陳述	① 24. 9. 7	無	
		② 不当な財産の管理				② 棄却		
		③ 市立施設内喫茶店運営に係る使用許可について ほか				③ 当該行為に不当性はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 8. 6	1	1日 来庁による口頭での陳述	① 24. 10. 4	無	
		② 不当な財産の管理				② 棄却		
		③ 庁舎の一部を市職員労働組合の事務所として使用させていることについて				③ 当該行為に不当性はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 8. 21	1	1日 来庁による口頭での陳述	① 24. 10. 19	無	
		② 不当な財産の管理				② 棄却		
		③ 健康福祉センター談話コーナーに係る使用許可について ほか				③ 当該行為に不当性はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	(24. 8. 27)	1		① 24. 9. 21	無	
		② 不当な公金の支出				② 却下（不受理）		
		③ 社協会費の集金方法と補助金の支出				③ 所定の要件を欠いている		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 9. 19	1	なし	① 24. 11. 16	無	
		② 不当な財産の管理				② 棄却		
		③ 社会福祉協議会の事務所に係る使用許可について ほか				③ 当該行為に不当性はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 9. 19	1	なし	① 24. 11. 16	無	
		② 不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 社会福祉協議会に対する補助金支出について				③ 当該公金支出に不当性はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 9. 26	1	1日 来庁による口頭での陳述	① 24. 11. 26	無	
		② 不当な財産の管理				② 棄却		
		③ 市民センター内において使用する指定管理者の事務所について				③ 当該行為に不当性はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 11. 5	1	なし	① 24. 12. 28	無	
		② 不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 県立篠山産業高校丹南分校振興会への補助金支出について				③ 当該公金支出に不当性はない		
兵庫県	篠山市	① 市長	24. 11. 5	1	なし	① 24. 12. 28	無	
		② 不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 県立篠山東雲高等学校振興会への補助金支出について				③ 当該公金支出に不当性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無	
兵庫県	丹波市	① 市長及び学校管理者（校長）	26.1.15	1	請求人の都合を確認し、1/27に設定。請求人へ郵送で通知した。用事が入り追加提出する証拠もないため欠席するとの回答があり、実施せず。	① 26.3.8	無	
		② 学校内水道管から漏水し、長期間放置されていた				② 棄却		
		③ 漏水により発生した水道料金の補てん				③ 早期の漏水発見は困難であり、違法、不当は認められないと判断された。		
兵庫県	淡路市	① 市長	24.4.20	3	24.5.9 口頭陳述	① 24.6.20	有	
		② 違法又は不当な支出行為				② 棄却		
		③ ボーリング調査に係る支出の妥当性				③ 当該支出に違法性はない		
兵庫県	淡路市	① 市長	25.4.12	3	25.6.6 口頭陳述	① 25.6.25	無	
		② 債権回収の怠る事実				② 棄却		
		③ 債権保全のための法的措置の勧告				③ 怠る事実はない		
計		62件					有 20件	無 42件
奈良県	奈良市	① 市長	26.3.17	1	26.3.31 口頭陳述	① 26.5.20	無	
		② 違法な財産の取得（土地の先行取得）				② 棄却		
		③ 当時の関係者に対する損害賠償請求				③ 違法性又は不当性はない		
奈良県	奈良市	① 市長	26.1.6	1	26.1.30 口頭陳述	① 26.3.6	無	
		② 不当な公金の支出（報酬の支払い）				② 棄却		
		③ 支払われた報酬の損害賠償請求				③ 違法性又は不当性はない		
奈良県	奈良市	① 市長	26.1.6	1	26.1.30 口頭陳述	① 26.3.6	無	
		② 違法な財産の取得（土地の先行取得）				② 棄却		
		③ 当時の関係者に対する損害賠償請求				③ 違法性又は不当性はない		
奈良県	奈良市	① 市長	25.3.27	4	25.4.30 口頭陳述	① 25.5.28	有	
		② 違法な契約の締結（土地の先行取得）				② 合議不調		
		③ 当時の関係者に対する損害賠償請求				③		
奈良県	奈良市	① 市長	24.10.9	4	24.11.5 口頭陳述	① 24.12.6	無	
		② 不当な公金の支出（自動車通勤者への通勤手当）等				② 棄却		
		③ 不当な支出の是正等				③ 違法性又は不当性はない		
奈良県	橿原市	① 市長	25.1.15	5	25.1.25 口頭及び書面	① 25.3.12	有	
		② 違法又は不当な公金の支出（政務調査費）				② 棄却		
		③ 返還措置請求				③ 当該支出に違法・不当性はない		
奈良県	橿原市	① 市長	26.1.29	4	26.2.14 口頭及び書面	① 26.3.13	有	
		② 違法又は不当な公金の支出（政務調査費）				② 棄却		
		③ 返還措置請求				③ 当該支出に違法・不当性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
奈良県	生駒市	① 市長	(24.6.8)	1		① 24.6.29	無	
		② 違法な契約の締結及び契約に基づく支出				② 却下(不受理)		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 過去と同一の財務会計行為を監査対象としている。		
奈良県	生駒市	① 市長	(25.1.4)	1		① 25.1.22	無	
		② 公金の賦課・徴収を怠る事実				② 却下(不受理)		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 行為の違法性又は不当性を具体的に適示していない。		
奈良県	生駒市	① 市長	25.1.31	1	25.2.13 口頭陳述	① 25.3.21	有	
		② 違法な委員会の委員へ報酬を支出すること				② 棄却		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 損害が発生していない。		
奈良県	生駒市	① 不明	(25.2.1)	1		① 25.2.19	無	
		② 不明				② 却下(不受理)		
		③ 当時の担当職員及び契約相手方に対する損害賠償請求				③ 行為を個別・具体的に適示していない。		
奈良県	生駒市	① 市長	25.2.25	1	25.3.19 口頭陳述及び証拠の提出	① 25.4.16	有	
		② 不当な補助金の交付				② 棄却		
		③ 補助金の交付差し止め				③ 市長は裁量の範囲を逸脱、又は濫用していない。		
奈良県	生駒市	① 市長及び副市長	(25.8.8)	1		① 25.8.23	無	
		② 広報紙の発行				② 却下(不受理)		
		③ 市長及び副市長に対する損害賠償請求				③ 財務会計上の行為を対象としていない。		
奈良県	生駒市	① 市長及び副市長	(25.8.28)	1		① 25.9.11	無	
		② 不明(特定が不可能)				② 却下(不受理)		
		③ 市長及び副市長に対する損害賠償請求				③ 行為を個別・具体的に適示していない。		
奈良県	生駒市	① 市長	25.11.19	1	25.11.28 口頭陳述	① 25.12.26	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 一部認容、一部棄却		
		③ 不当利得の返還請求を怠る事実				③ 一部について、返還を請求し、報告するよう勧告。その他は適法な支出である。		
奈良県	香芝市	① 常光 文男	25.10.4	1	新たな証拠の提出 25.11.8 口頭陳述	① 25.11.27	無	
		② 職員の措置要求 (土地開発公社解散による連帯債務)				② 棄却		
		③ 第3セクター等改革推進債から回収した約21億円分を買い取り				③ 請求に理由が無い		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
奈良県	葛城市	① 市長	24. 7. 24	1	24. 8. 30 あらかじめ指定した日時に請求人に来庁いただき、監査委員2名出席のもと、口頭陳述により、請求内容とその補足説明を行った。	① 24. 10. 3	無	
		② 公用車である収集運搬車の貸与について随意契約をした結果、予算が大幅に増額された				② 棄却		
		③ 不要な収集運搬車を売却せよ				③ 随意契約には法令根拠があり、新クリーンセンター稼働まで一時的に使用するものであるから、不要とはいえない		
奈良県	葛城市	① 市長	26. 1. 24	1		① 26. 2. 17	無	
		② 吸収源対策公園緑地事業にかかる寄附のある大字とない大字があり、受け取ることは公平に反する				② 却下（不受理）		
		③ 受領した寄附金の返還及び今後は寄附を受けないこと				③ 地方公共団体に損害を与える行為といえない		
奈良県	川西町	① 町長及び職員	24. 12. 14	1	24. 12. 21 口頭陳述	① 25. 2. 7	無	
		② 徴収に係る怠る行為				② 棄却		
		③ 上下水道料金の滞納に係る未回収債権の放置				③ 怠る行為はない		
奈良県	川西町	① 町長及び職員	(25. 5. 28)	1		① 25. 7. 25	有	
		② 徴収に係る怠る行為				② 却下（不受理）		
		③ 上下水道料金の滞納に係る未回収債権の放置				③ 一事不再理		
奈良県	三宅町	① 三宅町監査委員	24. 10. 16	1	24. 11. 26 証拠の書類の提出及び口頭陳述	① 24. 12. 14	無	
		② 違法は公金の支出				② 棄却		
		③ 監査委員は町長に対し必要な措置を講ずるべきである				③ 違法な公金支出とまでは言えない		
奈良県	野迫川村	① 村長、副村長、発注先事業者（西田）	25. 7. 23 (25. 7. 22)	1	陳述なしということでしたので期間をもうけませんでした。	① 25. 9. 17	有	
		② 請負金額130万円以上の違法な随意契約、1事業者に集中した裁量権を著しく逸脱した違法な発注及びこれらの違法な随意契約による損害賠償責任				② 棄却		
		③ 現村長が平成22年6月に就任して以来、西田が13件、総額1668万2923円もの工事を野迫川村から随意契約で受注している。そのうち、3件の工事については地方自治法施行令第167条の2第1項で定めている随意契約によって発注できる請負代金130万円をこえるもの。これら多数の多額の随意契約工事の発注は裁量権を著しく逸脱して違法。また、違法な随意契約によって、工事総額の2割が不当に高くなっており、330万円を下らない損害賠償責任を免れない。				③ 130万円を超える契約については、緊急に対応する案件であり、自治法施行令第167条の2第1項第5号で随意契約が認められており違法性はない。また、平成24年度において、工事関係の随意契約の件数は83件、総額3億4253万7262円で、そのうち西田との契約は7件（8.4%）、契約額1289万7459円（3.8%）と高くなく裁量権を著しく逸脱したとは言えない。また、建設物価等を根拠とした第三者へ委託した設計見積もり金額以内に全ての請負契約は収まっており、工事価格が不当に高いとは言えないため。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
奈良県	上北山村	① 村長	25.8.22	1	25.9.6 口頭陳述	① 25.9.27	無	
		② 不当な契約の締結				② 棄却		
		③ 指定管理者の指定について、協定破棄及び指定管理者再選考				③ 当該契約に不当性はない		
計		23件					有 7件 無 16件	
和歌山県	和歌山市	① 市長	24.10.24 (24.10.9)	2	24.10.31 口頭陳述	① 24.12.4	有	
		② 市が介護保険法に基づく指導監査権限の行使を違法に怠ったことが、介護報酬の不正受給へと結びつき、公金を違法に支出させている。				② 棄却		
		③ 不当な介護報酬分に係る返還請求の措置及び市の指導監査権限の適切な行使				③ 違法又は不当に財産（債権）の管理を怠ったという事実は認められない。		
和歌山県	田辺市	① 市長	(25.2.14)	132		① 25.3.26	無	
		② 違法に財産の管理を怠る事実（不法行為により補助金申請され、交付した補助金について田辺市は損害を被っているが、損害を回復する何ら必要な措置を取っていない。）				② 却下		
		③ ・補助申請者に不法行為により交付を受けた補助金の返還及び損害賠償を請求せよ。 ・市長及び担当職員は田辺市が被った損害を賠償すべき責めを負うべきである。				③ ・違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない。 ・損害が発生していない。		
和歌山県	岩出市	① 市長	26.2.3	1	26.2.28 口頭陳述	① 26.3.31	有	
		② 基本料金制による水道料金の徴収・水道料金納入通知書に基づき、6か月分を納付				② 棄却		
		③ 使用水量に応じた料金との差額の返還と使用水量に応じた料金体系とすること				③ 基本水量・基本料金ともに岩出市の実状や将来負担を適正に判断し定めている。		
和歌山県	かつらぎ町	① 町長	25.7.30	1	25.8.19 証拠の提出及び口述による陳述の機会を与えた	① 25.9.17	無	
		② 違法な委託料の支出（委託業務の実態が無いのに公金を支出した。）				② 棄却		
		③ 相手方に支出した公金を返還させること。				③ 適正な公金の支出である		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	24.4.16	1	24.5.17 口頭陳述	① 24.6.11	無	
		② 町と金融機関の間で締結した開発公社の借入金に対する損失補償契約				② 棄却		
		③ 損失補償契約が無効であることを確認し、それに基づく支払いを一切しないこと				③ 損失補償契約は地方自治法の規定に基づいたものであり無効とは言えない		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	24.5.17	1		① 24.7.11	無	
		② 開発公社所有建物等に対する固定資産税の課税漏れ				② 一部認容		
		③ 過去5年度分の徴収及び当時の町長への損害賠償請求				③ 訴求課税の実施を行うこと		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	24.7.5	1		① 24.8.31	無	
		② 開発公社との土地取引における土地の価格について				② 棄却		
		③ 町が購入した土地価格に係る損害賠償請求				③ 先行取得用地であるため帳簿価格での買い戻しが適当であり請求には理由がない		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	25.11.26	1		① 26.1.15	無	
		② 敬老会記念品温泉招待券の購入方法と支出負担行為について				② 棄却		
		③ 他の温泉施設保有者への謝罪及び実態に即した支出事務の実施				③ 地方自治法に基づく適法な行為である		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	25.11.26	1	25.12.5 口頭陳述	① 26.1.15	無	
		② 町有財産売却価格及び売却方法について				② 棄却		
		③ 損失金の弁償及び町民への謝罪				③ 短期間の売却や予定価格には理由及び根拠があり、地方自治法第242条「違法もしくは不当な財産の処分」には当たらない		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	25.12.25	1	26.1.15 口頭陳述	① 26.2.14	無	
		② 開発公社損失補償としての支出行為について				② 棄却		
		③ 損失補償に伴い町が被った損害の補てん				③ 議会の議決を得ていること等から地方自治法第242条「違法もしくは不当な財産の処分」には当たらない		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	25.12.26	1	26.1.15 口頭陳述	① 26.2.14	無	
		② 新庁舎建設地が土砂災害危険箇所を含むことについて				② 棄却		
		③ 新庁舎建設に係る予算執行の停止				③ 土砂災害防止法など法的な問題はなく、地方自治法第242条「違法もしくは不当な財産の処分」には当たらない		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	26.1.9	1	26.1.15 口頭陳述	① 26.2.14	無	
		② 新庁舎建設地である借地における立木補償について				② 棄却		
		③ 一般会計予算中当該補償部分の執行停止及び修正				③ 地方自治法第242条「違法もしくは不当な財産の処分」には当たらない		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	26.1.8	1	26.1.15 口頭陳述	① 26.2.14	無	
		② 新庁舎建設に係る条例制定と予算上程の整合性について				② 棄却		
		③ 新庁舎建設に係る予算措置の執行停止				③ 地方自治法第222条の趣旨に沿った対応であり請求人の趣旨に理由はない		
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長	26.2.14	1	26.2.19 口頭陳述	① 26.4.8	無	
		② 農業集落排水事業特別会計への繰り出しについて				② 一部認容		
		③ 農集特会が町に与えた損失分の弁済				③ 接続率向上等の短期的な対策及び設備投資等の長期的な対策を		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
和歌山県	白浜町	① 町長	24.5.2	1		① 24.5.31	無	
		② 不当な債務その他義務の負担				② 却下		
		③ 相手方が要求する金銭の負担をしないよう求めた措置請求				③ 財務会計上の行為でない		
和歌山県	那智勝浦町	① 町長	25.10.8	1	25.10.30 口頭陳述	① 25.12.4	無	
		② 違法・不当な台風12号災害復旧工事8件の内容及び契約締結				② 一部却下、一部棄却		
		③ 町長に対する一部費用の返還請求				③ 却下分は請求期間徒過しており、棄却分は請求対象が適切に処理されている。		
計		16件					有 2件 無 14件	
鳥取県	鳥取市	① 市長	25.5.2	2	24.5.28 口頭陳述	① 24.6.7	無	
		② 違法な公金支出（文書の印刷費及び郵送料負担分。）				② 棄却		
		③ 市が蒙った損害を補てんする措置を講ずること				③ 市長の行為に違法性はない		
鳥取県	鳥取市	① 固定資産税課	24.7.20	1	24.8.17 口頭陳述	① 24.8.28	有	
		② 違法な減免処理				② 棄却		
		③ 減免相当額の徴収				③ 当該減免に違法性はない		
鳥取県	米子市	① 市長	24.12.5	1		① 25.1.23	無	
		② 違法な随意契約の締結(随意契約の要件不足)				② 却下		
		③ 契約の解除				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 市長	25.1.25	1		① 25.1.31	無	
		② 情報公開条例違反（文書非公開）				② 却下		
		③ 文書の公開				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 監査委員	25.2.6	1		① 25.2.27	無	
		② 措置要求の却下				② 却下		
		③ 却下の取り消し				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 監査委員	25.3.13	1		① 25.4.1	無	
		② 措置要求の却下				② 却下		
		③ 却下の取り消し				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 監査委員	25.4.1	1		① 25.4.26	無	
		② 議会の陳情不採択				② 却下		
		③ 陳情審議の確認				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 市長、議長、総務管財課長	25.5.1	1		① 25.6.4	無	
		② 情報公開条例違反（文書非公開）				② 却下		
		③ 文書の公開				③ 財務会計上の行為でない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
鳥取県	米子市	① 市長	25. 5. 2	1		① 25. 6. 4	無	
		② 情報公開条例違反（文書非公開）				② 却下		
		③ 文書の公開				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 市長	25. 5. 22	1		① 25. 6. 4	無	
		② 情報公開条例違反（文書非公開）				② 却下		
		③ 文書の公開				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 市長、議長、総務管財課長	25. 6. 17	1		① 25. 7. 16	無	
		② 情報公開条例違反（文書非公開）				② 却下		
		③ 文書の公開				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	米子市	① 米子市長	25. 11. 20	3		① 25. 12. 11	無	
		② 市道管理（道路の舗装）				② 却下		
		③ 道路舗装幅の原状回復				③ 財務会計上の行為でない		
鳥取県	大山町	① 町長	24. 9. 10	1	24. 11. 5 口頭陳述	① 24. 11. 8	無	
		② 公社の経費への疑義				② 棄却		
		③ 公社への補助金の返還				③ 公社の経費は適正である		
鳥取県	大山町	① 町長	25. 3. 19	1	25. 4. 5 口頭陳述	① 25. 4. 23	無	
		② 職員の業務怠慢				② 棄却		
		③ 支払給料の返還				③ 請求対象行為の明確な根拠説明なし		
鳥取県	南部町	① 町長	25. 5. 30	13	25. 6. 28	① 25. 7. 26	無	
		② 違法な契約の締結（行政財産と考えられるのに売却を行った）				② 棄却		
		③ 土地売却を無効とするため若しくは損害を補填又は必要な措置をせよ				③ 違法性はない		
鳥取県	伯耆町	① 監査委員	24. 10. 18	1	24. 11. 20 口頭陳述。ただし入院を理由に出庁しなかった。	① 24. 12. 10	有	
		② 宅地に隣接する農道法面の占有について				② 棄却		
		③ 原状回復				③ 行政上の過失なし。		
計		16件					有 2件 無 14件	
島根県	松江市	① 市長	25. 7. 8	1		① 25. 7. 23	無	
		② 不当な赤字額				② 却下		
		③ 正確な決算監査を求める。市長の責任を問う。				③ 監査対象として不適法		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
島根県	出雲市	① 出雲市長	24.4.26	1	24.5.7 口頭陳述	① 24.6.11	有	
		② ・条例によらず要綱により執行機関の附属機関を違法に設置した。 ・違法に設置された附属機関の委員に対し、要綱に基づき報酬および費用弁償を行った。				② 棄却		
		③ ・要綱に基づいて設置された違法な市民懇話会及び条例案検討会の解散 ・違法な委員会の設置に伴い委員等に支払われた報酬その他の経費の損害賠償 ・監査委員が市長その他の執行機関又は職員の陳述の聴取を行う場合において、請求者を立ち合わせる事 ・監査委員は、市長その他の執行機関又は職員に対し、監査の手続きが終了するまでの間、当該違法行為を停止すべきことを勧告すること				③ 棄却理由：市民懇話会及び条例案検討会は、自治法の規定に違反しているが、委員に対する公金の支出は、適法状態であっても同様の支出が見込まれ、市に損害が生じていないため。 意見：対象組織を、条例に基づく附属機関として早急に設置すること。併せて類似組織の見直しをすること		
計		2件					有 1件 無 1件	
岡山県	岡山市	① 市長	24.4.25	1法人	24.5.15 口頭による陳述	① 24.6.21	有	
		② 政務調査費の返還請求を怠る行為は違法				② 棄却		
		③ 政務調査費について返還請求することを求める				③ 一部返還すべき額が認められたが、各会派から自主的に市へ返還がなされたため		
岡山県	岡山市	① 市長	25.4.30	1法人	25.5.23 口頭による陳述	① 25.6.26	有	
		② 政務調査費の返還請求を怠る行為は違法				② 一部容認		
		③ 政務調査費について返還請求することを求める				③ 一部返還すべき額があると認められたため		
岡山県	岡山市	① 市長	26.1.20	1		① 26.2.6	無	
		② 水路上(市道上)の不法占拠構造物を黙認し、市有財産の管理を怠っている行為				② 却下		
		③ 当該行為の是正				③ 請求に理由がないため		
岡山県	岡山市	① 市長	26.2.6	1		① 26.2.28	無	
		② 行政財産(給水装置)を個人に処分したことは違法				② 却下		
		③ 当該行為の是正				③ 請求に理由がないため		
岡山県	岡山市	① 市長	26.3.3	1		①	無	
		② 寄贈土地の管理を怠っていること				② 取下げ		
		③ 怠る事実を改めること				③		
岡山県	岡山市	① 市長	26.3.17	1		① 26.4.30	無	
		② 寄贈土地の管理を怠っていること				② 却下		
		③ 怠る事実を改めること				③ 請求に理由がないため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
岡山県	岡山市	① 市長	26.3.24	1		① 26.5.22	無	
		② 行政財産(水道管)を個人に無償譲与する行為は違法				② 却下		
		③ 当該行為の是正				③ 請求に理由がないため		
岡山県	倉敷市	① 倉敷市又は開発業者	24.8.17	1		① 24.8.28	無	
		② 開発業者の行為(工事車両の通行)				② 却下		
		③ 請求人住宅周辺で施工された開発工事に伴う敷地及び建物の被害拡大防止のための工事を行うこと				③ 非財務会計行為		
岡山県	倉敷市	① 市職員(税務部職員)	24.10.18	5	24.11.14 口頭陳述	① 24.12.17	有	
		② 違法に公金の賦課を怠る事実(現況と異なる課税を行っている)				② 一部認容		
		③ 固定資産税の賦課にあたり、現況を無視した格安な課税が行われているので、是正と過去の損害を補てんするよう請求				③ 事実を書する書面に基づき、適正な課税がされているとは言い難いため、再度調査・評価を期日までに行うこと。 過去の損害については、事実認定が困難であり判断できない。		
岡山県	倉敷市	① 市長	24.12.21	7	25.1.18 口頭陳述	① 25.2.19	有	
		② 違法・不当に財産の管理を怠る事実(行政視察旅費等は政務調査費とは認められない)				② 棄却		
		③ 市議会会派が行った行政視察に係る旅費の支出等は、政務調査費に該当しないもので市に損害が発生しているため、当該損害に対する賠償を請求				③ 支出された旅費等は、基準に違反するものではなく不法行為を構成しないため、損害が発生しているとは言えない。		
岡山県	倉敷市	① 市長	25.10.4	1	25.10.29 口頭陳述	① 25.12.2	無	
		② 違法・不当に財産の管理を怠る事実(行政財産使用料の徴収を怠っている)				② 棄却		
		③ 市(旧)事務所敷地内に通勤用自動車を無料で駐車しているのは、違法・不当であるため、使用料を徴収するなどの措置を求める				③ 既に請求人が求める措置がされたこと、及び対応を継続していることが認められ、違法・不当に財産の管理を怠っているとは認められない。		
岡山県	倉敷市	① 市長	25.12.25	7	26.1.23 口頭陳述	① 26.2.21	有	
		② 違法・不当に財産の管理を怠る事実(行政視察旅費等は政務調査費とは認められない)				② 棄却		
		③ 市議会会派が行った行政視察に係る旅費の支出等は、政務調査費に該当しないもので市に損害が発生しているため、当該損害に対する賠償を請求				③ 支出された旅費等は、使途基準に違反するものではなく不法行為を構成しないため、損害が発生しているとは言えない。		
岡山県	津山市	① 市長	24.5.10	1	1日 口述	① 24.7.6	無	
		② 公金の支出(公金の支払いが違法又は不当)				② 棄却		
		③ 政務調査費の一部返還請求				③ 理由なし		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
岡山県	玉野市	① 玉野市職員	25.6.21	1	なし	① 25.7.5	無	
		② 不当な公金支出				② 却下		
		③ 不当に支出された公金相当額の返還				③ 請求要件を具備しない		
岡山県	備前市	① 備前市長	26.1.9	1	1日 口頭陳述(ただし欠席のため実施なし)	① 26.3.7	有	
		② 備前市所有の建物を賃貸借していた間に発生した電気配線等の盗難被害について、原状回復の費用請求を怠り、賃借人並びに連帯保証人に対し不当な債務免除を行い、備前市に対して経済的損失を与えようとしている。				② 棄却		
		③ 備前市長は賃借人並びに連帯保証人に対して損害賠償請求を行うこと				③ 請求人の主張に理由がない		
岡山県	赤磐市	① 市長	24.6.20	4		① 24.7.2	無	
		② 市民病院事業にかかる違法・不当な支出				② 却下		
		③ 予算の執行停止				③ 請求に理由なし		
岡山県	真庭市	① 真庭市職員(農業共済担当)	25.3.20	1		① 25.4.11	無	
		② 農作物共済(水稲共済) 賦課金について				② 却下		
		③ 農作物共済(水稲共済) 賦課金の不当性について				③ 監査請求書が法令に定められた要件を備えていない		
岡山県	美作市	① 市長を含む関係職員	25.12.24	1	26.1.28 陳述会の開催	① 26.2.21	有	
		② 違法な支出				② 棄却		
		③ 補正予算の凍結勧告及び執行した場合は市長及び関係職員に対する損害賠償請求				③ 当該支出には違法性はない		
岡山県	美作市	① 市長を含む取締役員	26.2.17	1	26.4.2 陳述会の開催	① 26.4.7	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 取下げ		
		③ 損害の弁償				③		
岡山県	和気町	① 和気町長	24.12.18	1	25.1.18 11:00~11:30 口頭陳述	① 25.2.13	無	
		② 樹木伐採委託料の支出、違法な公金支出				② 棄却		
		③ 公金の返還				③ 措置の必要なし		
岡山県	和気町	① 和気町長	26.1.31	1	26.2.28 10:00~11:00 口頭陳述	① 26.3.31	無	
		② 行政協力業務委託料の支出、不当な公金支出				② 棄却		
		③ 公金の返還				③ 請求人の主張に理由なし		
岡山県	里庄町	① 町長	25.9.17	1	25.10.11 口頭陳述	① 25.10.25	有	
		② 公金の支出(委託料)				② 一部容認		
		③ 不当な支出額の返還				③ 委託料の支払いについて調査し、必要な措置を講じるよう勧告する。		
計		22件					有 8件 無 14件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
広島県	広島市	① 市長	24. 8. 13	1	24. 9. 4 口頭陳述・公開	① 24. 9. 27	有	
		② 違法又は不当な財産の処分（法定外公共物の譲与の取消しについて）				② 棄却		
		③ 契約の破棄				③ 契約に違法又は不当な点はない		
広島県	広島市	① 市長	24. 9. 12	1	24. 9. 27 口頭陳述・公開	① 24. 11. 9	有	
		② 違法又は不当な公金の支出（政務調査費の交付について）				② 一部認容（一部棄却）		
		③ 支出金の返還				③ 違法又は不当な支出の返還を求めるなどの必要な措置（支出基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出とは認められない）		
広島県	広島市	① 職員	24. 10. 11	1	24. 11. 1 口頭陳述・公開	① 24. 12. 7	無	
		② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（公有財産の管理について）				② 一部棄却（一部却下）		
		③ 財産の適切な管理及び職員の解職				③ 財産の管理を怠る事実は認められない（請求の対象外である）		
広島県	広島市	① 市長及び職員	25. 1. 21	1	25. 2. 15 口頭陳述・公開	① 25. 3. 28	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（契約解除に伴う公金の支出について）				② 一部棄却（一部却下）		
		③ 支出金の返還				③ 契約解除及び支出行為に違法又は不当な点はない（支出日から1年を経過している）		
広島県	広島市	① 市長及び職員	25. 2. 18	1	25. 2. 27 口頭陳述・公開	① 25. 3. 28	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（政務調査費の交付について）				② 認容		
		③ 支出金の返還				③ 違法な支出の返還を求めるなどの必要な措置		
広島県	広島市	① 職員	25. 3. 14	2		① 25. 5. 9	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（ピラ作成に伴う公金の支出について）				② 棄却		
		③ 支出金の返還				③ 支出行為に違法又は不当な点はない		
広島県	広島市	① 市長	25. 7. 4	1		① 25. 8. 9	有	
		② 違法又は不当な公金の支出（政務調査費の交付について）				② 棄却		
		③ 支出金の返還				③ 支出基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出とは認められない		
広島県	広島市	① 市長	25. 12. 26	1		① 26. 2. 17	無	
		② 違法又は不当な公金の支出（契約履行に伴う公金の支出について）				② 棄却		
		③ 支出金の返還				③ 支出行為に違法又は不当な点はない		
広島県	呉市	① 市長及び企業管理者（前・元）	24. 5. 23	17	24. 6. 6 口頭陳述	① 24. 6. 21	無	
		② 不当な公金の支出（不利な中途解約条項による解約金の支出）				② 棄却		
		③ 市長及び企業管理者に対する損害賠償請求				③ 有効な契約に基づく支出であり不当性はない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無	
広島県	呉市	① 環境政策課長	25. 8. 16	1	25. 9. 3 口頭陳述	① 25. 10. 10	無	
		② 違法な公金の支出（要綱に違反した報償金の支出）				② 棄却		
		③ 支出した報償金の返還請求				③ 要綱違反はなく違法性はない。		
広島県	呉市	① 市長	26. 3. 19	2	26. 4. 7 口頭陳述	① 26. 5. 15	有	
		② 違法な契約の締結（要領に違反した入札）				② 却下		
		③ 市長に対する契約の解除及び既払金等返還の請求				③ 財産的損失はない。		
広島県	三原市	① 市長	25. 3. 25	1	25. 4. 2 口頭陳述	① 25. 4. 22	無	
		② 違法な議員報酬及び委託料、補助金の支出				② 棄却		
		③ 違法な支出の返還				③ 当該支出に違法性はない		
広島県	三原市	① 市長	25. 3. 25	1	25. 4. 2 口頭陳述	① 25. 4. 22	無	
		② 違法な財産の貸付				② 棄却		
		③ 免除された貸付料の徴収				③ 当該貸付に違法性はない		
広島県	三原市	① 市長	25. 3. 25	1	25. 4. 2 口頭陳述	① 25. 4. 22	無	
		② 違法な委員会の設置及びそれに関する支出				② 棄却		
		③ 違法な支出の返還				③ 当該支出に違法性はない		
広島県	三原市	① 市長	(25. 4. 4)	1		① 25. 4. 23	無	
		② 違法な食糧費の支出				② 却下（不受理）		
		③ 違法な支出に対する処分				③ 1年以上経過		
広島県	三原市	① 市長	25. 5. 7	1	25. 5. 21 口頭陳述	① 25. 6. 24	無	
		② 違法な工事に対する支出				② 棄却		
		③ 違法な支出の返還				③ 当該支出に違法性はない		
広島県	三原市	① 職員	25. 7. 23	1	25. 8. 9 口頭陳述	① 25. 9. 3	無	
		② 使用料の賦課漏れ				② 棄却		
		③ 職員の処分				③ 当該行為に過失はない		
広島県	三原市	① 市長	(25. 8. 5)	1		① 25. 9. 3	無	
		② 違法な補助金の支出				② 却下（不受理）		
		③ 違法な支出の返還				③ 要件を満たしていない		
広島県	三原市	① 委託業者	(25. 8. 5)	1		① 25. 8. 12	無	
		② 不正経理				② 却下（不受理）		
		③ 委託料の返還				③ 要件を満たしていない		
広島県	三原市	① 指定なし	(25. 10. 15)	1		① 25. 11. 8	無	
		② 違法な補助金の支出				② 却下（不受理）		
		③ 補助団体の違法な支出の調査				③ 要件を満たしていない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
広島県	三原市	① 指定なし	(25.10.15)	1		① 25.11.8	無	
		② 補助団体の特定の候補者への選挙協力				② 却下 (不受理)		
		③ 違法な事実の調査				③ 要件を満たしていない		
広島県	尾道市	① 市長	24.6.22	1		① 24.7.3	無	
		② 財産の取得をしないこと。				② 却下		
		③ 多目的広場への備品の配置				③ 請求要件に不適合		
広島県	尾道市	① 市長	25.6.14	1法人		① 25.7.4	無	
		② 違法・不当な公金の支出				② 却下		
		③ 介護施設整備等補助金の返還請求				③ 違法・不当の事実証明がない。		
広島県	尾道市	① 市長	25.8.27	1法人	25.9.25 請求要旨の説明	① 25.10.23	有	
		② 違法・不当な公金の支出				② 却下		
		③ 介護施設整備等補助金の返還請求				③ 違法・不当の事実証明がない。		
広島県	尾道市	① 市長	25.8.27	1		① 25.10.23	無	
		② 違法・不当な公金の支出				② 却下		
		③ 介護施設整備等補助金の返還請求				③ 違法・不当の事実証明がない。		
広島県	府中市	① 市長	25.1.25	5	25.2.15 口頭陳述	① 25.2.15	無	
		② 違法・不当な支出				② 棄却		
		③ 損害の補てん請求				③ 当該支出に違法性はない		
広島県	府中市	① 市長	25.3.19	4		① 25.4.16	無	
		② 財産区預金の取引停止は不当				② 却下		
		③ 取引停止の撤回請求				③ 財務行為がない		
広島県	府中市	① 市長	25.4.5	6	25.4.30 口頭陳述	① 25.5.29	無	
		② 顧問弁護士に支払った旅費・日当は違法・不当な支出				② 棄却		
		③ 損害の返還請求				③ 当該支出に違法性はない		
広島県	府中市	① 市長	25.12.3	4		① 26.1.7	無	
		② 会社の違法な事業に対する市の債務保証は違法				② 却下		
		③ 債務保証の解除請求				③ 財務行為がない		
広島県	庄原市	① 庄原市長	24.6.15 (24.5.23) (24.5.28)	420	24.7.4 口頭陳述	① 24.7.18	無	
		② 財産の管理を怠る事実				② 棄却		
		③ 補助対象事業者から補助金返還させることの措置				③ 直ちに補助金返還命令を行わなければならない根拠が存在しない。また、補助金返還請求権に基づく補助金返還命令は市長に与えられている裁量行為である。よって、請求に理由がないと認める。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
広島県	大竹市	① 市長、売却手続き担当職員等	24.12.10	15	陳述の意思がないと回答を受けた	①	25.1.28	有
		② 市所有の土地を違法な手続きで処分した				②	棄却	
		③ 市長、売却手続き担当職員等に損害賠償請求				③	当該手続きに違法不当性はない	
広島県	大竹市	① 市長、関係職員	25.12.10	1	25.12.17 口頭陳述	①	26.1.24	無
		② 住宅使用料の督促や時効の中断手続きを怠った				②	一部棄却	
		③ 市長、関係職員に不納欠損額、裁判費用の補てん				③	督促や時効の中断手続きを怠っていたとはいえない	
広島県	東広島市	① 地域政策課長	26.1.28	3	26.2.19 陳述	①	26.3.27	有
		② 不当かつ違法な公金の支出（地方公共団体が行うべき事務の範囲を超えた部分に要した費用）				②	棄却	
		③ 損害賠償請求並びに将来同様な損害を発生せしめないために必要な措置請求				③	違法性、不当性はなく、請求に理由がない。	
広島県	廿日市市	① 担当課長	24.11.6	1		①	24.12.25	無
		② 公金の賦課及び徴収を怠った				②	却下	
		③ 原状回復又は料金の徴収				③	住民監査請求の対象行為に該当しない。	
広島県	安芸高田市	① 市長	24.5.14 (24.5.14)	1		①	24.6.5	有
		② 違法な公金の支出（宗教上の行為に対する補助）				②	却下	
		③ 市長、職員に対する損害賠償請求				③	財務会計上の行為でない	
広島県	熊野町	① 町長	24.4.17	1		①	24.5.24	無
		② 熊野町高齢者能力活用協会の決算書及び協会全体の監査				②	却下	
		③ 決算書及び協会全体の監査の実施				③	住民監査請求の要件に該当しない	
広島県	熊野町	① 町長	24.4.17	1		①	24.5.24	無
		② NPO法人熊野町人材センターの決算書及び協会全体の監査				②	却下	
		③ 決算書及び協会全体の監査の実施				③	住民監査請求の要件に該当しない	
広島県	熊野町	① 町長	24.7.4	1		①	24.7.23	無
		② 熊野町高齢者能力活用協会の決算書及び協会全体の住民監査請求の監査結果に対する異議申立				②	却下	
		③ 決算書及び協会全体の監査の実施				③	同一人は同一事件について再監査請求はできない	
広島県	熊野町	① 町長	24.7.4	1		①	24.7.23	無
		② NPO法人熊野町人材センターの決算書及び協会全体の住民監査請求の監査結果に対する異議申立				②	却下	
		③ 決算書及び協会全体の監査の実施				③	同一人は同一事件について再監査請求はできない	
広島県	熊野町	① 町長	24.11.12	1		①	24.12.17	無
		② 所有権の無いものとの賃貸借契約締結				②	却下	
		③ 熊野町職員措置請求				③	同一人は同一事件について再監査請求はできない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
広島県	熊野町	① 町長	25. 1. 21	1		① 25. 2. 28	無	
		② 所有権の無いものとの賃貸借契約締結				② 却下		
		③ 熊野町職員措置請求				③ 同一人は同一事件について再監査請求はできない		
計		41件					有 8件 無 33件	
山口県	宇部市	① 市長	24. 8. 23	1	24. 9. 6 口頭陳述	① 24. 10. 19	有	
		② 都市計画税の課税漏れの対象者に対し遡及せずに課税したこと				② 合議不調		
		③ 5年間遡及して課税するよう是正を求める				③		
山口県	宇部市	① 市長	(24. 8. 28)	1	なし	① 24. 9. 13	無	
		② 固定資産評価審査決定書棄却取り消し請求控訴事件の判決				② 却下 (不受理)		
		③ 先の判決は第三者に対しても効力を有するため、第三者に返還金の支払いを求める				③ 請求要件を欠いており、補正を求めたが応じなかったため		
山口県	宇部市	① 選挙管理委員会事務局長	24. 9. 13	1	なし	① 24. 10. 29	無	
		② 選挙の開票作業で確定時刻が予定より1時間10分ずれ込んだこと				② 却下		
		③ 市職員45人分の残業代を補填する措置を求める				③ 請求の実体的要件の欠如		
山口県	宇部市	① 市長	24. 10. 15	1	24. 11. 9 口頭陳述	① 24. 11. 28	無	
		② 損害賠償請求事件において弁護士費用および遅滞損害金の発生したこと				② 却下		
		③ 市が支出した弁護士費用及び遅滞損害金の補填を求める				③ 期間徒過		
山口県	宇部市	① 市長及び職員	26. 3. 13	1	26. 4. 2 口頭陳述	① 26. 4. 30	無	
		② 小規模治山事業に係る支出行為				② 棄却		
		③ 支出行為が違法又は不当であるため損害の補填を求める				③ 請求に理由がない		
山口県	防府市	① 市長	24. 5. 31	1	期間：1日 方法：口頭及び補足資料	① 24. 7. 25	無	
		② 市職員労働組合売店に係る行政財産使用料の全額免除				② 棄却		
		③ 使用料全額免除処分の取消し ・行政財産使用許可申請書への財産使用料計算式の記入				③ 不当な減免とはいえない		
山口県	防府市	① 市長	24. 7. 26	1	期間：1日 方法：口頭及び補足資料	① 24. 9. 19	無	
		② 非常勤監査委員の報酬				② 却下		
		③ 報酬の減額又は日額制への変更				③ 条例の改正を求めるものであるため		
山口県	防府市	① 市長及び産業振興部次長	25. 3. 22	1	期間：1日 方法：口頭及び補足資料	① 25. 5. 17	有	
		② 市が発注した林道工事に係る変更契約				② 棄却		
		③ 無効な契約に基づき発生した損害の補填 ・請負業者に対する損害賠償請求				③ 請求人の主張には理由がないため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
山口県	光市	① 市長	25.10.9	1	なし	① 25.11.7	無	
		② 違法な補助金支出（地方財政法によれば税金支出は違法。）				② 却下		
		③ 税金の返還または賠償の請求				③ 期間途過		
山口県	光市	① 市長	25.12.12	1	25.12.18 口頭陳述	① 26.2.4	無	
		② 違法な補助金支出（地方財政法によれば税金支出は違法。）				② 棄却		
		③ 税金の返還または賠償の請求				③ 当該補助金の支出に違法性はない。		
山口県	美祢市	① 市長	25.5.30	1	請求人から陳述辞退の申出があり、陳述なし	① 25.7.17	無	
		② 剰余金が発生したのに、市長が返還請求をしていないのは違法				② 棄却		
		③ 剰余金の返還請求等必要な措置				③ 違法性は存在せず、請求に理由がない		
山口県	山陽小野田市	① 市長	26.3.18	1	26.4.3 口頭陳述	① 26.5.15	有	
		② 違法な使用料の減免				② 棄却		
		③ 使用料減免に係わる市長に対する損害賠償請求				③ 当該減免に違法性はない		
山口県	周防大島町	① 町長	25.2.8	1	25.3.25 口頭陳述	① 25.4.9	無	
		② 違法な契約に基づく不当な公金支出（違法な随意契約による支出は違法である）				② 却下		
		③ 損害賠償、公契約の停止など必要な措置を講ずること				③ 期間徒過		
山口県	周防大島町	① 町長	25.6.18	1	25.7.16 口頭陳述	① 25.8.16	無	
		② 違法・不当な公金支出（土地の購入目的が不明確で瑕疵がある）				② 棄却		
		③ 損害賠償、当該土地取得に起因する新たな不当な公金の支出防止など必要な措置を講ずるよう勧告する事				③ 違法・不当な支出に該当するものとは認められない		
山口県	周防大島町	① 町長	25.7.1	1	なし	① 25.8.30	無	
		② 違法・不当な公金支出（違法な行政事務に伴う支出は違法・不当である）				② 却下		
		③ 損害賠償など必要な措置を講ずるよう勧告すること				③ 請求要件を欠き不適法なものと認められる		
山口県	周防大島町	① 町長	25.7.17	1	なし	① 25.9.13	無	
		② 違法・不当な公金支出（職員に対する指揮監督義務を怠ったことによる違法・不当な支出）				② 却下		
		③ 損害賠償など必要な措置を講ずるよう勧告すること				③ 請求要件を欠き不適法なものと認められる		
山口県	周防大島町	① 町長	25.8.5	1	25.9.10 口頭陳述	① 25.10.4	無	
		② 違法かつ不当に公金の賦課徴収を怠った（権利能力なき社団に対して法人町民税を賦課徴収していない）				② 棄却		
		③ 法人町民税の賦課徴収並びに延滞金及び過料を課すなど必要な措置を講ずるよう勧告すること				③ 法人町民税の賦課徴収に違法又は不当に怠る事実は認められない		
山口県	上関町	① 住民	26.3.26 (26.3.25)	3	期間：1日 方法：監査委員に対し補足説明	① 26.5.22	無	
		② 町税の不能欠損処分の違法性				② 棄却		
		③ 町長に損害賠償請求				③ 請求人の主張には、理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
計		18件					有 3件 無 15件
徳島県	徳島市	① 市長	24. 4. 27	3 (市民 団体1 市民2)	24. 5. 16 日時を調整し、監査委員 全員の出席により請求人 の補足説明を聞いて、請 求内容を確認する。	① 24. 6. 15	無
		② 財産管理及び使用料徴収を怠る事実				② 棄却	
		③ 市有地不法占有状態の是正及び使用料徴収措置を市長に求める				③ 直ちに違法とはいえず、また、市に 損害も生じていない。	
徳島県	徳島市	① 市長、各公営企業管理者	(24. 4. 27)	3 (市民 団体1 市民2)	実施していない	① 24. 5. 29	無
		② 違法な公金の支出(22年度職員互助会への補助金)				② 却下	
		③ 違法な補助金支出により市が被った損害の賠償				③ 請求期間を経過したため。	
徳島県	徳島市	① 市長	24. 5. 16	3 (市民 団体1 市民2)	24. 5. 28 日時を調整し、監査委員 全員の出席により請求人 の補足説明を聞いて、請 求内容を確認する。	① 24. 6. 20	無
		② 財産管理を怠る事実(学校敷地の教職員無償駐車場の是正及び使用料徴収)				② 却下及び棄却	
		③ 学校敷地における教職員無償駐車場の是正及び使用料徴収措置を市長に求める。				③ 使用料徴収は請求要件を満たさない ため却下。財産管理を怠る事実は理 由がないため棄却。	
徳島県	徳島市	① 市長、各公営企業管理者	24. 7. 12	5 (市民 団体1 市民4)	24. 7. 26 日時を調整し、監査委員 全員の出席により請求人 の補足説明を聞いて、請 求内容を確認する。	① 24. 8. 23	有
		② 違法な補助金支出(24年度職員互助会への補助金)				② 棄却	
		③ 違法な補助金支出により市が被った損害の賠償を市長に求める				③ 理由がないため。	
徳島県	徳島市	① 市長	24. 7. 12	3 (市民 団体1 市民2)	24. 7. 26 日時を調整し、監査委員 全員の出席により請求人 の補足説明を聞いて、請 求内容を確認する。	① 24. 8. 30	無
		② 怠る事実				② 却下及び棄却	
		③ 道路敷地の無償使用許可は違法であるため、これによる不法占有状態の是正及び占有者が受けた不当利得を市に返還させることを市長に求める				③ 使用許可は財務会計行為でないため 却下。明渡し請求は6/15より前は同 一内容の再請求のため却下、以後は 理由がないため棄却。 不当利得返還に係る却下・棄却につ いては明渡し請求と同様の判断。	
徳島県	徳島市	① 市長、各公営企業管理者	24. 9. 26	3 (市民 団体1 市民2)	24. 10. 5 日時を調整し、監査委員 全員の出席により請求人 の補足説明を聞いて、請 求内容を確認する。	① 24. 11. 8	無
		② 違法な補助金支出(23年度職員互助会への補助金)				② 棄却	
		③ 違法な補助金支出により市が被った損害の賠償を市長に求める				③ 違法又は不当とまではいえないた め。	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
							①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
徳島県	徳島市	①	市長	25. 1. 21	2	25. 1. 28 日時を調整し、監査委員全員の出席により請求人の補足説明を聞いて、請求内容を確認する。	①	25. 2. 19	無
		②	違法な公金支出の返還				②	却下及び棄却	
		③	公民館長の不正経理について、これによる損害額				③	公民館運営費からの支出については本市の財務会計行為との関連がないため却下。 市公民館連絡協議会から公民館長への旅費支出については、理由がないため棄却。	
徳島県	徳島市	①	市長	25. 8. 23	1	実施していない。 機会を設けたものの、請求人が出席しなかったため。	①	25. 10. 11	無
		②	財産管理を怠る事実				②	棄却	
		③	市道不法占用状態の是正及び占用者からの使用料徴収を市長に求める				③	違法又は不当とまではいえないため。	
徳島県	徳島市	①	市長	25. 9. 26	8	25. 9. 26 日時を調整し、監査委員全員の出席により請求人の補足説明を聞いて、請求内容を確認する。	①	25. 11. 5	無
		②	財産管理を怠る事実				②	却下及び棄却	
		③	市の処理施設に他地区からの廃棄物を違法に搬入している状態の是正を市長に求める				③	市への賠償を求める請求は理由がないため棄却。 その余の請求は監査の対象と認められないので却下。	
徳島県	徳島市	①	市長	26. 3. 20	48	26. 3. 26 日時を調整し、監査委員全員の出席により請求人の補足説明を聞いて、請求内容を確認する。	①	26. 5. 7	有
		②	違法な公金の支出				②	却下及び棄却	
		③	根拠のない契約に基づく、当該土地改良区への賃借料・委託料支出の返還請求、他の土地改良区への支出の調査及び是正、職員の服務規律是正				③	他の土地改良区への支出は事実証明書の添付がないため、職員の服務規律是正は財務会計行為非該当のためそれぞれ却下。 当該土地改良区への支出については理由がないため棄却。	
徳島県	鳴門市	①	企業局長及び企業局職員	24. 9. 14	3	陳述の機会を24. 9. 26に設定。文書で通知し出欠を返送してもらう方法。	①	24. 10. 19	有
		②	違法な公金の支出				②	合議不調	
		③	企業局長及び関係職員に対する損害賠償請求				③		
徳島県	鳴門市	①	企業局長及び企業局職員	24. 9. 26	2	陳述の機会を24. 10. 11に設定。文書で通知し出欠を返送してもらう方法。	①	24. 11. 27	有
		②	違法な公金の支出				②	合議不調	
		③	企業局長及び関係職員に対する損害賠償請求				③		
徳島県	小松島市	①	小松島市	24. 6. 20 (24. 6. 12)	3		①	24. 7. 10	無
		②	市が発注した工事（談合の疑いがある）				②	棄却	
		③	市が損害を被ったと思われる金額について業者に損害賠償請求				③	本請求に理由がない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員	25.12.4	1	26.1.8 口頭陳述	①	26.1.28	有
		② 市有地及び法定外公共物を不法占用されたことに対する、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の不行使（財産の管理を怠る事実）				②	棄却	
		③ 市有地に産業廃棄物を不法投棄し不法に占有していた者に対する不当利得返還請求権に基づく賃料相当額請求及び土壌汚染についての損害賠償請求。水路上に建物を建築し不法に占有している者に対する不当利得返還請求権に基づく占有料相当額請求及び所有権の返還請求権に基づく明渡し請求。				③	請求に理由がない	
徳島県	阿波市	① 教育委員会	25.6.17	1	25.6.26 口頭陳述	①	25.6.28	無
		② 不当な公金の支出				②	却下（受理後却下）	
		③ 体育協会から所属団体へ交付された補助金は不当な公金の支出であるため、返還を求める				③	地方自治法第242条第1項に規定する要件を満たしていない	
徳島県	阿波市	① 市長	25.10.29	1	25.11.27 口頭陳述	①	25.12.10	有
		② 財産の管理を怠る事実				②	棄却	
		③ 財務規則に違反して境界標柱等を設置していないことは財産の管理を怠っているとして、境界標柱等の設置を求める				③	境界標柱等を設置していないことは、違法に財産管理を怠っているとはいえない	
徳島県	阿波市	① 市長	25.12.24	1	26.1.24 口頭陳述	①	26.1.31	無
		② 違法不当な公金の支出				②	棄却	
		③ 交付者以外の者による助成券の不正利用がなされていることは違法不当な行為であり、それに基づく支出も公金の違法不当な支出であるため、要綱改正等を求める				③	市職員の行為が違法不当であるかが住民監査請求の対象となり、公金の支出は適法である	
徳島県	三好市	① 市長	25.3.1 (25.2.27)	1	なし	①	25.3.8	無
		② 議長交際費の違法な公金の支出				②	却下	
		③ 損害の填補および議長に対する必要な措置の請求				③	全額返還により請求対象消滅	
徳島県	三好市	① 市長	25.5.20 (25.5.13)	1	25.5.31 口頭陳述	①	25.7.1	無
		② 財産区に対する違法な公金の支出				②	棄却	
		③ 該当金額の返還および必要な措置の請求				③	支出に違法性はなく、損害も発生していない	
徳島県	三好市	① 市長	(26.2.4)	1	なし	①	26.2.10	無
		② 入札最低限価格漏えいによる損害				②	却下	
		③ 損害の填補および必要な措置の請求				③	市に対して損害が発生していない	
徳島県	藍住町	① 町長	24.10.29	1	24.11.29 口頭陳述	①	24.12.20	無
		② 違法な法定外公共物(里道)の境界確定及び払下げ				②	棄却	
		③ 境界確定の解除、町長に対する損害賠償請求				③	当該境界確定及び払下げに違法性はない	
徳島県	那賀町	① 町長	25.1.21	1		①	25.2.1	無
		② 違法な支出及び財産の管理				②	却下	
		③ 町長による損害賠償請求				③	監査請求期間の途過	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
計		22件					有 6件 無 16件
香川県	高松市	① 高松市職員	24. 4. 17	1	24. 4. 17通知 24. 4. 25陳述の有無の回答期限・普通郵便	① 26. 6. 8	無
		② 農地・水保全管理支払交付金に係る公金支出				② 棄却	
		③ 高松市職員は、法律上の支払義務もないのに農地・水保全管理支払交付金の名目で違法な公金支出をした事実が認められるので、損害の補てん等の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため	
香川県	高松市	① 高松市職員	(24. 5. 25)	1		① 24. 6. 1	無
		② 市営住宅団地の樹木伐採工事に係る公金支出				② 却下	
		③ 高松市職員は、高松市市営住宅団地の樹木伐採工事の約3割も施工の必要がない工事を実施していた事実が認められるので、責任を有する者に対して、損害の補てん等の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 市営住宅団地の樹木伐採工事のうち、施工の必要のない工事については、高松市に損害を与えたことは明白であるから、当該損害について責任を有する者に対して損害の補てんを求めると主張しているが、本件請求は、対象とする財務会計上の行為（公金の支出の原因たる工事の概要・時期・金額等）がまだ具体的に特定されていないため、地方自治法第242条に基づく住民監査請求としての適格性を有しないものと判断する。	
香川県	高松市	① 高松市職員	(25. 2. 8)	12		① 25. 2. 15	無
		② 鶴尾神社4号墳保存対策事業盛土工事の是正及び工事続行の差止め				② 却下	
		③ 鶴尾神社4号墳保存対策事業盛土工事について、既に完成している3分の1の盛土工事の盛土については、盛土の崩壊を防止するための補強工事等の是正を求めるとともに、今後、残りの3分の2の盛土工事の中止を求める。				③ 高松市が施工し、又は施工を計画している鶴尾神社4号墳保存対策事業盛土工事について、請求人自身の独自の見解に基づき、その不当性を指摘し、その工事は是正や差止めを求めるにすぎないものであるため。	
香川県	高松市	① 高松市長及び高松市職員	25. 4. 9	104	25. 4. 9通知 25. 4. 18陳述の有無回答期限・簡易書留郵送	① 25. 5. 10	無
		② (財)大西精神衛生研究所関連施設に対する補助金に係る公金支出及び「高松市所有の農道・水路の管理を怠る事実				② 棄却	
		③ 財団法人大西精神衛生研究所附属大西病院の精神障害者のための関連施設に対し、高松市が支出した公金の支出によって高松市が被った損害を高松市に賠償すること及び同関連施設を建設するに当たり高松市所有の農道、水路の一部に関して高松市が返還請求等の措置を怠っていることについて適切な措置を講ずることを勧告するよう求める。				③ 措置請求に理由がないため	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.6.5	1	25.6.5通知 25.6.18陳述の有無回答 期限・普通郵便	① 25.7.26	無	
		② 平成23・24年度包括外部監査の報酬又は料金に係る源泉徴収を怠る事実及び遅滞金相当額に係る公金支出の差止め				② 棄却		
		③ 高松市職員は、所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある包括外部監査の報酬又は料金に係る源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税及び延滞金を納付する必要があり、延滞金相当額に関しては、違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有する者が負担する必要があることから、延滞金相当額に係る公金支出の差止めを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.6.5	1	25.6.5通知 25.6.18陳述の有無回答 期限・普通郵便	① 25.7.26	無	
		② 平成20～22年度包括外部監査の報酬又は料金に係る源泉徴収を怠る事実及び延滞金相当額に係る公金支出の差止め				② 棄却		
		③ 高松市職員は、所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある包括外部監査の報酬又は料金に係る源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税及び延滞金を納付する必要があり、延滞金相当額に関しては、違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有する者が負担する必要があることから、延滞金相当額に係る公金支出の差止めを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.6.19	1	25.6.19通知 25.7.1陳述の有無回答 期限・普通郵便	① 25.8.2	無	
		② 平成22～24年度の建築士設計又は監理業務の委託料に対する源泉徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税及び延滞金相当額に係る公金支出の差止め				② 棄却		
		③ 所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある不動産鑑定士手数料及び弁護士報酬に対する源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税及び延滞金を納付する必要があり、延滞金相当額に関しては、違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有する者が負担する必要があることから、延滞金相当額に係る公金支出の差止めを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.6.19	1	25.6.19通知 25.7.1陳述の有無回答 期限・普通郵便	① 25.8.2	無	
		② 平成23年度の工事監理業務の委託料に対する源泉徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税及び延滞金相当額に係る公金支出の差止め				② 棄却		
		③ 所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある不動産鑑定士手数料及び弁護士報酬に対する源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税及び延滞金を納付する必要があり、延滞金相当額に関しては、違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有する者が負担する必要があることから、延滞金相当額に係る公金支出の差止めを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.6.19	1	25.6.19通知 25.7.1陳述の有無回答期限・普通郵便	① 25.8.2	無	
		② 平成15年度の不動産鑑定士手数料及び平成21年度の弁護士報酬に対する源泉徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税及び延滞金相当額に係る公金支出の差止め				② 棄却		
		③ 所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある不動産鑑定士手数料及び弁護士報酬に対する源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税及び延滞金を納付する必要がある、延滞金相当額に関しては、違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有する者が負担する必要があることから、延滞金相当額に係る公金支出の差止めを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.7.8	1	25.7.8通知 25.7.12陳述の有無回答期限・普通郵便	① 25.8.29	無	
		② 市有地の不法占拠に係る財産の管理を怠る事実				② 一部認容・一部棄却		
		③ 平成19年度の包括外部監査において「不法占拠」と指摘されていることを知りながら、訴訟その他の強制手段を採っておらず、「不法占拠」のままにして管理を怠っている事実は、地方自治法242条第1項に規定する典型的な違法な財産の管理を怠る事実に該当するものであり、本件について責任を有する者に損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 【一部認容】本件請求のうち、物件①の宅地について、市長に対し、平成25年度末までの速やかな時期に、本件宅地の占有につき何ら正当な権限もないのに、本件宅地の一部分に新居宅建物を建築して居住し、本件宅地の同建物敷地部分を不法に占有しているa及びbの相続人の両名に対し、建物収去土地明渡請求の訴を提起する措置を講じ、抜本的な解決を図ることを勧告する。 【一部棄却】措置請求に理由がないため。		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.8.26	1	25.8.26通知 25.9.2陳述の有無回答期限・普通郵便	① 25.10.15	無	
		② 市公園内樹木伐採等の財産処分				② 棄却		
		③ 市公園内樹木の伐採等で違法な財産処分を行った事実が認められるので、処分行為の責任者に対して、損害の補てん等の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
香川県	高松市	① 高松市長	25.9.10	1		① 25.9.10	無	
		② 平成21年度弁護士業務に関する報酬又は料金に対する源泉徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税等に係る公金支出の差止め				② 却下		
		③ 高松市長は、所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある弁護士に対する報酬又は料金に対する源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税、延滞税及び不納付加算税を納付する必要がある、不納付分の当該源泉所得税等の公金からの支出については、違法に源泉徴収を怠った不作為について責任を有する者が負担する必要があることから、当該源泉所得税等に係る公金支出の差止めを求めるほか、責任を有する者に対して納付必要額を納付させるほか、懲戒処分その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 本件請求は、先に同一請求人から平成25年6月12日付けで提出され、平成25年8月2日付けで監査結果の通知を行った「平成15年度の不動産鑑定士に対する手数料及び平成21年度の弁護士に対する報酬の各支払の際の源泉所得税徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税及び延滞税相当額の納付に係る公金支出の差止め」に関する住民監査請求と同一の事実を対象としてなされ、同様の措置を求める内容のものであり、同一住民が同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることは許されず、新たに違法・不当事由を追加し、又は新証拠を資料として提出する場合であっても、別個の監査請求になるものでないことから、一事不再理の原則により不適法な請求であると判断する。		
香川県	高松市	① 高松市職員	25.9.10	1	25.9.10通知 25.9.17陳述の有無回答 期限・普通郵便	① 25.10.31	無	
		② 平成21年度の建築士に対する設計業務委託料の支払の際の源泉所得税徴収を怠る事実に基づく当該源泉所得税等の納付に係る公金支出の差止め				② 棄却		
		③ 所得税法第204条第1項第2号により源泉徴収をする必要がある建築士の報酬又は料金に係る源泉徴収を行っていないので、当該源泉所得税、延滞税、不納付加算税を納付する必要がある、当該源泉所得税等に関しては、源泉所得税の不徴収について責任を有する者が負担する必要があることから、当該源泉所得税等に係る公金支出の差止めを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に求める。				③ 措置請求に理由がないため		
香川県	坂出市	① 坂出市長	24.5.22	3	配達記録付書留郵便・5月31日までに要返信	① 24.8.22	無	
		② 固定資産税の課税徴収請求				② 認容		
		③ 地方税法に基づく建物の評価を適切に行い固定資産税を地方税法に則して公平に確実に徴収するよう措置を求める。				③ 請求人の主張どおり市が本件物件に対し固定資産税を賦課徴収していないことは、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠るものと判断し、勧告する。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
香川県	坂出市	① 坂出市長	24.6.19	1		① 24.7.3	無	
		② 固定資産税の課税徴収請求				② 却下		
		③ 地方税法に基づく建物の評価を適切に行い固定資産税を地方税法に則して公平に確実に徴収するよう措置を求める。				③ 怠る事実を具体的にかつ客観的に示していない。		
香川県	土庄町	① 土庄町監査委員	26.3.23	1	26.5.19 口頭陳述	① 26.5.23	無	
		② 違法な入湯税の賦課及び徴収				② 棄却		
		③ 関係職員への損害補填請求及び懲戒処分、措置をとるよう町長に対する勧告請求				③ 当該賦課・徴収に違法性はない		
香川県	綾川町	① 綾川町教育委員会	26.1.17	1	26.1.30 口頭陳述	① 26.3.5	無	
		② 図書館運営				② 却下		
		③ 違法・不当な公費の支出				③ 請求人の主張に理由なし		
香川県	琴平町	① 町長	24.4.26	1	24.5.9 口頭陳述	① 24.6.15	無	
		② 違法な公金の支出（農地・水保全管理支払交付金は違法）				② 棄却		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	24.4.26	1	24.5.9 口頭陳述	① 24.6.15	無	
		② 違法な公金の支出（農地・水保全管理支払交付金は違法）				② 棄却		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	24.5.29	1	24.7.6 口頭陳述	① 24.7.20	無	
		② 固定資産税の過誤徴収に係る利息を公金支出するのは許されない。				② 棄却		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 選付加算金を公金により支出する行為は不当とは言えない		
香川県	琴平町	① 町長	24.5.29	1	24.7.6 口頭陳述	① 24.7.20	無	
		② 水道料金の賦課徴収を違法に怠る。				② 一部棄却・一部却下		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	24.7.12	1	24.8.10 口頭陳述	① 24.8.27	無	
		② 町広報の印刷費用を過大に支出したことは違法。				② 棄却		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 財務会計行為に違法性はない		
香川県	琴平町	① 町長	(24.7.12)	1		① 24.8.17	無	
		② 違法な契約の締結				② 却下（不受理）		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 期間徒過		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
香川県	琴平町	① 町長	25.12.25	1	25.1.18 口頭陳述	① 25.2.15	有	
		② 入湯税の徴収は違法				② 棄却		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 入湯税の徴収に違法性はない		
香川県	琴平町	① 町長	25.1.21	1	25.2.5 口頭陳述	① 25.2.22	無	
		② 違法な契約の締結				② 却下		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 期間徒過		
香川県	琴平町	① 町長	25.2.14	1	25.3.5 口頭陳述	① 25.3.26	無	
		② 違法な公金の支出(弁護士費用)				② 棄却		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	25.4.25	1	25.5.14 口頭陳述	① 25.6.18	無	
		② 源泉徴収事務を怠る行為に係る公金支出差し止め				② 棄却		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	25.5.29	1	25.6.4 口頭陳述	① 25.6.25	無	
		② 源泉徴収事務を怠る行為に係る公金支出差し止め				② 一部棄却・一部却下		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	25.6.4	1	25.6.18 口頭陳述	① 25.6.25	無	
		② 源泉徴収事務を怠る行為に係る公金支出差し止め				② 棄却		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	25.6.18	1	25.6.25 口頭陳述	① 25.6.25	無	
		② 源泉徴収事務を怠る行為に係る公金支出差し止め				② 棄却		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 請求人の主張には理由がない		
香川県	琴平町	① 町長	(25.6.17)	1		① 25.6.25	無	
		② 源泉徴収事務を怠る行為に係る公金支出差し止め				② 却下(不受理)		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 不適法及び時効		
香川県	琴平町	① 町長	(25.9.2)	1		① 25.9.25	無	
		② 源泉徴収事務を怠る行為に係る公金支出差し止め				② 却下(不受理)		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 同一人による同一内容請求		
香川県	琴平町	① 町長	(25.9.2)	1		① 25.9.25	無	
		② 源泉徴収事務を怠る行為に係る公金支出差し止め				② 却下(不受理)		
		③ 町長に対する公金支出差し止め請求				③ 同一人による同一内容請求		
香川県	琴平町	① 町長	25.8.23	1	25.9.2 口頭陳述	① 25.9.25	無	
		② 財産の管理を怠る				② 棄却		
		③ 町長に対する損害賠償請求を求める請求				③ 請求人の主張には理由がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
香川県	琴平町	① 町長	25.9.2	1	25.10.16 口頭陳述	① 25.10.24	無	
		② 違法な契約の締結				② 棄却		
		③ 町長に対する損害の補填等を求める請求				③ 請求人の主張には理由がない		
計		35件					有 1件 無 34件	
愛媛県	松山市	① 市長	24.6.25	1	24.7.12 口頭陳述	① 24.8.10	有	
		② 台湾出張旅費の受領（請求人の主張によると、当該旅費は台湾側が負担しているとのこと）				② 棄却		
		③ 台湾出張旅費の返還				③ 請求人の主張に理由はない		
愛媛県	松山市	① 介護保険課長	26.3.13	2	実施なし	① 26.3.31	無	
		② 不適當な活動に対する運営費等の支出（請求人の主張によると、市社協の違法な運用に対して管理監督業務の怠慢があったとのこと）				② 却下		
		③ 介護保険課長に対する損害賠償請求				③ 住民監査請求の要件を満たしていない		
愛媛県	今治市	① 市長	24.11.9	1	24.12.3 口頭意見陳述	① 25.1.4	無	
		② 愛媛県企業連合会（企業連）及び愛媛県人権対策協議会（人対協）の両団体市内各支部に交付金が支出され、人対協に支出された交付金の一部が企業連に支出されているのは違法である。				② 棄却		
		③ 今後の人対協に対する交付金の差止め請求				③ 両団体市内各支部に支出された交付金にかかる財務会計上の行為に違法、不当はない		
愛媛県	今治市	① 教育委員会、市長	24.5.8	6	24.6.6 口頭意見陳述	① 24.7.5	有	
		② 採択された教科書が違法である				② 一部却下、一部棄却		
		③ 教科書採択を取消し、採択が適正になされたかの点検、審査措置を講ずること。また、市長、財務会計行為担当者、教育委員らに教師用指導書及び教科書並びに会議資料のコピー代の返還等を求める。				③ 教科書採択手続き及びその点検、審査措置を講ずることは財務会計行為でない。教科書採択及び指導書等購入にかかる公金の支出は違法、不当でない。		
愛媛県	今治市	① 市長	25.9.20	1	実施なし	① 25.11.18	有	
		② 市議会だより（8月15日号）の再印刷を議会が決定したのは裁量権の逸脱である。（再印刷理由：記事の内容に市民に対し誤解を与えかねない表現が記載されているとの判断から）				② 棄却		
		③ 市議会だより（8月15日号）の再印刷の支払の差止め請求				③ 議会の裁量権の範囲内で行った再印刷の決定であり、議会の決定も市長の予算執行も違法、不当はない。		
愛媛県	宇和島市	① 市長	24.7.23	1	24.8.24 口頭陳述	① 24.9.3	有	
		② 違法・不当な補助金の支出（航路経費の水増し及び補助対象以外の航路で補助を受けている）				② 棄却		
		③ 過去10年間にわたる離島航路補助金の返還請求				③ 当該補助金の支出に違法性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
愛媛県	宇和島市	① 市長	24.12.26	2	25.1.25 口頭陳述	① 25.2.20	有	
		② 行政財産の改修工事（行政財産価値を低減させ、財産管理を怠る行為は違法である）				② 棄却		
		③ 違法の確認と解消、破棄された物件価格相当の賠償命令				③ 当該工事に違法性はない		
愛媛県	宇和島市	① 市長	25.1.8	1	25.2.15 口頭陳述	① 25.3.6	有	
		② 違法・不当な補助金の支出（航路経費の水増し及び補助対象以外の航路で補助を受けている）				② 棄却		
		③ 平成24年度分の離島航路補助金の返還請求				③ 当該補助金の支出に違法性はない		
愛媛県	西条市	① 市長	24.7.12	3	実施なし	① 24.7.20	無	
		② 市役所本庁舎新館整備工事				② 却下		
		③ 請負契約締結及び整備工事の差し止めを求める				③ 請求の対象とならない		
計		9件					有 6件 無 3件	
高知県	高知市	① 市長等	24.12.20	2		① 25.1.16	有	
		② 土地境界誤確定及びこれに伴い発生した用水路改修工事費用への不当な公金支出				② 却下		
		③ 地域住民の生活に多大な支障をきたし、不当な公金（工事費用）を支出したことに対する損害補填				③ 請求内容が違法性を欠く。		
高知県	高知市	① 市長等	25.1.22	1		① 25.2.22	無	
		② 違法若しくは不当な財産管理、公金の賦課及び公金の支出				② 却下		
		③ 農道及び請求人所有地の復元、固定資産税の減免修正及び関係職員への責任追及及び給与等不支給・返却等措置				③ 財務会計行為に該当しない。		
高知県	高知市	① 市長等	25.1.22	1		① 25.2.22	無	
		② 違法若しくは不当な財産管理、公金の賦課及び公金の支出				② 却下		
		③ 違法墓地の撤去及び崩壊防止工事等の措置、墓地設置者の通行禁止及び使用料賠償。当該土地固定資産税減免修正及び関係職員への給与等不支給・返却等措置				③ 財務会計行為に該当しない。		
高知県	高知市	① 市長等	25.1.22	1		① 25.2.22	無	
		② 違法若しくは不当な財産管理、公金の賦課及び公金の支出				② 却下		
		③ 土地等所有者への損害賠償及び水路への蓋掛け等工事等の措置。当該土地等の固定資産税減免修正及び関係職員への給与等不支給・返却等措置				③ 財務会計行為に該当しない。		
高知県	高知市	① 市長等	25.1.22	1		① 25.2.22	無	
		② 違法若しくは不当な個人情報の収集、漏洩及び公金の支出				② 却下		
		③ 免許証複写した法的根拠の明示、複写文書の返却、担当職員への給与等不支給・返却等措置				③ 財務会計行為に該当しない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
高知県	高知市	① 耕地課長	25. 8. 12	1		① 25. 9. 10	無	
		② 補助事業実施の実態に疑義				② 却下		
		③ 補助金交付事務の適正化及び担当課長への損害賠償				③ 違法又は不当とする事実の証明及び理由が示されていない。		
高知県	高知市	① 市長等	25. 12. 13	4	26. 1. 17 口頭陳述	① 26. 2. 4	無	
		② 補助規程に違反した補助金の支出及び支出の差止め				② 棄却		
		③ 補助金返還等必要な措置				③ 補助金の交付は違法・不当とは言えない。		
高知県	高知市	① 市長等	26. 3. 18	4	26. 4. 15 口頭陳述	① 26. 5. 9	有	
		② 違法若しくは不当な委託料の支出				② 認容		
		③ 排水機場運転管理業務において、職務を果たしていない受託者に対して支出した委託料の返還等				③ 適正な検査を行うことなく委託料を支払っていることは、市に損害を与えていると判断。損害額の補填等について、適切な措置を講じることを求める。		
高知県	安芸市	① 市長及び当時の担当職員	24. 7. 20	2	請求人と電話連絡により日程調整後、文書通知。(10日程度)	① 24. 9. 7	無	
		② 貸付金の代物弁済による不能欠損処理				② 却下(受理後)		
		③ 市長による損害賠償請求				③ 請求期間超過		
高知県	安芸市	① 市長	24. 7. 23	31	なし	① 24. 9. 7	無	
		② 地方自治法に反する違法な造成及び建築				② 却下		
		③ 建築費用(用地費含む)の支出差止め				③ 非財務会計行為		
高知県	安芸市	① 市長	24. 8. 13	316	なし	① 24. 9. 7	有	
		② 新火葬場建設予定地の条例違反				② 却下		
		③ 支出済み建設費の返還請求				③ 請求期間超過		
高知県	安芸市	① 市長及び当時の担当職員	24. 11. 9	1	請求人と電話連絡により日程調整後、文書通知。(一週間程度)	① 24. 12. 26	無	
		② 不当な公金による遅延損害金の支払い				② 棄却		
		③ 市長による損害賠償請求				③ 公金支出の不当性なし		
高知県	安芸市	① 市長	25. 5. 19	3	なし	① 25. 5. 29	無	
		② 地方自治法に反する違法な造成工事(埋め立て)				② 却下		
		③ 造成工事費用の返還請求				③ 請求期間超過		
高知県	安芸市	① 市長	25. 7. 26	3	なし	① 25. 8. 12	無	
		② 補助金交付要綱に反する集会所建築				② 却下		
		③ 市長による建築費用の返還請求				③ 請求期間超過		
高知県	南国市	① 市長	25. 5. 22	1	なし	① 25. 5. 31	無	
		② 固定資産税が非課税となっている				② 却下(不受理)		
		③ 税収に損害が生じている				③ 財務上の不利益がない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
高知県	南国市	① 市長	26.1.10	1	なし	①	26.1.31	無
		② 誤った地番への転入者に対する補助金の支給				②	却下(不受理)	
		③ 是正措置				③	発生後1年以上経過	
高知県	香南市	① 市職員	24.9.26	1	24.10.25 請求内容の確認	①	24.11.16	無
		② 補助金不正受給				②	棄却	
		③ 市の処分の妥当性				③	請求内容に理由がない	
高知県	東洋町	① 町長・副町長・会計管理者・総務課長・産業建設課長・産業建設課長補佐	24.4.5	1	24.5.10 口頭陳述	①	24.6.1	有
		② 違法な支出				②	棄却	
		③ 相手方に対する損害賠償				③	支出に違法性はない	
高知県	東洋町	① 町長・副町長・会計管理者・総務課長・総務課長補佐	24.12.25	1	25.1.21 口頭陳述	①	25.2.20	有
		② 違法な契約の締結				②	棄却	
		③ 契約の変更、相手方に対する損害賠償				③	契約の違法性はない	
高知県	東洋町	① 町長・副町長・会計管理者・住民課長	25.7.31	1	25.9.18 口頭陳述	①	25.9.26	有
		② 違法な契約の締結締結				②	棄却	
		③ 相手方に対する損害賠償				③	契約の違法性はない	
高知県	本山町	① 町長	25.10.7	1	無し	①	25.10.28	無
		② 第3セクターにおける地方自治法243条の3の議会及び住民への報告義務の怠り				②	却下	
		③ 第3セクターの経営状況についての決算関係書類及び監査結果の報告、事実の確認を求める。				③	地方自治法242条に定める要件を充たしていない	
高知県	いの町	① 町長	25.8.21	3	25.10.10 口頭陳述	①	25.10.18	有
		② 町有地の売却				②	棄却	
		③ 町長に対し、いの町が損害賠償請求をすること				③	適正な価格の設定は困難であり違法な処分とは認められない	
高知県	佐川町	① 町長、副町長、町民課長	25.4.26	2	日時場所を指定し請求者及び請求対象者に対し双方意見陳述の機会を1日与えた(25.5.16)	①	25.6.25	有
		② 佐川町生活系一般廃棄物収集運搬業務委託費の支払いについて				②	棄却	
		③ 運搬委託業者に支払った委託費の一部を返還請求				③	違法・不当は認められない	
計		24件						有 8件 無 16件
福岡県	北九州市	① 市長並びに北九州市職員	24.5.18	5	24.6.5 口頭陳述	①	24.6.29	無
		② 違法かつ無効な検討会の運営に伴う公金の支出				②	棄却	
		③ 市長並びに北九州市の職員に対する損害賠償請求				③	検討会の運営は違法かつ無効ではない	
福岡県	北九州市	① 市長	(24.8.3)	36	なし	①	24.8.27	無
		② 違法かつ無効な補正予算の議決と補正予算の執行				②	却下(不受理)	
		③ 予算の執行停止と支出額の返還請求				③	財務会計上の行為ではない	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
福岡県	北九州市	① 市長	24.9.20	3	24.10.5 口頭陳述	① 24.11.8	有	
		② 違法又は不当な政務調査費支出の不当利得返還請求権の不行使				② 棄却		
		③ 違法又は不当な支出の返還命令請求				③ 違法性不当性ある支出ではない		
福岡県	北九州市	① 北九州市職員	(25.6.19)	1	なし	① 25.7.31	無	
		② 違法不当な保管庫の貸与・譲渡の決定及び奨励金の交付				② 却下(不受理)		
		③ 保管庫の現物返戻請求と奨励金不正金額の返金請求				③ 事実誤認があり、決定・交付に違法、不当性は認められない		
福岡県	北九州市	① 市長並びに北九州市職員	25.11.15	1	25.11.28 口頭陳述	① 25.12.27	無	
		② 一営利企業の不当な要求に迎合した公金の不当支出				② 棄却		
		③ 市長並びに北九州市職員に対する公金の返還請求と原状復旧措置請求				③ 公金の支出に違法性、不当性はない		
福岡県	北九州市	① 市長並びに北九州市職員	26.2.27	2	26.3.4 口頭陳述	① 26.3.26	有	
		② 一営利企業の不当な要求に迎合した公金の不当支出				② 棄却(一部却下)		
		③ 市長並びに北九州市職員に対する公金の返還請求と原状復旧措置請求				③ 公金の支出に違法性、不当性はない(同一人の同一監査請求)		
福岡県	福岡市	① 担当職員	(24.11.19)	1	なし	① 24.12.10	無	
		② 2か月合計10万円以上の水道料金の支払いについて、クレジット払いを禁止するのは不当である。				② 却下		
		③ クレジット払い利用時に得られる利益(ポイント)に相当する金銭的補助をすべき。				③ 財務会計上の行為等が存在せず、市に損害を与える可能性があるともいえない。		
福岡県	福岡市	① 市長	24.11.22	1	24.12.7 口頭陳述	① 25.1.16	無	
		② 違法又は不当な契約の締結若しくは履行、財産の処分(契約相手方の古物営業法の許可取得状況の確認を怠り、契約要件を満たしていない相手方と契約している。不当な金額で自転車を払い下げている。)				② 棄却		
		③ 契約を解除し、新たに公募・契約を行うべき				③ 違法又は不当な契約の締結若しくは履行、財産の処分とは認められない。		
福岡県	福岡市	① 市長及び担当管理職員	25.2.25	1	25.3.18 口頭陳述	① 25.4.24	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(利害関係者に事前説明をなさずスロープ等設置工事が行われた。)				② 棄却		
		③ 既設分を撤去のうえスロープ設置位置を変更。また既設に係る工事費用を担当管理職員に請求。				③ 本件工事の手続き及び計画について合理性を欠くような瑕疵があるとはいえず、支出にも違法・不当な点は認められない。		
福岡県	福岡市	① 市長	25.7.17	6	25.8.1 口頭陳述	① 25.9.11	有	
		② 違法又は不当な公金の支出(土地購入金額が相場に比べて不当に高額。その他の候補地と一切交渉を行わず本件土地ありきの選定である。)				② 棄却		
		③ 保育園建設の中止及び移転に関する支出の停止				③ 違法又は不当な公金の支出であると結論付けることはできない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
福岡県	福岡市	① 市長	25.11.5	2	25.11.27 口頭陳述	① 25.12.25	無	
		② 違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実（天神5丁目状況類似地域における土地評価修正を怠っているため、市に損害が発生している可能性がある。）				② 棄却		
		③ 固定資産税の返還及び徴収				③ 土地評価の修正を行う必要性はなく、違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実も認められない。		
福岡県	福岡市	① 市長	(26.3.24)	1	なし	① 26.4.18	有	
		② 本件感謝状の贈呈に係る公金の支出は財務会計規則に反する。				② 却下		
		③ 感謝状作成に係る費用の返還、贈呈に絡んで費やした時間に相当する各人の給与の返還又は減額				③ 違法又は不当である理由が明確でない。		
福岡県	大牟田市	① 市長	25.8.1	1	25.8.8 口頭陳述	① 25.8.23	無	
		② 違法又は不当な財産の管理（不当不法な碑文内容の慰霊碑建設のため市有地を無償貸与することは不当。）				② 棄却（一部却下）		
		③ 市有地貸与の取り消し、当該慰霊碑の建設工事の差し止め請求				③ 棄却：市有地貸与の取り消し請求については理由がない。 却下：慰霊碑建設工事差し止め請求については請求要件を満たしていない。		
福岡県	久留米市	① 市長	25.3.15	252	25.4.1 口頭陳述	① 25.4.25	有	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 公金の全額返還、損害賠償請求など				③ 違法性・不当性はない		
福岡県	春日市	① 市長	24.4.23	1	24.5.15 口頭陳述	① 24.6.21	無	
		② 市庁舎用地の一部の県への無償貸付				② 棄却		
		③ 無償貸付の違法性の確認、無償貸付の中止勧告の実施、違法な貸付を前提とする市職員駐車場移設の中止勧告の実施				③ 当該行為に違法性はない		
福岡県	大野城市	① 市長	(26.3.10)	1	なし	① 26.3.28	無	
		② 指定管理者の不当な会計処理（脱税行為等）				② 却下		
		③ 当該行為に対する調査・指導				③ 請求の要件を満たしていない		
福岡県	宗像市	① 市長	24.5.2	1	24.5.21 口頭陳述	① 24.6.7	無	
		② 社会福祉法人への補助金の交付（不正の手段による受給）				② 認容		
		③ 交付団体に対する交付済み補助金の返還請求				③ 交付団体に対し交付済み補助金の返還を請求すること		
福岡県	宗像市	① 市長	(24.10.16)	1	なし	① 24.10.26	無	
		② 小学校改築工事（条例違反による契約無効）				② 却下		
		③ 工事差し止め及び工事代金の支出差し止め				③ 同一案件の再請求		
福岡県	宗像市	① 市長	(24.10.29)	1	なし	① 24.11.15	無	
		② 小学校改築工事（条例違反による契約無効）				② 却下		
		③ 工事差し止め及び工事代金の支出差し止め				③ 同一案件の再請求		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
福岡県	宗像市	① 監査委員（識見） 監査委員（議選：請求時点は退任後）	(24.10.29)	1	なし	① 24.11.15	無	
		② 監査委員報酬（住民監査請求対応部分）				② 却下		
		③ 報酬の返還				③ 損害が発生しない		
福岡県	宗像市	① 市長、教育長、教育部長、教育政策課長、学校管理課長、会計管理者、教育委員	25.2.20	1	25.3.4 口頭陳述	① 25.3.28	無	
		② 小学校改築工事費用（条例違反）				② 棄却		
		③ 工事費用の返還				③ 契約に違法・不当はない		
福岡県	宗像市	① 市長、教育長、教育部長、教育政策課長、学校管理課長、会計管理者、教育委員	25.4.15	1	25.4.25 口頭陳述	① 25.6.3	無	
		② 小学校改築工事費用（法令違反、条例違反）				② 棄却		
		③ 工事費用の返還				③ 契約に違法・不当はない		
福岡県	宗像市	① 不明	(25.8.7)	1	なし	① 25.9.4	無	
		② 社会福祉法人が受領した介護報酬（不正受給）				② 却下		
		③ 介護報酬の返還				③ 対象者不明、請求期限後に請求する理由なし、違法又は不当を示す事実証明なし（補正に応じず）		
福岡県	宗像市	① 市長	25.9.20	1	25.10.1 口頭陳述	① 25.10.31	無	
		② 訴訟委任費用（住民監査請求結果不服①） （不当支出・契約額不当）				② 棄却		
		③ 訴訟委任費用の返還				③ 契約（行為・額とも）に違法・不当はない		
福岡県	宗像市	① 市長	25.9.20	1	25.10.1 口頭陳述	① 25.11.6	無	
		② 訴訟委任費用（住民監査請求結果不服②） （契約手続きの違法・不当、契約行為の隠蔽）				② 棄却		
		③ 委任費用の返還				③ 契約に違法・不当はない		
福岡県	宗像市	① 市長、建築課長	25.12.13	1	25.12.25 口頭陳述	① 26.1.31	無	
		② 施設整備工事（ずさんな工事の管理）				② 棄却		
		③ 工事管理体制の是正				③ 工事監理に不適切な点は認められない		
福岡県	宗像市	① 市長	26.1.21	1	26.2.12 口頭陳述	① 26.3.4	有	
		② 備品移転業務委託費用（移転自体が不当）				② 棄却		
		③ 委託費用の返還				③ 契約に違法・不当はない		
福岡県	宗像市	① 市長	26.2.12	1	26.2.25 口頭陳述	① 26.3.27	無	
		② 野球場整備計画 （旧施設解体後の計画中止、変更）				② 棄却		
		③ 計画の実行、中止するのであれば解体工事費用の返還				③ 解体工事と整備計画は個別のもの 解体工事の契約と履行に違法・不当はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
福岡県	うきは市	① 市長	24. 5. 17	1	H24. 5. 28 口頭陳述	① 24. 7. 5	無	
		② 市道の維持管理を怠っていたこと。				② 請求棄却		
		③ 占用使用料の徴収を怠ったことに対する損害賠償請求				③ 請求に理由がない		
福岡県	嘉麻市	① 市長	(25. 7. 1)	1	なし	① 25. 7. 8	無	
		② 不適正な事業実施				② 却下 (不受理)		
		③ 事務処理怠慢等指摘				③ 要件を満たしていない		
福岡県	那珂川町	① 那珂川町長	25. 9. 27	1	25. 10. 4新たな証拠及び陳述の機会を設ける旨を通知 25. 10. 9請求人から陳述の意思がない旨を書面で受け取る。	① 25. 11. 11	有	
		② (仮称) こども館整備事業費予算の支出は、「次世代育成支援対策推進法」及び「那珂川町まちづくり住民参画条例」、「那珂川町都市計画マスタープラン」に違反しているため、違法である。				② 棄却		
		③ 平成25年度那珂川町予算に計上された「(仮称) こども館整備事業費」合計396, 955千円の支出を停止すること。				③ 請求人の主張する請求には、理由がないと認めたため。		
福岡県	志免町	① 志免町住民	25. 5. 10	1	陳述25. 6. 1、事前に証拠の提出を通知	① 25. 7. 8	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 地縁団体の代表者に支出した報酬の返還請求				③ 違法又は不当な支出ではない		
福岡県	志免町	① 志免町住民	25. 9. 6	1	陳述の付与は不必要との申し出	① 25. 11. 1	無	
		② 違法又は不当な公金の支出				② 棄却		
		③ 不当な覚書締結による報償金の返還又は損害の請求				③ 違法又は不当な支出ではない		
福岡県	志免町	① 志免町住民	25. 9. 6	1	陳述の付与は不必要との申し出	① 25. 11. 1	無	
		② 公金の賦課漏れ若しくは徴収を怠る事実				② 棄却		
		③ 使用者に対し下水道使用の金利負担及び職員に損害賠償				③ 違法又は不当な支出ではない		
福岡県	芦屋町	① 芦屋町長 波多野 茂丸	24. 9. 12	2	24. 10. 10 証拠の提出及び陳述の機会	① 24. 11. 7	無	
		② 顧問弁護士活用による公金支出は不当である。				② 請求を棄却		
		③ 損害額を町に返還するよう請求する。				③ 理由がないものと判断		
福岡県	水巻町	① 町長	24. 5. 7	1	24. 5. 30に請求者に対し陳述の機会を設け新たな証拠の提示を受けた。	① 24. 6. 22	無	
		② 損害賠償請求の交渉着手金の公金支出				② 棄却		
		③ 損害賠償請求の交渉着手金が議会の議決を得ずに弁護士に支払いをしたのは違法であり、町長に損害賠償をさせるなど必要な措置を講ずることを求める。				③ 弁護士への着手金は相談の対価として支払ったもので、違法若しくは不当な公金支出に該当しない		
福岡県	桂川町	① 町長	25. 11. 29	1	25. 12. 6 口頭陳述	① 26. 1. 21	無	
		② 桂川町職員措置				② 棄却		
		③ タクシー乗車券の使用に関して公務でないものが含まれているので町に返還すべきである				③ 請求に理由がないと認める		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
福岡県	東峰村	① 証券会社・村長・副村長	(26.2.6)	5	なし	① 26.3.18	有	
		② 村に対する責務不履行及び不法行為				② 却下		
		③ 仕組債の売却、村長、副村長及び相手方に対する損害賠償請求				③ 損害を与えた事実が確認できない		
福岡県	赤村	① 職員	(25.1.22)	1	なし	① 25.3.11	無	
		② 建物賃貸借契約等について				② 却下		
		③ 村が締結した建物賃貸借契約書及び土地賃貸借契約者の相手方の実質的な代表が村職員であり、村職員としての地位を利用して行われた違法行為である。				③ 赤村に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象になりえない。		
福岡県	赤村	① 地方公共団体の長	(25.2.19)	1	なし	① 25.3.11	無	
		② グループホーム建設に係る補助金申請について				② 却下		
		③ グループホーム建設に係る補助金申請において、工事別内訳明細書は添付されておらず、疑問があるため、補助金交付を差し止めることを求めるものである。				③ 福岡県介護基盤緊急整備補助金交付要綱に基づくものであり、何ら赤村に損害を及ぼすものではないため、住民監査請求の対象になりえない。		
計		40件					有 8件 無 32件	
佐賀県	佐賀市	① 市長及び市議会	24.10.30	1		① 24.11.14	無	
		② 補正予算が違法、不当。				② 請求却下		
		③ 予算の執行を停止させ、厳正な措置を講ずること。				③ 議会において可決された補正予算を対象としており、その議決は議会の行為であるため、住民監査請求の対象とはならない。		
佐賀県	佐賀市	① 佐賀市河川砂防課長	25.5.24	1		① 25.6.28	無	
		② 違法又は不当な公金の支出・違法又は不当な財産の処分				② 請求却下		
		③ 違法又は不当な財務会計行為について責任を有する者に対して当損害の補填を求めるほか、必要な措置をとるよう勧告すること。				③ 提出された事実証明書は、財産の管理を怠る事実を証明するものとは認められない。また、財務会計上の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとはいえない。		
佐賀県	佐賀市	① 関係者及び市報発行責任者	25.7.12	1		① 25.8.8	無	
		② サガン鳥栖のチケット贈呈に関する請求				② 請求却下		
		③ サガン鳥栖の入場チケットを贈呈することを直ちに取り消すこと。また、同贈呈決定に至るまでの関係者及び市報発行責任者も含め厳正なる措置を講ずること。				③ 入場券に係る具体的な支出が認められないため		
佐賀県	佐賀市	① 佐賀市長、佐賀市監査委員	25.10.22	1	1日 陳述会	① 25.12.18	無	
		② (株)サガンドリームスとのマッチスポンサー協賛業務委託契約に関する請求				② 請求棄却		
		③ 市長が佐賀市に与えた損害を賠償するよう勧告すること。この件を放置してきた監査委員に、自らも厳正な措置を行うこと。				③ 本契約の必要性の判断は、市長の裁量の範囲内の適法なものであり、不当とは言えない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
佐賀県	武雄市	① 市長	25.8.23	1		① 25.9.2	有	
		② 違法な契約の締結(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条に違反する契約)				② 却下		
		③ 契約の事後の是正				③ 財務会計上の行為に該当しない。		
佐賀県	武雄市	① 市長	25.9.2	1		① 25.9.18	有	
		② 違法な契約の締結(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条に違反する契約)				② 却下		
		③ 契約の事後の是正				③ 財務会計上の行為に該当しない。		
佐賀県	鹿島市	① 市長、副市長、ほか関係職員	25.8.28	1	1日 法第242条第6項の規定に基づき通知 出席なし	① 25.10.8	無	
		② 不当な土地・建物不動産鑑定評価業務委託業務の入札(錯誤状態で入札額の積算等を行っている。)				② 合議不調		
		③ 入札の取消し又は無効、数社による鑑定の実施と最低額の採用				③		
佐賀県	鹿島市	① 市長	(25.9.12)	1		① 25.10.10	無	
		② 不当な財産の取得(アスベスト含有建材が使用されている建物であり、調査確認が必要。)				② 却下(不受理)		
		③ 専門家による建物の調査確認の実施、不動産鑑定のやり直し、区分所有取得の仮契約の破棄				③ 建物調査、再鑑定については、違法・不当な財務会計上の行為ではない。契約については、議会の承認が必要なものであり、仮契約の段階では財務会計上の行為ではない。		
佐賀県	鹿島市	① 市長、副市長、ほか関係職員	(25.9.27)	8		① 25.11.26	無	
		② 不当な財産の取得(アスベスト含有建材が使用されている建物)、違法な委託契約(入札参加資格を持たない企業との契約)				② 却下(不受理)		
		③ 専門家による建物の調査、仮契約に当たりアスベストの情報を故意に隠ぺいした可能性、入札資格を持たない企業との契約は違法で、鑑定額も無効				③ 建物調査、アスベスト情報の隠ぺいの可能性については、違法・不当な財務会計上の行為ではない。入札に関しては事実と相違する記載があり、また、措置の内容がなく、要件を満たしていない。		
佐賀県	有田町	① 有田町長 田代正昭	25.4.22	1	25.6.3 口頭陳述	① 25.6.21	有	
		② 25.1臨時会にて指定管理者を決定した議会議決の件。				② 却下		
		③ 不当な公金支出と認め、公金3,500万円余の支出停止と指定管理者の取消し。				③ 議決を受けた指定管理者の赤字、破綻の可能性は認められず、町に損害を与える恐れがあるとは言えない。		
計		10件					有 3件 無 7件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長崎県	長崎市	① 市長	24.6.15	6	24.7.12 口頭陳述	① 24.8.13	有	
		② 不当な公金の支出、政務調査費の本来の目的とは明らかに無関係な支出や、関係が確認できない支出など、公金の不当な支出				② 合議不調		
		③ 政務調査費の正常な運営を図るための必要な措置の勧告、損害賠償請求権または不当利得返還請求権の行使				③		
長崎県	長崎市	① 市長	24.8.31	1	24.9.27 口頭陳述	① 24.10.22	無	
		② 不当な公金の支出、平成21年8月25日付人事院勧告、(総務省事務次官通知)により各公共地方自治体に於かれて国に準じる給与制度であることから廃止することの通知がでていたにもかかわらず人事院勧告後の長崎市職員は今現在(平成24年8月31日)も支給が続いている。				② 棄却		
		③ 持家手当の廃止、H22～24年分の返還請求				③ 財務会計上の不当な支出にあたらぬ		
長崎県	長崎市	① 市長	25.11.18	1	25.11.27 口頭陳述	① 26.1.16	無	
		② 財産の管理、使用許可期間が終了しているにもかかわらず使用許可が更新されないまま慰霊碑が設置され続けていた。				② 一部却下・一部棄却		
		③ 未収の地代、固定資産税、公園の維持管理費等の金員を支払わせる。 市の所有する土地についての物権的妨害排除請求権に基づき、当該慰霊碑の前方に造作した説明板様の造作物を撤去させる。 市の所有する土地についての物権的妨害予防請求権に基づき、当該慰霊碑が設置されている土地の使用許可を申請するよう指導し、その許可にあたっては、使用目的を慰霊追悼に限定し、それに反する公共性を欠く使用方法を認めない。				③ 財務会計上の財産管理行為に該当しない 本市に損害が生じていない		
長崎県	佐世保市	① 市長	24.11.15	2	24.12.4 口頭陳述	① 25.1.10	無	
		② 不当な公金の支出(総務省事務次官通知を無視し支給され続けて来た)				② 棄却		
		③ 市長に対して、不当に支給された持家手当の返還請求				③ 本件手当の支出に関して違法・不当性はない		
長崎県	佐世保市	① 市長	24.12.18	8	25.1.11 口頭陳述	① 25.2.14	無	
		② 借地権設定契約の締結及び契約に基づく土地の引き渡しは、公有水面埋立法に違反する				② 棄却		
		③ 市長に対して、契約の締結の中止を求める				③ 借地権設定契約に違法性はない		
長崎県	佐世保市	① 市長	25.3.28	2	25.4.10 口頭陳述	① 25.5.23	無	
		② 違法・不当な公金の支出(本議会等の出席に係る費用弁償額は、交通費実費を超えた支出である)				② 棄却		
		③ 市長に対して、違法な支出の損害賠償請求及び損害防止の措置を求める				③ 本件費用弁償の支出に関して違法・不当性はない		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
長崎県	大村市	① 市長	(24.12.26)	1		① 25.1.11	無	
		② 違法な分担金の徴収				② 却下(不受理)		
		③ 徴収した分担金の返還				③ 市に損害を与えるものではない		
長崎県	壱岐市	① 市長	25.2.5	1		① 25.2.19	無	
		② 不当な公金の支出(解釈誤りに起因した会議の費用の支払いは不当である)				② 却下		
		③ 費用の補填と市長への勧告。住民監査請求における個別外部監査の実施				③ 監査請求の対象外		
長崎県	五島市	① 市長、前市長	(24.12.6)	1		① 25.1.5	無	
		② 事業費に対し多大で不当な補助金の支出				② 却下		
		③ 補助金の返還請求				③ 期間の途過		
長崎県	五島市	① 市長	25.9.4 (25.8.16)	1	25.9.24 口頭陳述	① 25.10.11	無	
		② 最低価格見積り以外の者との委託契約の締結				② 棄却		
		③ 委託契約の締結によって生じた損害賠償金の弁償				③ 当該契約に違法性はない		
長崎県	五島市	① 市長、副市長	(25.8.23)	1		① 25.10.11	無	
		② 市民への周知を欠いたまま事業を進めている				② 却下		
		③ 事業を全市民へ周知させるための説明会の開催				③ 住民監査請求の対象外		
長崎県	新上五島町	① 町長	25.10.15	1	25.11.25 口頭陳述	① 25.11.13	無	
		② 不当な予算の執行				② 却下		
		③ 予算執行の凍結				③ 町に損害をもたらさない		
計		12件					有 1件 無 11件	
熊本県	熊本市	① 合併特例区長	24.4.3	1	24.4.11 口頭陳述	① 24.5.18	無	
		② 違法又は不当な公金の支出(合併特例区長の給料月額及び合併特例区協議会構成員の月額報酬が不当に高額)。				② 一部却下、一部棄却		
		③ ・合併特例区長の給料月額を半額以下に減額。 ・構成員の報酬の返還、及び月額報酬への是正。				③ ・請求期間徒過による却下 ・給料が著しく高額で支出が違法、不当な支出とまでは言えない。 ・合併特例区長給料への違法性の主張は、財務会計上の行為や怠る事実 に監査を求めたものと言えない。 ・構成員報酬の支出は、違法、不当 とは言えない。		
熊本県	熊本市	① 市長	24.4.11	1	24.4.16 口頭陳述	① 24.5.30	無	
		② 不当な公金の支出(特定の運動団体への補助金支出)。				② 棄却		
		③ 補助金の返還及び支出差止。				③ 公益上必要がある場合に該当し、不当とは言えない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
熊本県	熊本市	① 市長	24.10.4	1	24.10.19 口頭陳述	① 24.10.31	無	
		② 不当な公金の支出(市が公園用地として購入した土地のうち、一部の土地単価が高額)。				② 却下		
		③ 安価な方の土地単価に統一したときに発生する差額の返還。				③ 請求期間徒過による却下。		
熊本県	熊本市	① 市長	25.3.1	11	25.3.5 口頭陳述	① 25.4.23	無	
		② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実(使徒基準に違反した政務調査費の支出)。				② 棄却		
		③ 使徒基準に違反した政務調査費の返還。				③ 使徒基準に違反しているとは言えない。		
熊本県	熊本市	① 市長	25.12.27	2,787	26.1.9 口頭陳述	① 26.2.12	有	
		② 不当な公金の支出(再開発事業に伴う市施設の解体費用、民間ビル用地買収費、建物補償経費及び不動産鑑定料の支出)。				② 棄却		
		③ 予算執行の差止。				③ 不当な行為とは言えない。		
熊本県	熊本市	① 市長	26.3.6	1	26.3.13 口頭陳述	① 26.4.21	無	
		② 入札参加業者の談合に対する監督責任を怠っている(委託契約の入札に係る談合の疑い)。				② 棄却		
		③ 今後、同様の委託契約における入札への監督、及び適正な公金の支出。				③ 談合は認められず、監督責任を怠っているとは言えない。支出に関しての具体的損害が認められない。		
熊本県	八代市	① 八代市長	25.9.30	1	25.10.9 口頭陳述	① 25.11.15	無	
		② 不当な政務活動費の支出				② 棄却		
		③ 市長は不当な政務活動費を支出した会派に返還を請求するよう求める				③ 当該支出に違法性はない		
熊本県	玉名市	① 市長	24.5.30	1	24.6.12 口頭陳述	① 24.7.12	無	
		② 不適切で違法な支出(使徒基準に合致しない)				② 棄却		
		③ 使用金額の返還				③ 当該支出に違法性はない		
熊本県	玉名市	① 市長	25.4.3	1	25.4.5 口頭陳述	① 25.5.14	無	
		② 不適切で違法な支出(使徒基準に合致しない)				② 棄却		
		③ 使用金額の返還				③ 当該支出に違法性はない		
熊本県	玉名市	① 市長	25.6.4	1	25.6.10 口頭陳述	① 25.7.19	無	
		② 不適切な支出(補助金交付の条件に合致しない)				② 棄却		
		③ 使途金額の返還				③ 当該支出に違法性はない		
熊本県	玉名市	① 市長	25.9.19	1	25.9.20 口頭陳述	① 25.11.6	無	
		② 不適切で違法な支出(使徒基準に合致しない)				② 棄却		
		③ 使用金額の返還				③ 当該支出に違法性はない		
熊本県	菊池市	① 市長	24.11.13	1		① 24.11.29	無	
		② 不当な報酬の支払い(特別職職員の職務不履行)				② 却下(不受理)		
		③ 報酬支払先の変更				③ 請求要件を欠いて不適法		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
熊本県	宇土市	① 土地開発公社理事長	26. 2. 12	1		① 26. 2. 24	無	
		② 不当な契約の締結（財産譲渡契約額は不適正である。）				② 却下		
		③ 土地開発公社理事長に対する損害賠償請求				③ 住民監査請求対象外		
熊本県	天草市	① 市長	(24. 7. 17)	1		① 24. 9. 10	無	
		② 違法・不当な公金の支出				② 却下（不受理）		
		③ 水道事業計画変更認可設計業務委託料を返還すること。また、受託者の指名停止処分等を求めるもの。				③ 当該公金の支出は平成20年3月31日であり、法242条2項規定の期限を徒過しており、適格要件を欠いている。		
熊本県	天草市	① 市長	(26. 2. 25)	1		① 26. 3. 14	無	
		② 違法な財産の処分				② 却下（不受理）		
		③ 売却した土地を買い戻し、買い戻し費用については、市長に請求すること。また、隣接の公売応募者の公平性が阻害されているので阻害要因が解消されるまでの間、公売手続きの中止を求めるもの。				③ 当該財産処分の契約年月日は平成20年6月19日であり、法242条2項規定の期限を徒過しており、適格要件を欠いている。		
熊本県	天草市	① 市長	26. 3. 14 (26. 3. 11)	1	26. 3. 28 証拠の提出及び口答による陳述	① 26. 5. 7	無	
		② 違法な契約				② 棄却		
		③ 本庁舎設計業務委託契約の解約し、解約費用の全額を市長が支払うこと。また、新たな基本計画ができるまで本庁舎建設事業にかかるすべての業務の中止を求めるもの。				③ 設計業務委託契約の事務的な手続きに違法な点はないことから棄却し、その余の部分についても設計業務委託契約の請求が違法でなく棄却すべきものであるため請求に理由がないため棄却する。		
熊本県	美里町	① 町長	25. 1. 7 (24. 12. 26)	1	25. 1. 22 口頭陳述	① 25. 2. 7	無	
		② 財産取得に係る不当な支出				② 棄却		
		③ 前町長に対する損害賠償請求				③ 不当な支出であると認められない		
熊本県	和水町	① 町長、議長	25. 12. 3	5	1日 口頭陳述	① 26. 1. 30	無	
		② 小中併設型校舎建設事業用地の買収金額、買収過程に対する疑義と当該事業の正当性について				② 1. 棄却 2. 棄却		
		③ 1. 請求人が監査結果通知を受理するまでの期間、工事・事務手続き一切の一時停止措置の勧告 2. 用地買収価格について不当と認められる価格部分金額の弁済勧告措置				③ 1. 地方自治法第242条第3項の要件を満たさない 2. 請求に理由なし		
熊本県	和水町	① 町長	25. 12. 3	5	1日 口頭陳述	① 26. 1. 30	無	
		② 事業の当初計画公表内容と現在の公表内容には、事業内容の正当な継続性に関する大きな疑義がある。				② 却下		
		③ 町民、議会が認識してきた事業計画と事業総額を対象に「議会との再合意を行うこと」の勧告措置				③ 請求は不適法		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
熊本県	和水町	① 町長	25.12.3	5	1日 口頭陳述	① 26.1.30	無	
		② 住民投票は、町民の賛否判定に資する真正な情報提供に欠如があるなど行政の大きな過ちが認められる。				② 1.却下 2.棄却		
		③ 1.事業の賛否を問う新たな住民投票を行うことの勧告措置 2.住民投票の効果を無にしたことによる執行経費の弁済勧告措置				③ 1.請求は不適法 2.請求に理由なし		
熊本県	西原村	① 西原村	26.3.17	1	日程・時間等を決めて通知を行った。	① 26.5.14	無	
		② 違法かつ不当な普通財産の貸付				② 棄却		
		③ 土地賃貸借契約の解約・一般競争入札等の適切な手続				③ 違法性はなく適正であるから。		
熊本県	あさぎり町	① 町長	(25.5.31)	3		① 25.7.17	無	
		② 椎茸の試験栽培委託料の不当支出				② 合議不調		
		③ 上記業務委託料の返還				③ 請求の要件審査で、監査委員の合議不調		
熊本県	相良村	① 村長	25.1.25	12	25.2.6 口頭陳述	① 25.3.1	有	
		② 村が敗訴し支払った損害賠償金				② 棄却		
		③ 村が支払った損害賠償金について村長個人に請求すべき				③ 当該支出に違法性はない		
計		23件					有 2件 無 21件	
大分県	別府市	① 市長	25.8.1	1	25.8.21 口頭陳述	① 25.9.6	無	
		② 違法な公金の支出、財産の取得及び契約の締結若しくは履行市長及び関与した職員に対する損害賠償請求 不当利得を得たものに対する損害賠償請求又は不当利得返還請求				② 却下		
		③ 期間途過						
大分県	中津市	① 市長	25.7.19	1	25.7.19 書面による提出	① 25.8.14	無	
		② 説明内容の虚偽				② 却下		
		③ 事業の中止				③ 請求要件を満たさない		
大分県	竹田市	① 市長	25.6.25	1	25.8.2 口頭陳述	① 25.8.22	無	
		② 公金の違法支出について				② 棄却		
		③ 市長に対する損害額の補填請求				③ 地方自治法に抵触するものではない		
大分県	宇佐市	① 市長	(25.10.24)	1		① 25.11.14	無	
		② 違法な公金の支出				② 却下		
		③ 市長に対する損害賠償請求				③ 住民要件の欠如		
大分県	豊後大野市	① 市長及び教育長	25.10.1	1	25.10.25 口頭陳述	① 25.10.29	無	
		② 市外者に対する体育施設の使用料の減免を、「市長が特に必要があると認める場合」として行うことは妥当性を著しく欠いている。				② 棄却		
		③ 減免相当額の補てんと減免の中止				③ 理由がないもの		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
大分県	由布市	① 市長	26.1.14	28	24.1.20 口頭陳述	① 26.2.10	無	
		② 違法な契約の締結（入会権を有する土地の売却について、入会権放棄の確認がされていない）				② 棄却		
		③ 契約の撤回、代金支払いの差し止め、入会権放棄の確認				③ 市に重大な損害を与えるものではない		
大分県	由布市	① 市長	(26.2.17)	2		① 26.3.11	無	
		② 違法な契約の締結（工事請負費が過大な支出である）				② 却下（不受理）		
		③ 原因の調査、市への損害賠償、契約事務の仕組みづくり				③ 違法・不当とする理由を特定しない		
計		7件					無 7件	
宮崎県	宮崎市	① 市職員	24.7.2	5	なし	① 24.8.6	無	
		② 宮崎県公衆衛生センターとの間で、犬の抑留業務に関する委託契約を締結し、公金の支出を行っている件				② 却下		
		③ 宮崎県公衆衛生センターとの間で、犬の抑留業務に関する委託契約を締結し、公金の支出を行っている件①				③ 法第242条第2項の請求要件を欠く		
宮崎県	宮崎市	① 市職員	24.9.18	1	なし	① 24.10.24	無	
		② 旧去川小寄贈本に係る件				② 却下		
		③ 財産の管理を怠った事実について				③ 法第242条第2項の請求要件を欠く		
宮崎県	宮崎市	① 市職員	24.10.31	1	なし	① 24.11.19	無	
		② 旧去川小寄贈本に係る件の再請求				② 却下		
		③ 財産の管理を怠った事実について				③ 法第242条第2項の請求要件を欠く		
宮崎県	宮崎市	① 市職員	25.1.15	3	25.2.15 口頭陳述	① 25.3.18	無	
		② 不適切な自治会への補助金支出				② 却下		
		③ 自治会会員数を過大に申告し不適切な補助金を受領している。				③ 法第242条第2項の請求要件を欠く		
宮崎県	宮崎市	① 市職員	25.4.30	1	25.5.31 口頭陳述	① 25.6.26	無	
		② 不正な補助金交付申請に対し不当な公金の支出を行った				② 却下		
		③ 補助金の交付決定の取り消し及び市長は不正な補助金交付申請を行った自治公民館長を告発すべき				③ 法第242条第2項の請求要件を欠く		
宮崎県	都城市	① 元市職員、現市職員	26.2.4	1	なし	① 26.2.21	無	
		② 生活保護費の違法支出（職員が申請書類を偽造した上、横領した）				② 却下		
		③ 支出した生活保護費を国・市へ返還				③ 期間途過		
宮崎県	延岡市	① 市長、図書館長	25.8.29	1	なし	① 25.9.5	有	
		② 違法な契約の締結				② 却下		
		③ 市長、図書館長に対する損害請求 違法な契約の再発防止のための措置				③ 請求の期間が、法242条第2項に定める1年を経過しているため請求要件を欠く。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
宮崎県	延岡市	① 市長、図書館長	25.12.10	1	なし	①	25.12.26	有
		② 違法な契約の締結				②	却下	
		③ 市長、図書館長、相手方に対する損害請求 違法な契約の再発防止のための措置				③	請求の期間が、法242条第2項に定める1年を経過しているため請求要件を欠く。	
宮崎県	串間市	① 串間市	26.1.8	1	26.1.20 口頭陳述	①	26.2.28	無
		② 職員の住宅手当の不正受給に対する返済と行政処分について。				②	棄却	
		③ ・虚偽の申請は公文書偽造同行使、詐欺行為ではないか。 ・不正受給した住居手当を全額返済すれば、すべて解決なのか。 ・職員に対する地方公務員法第29条第1項第3号についての、行政処分は妥当であったか。				③	請求内容に違法性はない	
宮崎県	川南町	① 町長	25.9.4	4	25.9.20 口頭陳述	①	25.10.31	有
		② 財務会計上の怠る事実（土地改良分担金の未徴収）、違法な支出（助成金）				②	棄却	
		③ 支出の差止め、町長に対する損害賠償の請求				③	請求内容に違法性はない	
計		10件						有 3件 無 7件
鹿児島県	西之表市	① 市長	24.4.2	1	24.5.9 口頭陳述	①	24.5.25	無
		② 公金の不当な支出・公金の徴収を怠る行為				②	棄却	
		③ 公金の返還、施設使用料（未納）の徴収				③	違法性・不当性は認められない。	
鹿児島県	薩摩川内市	① 市長	24.8.21	1		①	24.9.12	無
		② 市が売却した公有財産は指定用途の実現が不透明であり、契約違反にあたる。				②	却下	
		③ 市に買い戻しを求める。				③	住民監査請求の対象となる事実を証する書面を欠いており、審査要件を満たしていない。	
鹿児島県	霧島市	① 市長	24.5.7	1	24.5.29 口頭陳述	①	24.7.2	無
		② 違法な公金の支出				②	棄却	
		③ 相手方に対する費用請求				③	当該支出に違法性はない	
鹿児島県	南種子町	① 町長	26.2.17	1	26.3.11 口頭陳述	①	26.4.14	有
		② 不当な財産取得、不当な公金支出				②	棄却	
		③ 町長に対する損害賠償請求				③	請求人の主張には理由がない	
計		4件						有 1件 無 3件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
沖縄県	那覇市	① 那覇市長・那覇市教育委員会	24.5.2	3		① 24.5.21	無	
		② 「久茂地公民館・図書館の老朽化等に伴う対応策に関する報告書」がねつ造されていた。				② 却下(受理前却下)		
		③ ねつ造された報告書に基づいた解体工事の契約解除と、それによる不当な公金支出を差し止めること。				③ 違法又は不当の理由が認められない。住民監査請求の要件を欠く不適法の請求である。		
沖縄県	那覇市	① 那覇市長	26.3.4	1	26.4.8 口頭陳述	① 26.4.24	有	
		② 公園用地を無償で借用させているため、那覇市は損害を被っている。孔子廟を公園に無償で設置することは憲法20条の政教分離に違反する。				② 却下		
		③ 久米至聖廟の設置許可を停止し撤去させること。過去1年間の使用料を支払わせること。				③ 住民監査請求の対象とはならない。期間を経過していることから不適法である。		
沖縄県	那覇市	① 那覇市長	26.3.3	1	26.4.8 口頭陳述	① 26.4.24	有	
		② 年度協定の締結及び事業の実施は違法又は不当である。				② 棄却		
		③ 那覇市障害者福祉センター指定管理料にかかる損害賠償請求				③ 違法性又は不当性は認められないため、公金支出は、市に損害を与えていない。		
沖縄県	石垣市	① 市長 担当職員	24.12.25	7	25.2.5 口頭陳述	① 25.2.24	無	
		② 違法な公金支出(不当に高額)				② 棄却		
		③ 支出額の損害賠償もしくは返還				③ 違法性は見当たらない		
沖縄県	石垣市	① 市長 担当職員	25.2.8	22	25.3.22 口頭陳述	① 25.4.8	無	
		② 違法な公金支出(不当に高額)				② 棄却		
		③ 上記請求と同内容				③ 違法性は見当たらない		
沖縄県	石垣市	① 市長 会計管理者	25.5.7	7	25.5.17 口頭陳述	① 25.6.10	無	
		② 違法な公金支出(違法な公金支出)				② 棄却		
		③ 支出相当額の損害賠償				③ 違法性は見当たらない		
沖縄県	浦添市	① 浦添市	25.1.25	256		① 却下通知25.3.22 (監査は行っていない)	無	
		② 土地開発公社が行った事業				② 却下		
		③ 費用の返還及び今後支出が予定される費用負担を禁止する				③ 請求内容が住民監査請求に適合しない。		
沖縄県	浦添市	① 浦添市	25.8.16	1		① 却下通知25.10.9 (監査は行っていない)	無	
		② 法定外公共物の行政財産用途廃止と普通財産売却				② 却下		
		③ 用途廃止及び売払い撤回				③ 期間途過、請求内容が住民監査請求に適合しない。		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容		
沖縄県	豊見城市	① 市及び職員労働組合	24.7.5	1	24.7.10 口頭陳述	① 24.8.17	無	
		② 労働組合に対し、市庁舎の一部を事務所として無償で使用させている				② 一部認容・一部棄却		
		③ 賃料、電気料の支払請求及び賃貸契約の締結等				③ 労働組合の使用許可の有無を明確にする事。市長は今回の措置について市民に説明する事。		
沖縄県	うるま市	① うるま市長	(24.4.25)	10		① 24.5.11	無	
		② 行政機能の転出に巨費を投ずることは不当である				② 却下(不受理)		
		③ 行政機能移転の撤回				③ 財務会計外で監査対象外である		
沖縄県	うるま市	① うるま市長	(24.4.25)	10		① 24.5.11	無	
		② 新庁舎建設に巨費を投ずることは不当である				② 却下(不受理)		
		③ 不要な新庁舎建設計画の断念				③ 財務会計外で監査対象外である		
沖縄県	国頭村	① 村長	25.12.4	1		① 26.1.31	無	
		② 住居手当の不正受給について				② 却下		
		③ 不正受給の全額返済と懲戒免職				③ 請求対象とする住居手当の最後の支給から時効となる1年以上が経過しているため却下とする		
沖縄県	東村	① 職員	25.7.16	1		① 25.9.4	無	
		② 協同組合の虚偽の監査報告				② 却下		
		③ 元役職員の名誉回復				③ 法242条の要件を満たしていない		
沖縄県	読谷村	① 村長	24.12.25	1		① 25.2.5	無	
		② 公の施設財産管理運営について				② 却下		
		③ 指定管理先、管理運営上の決算書等				③ 財務会計上の行為等の違法不当性の有無に該当しない。		
沖縄県	読谷村	① 村長	25.1.10	2		① 25.3.14	無	
		② 村有地の管理について				② 却下		
		③ 村道未買収地の取り扱いについて				③ 財務会計上の行為等の違法不当性の有無に該当しない。		
計		15件					有 2件 無 13件	

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	旭川市	市長に対する財産の管理を怠る事実についての違法確認の請求 (提起後、被告は市長から教育委員会に変更)	25.7.23	○						○							26.10.7 和解
北海道	旭川市	企業と共同で使用する施設を建設した際に企業の持ち分相当の財産を市に帰属させることを内容とする協定の無効を主張し、市長が企業に対する固定資産税の賦課・徴収義務を怠っていることの違法確認の請求並びに協定締結に関わった当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該怠る事実の相手方である企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求 行政財産の管理を怠っていることの違法確認の請求並びに当該怠る事実により損害を生じさせた当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該怠る事実の相手方である企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求	26.1.10	○						○	○						旭川地裁係属中
北海道	旭川市	施設の建設事業費の支出及び水利権の変更により損害を与えた当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該行為により利益を得ている企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求 市長がした行政財産の目的外使用許可処分の取消しの請求 行政財産の管理を怠っていることの違法確認の請求並びに当該怠る事実により損害を生じさせた当時の市長及び職員に対する損害賠償並びに当該怠る事実に係る相手方である企業に対する不当利得の返還の請求を市長に対し求める請求	26.1.10	○					○	○	○						旭川地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
北海道	室蘭市	市長に対する違法契約に基づく支出差止請求、市長に対する公金の違法支出等についての損害賠償請求	23. 3. 16	○							○					24. 10. 19札幌地裁一部容認・却下・棄却 25. 8. 9札幌高裁一審容認部分棄却 26. 2. 25最高裁上告棄却・不受理	
北海道	室蘭市	市長に対する財産の管理を怠る事実についての損害賠償請求及び元市長、職員等に対する不法行為に基づく損害賠償履行請求	24. 10. 10	○							○					現在札幌地裁係属中	
北海道	滝川市	生活保護費が詐取された事件に関して、支給決定を行った市職員に対して損害賠償を請求するもの	20. 7. 11	○							○					25. 3. 27札幌地裁原告側一部勝訴 26. 4. 25札幌高裁原告側の勝訴部分拡大	
北海道	松前町	病院改築に伴う基本計画案作成費用について、予算措置等の正規な手続きもなく支出したことは、違法であり、返還するなどの措置を求める。	25. 11. 28	○							○					現在、函館地裁係属中	
北海道	松前町	松前町病院事業修学資金貸付条例に規定する貸付を、現に松前病院に勤務している看護職員に貸付することは、条例の制定趣旨から逸脱し条例違反であり、返還するなどの措置を求める。	25. 11. 28	○							○					現在、函館地裁係属中	
北海道	松前町	診療報酬の過剰請求に対し、会計処理の是正を求める。	25. 11. 28	○							○					現在、函館地裁係属中	
計		9件	/	9件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	8件	0件	1件	1件	0件	/	
岩手県	一関市	市長に対する補助金返還履行請求事件	25. 8. 16	○						○	○					現在、盛岡地裁係属中	
計		1件	/	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	/	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
宮城県	仙台市	市長に対し議員の政務調査費の返還請求権の行使を求めるもの	25.5.2	○							○						仙台地裁係属中
宮城県	仙台市	市長が土地の明渡しを求めないことについて、その違法確認を求めるもの	26.6.5	○						○							26.4.17仙台地裁請求却下 26.9.26仙台高裁控訴棄却 26.10.8上告及び上告受理申立て(係属中)
宮城県	仙台市	市長に対し議員の政務調査費の返還請求権の行使を求めるもの	26.2.14	○							○						仙台地裁係属中
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
秋田県	鹿角市	市長等に対する市税徴収を怠る行為による損害賠償請求	25.12.16	○						○							現在、秋田地裁係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
山形県	山形市	○山形市道の一部の道路の占有が違法であることの確認 ○山形市道の一部が不法に占有されており善良なる管理者として道路の占有を止めるよう請求する義務を有しているがこれを怠っている。 ○当該民間人に対し占有相当額の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を行うことを求める。	26.2.12	○			○			○	○						現在、山形地裁係属中
山形県	米沢市	市長が損害賠償請求を行うよう求めるもの	25.3.25				○				○						25.6.10山形地裁 請求棄却 ※26.10.31仙台高裁 控訴棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
山形県	米沢市	公金支出差止を求めるもの	25.6.11				○				○						現在 山形地裁係属中
山形県	米沢市	市長が損害賠償請求を行うよう求めるもの	25.6.11				○				○	○					25.6.10 山形地裁 請求棄却
山形県	天童市	市長に対して違法、不当な契約締結に基づき支払った取得金額のうち、52,378,950円を請求	26.3.1	○							○						現在、山形地裁 係属中
計		5件		2件	0件	0件	4件	0件	0件	1件	5件	0件	1件	0件	0件	0件	
福島県	会津美里町	町に対しあやめ苑管理経費として支出した108万円を、町長の違法公金支出金(108万円)として返還請求したもの	23.8.16	○							○	○					25.7.11仙台高裁 請求棄却
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
茨城県	土浦市	市長に対する、朝日トンネル整備事業のために茨城県に支出した事業委託費(33,880千円)の返還と今後の公金支出の差止めの請求	21.4.13	○				○					○				26.3.28最高裁第2小 法廷上告棄却
茨城県	常陸太田市	公文書偽造により公金横領を行った市長に対する市の損害金6億1380万6000円の返還請求	24.6.26	○							○	○					24.12.7水戸地方裁 判所却下
茨城県	常陸太田市	市長が、駅周辺整備事情に係る事業費のうち3億1130万4512円を着服した返還請求	25.4.23	○							○	○					25.9.27水戸地方裁 判所却下
茨城県	取手市	不当に土地を安く売り払ったことにより市に損害を負わせたとして、市長外3名に対し不当利得返還請求(5,900万円)に及んだもの	25.4.8	○							○						水戸地方裁判所 係属中
計		4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	3件	2件	1件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
栃木県	佐野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（5億8,000万円）の請求	25.12.6	○							○						現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	野木町	違法無効の確認請求	25.2.15	○					○			○					25.7.24宇都宮地裁請求却下
栃木県	野木町	公金支出差止請求	25.2.15	○				○					○				25.7.25宇都宮地裁請求棄却
計		3件		3件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0件	
群馬県	館林市	違法契約締結に伴う損害金（4億1,100万円）を市長個人が市に対して支払うよう、市にその請求を義務付ける裁判	26.1.10	○													26.3.14前橋地裁請求却下 26.7.2東京高裁棄却（一部却下） 現在、最高裁係属中
群馬県	東吾妻町	公金支出差止等住民訴訟事件	25.9.19	○				○									現在、前橋地裁系属中
群馬県	東吾妻町	公金支出差止等住民訴訟事件	26.1.14	○				○									現在、前橋地裁系属中
群馬県	東吾妻町	奨励金交付取消等請求事件	26.1.20	○				○									現在、前橋地裁系属中
群馬県	玉村町	町長に対する違法支出に伴う損害賠償請求行為（62万円）の請求	22.9.6	○								○	○				25.1.25前橋地裁原告全部勝訴 25.6.12東京高裁請求棄却 25.11.26最高裁上告棄却、上告審不受理
計		5件		5件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
埼玉県	さいたま市	交付した支援補助金のうち、損害額の弁償を市長に求める。	24.7.3	○													25.6.19 さいたま地裁 原告全部勝訴 25.7.1控訴 25.11.21判決 東京高裁 原告側棄却により市が勝訴
埼玉県	さいたま市	随意契約のガイドラインに違反して行われた修繕工事の弁償を求める。	25.9.30	○													26.6.6 さいたま地裁 取下げ
埼玉県	さいたま市	随意契約のガイドラインに違反して行われた修繕工事の弁償を求める。	25.9.30	○													26.6.6 さいたま地裁 取下げ
埼玉県	さいたま市	不正に支出した保護費を請求対象者による弁償で求める。	25.12.19	○													現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	川越市	川越市監査委員における却下処分を取り消し請求	24.3.6			○						○					24.7.25さいたま地裁 請求却下
埼玉県	狭山市	土地開発基金からの貸付は違法	25.7.31	○													※26.5.14さいたま地裁 請求却下結審
埼玉県	鴻巣市	契約の締結及び公金の支出の差止め並びに損害金の請求	26.4.15	○				○									現在、さいたま地方裁判所係属中
埼玉県	草加市	「市は市長に対して、125円を草加市に支払うよう請求せよ」とするもの	24.5.7	○									○				24.12.22さいたま地裁却下
埼玉県	上里町	町長に対する財産処分の差止請求	25.5.15					○									※26.7.16さいたま地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
計		9件		7件	1件	1件	0件	2件	1件	0件	7件	2件	1件	0件	0件		
千葉県	船橋市	市長に対し、B議員の目的外の政務調査費(269,000円)を返還させるよう要求するもの	25.5.22	○							○					26.9.12取下げ	
千葉県	船橋市	市長に対し、A議員の目的外の政務調査費(553,400円)を返還させるよう要求するもの	25.7.1	○							○	○				26.1.17千葉地裁請求棄却	
千葉県	館山市	行政財産を用途廃止し、売却したことは違法である。用途廃止無効確認等請求	24.4.6	○					○			○				25.11.19最高裁上告棄却	
千葉県	館山市	市長・関係職員及び契約業者に対する違法契約に伴う損害金の請求	25.1.18	○							○					現在、千葉地裁係属中	
千葉県	館山市	市長及び契約業者に対する違法契約に伴う損害金の請求	25.7.2	○							○					現在、千葉地裁係属中	
千葉県	柏市	市長に対し、柏北部中央地区小学校整備事業負担金として柏市から千葉県へ支払った金74,712,225円は、4名の地権者が支払うべきものであり、不当な支出であったから、当該金額を柏市長及び柏市副市長に連帯して支払うことを求めているもの	23.8.24		○						○					24.8.8取下げ	
千葉県	柏市	市長に対し、柏北部中央地区小学校整備事業負担金として柏市から千葉県へ支払った金74,712,225円のうち金67,934,160円は、4名の地権者が支払うべきものであるから、当該金67,934,160円は違法な支出であるとし、当該地権者ら4名に不当利得返還請求を行うことを求めているもの	24.6.15		○						○					25.6.25千葉地裁請求棄却 25.12.19東京高裁請求棄却 現在、最高裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
千葉県	市原市	市長に、政務調査費を不正に支出した市議会各会派に対する返還請求(8,634,818円)を請求	24.5.24	○							○	○				25.8.30判決確定千葉地裁(請求棄却)	
千葉県	市原市	市長に、公用車を目的外利用した市長個人に対する損害賠償請求(1,201,027円)を請求	24.11.22	○							○	○				25.8.30判決確定千葉地裁(請求棄却)	
千葉県	市原市	市長に対する基本協定の解除及び建物の無償譲受に対する損害金(50億8261万円6650円)の請求	25.11.25	○							○					※26.7.4判決確定千葉地裁(請求却下)	
千葉県	流山市	市長に対する公金支出差止、公金支出金返還請求(金19億7000万円)	24.6.22	○				○			○	○				25.6.14千葉地裁請求棄却	
千葉県	鎌ヶ谷市	不当利得返還請求事件	24.7.27	○							○	○				25.5.23 東京高裁請求棄却	
千葉県	鎌ヶ谷市	損害賠償請求事件	24.10.17	○							○					※26.6.20 最高裁請求棄却	
千葉県	鎌ヶ谷市	損害賠償請求事件	25.9.27	○							○	○				26.2.14 千葉地裁請求棄却	
千葉県	鎌ヶ谷市	不当利得返還請求事件	25.10.8	○							○	○				26.2.14 千葉地裁請求棄却	
千葉県	鎌ヶ谷市	損害賠償請求事件	25.10.21	○							○	○				26.3.11 千葉地裁請求棄却	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
千葉県	浦安市	原告が所有する土地の平成24年度固定資産税課税税額評価額の不当性・公金の賦課を怠る違法なものであることの確認	24. 7. 24	○						○							25. 5. 29 東京高裁請求棄却 25. 11. 28最高裁不受理結審
千葉県	酒々井町	町長に対する費用負担金請求を怠ることの違法確認等の請求	20. 12. 18	○						○							22. 12. 17千葉地裁請求却下・棄却 23. 10. 25東京高裁控訴棄却 24. 9. 18最高裁上告申立不受理
計		18件		16件	2件	0件	0件	1件	1件	2件	15件	1件	10件	0件	0件	0件	
東京都	千代田区	政務調査研究費の一部について使途基準に基かない支出があり、その返還を求めることを怠っていることによる返還請求	25. 3. 21	○							○						現在、東京地裁係属中
東京都	千代田区	政務調査研究費の一部について使途基準に基かない支出があり、その返還を求めることを怠っていることによる返還請求	25. 12. 19	○							○						現在、東京地裁係属中
東京都	目黒区	目黒区有施設見直し方針手法8の差止め請求	26. 6. 6	○				○									現在、東京地裁係属中
東京都	目黒区	区長に。違法な契約締結に伴う損害金（4900万円余）の返還請求をすることを求める。	21. 5. 8	○							○		○				23. 4. 12東京地裁訴え一部却下、その余の訴えに係る請求棄却 24. 1. 25東京高裁控訴棄却 24. 12. 25最高裁上告受理申立て不受理決定
東京都	目黒区	区長に、財産の管理を怠ったことによる損害金（5億700万円余）の返還請求をすることを求める。	24. 6. 14	○							○	○					25. 1. 30東京地裁訴え却下

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	世田谷区	区長に対する補助金に伴う職員への損害賠償（1081万2447円）を求める請求	24.10.24	○							○	○					25.12.4東京地裁（確定）
東京都	渋谷区	区長に対する賃料相当分不当利得額（4,740,212円）の返還請求権不行使の違法確認請求等	22.5.21	○							○		○				25.12.19東京地裁請求棄却
東京都	渋谷区	区長に対する株式価値を毀損させた公社役員に責任追及等の訴えを提起しないことの違法確認請求	23.12.5	○							○		○				24.12.25東京高裁請求棄却
東京都	渋谷区	区教委に対する行政財産使用許可の取消の請求等	24.6.21	○							○						現在、最高裁係属中
東京都	渋谷区	区長に対する明許繰越の手续をとらず支出した建設工事費（202,039,786）の返還を求める請求	25.6.18	○							○						現在、東京地裁係属中
東京都	渋谷区	区長に対する株式価値を毀損させた公社役員に責任追及等の訴えを提起しないことの違法確認請求	26.1.31	○							○						現在、東京地裁係属中
東京都	中野区	区長が東京消防庁に対して行った区の土地の一部に対する行政財産目的外使用許可についての取消請求	26.2.21	○							○						現在、東京地裁係属中
東京都	杉並区	違法な支出に係る政務調査費の返還の請求をすることを区長に対して求める請求	25.4.16	○													※26.9.3東京地裁一部認容及び一部棄却
東京都	杉並区	違法な支出に係る政務調査費の返還の請求をすることを区長に対して求める請求	26.5.13	○													※27.2.26東京地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
東京都	杉並区	違法な支出に係る政務調査費の返還の請求をすることを区長に対して求める請求 (第1回口頭弁論において本件政務調査費の返還請求は取り下げられたため、請求は、遅延利息及び訴訟費用に限ることとされた。)	21.11.4	○							○						22.11.9東京地裁棄却 24.1.31東京高裁控訴棄却 24.4.11最高裁上告却下
東京都	杉並区	財団法人へ派遣された職員への人件費に使われていた補助金に係る損害賠償請求権の行使を怠ることの違法確認及び不当利得返還請求権の行使を怠ることの違法確認	24.6.18	○						○		○					25.2.22東京地裁却下 25.7.29東京高裁控訴棄却 26.1.17最高裁上告不受理
計		16件		16件	0件	0件	0件	1件	1件	4件	10件	3件	4件	0件	0件	0件	
東京都	三鷹市	市長及び選挙管理委員会委員長へのポスター作成費及び車両借上げ費の返還請求	24.7.23	○							○						現在、東京地裁で係属中
東京都	青梅市	市長に対する政務調査費の不正支出に伴う前市議会議員2名への不当利得返還請求	24.8.8	○							○			○			25.4.24東京地裁判決、25.5.8の経過をもって確定
東京都	小金井市	市長に対する3年分の組合事務所使用料・延滞利息の請求と貸付の即時中止等を求める	24.9.3	○							○						25.3.1東京地方裁判所 請求却下
東京都	国立市	元市長及び前市長による住基ネットの切断及び不接続という共同不法行為がなければ住基ネットサポート委託料等を支出する必要がなかったから、国立市は当該住基ネットサポート委託料等として支出した額の損害を被ったとして、国立市長に対して、同額を元市長及び前市長に請求することを求める住民訴訟	24.9.26			○					○						26.5.26控訴

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
東京都	あきる野市	調整区域に都市計画税を賦課しない損害の補てん及び汚水ますを設置者に返還することを求めたもの	23.11.10	○					○	○	○		○				25.8.3 東京地裁請求棄却 (確定)
	計	5件		4件	0件	1件	0件	0件	1件	2件	4件	1件	1件	1件	0件	1件	
神奈川県	横浜市	横浜環状南線の建設に関する栄区の区民意識調査に係る支出に係る損害賠償を求めると等を請求する事件	23.8.2	○							○		○				25.2.27横浜地裁： 一部却下、一部棄却、確定
神奈川県	横浜市	緑区霧が丘第一小学校土地建物売買等の差止めを求めるとを請求する事件	24.9.10	○				○									25.8.13取下げ
神奈川県	横浜市	生活保護費に係る損害賠償を求めるとを請求する事件	24.9.18	○							○						25.12.18横浜地裁： 棄却 25.12.24原告控訴 26.5.22東京高裁： 棄却 26.5.30原告上告提起、上告受理申立て（上告受理申立てについては26.7.2取下げ） ※26.10.7最高裁： 上告棄却、確定
神奈川県	横浜市	旭区地域防災拠点運営委員会への助成金交付に係る損害賠償を求めるとを請求する事件	24.11.19	○							○						25.10.30横浜地裁： 棄却 25.11.11原告控訴 ※26.6.26東京高裁： 棄却、確定
神奈川県	横浜市	横浜市「町の防災組織」補助違法公金支出に係る損害賠償を求めるとを請求する事件	25.3.29	○							○						26.4.23横浜地裁： 棄却 26.5.8原告控訴 現在、東京高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
神奈川県	逗子市	市長に対し、金51万円余を市に支払うこと等を内容とする	22.12.28	○							○	○				24.6.13横浜地裁 請求一部却下、一部棄却。 25.3.7東京高裁控訴棄却。 25.11.26最高裁上告不受理、上告棄却。	
神奈川県	秦野市	市長に対する違法補助金支出に伴う損害金（135,635,000円）の請求	24.5.4			○					○	○				25.10.9横浜地裁 請求棄却	
神奈川県	厚木市	市長に対する市長専用車使用に伴う不当利得（8,373,610円）返還請求	23.12.12	○							○	○				25.1.30横浜地裁： 棄却 25.5.29東京高裁： 棄却確定	
神奈川県	厚木市	市長に対する議長専用車の使用に伴う損害金（26,020,898円）の請求	24.1.5	○							○	○				25.1.30横浜地裁： 棄却 25.5.29東京高裁： 棄却確定	
神奈川県	大和市	介護給付費の過誤調整額が不適切であるとして事業者、県等に返還請求をするよう求めるもの	26.4.11	○							○					現在、横浜地裁 係属中	
神奈川県	大和市	入札に際し官製談合があったとして入札参加者、メーカー、関係職員に適正価格との差額を返還請求するよう求めるもの	26.5.7	○							○					現在、横浜地裁 係属中	
神奈川県	伊勢原市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（1,221,246円）の請求	23.8.29	○							○	○				24.9.13東京高裁請求棄却	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
神奈川県	海老名市	市長に対する市交際費支出に伴う損害金（702,250円）と訴訟費用の請求	26.2.24	○							○						現在、横浜地裁係属中
神奈川県	綾瀬市	市長に対する違法契約に伴う損害金（74,160,450円）の請求	24.9.7	○							○	○					26.2.19横浜地裁
神奈川県	大磯町	町長に対する、違法な補助金交付に関する損害金（358万円ほか）の請求	22.9.9	○							○	○					24.8.8横浜地裁請求棄却
神奈川県	大磯町	町長に対する、違法な補助金交付に関する損害金（39万円ほか）の請求	22.11.18	○							○	○					24.8.8横浜地裁請求棄却
神奈川県	大磯町	町長に対する、採用した医師に対する給与の支出に関する損害金（金934万2428円ほか）の請求	24.6.14	○							○	○					25.9.11横浜地裁請求棄却 26.1.22東京高裁控訴棄却
神奈川県	大磯町	町長に対する、違法な補助金交付に関する損害金（169万円ほか）の請求	25.7.17	○							○						現在、横浜地裁係属中
計		25件		24件	0件	1件	0件	6件	1件	0件	20件	2件	10件	1件	0件	0件	
新潟県	新潟市	補助金の交付決定及び交付は違法であるため、市長は、補助金交付団体に対し補助金（282万8千円）の返還請求をすること	24.11.16	○							○						26.1.27新潟地裁請求棄却 ※26.6.11東京高裁控訴棄却（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
新潟県	新潟市	市長は、使用許可を得ずに市庁舎の一部を占有及び使用していた者に対し損害賠償金額（739万595円）を支払うよう請求すること	25. 6. 13	○							○				○	26. 1. 24新潟地裁原告一部勝訴（確定）	
新潟県	新潟市	連節バス購入経費（1億6650万円）の支出の防止	25. 10. 24	○				○								現在、新潟地裁係属中	
新潟県	長岡市	市長に対する違法な契約の解消を忘る事実の違法確認の請求	24. 10. 2	○						○						25. 1. 31新潟地裁請求却下 25. 5. 30東京高裁原判決取消し及び審理差戻し 26. 2. 21新潟地裁請求棄却 26. 7. 18東京高裁控訴棄却 現在、最高裁上告書面審理中	
新潟県	三条市	市長の違法な支出49,882,500円の損害賠償請求	25. 7. 30	○							○					現在、新潟地裁係属中	
新潟県	五泉市	平成20年4月～平成24年3月に支出した政務調査費のうち違法不当な支出額相当額の返還等を求めるもの	26. 5. 8	○							○					現在、新潟地裁係属中	
新潟県	魚沼市	市長に対し、魚沼市斎場建設事業に関して違法に支出した用地費（7,111万1740円）の回収措置及び契約の無効を請求。	25. 1. 9	○					○		○					現在、新潟地裁係属中	
新潟県	魚沼市	市長に対し、中越大震災復興基金事業に関して1億3201万の返還請求、及び補助金申請者及び工事請負業者に5億5000万円を返還請求するよう請求。	22. 6. 17	○							○		○			24. 9. 24新潟地裁請求却下 25. 4. 10東京高裁請求棄却 25. 12. 3最高裁上告棄却	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
新潟県	魚沼市	市長及び担当課長に対し、文化会館の音響設備の更新に関し、各250万円の返還請求するよう請求。	23.6.22	○							○	○					25.1.25新潟地裁請求却下 25.8.19東京高裁請求却下 26.2.20最高裁上告棄却
新潟県	魚沼市	市長に対し、中越大震災復興基金事業に係る訴訟に関し、弁護士費用の支払いの差止め及び既支払分の返還請求をするよう請求。	23.9.15	○				○					○				24.9.24新潟地裁請求棄却 25.3.13東京高裁控訴却下 25.10.1最高裁上告棄却
新潟県	南魚沼市	市長に対する違法な補助金の支出に伴う損害金（2億9000万円）の請求	26.3.6	○							○						現在、新潟地裁係属中
計		11件		11件	0件	0件	0件	2件	1件	1件	9件	1件	2件	1件	0件	1件	
富山県	射水市	市長に対し、違法かつ不適切な「射水市市役所位置条例の一部改正」に基づく、庁舎建設に係る一切の公金等の支出等の差止め請求	24.9.1 (23.12.2提起の訴訟に共同訴訟参加)	○				○									25.3.27富山地裁請求却下、一部棄却 現在、名古屋高裁金沢支部係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
石川県	金沢市	政務調査費返還請求事件	24.6.27	○							○						現在金沢地方裁判所にて係属中
石川県	金沢市	政務調査費返還請求事件	25.6.13	○							○						現在金沢地方裁判所にて係属中
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
長野県	松本市	市長に対し、市上町町会に報償費等に係る損害賠償請求（251,860円）をせよとの請求	23.1.7	○													23.9.2長野地裁請求却下及び棄却 24.2.16東京高裁控訴棄却 24.9.14最高裁上告棄却
長野県	松本市	固定資産税等減免措置取消し請求及び市長に対し市上町町会に補助金に係る不当利得返還請求をせよとの請求	22.12.8	○					○								23.9.2長野地裁請求却下及び棄却 24.4.17東京高裁控訴棄却 24.10.12最高裁上告棄却
長野県	松本市	固定資産税等賦課徴収処分取消し請求並びに市長に対し、市長及び資産税課長に賦課徴収処分に係る損害賠償請求（合計1,600,000円）をせよとの請求	24.5.3	○					○								24.10.19長野地裁請求却下及び棄却 25.2.28東京高裁控訴棄却 25.9.17最高裁上告棄却
長野県	松本市	市長に対し、市長に講演料に係る損害賠償請求（6,584,736円）をせよとの請求	25.5.15	○													26.5.22長野地裁請求棄却 26.10.23東京高裁控訴棄却 26.10.31現在、東京高裁係属中
長野県	松本市	固定資産税等賦課徴収等を怠る事実の確認請求及び当該怠る事実に係る損害賠償請求	25.7.25	○						○	○						※26.9.12長野地裁請求却下及び棄却
長野県	松本市	市長に対し、住宅課長に市営住宅に係る損害賠償請求（727,586円）をせよとの請求及び市営住宅家賃等の請求を怠る事実の確認請求	25.11.5	○						○	○						※26.6.20長野地裁請求却下及び棄却
長野県	松本市	市長に対し、市長に東日本大震災等の被災者支援に係る損害賠償請求（10,918,420円）をせよとの請求	25.12.26	○													26.10.3長野地裁請求却下及び棄却 26.10.31現在、長野地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
長野県	松本市	市長に対し、(株)松本山雅に出資に係る不当利得返還請求(20,000,000円)をせよとの請求及びサッカー場建設に係る公金支出差止請求	26.5.13	○				○			○						26.10.31現在、長野地裁係属中
長野県	諏訪市	市長に対する一般廃棄物処理業務委託等の随意契約に伴う損害賠償金(275万円)の請求	24.11.25	○										○			25.10.25長野地裁請求棄却
長野県	東御市	公金支出差止請求 市道設計調査料(3,400万円)の公金支出差止	24.11.15	○				○						○			25.11.15長野地裁請求棄却
長野県	安曇野市	公金支出等差止請求事件	25.2.5	○				○									※26.7.18長野地裁請求棄却
長野県	白馬村	徴収処分の差止め、賦課処分の無効確認、怠る事実の違法確認、村長に対する損害賠償金の請求	25.7.2	○				○	○	○	○						現在、長野地裁係属中
計		12件		12件	0件	0件	0件	4件	3件	3件	10件	0件	5件	0件	0件	0件	
岐阜県	大垣市	市長に対する、違法公金支出に伴う不当利得請求をすることを求める請求	25.6.21	○							○						現在、岐阜地裁係属中
岐阜県	多治見市	市長が区画整理組合に対して支出した補助金の差止め請求並びに工事(区画整理組合施行)の差し止め請求	26.7.8	○				○									現在、岐阜地裁係属中
岐阜県	各務原市	違法な公金支出(英国行政視察の旅費等)に係る損害賠償金・不当利得の返還を市長に求めるもの	25.2.14	○							○						26.2.19岐阜地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
岐阜県	揖斐川町	土地賃貸借契約に係る支払済の賃貸借料の返還と差止を求める請求	25.12.20	○				○		○	○						現在、岐阜地裁係属中
計		4件		4件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
静岡県	浜松市	・業務委託費の支払い及び委託契約の差止め ・市長に対する違法契約締結に伴う損害金（945千円）の請求	24.12.18	○				○			○						係属中
静岡県	沼津市	職員に対する違法契約締結に伴う損害金（1,709,400円）等の請求	24.6.13	○							○	○					最高裁第一小法廷 25.11.6
静岡県	沼津市	職員に対する違法契約締結に伴う損害金（42,366,408円）等の請求	24.8.24	○							○						26.7.18静岡地裁 原告一部勝訴 現在、東京高裁係属中
静岡県	沼津市	職員に対する違法契約締結に伴う損害金（21,063,000円）等の請求	25.2.7	○							○						26.6.19静岡地裁 請求棄却 現在、東京高裁係属中
静岡県	沼津市	職員に対する違法契約締結に伴う損害金（30,543,240円）等の請求	26.3.14	○							○						静岡地裁 係属中
静岡県	島田市	不納欠損処分に係る損害賠償請求	24.11.19	○							○	○					静岡地方裁判所 25.11.14判決
静岡県	焼津市	市長に対し、元町長の違法契約に伴う損害金（3,617万6,500円）を元町長に損害賠償を請求するよう求める請求	24.10.22	○							○	○					25.6.13静岡地裁請求却下 25.10.31東京高裁控訴棄却 26.3.28最高裁上告棄却
静岡県	伊豆市	市長に指定管理者の伊豆市観光協会と業務委託を受けた有限会社フィガロに対し、1852万円を請求するよう求める請求	25.2.24	○							○						現在、静岡地裁にて係争中
静岡県	島田市	廃プラスチック訴訟費用に係る損害賠償請求	23.9.28	○							○	○					静岡地方裁判所 26.1.30判決

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
静岡県	焼津市	市長に対する財団法人の財産管理の怠る事実による減少分（金額不明）の請求	24. 2. 23	○							○		○				24. 6. 28東京高裁控訴棄却・確定
静岡県	掛川市	市長に対し、使途基準に違反した市議会の会派へ不当利得（政務調査費）の返還を請求することを求める請求	21. 7. 22	○										○			25. 7. 26静岡地裁原告一部勝訴（結審）
静岡県	御殿場市	市長に対する、委託契約の中途解除に係る違約金の請求を怠る事実による損害金（7,119千円）の請求	18. 2. 15	○									○				25. 12. 19東京高裁
計		12件		12件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	12件	2件	4件	1件	0件	1件	
愛知県	名古屋市	市内の中学校長による公費で購入した図書私物化という違法行為について、市長が返還請求措置をとらないことは違法であることについての確認を求める。	24. 10. 5	○									○				名古屋地裁26. 1. 23判決
愛知県	名古屋市	市長に対して、工事入札における違法な総合評価落札方式の評価基準の適用に伴う損害金（492,600円及び年5分の遅延損害金）の請求を市長個人及び契約監理監個人に行うことを求める。	26. 1. 8	○													26. 6. 26名古屋地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
愛知県	豊橋市	市長に対する違法な契約締結に基づく公金支出差止請求及び当該契約の無効確認	24. 12. 20	○				○	○								※26. 5. 28名古屋高裁請求棄却（確定）
愛知県	豊橋市	外国視察に係る政務調査費のうち使途基準に含まれない支出が含まれていたとして政務調査費の返還を命ずることを求める請求	22. 6. 11	○										○			24. 7. 12名古屋地裁請求棄却（確定）
愛知県	豊橋市	不適正経理調査結果を受けて預け金は解消されていないものとして預け金請求残金の返還を求める請求	22. 8. 4	○										○			24. 7. 13最高裁上告棄却（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
愛知県	西尾市	市長に対し、消防団に支払った交付金の一部（366,800円）を元団長に返還支払を求めさせるための請求	25.2.21	○						○						番号②の事案と統合し審理 現在、名古屋地裁係属中	
愛知県	西尾市	市長に対し、消防団長に支払った費用弁償の一部（33,600円）を元団長に返還支払を求めさせるための請求	25.4.26	○						○						番号①の事案と統合し審理 現在、名古屋地裁係属中	
愛知県	蒲郡市	市長に対し、契約の申込み又はその締結を取り消す請求	24.12.12	○												26.2.13 名古屋地裁請求棄却 26.7.30 名古屋高裁控訴棄却 26.8.12 最高裁へ上告受理申立中（係属中）	
愛知県	犬山市	違法な公金の支出、契約の締結に伴う損害賠償請求	24.7.2	○						○						名古屋地裁係属中	
愛知県	犬山市	不適切な行政手続きに伴う事業費の支出差し止め請求	24.12.28	○				○								名古屋地裁係属中	
愛知県	犬山市	審査申出の棄却決定取消し請求	25.1.9		○				○							26.2.13 名古屋地裁棄却 ※26.7.18 名古屋高裁棄却（確定）	
愛知県	稲沢市	財産の管理を怠る事実の違法確認	26.3.20	○					○							現在、名古屋地裁係属中	
愛知県	稲沢市	総務部長に対する違法に市税の徴収を怠った賠償金の請求	26.4.28	○						○						現在、名古屋地裁係属中	
愛知県	稲沢市	市長に対する損害賠償請求権の行使請求	26.5.22	○						○						現在、名古屋地裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
愛知県	大府市	市が行った境界確定証明処分の取消し請求	25.6.5	○					○			○					25.12.26 名古屋地裁
愛知県	弥富市	新庁舎建設事業関連の土地購入費及び物件移転補償金に係る支出差止め勧告請求	25.10.8	○				○									現在、名古屋地裁係属中
愛知県	みよし市	町長に対する一般廃棄物埋立処分場起償償還費の過大な負担割合に伴う負担金(6,017万円)の返還の請求	21.8.3	○							○	○					24.5.31最高裁請求棄却
愛知県	みよし市	市長に対する土地の無償譲渡に伴う損害額(1億9,348万円)の請求	22.5.26	○							○	○					25.4.24名古屋高裁控訴棄却 25.7.10上告却下
愛知県	阿久比町	職員及び業者に対する不当支出に伴う損害金(74,779円)を支払うよう請求することを町に求める事件	25.11.21	○							○						第1審 名古屋地裁係属中
愛知県	阿久比町	職員及び業者に対する不当支出に伴う損害金(141,362円)を支払うよう請求することを町に求める事件	25.12.20	○							○						第1審 名古屋地裁係属中
愛知県	阿久比町	町長及び地権者に対する違法な公金(上水道拡張事業用地売買代金)支出に伴う損害賠償請求行為(34,658,800円)請求事件	22.10.13	○							○	○					24.10.18 名古屋地裁請求棄却 25.3.21 名古屋高裁控訴棄却 25.8.20最高裁上告棄却
計		21件		20件	1件	0件	0件	3件	3件	3件	13件	2件	5件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
三重県	四日市市	市長に対し、不法な契約に基づく支出（28,100,520円）について、相手方へ返還請求するよう求めるもの	24.9.4	○							○						25.8.22 津地裁 請求棄却 25.12.26 名古屋高裁 控訴棄却 ※26.6.17 最高裁 上告棄却
三重県	四日市市	市長の行った支出が違法であるとして、市に対し損害金（64,971,664円）を市長に請求するよう求めるもの	24.12.20	○							○						26.10.16 津地裁 一部却下、その他の請求棄却 控訴期間中
三重県	四日市市	市営住宅家賃の算定に不備があり、本来請求すべき家賃の額を請求していないとして、その不足分を入居者に請求するよう求めるもの（具体的な金額の提示はなし。）	26.1.24	○							○						26.9.25 津地裁 訴え却下 現在、名古屋高裁係属中
三重県	紀北町	公金支出差止等請求事件	24.7.13	○							○						26.4.10津地裁 請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
計			4件	4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	0件	
滋賀県	大津市	前市長に対する補助金支出に伴う損害賠償請求及び公金支出の差止め請求	22.6.1	○				○			○		○				25.1.24大津地裁 一部認容 25.7.18大阪高裁 一審認容部分の取消し及び請求棄却 25.12.10最高裁 上告不受理決定
滋賀県	栗東市	金銭の貸付けを行った当時の市長及び相続人に対する損害金の請求	25.2.22	○							○						

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
滋賀県	甲賀市	24年度分：自治振興会支出取消と自治会区活動交付金の返還による是正措置請求 25年度分：自治会への区活動交付金交付と不正交付差止め措置による勧告要求	26.1.16	○							○						現在、大阪高裁係属中
計		3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
京都府	京都市	市長に対する京都会館第一ホールの建替えのための解体工事差止請求事件	24.8.13	○				○					○				25.3.21京都地裁本市側勝訴確定
京都府	京都市	市長に対する法律又は条例に拠らずに設置された京都市営保育所移管先選定等委員会委員への違法な報酬の支出に伴う損害金119万6108円の請求事件	25.4.22	○							○						※26.6.24京都地裁本市側勝訴確定
京都府	京都市	市長に対する本市職員で構成される労働組合への本庁舎の使用許可処分の取消請求事件	25.5.13	○					○				○				26.1.30京都地裁本市側勝訴確定
京都府	京都市	市長、前市長及び都市計画局長等に対する京都市住宅供給公社への違法な委託料の支出に伴う損害金4億275万616円の請求事件	26.2.21	○							○						現在、京都地裁係属中
京都府	京都市	市長等に対する京都市特定優良賃貸住宅の認定事業者への違法な補助金の支出に伴う損害金1億562万9800円の請求事件	26.3.14	○							○						現在、京都地裁係属中
京都府	京都市	市長に対する京都市森林文化協会への違法な補助金の支出に伴う損害金980万4000円の請求及び平成24年度に支出予定の補助金985万4000円の差止請求事件	24.3.26	○				○					○				24.9.12京都地裁本市側勝訴確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
京都府	京都市	市長に対する公園施設として水族館を設置することの許可に係る公園使用料の違法な減額に伴う損害金1544万600円の請求事件	23. 1. 25	○						○	○			○			25. 2. 28京都地裁本市側勝訴 26. 1. 17大阪高裁本市側勝訴確定
京都府	京都市	支出の決定権者に対する、違法な委託契約、著作権使用料に係る損害金(2200万円)の請求	19. 4. 17	○										○			22. 3. 18併合 23. 6. 30京都地裁判決 原告請求棄却 24. 8. 31大阪高裁判決 控訴棄却。確定
京都府	京都市	市長、支出の決定権者等に対する、違法な委託契約に係る損害金(500万円)の請求	20. 3. 22	○										○			22. 3. 18併合 23. 6. 30京都地裁判決 原告請求一部却下、一部棄却 24. 8. 31大阪高裁判決 控訴棄却。確定
京都府	京都市	市長、支出の決定権者等に対する、違法な書籍購入・配布に係る損害金(計209万6600円)の請求	20. 10. 10	○										○			24. 3. 28京都地裁原告請求棄却 24. 11. 30大阪高裁判決 控訴棄却 25. 5. 8最高裁判決 上告棄却。確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
京都府	城陽市	市長に対する違法な事業遂行による公金支出差止の請求及び損害賠償請求	21.9.7	○				○			○					※24.4.13 京都地裁 原告請求取下げ	
京都府	精華町	町長に対する違法契約締結及び工事費の支出に伴う損害金(4,192,025円)の請求	24.1.25	○							○		○			26.1.30京都地裁請求棄却・確定	
京都府	精華町	町長及び副町長並びに受託業者に対する不法行為に基づく損害賠償金(28,871,000円)の請求	24.4.19	○							○		○			26.1.30京都地裁請求棄却・確定	
計		15件		15件	0件	0件	0件	3件	1件	2件	12件	0件	9件	0件	0件		
大阪府	大阪市	市長に対する不当に納入を免れた収益金の支払い請求を怠る事実の違法確認及び損害約540,000,000円の賠償請求をすることの請求	20.3.4	○							○	○		○	○	第1審22.9.9大阪地裁一部請求認容 第2審23.3.24大阪高裁本市控訴棄却 最高裁24.7.17確定	
大阪府	大阪市	市長に対する補助金の支出に係る損害約4,000,000円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	21.6.8	○							○		○			第1審23.3.29大阪地裁一部請求認容 第2審23.11.24大阪高裁原審取消、請求棄却 最高裁25.4.9確定	
大阪府	大阪市	市長に対するアンケート調査の実施費用の支出に係る損害9,111,880円の賠償請求をすることの請求	25.1.11	○							○					現在大阪地裁係属中	
大阪府	大阪市	市長に対する衆議院議員総選挙期間中の市長の給与支出に係る損害800,000円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	25.3.7	○							○					現在大阪地裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	大阪市	市長に対する特別秘書の給与支出に係る損害6,295,043円の不当利得返還請求をすることの請求及び将来の給与支出の差し止めをすることの請求	25.5.15	○				○									現在大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する市長等の海外出張旅費の支出に係る損害693,740円の賠償請求をすることの請求	26.1.14	○													現在大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する建物（シェルター）リース料の支出に係る損害11,424,000円の賠償請求をすることの請求及び将来のリース料の差し止めをすることの請求	26.4.25	○				○									現在大阪地裁係属中
大阪府	堺市	交付金等を国庫に返納した上で、その相当額の損害賠償請求を市長に対して行うことを求めるもの	26.6.13	○													26.7.16 第1回弁論
大阪府	池田市	市の違法設計委託契約に伴う損害賠償（2066万1165円＋法定利息）の請求	25.2.22	○													現在、大阪地方裁判所係属中
大阪府	池田市	市の違法業務発注に伴う損害賠償（415万円＋法定利息）の請求	25.9.5	○													現在、大阪地方裁判所係属中
大阪府	吹田市	固定資産評価審査委員会委員に対する報酬返還請求	25.2.21	○									○				26.1.24大阪地裁 請求棄却
大阪府	吹田市	違法な契約締結に伴う市長、関係職員、契約相手方に対する損害賠償請求	25.8.8	○													現在、大阪地裁 係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	高槻市	市長に対して、歴代の福祉事務所長に対し41,976,588円の生活保護費の過払い分から既に返還があった部分を控除した額の賠償命令又は損害賠償請求を行うよう求めたもの	24.9.10	○							○						大阪地裁 係属中
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者に対して、自動車運送管理者（個人）、総務課長、運輸課長及び営業所長に対して総額41,278,000円の損害賠償請求又は賠償命令をするよう求めたもの	24.9.20	○							○						大阪地裁 係属中
大阪府	高槻市	市長に対して、市長（個人）に対して総額3,957,240円の損害賠償命令をするように求めるとともに、6組織に係る公金の支出の差し止めを求めたもの	24.12.14	○							○						26.9.3大阪地裁一部 却下部認容一部棄 却 大阪高裁 係属中
大阪府	高槻市	市長に対して、市長（個人）及び人事課長に対し、総額1,359,744,000円、教育長（個人）及び教育委員会総務課長に対し総額239,046,000円並びに自動車運送管理者（個人）及び交通総務課長（総務企画課長を含む。）に対し総額139,056,000円の損害賠償又は賠償命令をするように求めるとともに、給与を受給した職員に対し不当利得返還請求をするよう求めたもの	25.6.11	○							○						大阪地裁 係属中
大阪府	高槻市	市長は、A町の自治会、自治会老人部及び老人クラブ2団体並びに自治会老人部の代表者らに対して、総額1,669,690円の支払の請求をすることを怠ることが違法であることの確認を求めるとともに、これらの者に対して、同額の損害賠償請求をするよう求めたもの	25.8.19	○							○						大阪地裁 係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	高槻市	市長は、教育長及び教育管理部長に対して、総額32,662,923円の損害賠償請求をするよう求めたもの	26.3.10	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対し、市長（個人）、副市長及び教育長並びに京都大学に対して148,110,000円の請求をしないことは違法であることの確認を求めるとともに、これらの者に対して同額の請求をするよう求めたもの	26.6.9	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	枚方市	土木建築工事の入札における談合に係る損害（1,090,000,000円）についての市長らに対する賠償請求	19.12.6	○							○	○					大阪高等裁判所 25.3.8判決
大阪府	枚方市	土木建築工事の入札における談合に係る損害（1,090,000,000円）についての市長らに対する賠償請求	19.12.6	○							○	○					大阪高等裁判所 25.3.8判決
大阪府	枚方市	土木建築工事の入札における談合に係る損害（2,713,000,000円）についての市長らに対する賠償請求	20.2.29	○							○	○					大阪高等裁判所 25.3.8判決
大阪府	茨木市	市長に対する政務調査費の違法な支出（平成24年度（平成24年4月～平成25年1月）分4,555,488円）の会派及び議員への返還請求 市長に対する政務調査費の違法な支出（平成24年度（平成25年2月～3月）分974,053円）の会派及び議員への返還請求	26.4.24 26.6.10 (併合)	○							○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	茨木市	市長に対する政務調査費の違法な支出（平成20年度分（平成20年4月～平成21年1月分）19,459,456円）の会派及び議員への返還請求 市長に対する政務調査費の違法な支出（平成20年度分（平成21年2月～3月分）5,234,906円）の会派及び議員への返還請求 市長に対する政務調査費の違法な支出（平成21年度分12,694,526円）の会派及び議員への返還請求	22.3.3 H22.6.17（併合） H23.5.25（併合）	○											○	25.3.26大阪地裁	
大阪府	八尾市	市長に対し、本市の下水道工事において打切り再起工を要したことが大阪府の道路管理の瑕疵によるものとして、打切り再起工に係る費用について大阪府に賠償請求するよう求めたもの	25.9.19	○												現在、大阪地裁係属中	
大阪府	富田林市	違法な行政処分であると主張して、取消しを求めるとともに、慰謝料及びその延滞損害金の請求	24.5.10	○						○						※26.8.29大阪高等裁判所請求棄却確定	
大阪府	寝屋川市	市長に対して土地の不法占有に係る土地の返還及び当該不法占有に係る損害金を土地の占有者に対し請求するよう求める訴え	24.10.25	○												26.2.7大阪高裁請求棄却 ※26.7.24最高裁上告不受理決定	
大阪府	大東市	非常勤職員に対する退職慰労金の支給について市長に対し損害賠償請求等を求めるもの。	19.12.18	○											○	最高裁判所 26.3.20	
大阪府	大東市	債権放棄の議決に賛成した市議会議員および市長に対し損害賠償請求を求めるもの。	22.2.18	○											○	大阪地方裁判所 25.5.29	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	柏原市	市長及び契約相手方に対する違法契約締結に伴う損害金(17,252,100円)の請求	26.4.23	○							○						現在、大阪地裁係属中
大阪府	門真市	民間事業者及び市長に対する建物補償返還請求	26.2.20	○							○						係属中
大阪府	門真市	民間事業者及び市長に対する建物補償返還請求	26.5.7	○							○						係属中
大阪府	高石市	市に対する公金支出差止等の請求	24.12.28	○							○						現在、大阪地裁係属中
大阪府	交野市	公金支出金返還請求(160万円)	26.3.12	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	能勢町	町長に対する入札談合による無効な契約に基づく公金支出の差し止め請求	24.12.26	○				○									※26.7.10 大阪地裁請求棄却(確定)
大阪府	能勢町	町長に対する違法な公金の支出についての損害(落札金額の2割相当)賠償請求	24.12.26	○							○						※26.7.10 大阪地裁請求棄却(確定)
計		43件		43件	0件	0件	0件	4件	1件	1件	41件	0件	9件	2件	1件	2件	
兵庫県	神戸市	市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償金(7,001,920,000円)の請求等	18.6.29	○							○	○					24.4.20最高裁
兵庫県	神戸市	市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償金(20,666,307,530円)の請求等	20.12.11	○							○	○					25.3.28最高裁

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
兵庫県	神戸市	市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償金（8,294,829,504円）の請求等	21.6.23	○						○		○				26.1.14最高裁	
兵庫県	神戸市	市長に対して請求を怠る事実の違法確認の請求等	22.3.26	○							○		○			25.3.28最高裁	
兵庫県	神戸市	市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償金（26,546,000円）の請求等	24.4.27	○					○							26.4.22神戸地裁 請求却下及び棄却 現在、大阪高裁係属中	
兵庫県	神戸市	市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償金（41,920円）の請求等	24.11.22	○				○								26.3.27神戸地裁 請求棄却 現在、大阪高裁係属中	
兵庫県	神戸市	市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償金（546,000円）の請求等	25.8.9	○												※26.5.27神戸地裁	
兵庫県	姫路市	政務調査費の返還に係る法定利息の不足額の返還	25.2.5	○									○			神戸地裁 25.9.25判決	
兵庫県	尼崎市	建物使用許可取消及び使用料金返還請求	24.5.21	○				○					○			25.9.26 上告棄却	
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求	24.5.21	○				○					○			25.8.14 上告棄却	
兵庫県	尼崎市	グラウンド使用取消及び使用料金返還請求	24.9.6	○				○					○			25.11.6 上告棄却	
兵庫県	尼崎市	市長に対する立花南保育所民営化選考委員会に係る公金支出の差止請求	25.6.24	○				○								※26.10.23 大阪高裁請求棄却 判決確定	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	尼崎市	市長に対する大島保育所民営化選考委員会に係る公金支出の差止請求	25.6.24	○				○									26.4.10 神戸地裁請求棄却 現在大阪高裁係争中
兵庫県	尼崎市	建物使用許可取消及び使用料金返還請求	25.4.23	○				○									※26.11.4 上告棄却
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求	25.5.21	○				○									※26.7.15 上告棄却
兵庫県	尼崎市	グラウンド使用取消及び使用料金返還請求	25.9.11	○				○									※26.7.10 上告中
兵庫県	西宮市	市議会議員選挙の立候補者及び契約業者に対する選挙公営費用の一部（合計265,755円）の返還請求	24.1.19	○							○		○				神戸地裁 H24.10.23 請求棄却 大阪高裁 H25.3.28 控訴棄却 確定
兵庫県	西宮市	市議会の会派及び議員に対する政務調査費の一部（合計24,970,967円）の返還請求	24.3.15	○							○		○				神戸地裁 H25.10.16 一部勝訴 確定
兵庫県	西宮市	(1) 市長に対する土地の占有回復措置を採らないことの違法確認及び占有者に対する損害金（1,235,184円）の請求 (2) 市長に対する開発行為に伴う土地の市への帰属の差し止め (3) 市長に対する土地の管理費用の支出の差し止め (4) 土地の測量費用の支払いを受けた事業者に対する当該費用（41,690円）の返還請求	24.4.10	○				○		○	○						神戸地裁 H26.2.6 一部却下、一部棄却 大阪高裁 ※H26.8.29 控訴棄却 確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
兵庫県	淡路市	工事業者が債務不履行にもかかわらず、市に対し請求し、支払いを受けた工事代金の返還を求める請求及び工事の履行請求	24. 7. 20	○							○						H24. 10. 30 神戸地裁 取下げ
兵庫県	加東市	公共施設解体並びに総合庁舎建設差止め事件	24. 4. 25	○					○				○				H24. 11. 20神戸地方裁判所
計		28件		28件	0件	0件	0件	10件	2件	2件	18件	0件	11件	2件	0件	0件	
奈良県	奈良市	市長に対し、元市長に用地先行取得に伴う損害を賠償するよう求めることを、請求するもの	25. 6. 21	○							○						※奈良地裁係属中
奈良県	天理市	ごみ処理手数料の徴収（事業系ごみを家庭系ごみとして扱った）	24. 6. 15	○							○						取下げ
奈良県	橿原市	市長に対する政務調査費の返還措置請求	25. 4. 11	○							○						現在、奈良地裁係属中
奈良県	橿原市	市長に対する政務調査費の返還措置請求	26. 4. 11	○							○						現在、奈良地裁係属中
奈良県	生駒市	違法な報酬の支出に伴う市長に対する損害金（32万8千円）の請求	25. 4. 8	○							○						25. 12. 24奈良地裁請求棄却 26. 8. 28大阪高裁請求棄却 上告受理申立て中
奈良県	生駒市	市長に対する補助金支出の差止の請求	25. 5. 16	○				○					○				26. 2. 18奈良地裁一部請求却下、一部請求棄却
奈良県	川西町	上下水道料金の滞納債権に係る徴収の怠る行為	25. 8. 20	○							○	○					奈良地方裁判所 26. 3. 11

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
奈良県	野迫川村	住民監査請求と同様	25.10.15	○							○						現在、奈良地裁係属中
	計	8件		8件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	7件	1件	1件	0件	0件	0件	
和歌山県	和歌山市	市長に対する不正請求をした介護事業所への徴収金の請求を忘れている行為への違法確認請求及び当該事業所に対する介護報酬支出の差止請求及び市職員に対する指導監査権限等の行使を怠ったことによる損害金(7,839,693円)の請求	25.1.1	○							○	○					現在、和歌山地裁係属中
和歌山県	岩出市	①水道料金通知書の処分の取消しせよ。 ②金12,852円を支払え。 ③実績従量水量毎で徴収せよ。	26.4.23	○					○								26.7.4訴状変更により①③は取下げ、②は民事訴訟に立件変更
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
鳥取県	鳥取市	固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件(固定資産税及び都市計画税の一部の徴収を鳥取市長が怠った事実が違法であることの確認)	24.9.26	○							○						係争中(鳥取地裁)
鳥取県	伯耆町	町長に対する農道管理に係る違法確認請求	25.1.10	○							○						25.11.13 地裁請求棄却 26.4.21 高裁控訴棄却 ※26.9.25 最高裁上告棄却
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
島根県	出雲市	市長に対し、市が設置した会の公金支出に伴う損害金(87,400円)の請求	25.7.9	○							○	○					25.8.5 松江地裁請求棄却
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
岡山県	倉敷市	市長に対して、市議会会派へ支出した政務調査費の不当利得返還請求を行うことを求める請求	25.3.1	○						○	○						岡山地裁係属中
岡山県	倉敷市	市長に対して、市議会会派へ支出した政務調査費の不当利得返還請求を行うことを求める請求	26.2.28	○						○	○						岡山地裁係属中
岡山県	倉敷市	市長に対して、任意団体へ支出した補助金の返還請求を行うことを求める請求	21.5.28	○						○	○			○			23.12.27岡山地裁請求一部認容 24.7.12広島高裁控訴一部認容 25.12.20最高裁上告棄却(確定)
岡山県	倉敷市	市長に対して、市議会議員へ支出した政務調査費の返還請求を行うことを求める請求	23.3.2	○						○	○		○				24.11.27岡山地裁請求棄却 25.6.6広島高裁控訴棄却(確定)
岡山県	倉敷市	市長に対して、談合に伴う損害賠償金の請求を行うことを求める請求	23.9.28	○						○	○			○			25.3.12岡山地裁請求一部認容(確定)
岡山県	津山市	市長及び相手方に対する違法契約締結に伴う損害金(3,998,746,390及び年5分の利息)の請求	17.7.22	○										○			24.12.26地裁請求棄却 25.6.27高裁判決確定
岡山県	備前市	違法な財産管理確認住民訴訟事件	26.4.2				○			○							現在、岡山地裁係属中
岡山県	美作市	市長職務代理者に対する出資金支出処分の無効確認	26.3.28	○						○							26.5.7取下げ
岡山県	里庄町	町長に対する委託料の不当な支出に伴う委託金の返還請求	25.12.6		○												H26.12.16却下 H26.12.26控訴係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
計		16件		13件	2件	0件	1件	0件	1件	6件	14件	0件	3件	4件	0件	0件	
広島県	広島市	市長等に対する不適正経理等に伴う損害金（5億555万3,761円）の請求	23.3.25	○							○		○				24.8.7広島地裁請求棄却（一部却下）
広島県	広島市	市長に対する国有地譲与の取消処分は無効確認請求	24.10.24	○					○			○					25.7.17広島地裁訴え却下 25.11.28広島高裁控訴棄却
広島県	広島市	各党派等に対する政務調査費に係る不当利得（278万9,805円）の返還請求	24.12.7	○							○						現在、広島地裁係属中
広島県	広島市	党派に対する政務調査費及び政務活動費に係る不当利得（108万円）の返還請求	25.9.6	○							○						現在、広島地裁係属中
広島県	呉市	市長に対して契約無効を理由に工事請負代金の支出の差止請求	26.6.9	○				○									現在、広島地裁係属中
広島県	呉市	財産の管理を怠る事実（不法占有の放置等）及び違法な契約の締結（随意契約）の違法確認の請求	23.3.16	○						○			○				24.4.25広島地裁（原告一部勝訴） 24.12.5広島高裁（原告一部勝訴） 25.10.4最高裁（上告不受理決定）
広島県	尾道市	違法な手続による補助金の交付があったとして、尾道市長に対し当該補助金を不当利得として返還請求すべきであるとする補助金不当利得返還請求事件	25.11.19				○				○						※26.9.9広島地方裁判所確定
広島県	尾道市	違法な政務調査費の支出につき返還請求せよとの請求事件	24.3.28				○				○						24.9.19取り下げ

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
広島県	福山市	契約履行及び支出の差止め、市長の返還請求権の行使、市長、副市長に対する違法に支出した損害金（416,605,834円）の請求	21.10.9	○				○									25.1.29 広島地方裁判所 請求棄却 25.8.29 広島高等裁判所 請求棄却 26.2.18 最高裁判所 上告棄却
広島県	大竹市	市長・副市長に対する違法公金支出損害金（160万円）の請求	25.2.26	○													現在、広島地裁継続中
広島県	東広島市	市長等に対する違法に支出した損害金（310,710円）の請求	26.4.22	○													現在、広島地裁係属中
広島県	安芸高田市	市長及び補助金の相手方への違法な補助金支出に対する損害賠償（43,867円）の請求	24.6.26	○													※26.9.30最高裁上告棄却
計		12件		10件	0件	0件	2件	2件	1件	1件	9件	1件	2件	1件	0件	0件	
山口県	宇部市	市長に対する都市計画税誤課税に係る減免処分取消及び遡及課税の請求	24.11.15	○					○								26.4.9山口地裁 請求一部却下一部棄却 26.9.17広島高裁 控訴人一部勝訴 現在、最高裁係属中
山口県	防府市	市長及び工事請負人に対する、違法な変更契約に基づき支出した請負金（9,999,150円）の損害賠償請求	25.6.17	○							○						山口地方裁判所にて係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
山口県	美祢市	市長が事業者への不当利得返還請求権等の権利行使を怠っていることの違法確認及び損害賠償請求	19. 6. 22	○							○						23. 8. 24山口地裁原告一部勝訴 25. 4. 11広島高裁控訴人敗訴部分の取消し、被控訴人の請求棄却 26. 1. 17最高裁上告不受理
山口県	山陽小野田市	市長に対する違法な使用料減免行為に伴う損害金の請求	26. 6. 12	○							○						26. 10. 15山口地裁において第1回口頭弁論
計		4件		4件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
徳島県	徳島市	市議会議員に対し違法な政務調査費の支出に伴う不当利得（15,656,354円）の返還請求をすることを市長に対して求める請求	19. 12. 11	○							○				○		24. 10. 18高松高裁原告一部勝訴
徳島県	徳島市	P F I 事業者及び市長に対し違法な変更契約締結に伴う不当利得（115,386,600円）の返還請求をすることを市長に対して求める請求	22. 8. 19	○							○				○		24. 7. 13徳島地裁請求棄却
徳島県	徳島市	市職員互助会に対し違法な交付金の支出に伴う不当利得(622,046円)の返還請求をすることを市長らに対して求める請求	24. 12. 7	○							○	○					25. 11. 15徳島地裁訴えを却下
徳島県	徳島市	土地改良区及び指定管理者に対し違法な公金の支出に伴う不当利得の返還(3,119,222円)及び損害金の賠償(460,000円)の請求をすることを市長に対して求める請求	26. 6. 4	○							○						現在、徳島地裁係属中
徳島県	鳴門市	市長等による故意・過失のある違法な補助金に対する不当利得の返還請求。	24. 11. 16	○							○						26. 1. 31 徳島地裁請求棄却 26. 8. 28 高松高裁請求棄却 現在、最高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
徳島県	鳴門市	市長等による故意・過失のある違法・無効な公金支出に対する返還請求及び賠償請求。	24. 4. 25	○							○						24. 12. 12 請求の趣旨拡張の申立 26. 1. 31 徳島地裁原告一部勝訴 現在、高松高裁係属中
徳島県	阿南市	市長に対する不法占有者への不当利得返還等請求	26. 2. 27	○							○						係争中
徳島県	阿波市	市の所有であることを明示する境界標柱、標札、標識その他必要な表示の設置を怠る事実が違法であるとして	26. 1. 8	○							○						26. 5. 30 徳島地裁却下 現在高松高裁で係属中
徳島県	阿波市	道路管理を怠る事実の違法確認請求	24. 3. 12	○							○						24. 10. 1徳島地裁請求棄却 25. 2. 26高松高裁控訴棄却 25. 7. 12最高裁上告棄却、受理しない
計		9件		9件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	7件	1件	2件	1件	0件	1件	
香川県	高松市	市が行った特定事業用進入路の整備工事について、A社に対して、その要した費用の応分の負担請求を怠る事実が違法であることの確認を求めるもの。	23. 12. 6	○							○						24. 9. 19高松地裁請求棄却 25. 2. 7高松高裁請求棄却 26. 2. 4最高裁上告棄却
香川県	琴平町	町長に対する入湯税相当額返還費用支出差止請求	25. 3. 14		○						○						25. 10. 30高松地裁請求却下
計		2件		1件	1件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
愛媛県	松山市	市長に支出した旅費が違法な公金の支出に当たるとして、松山市長に対し、市長個人を名宛人として不当利得を返還するよう請求することを求められた。	24. 9. 10	○							○						25. 7. 2松山地裁請求棄却
愛媛県	今治市	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書採択の無効確認 ・教科書採択の取消し ・適正かつ公正な環境整備義務違反の違法確認 ・教科用図書及び教科書の購入費用の支出の無効確認 ・財務会計法規違反の違法確認 ・市長、教育委員、財務会計行為担当者への損害賠償、不当利得返還の義務付け 	24. 4. 10	○					○	○	○						一審却下、二審棄却。ただし、一部（損害賠償等の義務付け）は被告を変更して1審に移送され係争中
愛媛県	今治市	「市議会だより」の再印刷は違法な公金の支出とし市長（個人）に対する損害賠償の義務付け	26. 1. 8	○							○						一審継続中
愛媛県	宇和島市	市長に対する職員に違法契約締結に伴う損害金（10,000千円）の支払いを命じさせる請求	23. 12. 14	○								○					25. 2. 26松山地裁一部請求却下一部請求棄却
愛媛県	宇和島市	市長に対する違法な補助金支出に対して、補助金を返還請求するように命じさせる請求	24. 10. 1	○							○	○					25. 10. 30松山地裁請求却下
愛媛県	宇和島市	市長に対する行政財産の改修工事承認に対して違法の確認と解消を求める請求	25. 2. 26	○						○		○					25. 8. 7松山地裁請求却下
愛媛県	宇和島市	市長に対する違法な補助金支出に対して、補助金を返還請求するように命じさせる請求	25. 3. 22	○							○						現在、松山地裁係属中
計		7件		7件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	6件	2件	2件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
高知県	高知市	市長に対して、水路の占用許可処分 の取消し及びその水路改修工事の費用 を担当課長等に対して賠償命令を することを求める。	25. 2. 12	○							○						26. 7. 18高知地方裁判所一部却下・一部 棄却
高知県	高知市	排水機場運転管理業務の委託料を支 出したことによる損害について担当 課長等に対して賠償命令をすること を求める。	26. 5. 30	○							○						現在、高知地方裁判 所係属中
高知県	安芸市	違法な建設予定地に対し、すでに支 出した用地造成費など関連予算の返 還を市長に勧告すること	24. 10. 5	○						○							訴訟 1 審継続中
高知県	東洋町	町長他に対する違法な支出に伴う損 害金請求	24. 6. 29	○							○						25. 12. 13地裁請求棄 却 現在、高松高裁係属 中
高知県	東洋町	町長他に対する違法な契約に伴う損 害金請求	25. 3. 19	○							○						26. 3. 4地裁請求棄却 現在、高松高裁係属 中
高知県	東洋町	町長他に対する違法な契約に伴う損 害金請求	25. 10. 23	○							○						26. 7. 15地裁棄却 現在、高松高裁係属 中
高知県	いの町	町有地の売却に伴い、売却額と原告 が適正な価格と主張する額との差額 2,143万3,331円を請求するもの	25. 11. 15	○							○						現在、高知地方裁判 所係属中
高知県	佐川町	町長に対する賠償損害補償	25. 7. 22	○							○						現在、高知地裁係属 中
計		8件		8件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	7件	0件	0件	0件	0件	0件	
福岡県	北九州市	市長に対する政務調査費の不当利得 返還請求をすることの請求	24. 12. 6	○							○						現在、福岡地裁 係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福岡県	北九州市	市長に対する違法公金支出に伴う損害金（313万3200円）の請求	26.4.22	○							○						※26.8.19福岡地裁請求棄却確定
福岡県	福岡市	市長に対して、不当利得返還請求権の行使を求める訴訟	19.12.28	○							○			○	○		25.11.18福岡地裁一部認容
福岡県	福岡市	市長に対して、生活保護費に係る違法な支出をした職員に対する損害賠償請求権の行使を求める訴訟	23.8.9	○							○						26.3.4付け原告訴え取下げ 26.3.6付け被告取下げ同意
福岡県	福岡市	市長に対して、違法不当な選挙ポスター費の請求に関わった候補者及び業者に対する不当利得返還請求権及び損害賠償請求権の行使を求める訴訟	24.6.25	○							○						26.3.18福岡地裁棄却 26.9.4福岡高裁棄却現在、最高裁へ上告及び上告受理申立中
福岡県	福岡市	市長に対して、違法な契約締結と支出について損害賠償請求権の行使を求める訴訟	25.10.9	○							○						現在、福岡地裁係属中
福岡県	福岡市	市長に対して、感謝状の贈呈に係る違法な支出をした職員に対する不当利得返還請求権の行使を求める訴訟	26.5.13	○							○						現在、福岡地裁係属中
福岡県	久留米市	違法な事業への公金の支出差止め及び市長に対する支出分の支払請求	25.5.24	○				○			○						福岡地方裁判所係属中
福岡県	宗像市	玄海小学校改築工事事業に関し、一切の公金の支出、契約の締結等を差止める請求	24.1.30	○				○									福岡地裁 25.1.29取り下げ (監査請求は平成23年度)
福岡県	宗像市	玄海小学校改築事業に関する備品等引越しに業務委託にかかる費用の返還請求	26.3.26	○							○						福岡地裁係争中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
福岡県	那珂川町	公金支出等差止請求事件	25. 12. 10	○				○									現在福岡地裁係属中
福岡県	東峰村	ユーロ円債購入に関する損害賠償請求	25. 4. 15	○													26. 10. 7 原告取下げにより事件終了
福岡県	福智町	旧赤池町立病院跡地の売買契約について、福智町が824万4,630円の損害を被ったとして、町長に対して同額の損害賠償請求をしたもの。	24. 5. 9			○					○	○					24. 10. 30却下（福岡地方裁判所）
福岡県	福智町	古門高木橋線の欽害復旧工事においてA氏及びB氏に福智町が支払った補償金を町に返還するよう町長に求めたが、返還不能であったため町長に対し1,000万7,800円・259万9,700円を請求したもの。	24. 4. 27			○					○						26. 6. 16和解 (26. 6. 23議決)
福岡県	苅田町	仕組み債購入契約にかかる財産の管理を怠る事実の違法確認請求	24. 7. 5	○						○		○					福岡地裁 26. 1. 10判決 確定
計		15件		13件	0件	2件	0件	3件	0件	1件	11件	2件	0件	1件	0件	1件	
佐賀県	武雄市	武雄市に対する契約の無効確認請求	25. 10. 1	○				○				○					26. 3. 14佐賀地裁 請求却下
佐賀県	有田町	公金の支出停止と指定管理者取消請求	25. 7. 1	○					○				○				26. 3. 28佐賀地裁 請求棄却（確定）
計		2件		2件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	
長崎県	長崎市	平成22年度当時に長崎市議会議員であった者に対し不当利得返還請求をするよう求める住民訴訟	24. 9. 7				○				○						長崎地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
計			1件					0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件		
熊本県	熊本市	市長に対する、再開発事業に伴う市施設の解体費用、民間ビル用地買収にかかる費用の予算執行差止、及び支出済の費用の返還。	26. 3. 13	○							○					現在、熊本地裁係属中	
熊本県	小国町	町長に対する風力発電用地土地賃貸借契約に伴う損害金（6,919,680円）の請求	24. 4. 28				○				○					24. 11. 6付け、原告側より取下げ	
熊本県	相良村	求償等請求住民訴訟事件	25. 3. 25		○						○			○		H26. 4. 18 福岡高裁控訴棄却 H25. 10. 11 熊本地裁原告勝訴	
計			3件		1件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	1件	0件
宮崎県	延岡市	市長に対して、図書館長と相手方に公務談合損失を補填する請求を求める	25. 10. 4	○							○					※26. 9. 26宮崎地裁却下	
宮崎県	川南町	怠る事実の違法確認請求 違法な支出の差止め請求 町長に対する違法な支出に伴う損害賠償請求	25. 11. 26	○				○		○	○					第一審係属中	
計			2件	2件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
鹿児島県	南種子町	不当な財産取得、不当な公金支出の主張による、町長に対しての損害賠償請求事件	26. 5. 14	○							○					係争中	
計			1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
沖縄県	那覇市	・市管理公園内に建設された施設への設置許可及び使用料免除措置の無効確認 ・市長が使用料徴収を怠っていることの違法確認 ・許可当時の市長及び施設設置者に対する使用料相応額5,767,200円等の金員請求	26.5.21				○		○	○	○						現在、那覇地裁係属中
沖縄県	那覇市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害賠償金（1億6675万円）の請求	26.5.20	○							○						現在、那覇地方裁判所係属中
沖縄県	那覇市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害賠償金（1830万円）の請求	26.8.28	○							○						現在、那覇地方裁判所係属中
計		3件		2件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	
合計		359件		337件	8件	5件	10件	54件	25件	48件	282件	26件	92件	16件	2件	7件	